

桃山学院大学

総合研究所紀要

Vol. 39 No. 3 2014. 3

〔第34回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナー〕

報告と討議の概要伊代田 光 彦 (1)

論 文

会計基準の国際化と税務会計金 光 明 雄 (3)

社会的資本が持続可能な SCM と CSR の成果に及ぼす影響

——理論考察を中心に——李 敦 姫 (27)

中国の原産地管理制度の問題点と改善案に関する小考朴 盛 浩 (51)

「井邑詞」と伊勢物語の「井筒」梅 山 秀 幸 (73)

〔特定個人研究〕

論 文

経済成長下の若者の都市移動

——「わたし語り」の人類学の試み——南 出 和 余 (91)

日本における税務会計研究の展開金 光 明 雄 (109)

特別活動における望ましい「学級会活動」のあり方に関する研究

——ドイツヘッセン州における「Klassenrat (学級会)」の取組に学ぶ——松 岡 敬 興 (127)

情報化社会における近見視力検査の意義と有効性に関する研究

——小学生の視力・屈折・調節機能——高 橋 ひとみ (141)

川 端 秀 仁 隆

衛 藤 隆

〔共同研究〕

論 文

東アジアの食料貿易における新動向と課題

——日中間の野菜貿易を中心に——大 島 一 二 (155)

Topic in Talk-in-interaction:

A Longitudinal Study of Japanese Learners of EnglishJohn CAMPBELL-LARSEN (171)

新入生実態アンケート調査の分析 (2)

「経済・生活状況」および「読書等」木 下 栄 二 (199)

和泉市におけるがんケア伊 藤 高 章 (221)

朝鮮時代における疫病流行と黄海道九月山三聖祠における檀君祭祀佐 々 充 昭 (241)

桃山学院大学新英語カリキュラムの提案中 井 紀 明 (261)

無料オンライン講座の大学英語教育での活用について中 井 紀 明 (269)



桃山学院大学総合研究所

会計基準の国際化と税務会計

金 光 明 雄

1. は じ め に

経済活動の国際化に伴うコスト削減というインセンティブに支えられ¹⁾、会計基準の国際化が急速に進展している。資本市場における会計基準の国際化の動きには、①国際会計基準審議会（IASB）が開発・公表する国際財務報告基準（IFRS）／国際会計基準（IAS）（以下、総称して「IFRS」という）と自国の会計基準との差異を縮小または解消していくという収斂（コンバージェンス）と、②IFRSを自国の会計基準として採択ないしは全面的に採用する（アドプション）²⁾という2つの方向性が存在する（齋藤 [2010a], 67頁）。

これまで自国で会計基準を開発してきた日本は、会計基準の国際化の動きに対して前者による対応を図ってきた。しかし、EU域内上場企業へのIFRS強制適用を契機として、世界的にIFRSの全面的採用の動きが加速していくなかで、日本でもIFRSのアドプションについて議論されるようになった。そして、2009年6月30日付で、金融庁の企業会計審議会からIFRSの将来的な強制適用を見据えた意見書が公表され、2010年3月期の連結財務諸表から、所定の要件を満たす一部の上場会社についてIFRSの任意適用が容認されている。このように、日本では、金融商品取引法に基づく会計（以下、「金融商品取引法会計」という）における連結財務諸表の作成・報告基準（以下、「連結会計基準」という）について、会計基準の国際化が生じている。

また、日本の企業会計においては、連結会計基準と個別財務諸表の作成・報告基準（以下、「個別会計基準」という）を区別することなく、単一の体系の会計基準が適用されるため、連結会計基準のIFRSとのコンバージェンスは、個別会計基準にも影響を及ぼすことになる（齋藤 [2010b], 18頁）³⁾。法人税は基本的に法人単位で課税されるため、税務上の課税所

1) たとえば、複数の資本市場において異なる会計基準に基づいて情報開示を行うよりも、単一の会計基準に基づいて情報開示を行うほうが、情報作成者にとっては情報作成コストを削減することができ、また情報利用者の立場からは、開示情報の理解や分析のためのコスト削減が期待できる。さらに、監査する立場からも、単一の会計基準への対応のほうが監査コストを削減することができる（齋藤 [2010b], 18頁）。

2) 現在、欧州連合（EU）加盟国をはじめ120を超える国々で、IFRSの適用が要求または許容されている。新興国を中心にIFRSの全面的採用が進められてきているほか、オーストラリアやニュージーランドのように、自国での会計基準の開発を放棄し、IFRSを自国の会計基準として採用する国もみられる。

3) 以下、本稿では、連結会計基準と個別会計基準の両方を意味して論じる場合には、「会計基準」とキーワード：IFRS、確定決算主義

得計算に直接に関連するのは個別会計基準である。

会社法に基づく会計（以下、「会社法会計」という）と金融商品取引法会計が以前にも増して接近し、かつ会社法会計での決算利益に基づいて課税所得を計算し申告することを要請する確定決算主義を採用している日本では、IFRS 導入による会計基準の国際化は課税所得計算に直接的な影響を及ぼすと考えられる。従来、財務会計（会社法会計・金融商品取引法会計）⁴⁾と税務会計との関係は確定決算主義との関連で論じられることが多く、会計基準の国際化に対する税務上の対応を検討するうえで、とりわけ確定決算主義の問題は重要な論点となってくるだろう。

本研究の目的は、IFRS への収斂ないしはIFRSの全面的採用による会計基準の国際化が確定決算主義に与える影響について考察することである。会計基準の国際化に伴う財務会計と税務会計の乖離の拡大により、これまで両者を制度的に関係づけてきた確定決算主義のあり方が問題として提起されている。そこでは、確定決算主義による影響を排除するため、損金経理要件の緩和・廃止や申告調整方式の全面的採用などの方策が主張されている。

以下、本稿では、会計基準の国際化に伴う財務会計と税務会計の乖離の拡大によって、確定決算主義の何が問題となるのかを整理したうえで、これまでの確定決算主義の見直し議論をも踏まえながら、確定決算主義の今後の方向性についての見解を示すこととする。

2. IFRS 導入をめぐる日本の現状

2.1 IFRS のアドプションにむけた「連結先行論」の提示

全世界的なIFRSのアドプションの流れを受けて、企業会計審議会は2009年6月30日付で「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下、「意見書（中間報告）」という）を公表した。「意見書（中間報告）」では、日本基準のIFRSへのコンバージェンスの継続・加速化における「連結先行」の考え方が示されている。

連結先行とは、「今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方」（「意見書（中間報告）」、3頁）である。「意見書（中間報告）」は、コンバージェンスのスキームとして「連結先行」の考え方を示したうえで、IFRSのアドプションにむけての基本的考え方と課題を明示している。

それらの内容を要約すれば、次のとおりである。

- ① 継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、かつ、IFRSによ

表記する。

4) 以下、本稿では、会社法会計と金融商品取引法会計の両方を意味して論じる場合には、「財務会計」と表記する。

る財務報告について適切な体制を整備し、IFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示しているなどの企業であって、国際的な財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表（およびその上場子会社等の連結財務諸表）については、IFRSの任意適用を認めることが適当である。

- ② 任意適用の時期については、2010年3月期から認めることが適当である。
- ③ 任意適用時においては、IFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表に適用せず、連結財務諸表のみに適用することが適当である。ただし、連結対象会社を有さず連結財務諸表を作成していない上場企業については、国際的な比較可能性等の観点から、日本基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けたIFRSによる個別財務諸表を作成することを認めることが考えられる。
- ④ IFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とする。
- ⑤ IFRSの強制適用の対象としては、グローバルな投資の対象となる市場において取引されている上場企業の連結財務諸表とすることが適当である。上場企業の個別財務諸表（連結財務諸表を作成していない企業のものを含む。）へ適用することについては、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある。
- ⑥ IFRSを段階的に適用するか、一斉に適用するかは、IFRSの強制適用を判断する際に、任意適用の状況等をもとに作成者の対応能力等を見極めたうえで検討・決定することが適当である。
- ⑦ IFRSの強制適用にあたっては、実務対応上必要な期間として、強制適用の判断時期から少なくとも3年の準備期間が必要である。
- ⑧ IFRSの強制適用を判断するにあたって、IASBが作成するIFRSをそのまま適用するか、一部修正または適用除外とするか否かについては、IFRSの内容や基準設定の状況（デュー・プロセスを含む）を見極める必要がある。

「意見書（中間報告）」では、IFRSの適用には日本基準とIFRSの基準および実務のコンバージェンスが大きく進展していることが不可欠であるとしている。

2.2 IFRSの任意適用の制度化

(1) 連結財務諸表規則の改正

企業会計審議会が公表した「意見書（中間報告）」を踏まえ、金融庁から2009年12月11日付で「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）が公布・施行され、IFRSの任意適用に関する所要の措置が講じられた。

これにより、現在、国際的な財務活動または事業活動を行う国内会社で、次の要件を満たす会社（特定会社）は、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、IFRS（指定国際会計基準⁵⁾）により連結財務諸表を作成することができる（連結財務諸表規則1条の2）。

- ① 発行する株式が金融商品取引所に上場されていること。
- ② 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。
- ③ IFRS（指定国際会計基準）に関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、IFRS（指定国際会計基準）に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。
- ④ 会社、その親会社、その他の関係会社またはその他の関係会社の親会社が、(a)外国の法令に基づき、法令の定める期間ごとにIFRSに従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること、(b)外国金融商品市場の規則に基づき、規則の定める期間ごとにIFRSに従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること、または(c)外国に資本金20億円以上の子会社を有していること。

連結財務諸表を作成していない特定会社は、日本基準による財務諸表に加えて、IFRS（指定国際会計基準）による財務諸表を作成することができる（財務諸表規則127条）。

なお、四半期連結財務諸表および四半期財務諸表についても同様の改正が行われている。

(2) 会社計算規則の改正

前述の連結財務諸表規則の改正に合わせて、2009年12月11日付で「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第46号）も公布・施行された。この改正により、IFRS（指定国際会計基準）に基づいて連結財務諸表を作成することが許容される株式会社については、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、会社法上も連結計算書類をIFRSに従って作成することができる（会社計算規則120条）。

2.3 IFRSの強制適用にむけての対応

- (1) 「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」の公表

さきの企業会計審議会から公表された「意見書（中間報告）」では、2012年を目途としてIFRSの適用について最終的な判断を行い、適用する場合には2015年または2016年から上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用するという方向性が示されていた。

しかし、2011年3月の東日本大震災の発生、さらに同年4月のIASBと米国財務会計基準審議会（FASB）のコンバージェンス作業延期の発表と、これに続く米国での2011年中に予定していたIFRS強制適用の最終決定の先送りによって、日本におけるIFRS適用をめぐる状況は一変することになる。2011年6月21日に当時の金融担当大臣が、当初2012年中に予定していたIFRS強制適用の最終決定を見送り、IFRSの強制適用を決定してからの適用開始

5) IASBが公表したIFRSのうち、公正かつ適正な手続きのもとに作成および公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを金融庁長官が定め、官報で告示したもの（連結財務諸表規則93条）。

にむけた準備期間については従来の「少なくとも3年」から「5～7年」に延長し、さらにIFRSの適用範囲を国際的に事業展開するグローバル企業に限定する意向を表明したのである。

こうした大臣談話も踏まえながら、同年6月30日から約1年間にわたり、企業会計審議会において、IFRSへの対応について議論が重ねられた。そこでの内容は、2012年7月に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（以下、「中間的論点整理」という）にまとめられている。

「中間的論点整理」に示されている基本的考え方を要約すれば、次のとおりである。

- ① 国際的な市場である日本の資本市場で用いられる会計基準は、国際的に通用する高品質なものであることが必要であり、会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要がある。
- ② 国際情勢を踏まえつつ、日本の制度や経済状況などに最もふさわしい対応が検討されるべきであり、IFRSのどの基準・考え方が日本にとって受け入れ可能であり、どの基準・考え方が難しいかを整理することが必要である。
- ③ IFRS適用に関しては引き続き議論を継続する一方、任意適用制度のもとで、IFRS適用の実例を積み上げ、具体的なメリット・デメリットを十分に把握し、それに対応するための取組みを検討・実行していくべきである。
- ④ 国際的には連結財務諸表がより重視される一方、個別財務諸表については、会社法や税法との関連に配慮が必要であることから、いわゆる連単分離の許容が現実的である。
- ⑤ 非上場の中小企業等の会計については、IFRSの影響を受けないようにするというこれまでの方針を維持することが適当である。
- ⑥ IFRS財団（IASBを含む）に対しては、人的・資金的貢献を継続するとともに、米国をはじめ各国と連携して意見発信の努力を継続することが必要である。

(2) 「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」の公表

「中間的論点整理」では、連単分離を前提に、IFRSの任意適用の実例を積み上げつつ、IFRSのあり方について、その目的や日本の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、IFRSへの対応を検討すべきであるとされていた。IFRSへの対応のあり方については、「中間的論点整理」に基づいて、企業会計審議会において継続的な検討が行われている。2013年6月には、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という）と題する文章を公表し、IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方を示している。

「当面の方針」では、IFRSの任意適用企業の積上げを図ることが、国際的にもIFRS策定への日本の影響力を高めることに資するとして、IFRSへの対応の当面の方針として、次の3点が示されている。

- ① IFRSの任意適用要件のうち、IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保

する取組み・体制整備の要件は維持することとし、「上場企業」および「国際的な財務活動・事業活動」の要件は撤廃すべきである。

- ② IFRS のエンドースメントの仕組みを導入すべきであり、その具体的なエンドースメントの手続については、会計基準の策定能力を有する企業会計基準委員会（ASBJ）において検討を行うのが適当である。
- ③ 会社法の計算書類に対する要求水準に統一することを基本として、金融商品取引法適用会社の単体開示の簡素化を図ることが適当である。

このほか、IFRS の強制適用の是非等については、任意適用企業数の推移を含め、今回の措置の達成状況を検証・確認するとともに、米国の動向や IFRS の基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら議論を行っていくことが適当であり、いまだその判断をすべき状況にないとの見解を示している。なお、「中間的論点整理」で示された連単分離、中小企業等への対応の方針については、引き続きこれを維持すべきであるとしている。

以上の「当面の方針」をふまえて、現在、金融庁は、2013年8月26日付で「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、IFRS の任意適用要件の緩和にむけた連結財務諸表規則の改正に着手している。改正案の主たる内容は、IFRS の任意適用が可能な会社（特定会社）の要件として、IFRS に基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組み・体制整備のみを残し、上場企業および国際的な財務活動・事業活動の要件を撤廃するというものである。

3. 財務会計と税務会計の制度的関係

3.1 税務会計の財務会計に対する制度的依存関係

法人税法は、内国法人に対し、各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に、税務署長に対して、確定した決算に基づいて申告書を提出することを義務づけている（法人税法74条1項）。日本では、会社法が法人の決算を確定させる手続きを規制しているため⁶⁾、法人税法74条1項の規定は、会社法会計で確定した決算利益に基づいて課税所得を計算し申告することを要求している。このような考え方を確定決算主義という。

確定決算主義のもとでは、法人の各事業年度の課税所得は、その年度の益金の額から損金の額を控除して計算され（法人税法22条1項）、課税所得の計算要素となる益金の額と損金の額は、別段の定めがあるものを除いて、収益の額および原価・費用・損失の額とされる（法人税法22条2項および3項）。課税所得計算の基礎となる収益の額および原価・費用・損失の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（以下、「公正処理基準」とい

6) 会社法438条2項において、「計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない」と規定されている。ただし、会計監査人設置会社については、会計監査人が計算書類を適正と認める旨の意見を表明し、かつ監査役会（委員会設置会社の場合は監査委員会）が会計監査人の監査報告を否定しない限り、計算書類は取締役会で確定する。この場合、定時株主総会では計算書類を報告すれば足り、承認を要しない（会社法439条および会社計算規則135条）。

う)に従って計算されたものでなければならない(法人税法22条4項)。しかしながら、公正処理基準が具体的に何を指すのかについては、法人税法上、明示されておらず、これに対する見解はさまざまである⁷⁾。確定決算主義を前提とすると、会社法会計が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うことを要求されていることから、課税所得計算における公正処理基準は、会社法の規定する会計慣行と同一のものと考えられる(鈴木[2011], 42頁)。

一方、その会社法では、株式会社の会計について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うべき旨の包括的規定を設け(会社法431条)、その具体的な内容については会社計算規則に委ねている。また、会社計算規則は、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」と規定している(会社計算規則3条)。このため、会社法および会社計算規則に規定されていない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」や「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に基づいて処理されることになるが、会社法上、これらの内容については特に明示されていない。一般的には、金融商品取引法会計において遵守される会計基準等⁸⁾を指すものと理解されている。具体的には、企業会計審議会から公表された企業会計原則・同注解や会計基準、ASBJが開発し公表した企業会計基準・同適用指針および実務対応報告、さらには日本公認会計士協会から公表された実務指針などを意味するものと考えられる。このことから、金融商品取引法会計において遵守される会計基準等は、会社法会計の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を介して、税務会計における公正処理基準の具体的内容の重要な部分を構成すると解される。

このように、日本の税務会計における課税所得計算は、法人税法74条1項および22条4項を通じて、税務申告手続と課税所得の計算構造の両面において、直接的には会社法会計に依存している。また、金融商品取引法会計とは、直接の制度的結びつきはみられないものの、会社法会計を媒介として関係を有しているといえる。このような税務会計の財務会計(会社法会計・金融商品取引法会計)に対する制度的依存関係は、日本の法人所得課税に申告納税制度が全面的に導入された1947年の法人税法全文改正以来、現在に至るまで続いている⁹⁾。

3.2 制度的依存関係の変容

(1) IFRS へのコンバージェンスに対する会社法会計の対応

現在の会社法が創設されるまでは、基本法として商法が存在し、証券取引法はその特別法

7) たとえば、富岡[2013, 52-53頁]を参照されたい。

8) 金融商品取引法会計においても、連結財務諸表規則および財務諸表規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされており、その具体的内容については、企業会計審議会およびASBJによって公表された企業会計の基準がこれに該当するとしている(連結財務諸表規則1条1-3項および財務諸表規則1条1-3項)。

9) 財務会計と税務会計の制度的関係の歴史的変遷については、たとえば鈴木[2013, 201-219頁]を参照されたい。

としての位置づけにあった。したがって、会計規制については、商法が優先的な地位にあるといった考え方が支配的であった。しかし、会社法が創設され、さらに金融商品取引法が制定されたことによって、両者の役割分担が際立つようになった。すなわち、会社法は企業組織法制としての性格を強め、金融商品取引法は証券市場規制としての役割を明確にしたのである。これを受けて、会計規制の問題も、企業組織法制の問題領域に成り立つものではなく、証券市場規制のもとにおいて取扱われるべき問題であるという関係が明確になってきた（武田 [2008], 25-27頁）。

それゆえ、現在の会社法では、会計に係る一般的・総則的規定のみを設定し、より詳細な規定ないし基準等は他に依存するという姿勢を示している。すなわち、会社法では、第431条の規定のもとに、IFRS へのコンバージェンスに配慮した会計基準についても、また他の公正妥当な会計慣行についても、その適用を認めるという柔軟な対応を行っている。このような会社法の対応によって、上場会社にとっては会社法会計においても金融商品取引法会計上の会計基準に基づいて計算書類を作成することが情報作成コストの面から合理的となる（齋藤 [2010a], 68頁）。

(2) IFRS へのコンバージェンスに対する税務会計の対応

現在の申告納税制度が採用されてから2000年前後までは、確定決算主義のもとで、財務会計における利益計算と税務会計における課税所得計算は、ともに発生主義に基づく企業活動の成果を測定するという基本姿勢を共有していた（鈴木 [2013], 219頁）。このため、両者の制度的関係のもとに、個別会計領域においても、会計基準と税務法令規定は相互に補完しながら発展してきた¹⁰⁾。

しかし、1998年度の税制改正以降、税務法令規定が目的の違いを理由に独自性を発揮し始めたことによって、財務会計を尊重するという従来からの税務会計の基本的考え方に大きな変化がみられるようになった。1998年度の税制改正では、1996年11月に公表された税制調査会の「法人課税小委員会報告」で示された、課税ベースを拡大・適正化しつつ税率を引き下げるという方向に沿って、課税所得計算規定についての見直しが行われた。「法人課税小委員会報告」では、会計基準の国際化が進展する現状を認識したうえで、「法人の課税所得計算においては、これまで、商法・企業会計原則との調和が図られてきたが、これは、課税所得はその期に企業が稼得した利益の額を基礎とするという基本的な考え方に加えて、企業の内部取引に経理基準を課すことによって恣意性を排除する考え方、さらには財務諸表を統一し、会計処理の煩雑さを解消するという考え方に立脚するものであり、基本的には評価されるべきものである」（税制調査会 [1996], 第1章・3・(ア)）としながらも、税務会計と財務会計はそれぞれ固有の目的と機能を持っていることから、「法人税の課税所得は、今後と

10) 鈴木 [2013, 219-221頁] は、会計基準と税務法令規定が相互に補完しながら発展してきた経緯について詳しく考察している。そこでは、全体的な傾向として、日本において2000年前後に会計基準の整備・充実が図られるまでは、企業会計原則で抽象的に示された発生主義に基づく成果計算思考が、税務法令の計算規定を通じて具体的に会計実務に浸透・定着していったことが指摘されている。

も、商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切である」(税制調査会 [1996], 第1章・3・(ウ))という考え方が示されている。

(3) 財務会計と税務会計の乖離

近年における会計基準の国際的共通化を志向する会計基準設定と、課税ベースの拡大・適正化を志向する税制改正によって、会計基準と税務法令規定はそれぞれ独自の計算規定の整備・充実を図り、両者は相違する傾向にある。そのような傾向は、歴史的経緯を通じて定着している財務会計における利益計算と税務会計における課税所得計算の制度的依存関係に変化をもたらしつつある。

会社法および会社計算規則の IFRS に接近した会計基準への対応は、上場会社において金融商品取引法会計と会社法会計が接近する状況を生み出しうる。これに対し、税務法令規定の IFRS に接近した会計基準への対応は、IFRS へのコンバージェンスに配慮した会計基準の新設・改廃により変化する「確定した決算」の内容について、税務会計の立場からは受け入れ難いことを示唆するものであり、会社法会計と税務会計の制度的依存関係の解消を含意している。このように考えると、会計基準の国際化は、これまでの税務会計と財務会計の制度的依存関係を緩和させ、両者を乖離の方向へと導くような影響を有しているといえる。

IFRS 導入をめぐる議論の進展と会計基準の国際化による財務会計と税務会計の乖離の拡大は、財務会計と税務会計の制度的依存関係の再考を迫りつつあり、IFRS 強制適用の検討段階にある日本では不可避的な状況になってきていることを示唆している。

4. 会計基準の国際化が確定決算主義へ及ぼす影響

4.1 確定決算主義のあり方に関する再検討の必要性

前述したとおり、会計基準の国際化に対する会社法会計と税務会計の対応には相違がみられる。そこには、現行の IFRS に接近した会計基準あるいは IFRS そのものが課税所得計算にとって受容し難い内容を含んでいるとの判断があるように思われる。もしそうであるならば、会計法会計における確定決算を基礎とする課税所得計算思考について再検討が必要になるであろう。換言すれば、確定決算主義のあり方についての再検討である。

現在の任意適用段階では、IFRS の適用は金融商品取引法会計における連結財務諸表に限定されているため、会社法会計での計算書類(個別財務諸表)を基礎として行われる課税所得計算に対して IFRS の任意適用そのものが影響を及ぼすことはない。しかし、本稿の冒頭でも述べたように、日本では連結会計基準と個別会計基準を区別することなく単一の体系の会計基準を適用している。したがって、連結会計基準の IFRS へのコンバージェンスは、個別会計基準にも影響を及ぼすことになる。個別会計基準の IFRS へのコンバージェンスのさらなる進展あるいは将来的な IFRS の全面適用が現実となると、税務会計への影響は重大で

ある。

金融商品取引法の規制を受けない非上場会社で、かつ連結財務諸表の作成を要求されない会社、とくに中小規模の会社については、会社法会計においてIFRSに接近した個別会計基準あるいはIFRSに従うことの積極的な必然性は存在しない（齋藤 [2010a], 68頁）。IFRSに従うことは、情報作成コストを著しく高めるだけで非合理的である。むしろ、そのような会社では、税務申告目的から税務会計の優先度が高く、税務申告コストの面から会社法会計の計算書類についても許容される範囲で税法基準に従った会計処理が行われると推察される。

なお、確定決算主義のあり方を議論するにあたっては、これまで財務会計と税務会計の連結環としての役割を担ってきた確定決算主義の意義と効果を十分に踏まえたいうで、財務会計と税務会計の乖離の拡大によって触発された確定決算主義の存廃問題について検討することが肝要である。

4.2 確定決算主義の意義

日本の財務会計と税務会計は、確定した決算に基づいて課税所得を計算し申告することを要請する確定決算主義を連結環として相互関連性を有している。

確定決算主義をどのように捉えるかについては、法人税法74条1項が規定する、確定した決算に基づくことの解釈に関連してさまざまな見解がある。たとえば、税制調査会 [1996] では、確定決算主義が含意する内容について次の3つをあげている。①会社法上の確定決算に基づき課税所得を計算し申告すること、②課税所得計算において、決算上、費用または損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること、③別段の定めがなければ、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する」ことである（税制調査会 [1996], 第1章・四・3）。

本研究では、税制調査会 [1996] の見解を踏まえながら、確定決算主義は次の2つの要請を内容とするものと理解する。

ひとつは、会社法に定める手続きに従って確定した決算に基づいて課税所得の計算を行わなければならないとする、課税所得計算の基本的枠組みに関する要請である（鈴木 [1996] 231頁および畑山 [2010], 56頁）。法人税法は、公正処理基準を前提として、会社法決算で確定された当期利益を出発点として、申告段階で税法固有の要請にもとづく調整を加えることによって、課税所得を誘導的に算定するという課税所得の計算構造を規定している（法人税法22条1-4項および同74条1項）。このような課税所得計算の手續全般についての包括的な要請は、形式的意義としての確定決算主義であると理解される。

いまひとつは、会計処理方法の選択や費用計上の判断において企業に裁量の余地が与えられている内部取引に係る事項や特定の外部取引について、確定した決算における所定の経理を要求し、課税所得計算をその経理内容によって拘束することを要請するものである（鈴木 [1996], 232頁および畑山 [2010], 56頁）。たとえば、法人税法は、減価償却資産の償却費

や引当金の繰入額など内部取引に係る費用について、確定した決算において費用または損失として経理すること（損金経理）を要件として税務上も損金算入を認めている（法人税法31条1項および51条1項）。さきほどの第1の要請が形式的意義としての確定決算主義を意味するとするならば、第2の要請は実質的意義としての確定決算主義であると理解される。

実質的意義としての確定決算主義のもとでは、たとえば、確定した決算で税務上の償却限度額を超える償却費を損金経理によって計上した場合、その償却限度額と償却費との差額（償却超過額）は損金不算入になるので、申告調整での加算手続が追加的に必要になる。結果的に、それは申告調整コストと税額を増加させることになる。一方で、確定した決算で税務上の償却限度額に満たない償却費を損金経理によって計上した場合、その償却限度額と償却費との差額（償却不足額）について、申告調整による追加的な損金算入は認められない。納税コストの削減を意図するならば、課税所得計算で採用される処理方法を確定した決算でも採用し、税務上の償却限度額の範囲内でできるだけ多くの費用を計上するはずである。確定した決算と課税所得計算で異なる処理方法を採用することは制度的に可能であるが、企業にとっての納税コストの最小化を考慮すると、両方で別個の処理方法を採用する必要性は生じない。したがって、会社法会計と税務会計で採用される処理方法は結果的に同一となる。換言すれば、確定した決算での経理が、課税所得計算の内容を実質的に拘束するという結果をもたらすことになる。

そして、形式的意義としての確定決算主義もまた、確定した決算を前提とした課税所得計算の手続を包括的に要請するため、確定した決算が課税所得計算を形式的に拘束するという結果を生じさせる。

ただし、確定した決算の課税所得計算に対する拘束性は絶対的なものではない。すなわち、法人税法の強行規定に反する経理または客観的事実に反する経理でない限り、確定した決算での法人の意思表示を尊重するというレベルのものである。納税コストの節約という要因を考慮すると、法人税法に別段の定めのない事項については、確定した決算での経理内容は、法人の意思表示を反映したものとされ、そのまま課税所得計算に引き継がれることになると考えられる。

このように、確定決算主義は、形式的にも実質的にも会社法会計（確定した決算）への制度的依存性を要請する考え方であるといえる。

4.3 確定決算主義の弊害

法人税法は、法人の費用または損失について損金算入を認めるに際し、多くの項目に損金経理要件を課している。それは、法人がその確定した決算において費用または損失として経理しなければ、課税所得計算において損金算入を認めないとするものである。損金経理は、外部取引を伴わないために裁量の余地のある内部計算（たとえば、償却費の計算、評価損や引当金の計上など）や性格の曖昧な支出（たとえば寄附金や交際費など）に係る金額を、法

人の意思表示に従って確定させる必要から要請されている（日本租税研究協会・税務会計研究会 [2011], 57頁）。また、それは法人による恣意的な計算の抑制にもつながり、課税の公平性を図ることに資する¹¹⁾。

一方で、損金経理要件については、逆基準性の問題や税務上のメリットを享受できないといった問題がしばしば指摘される。前述したように、税務会計は会社法会計に制度的に依存する形をとるが、企業会計の実務では税務上のメリットを享受するために会計基準よりも法人税法の計算規定が優先され、課税所得計算を意識した会計処理が行われている。法人税法が企業会計に対して介入しているという意味で、このような現象は逆基準性とよばれている。所定の経理をしなければ税務上のメリットを享受できないという面からみれば、損金経理要件が適正な会計処理の障害になっているとみることができる。

逆基準性の問題は、法人税法にかかわりなく、会計基準に従って適正な処理を行えば生じないことであり、法人税法が損金経理要件を採用していることとは、論理的には関係しないと考えられる（日本税理士会連合会・税制審議会 [2008], Ⅲ・5）。しかしながら、会計基準のみに従って会計処理を行えば、企業にとっては多くの税務上のメリットを放棄することになり、法人税法を意識せずに企業会計を行うことは、実際には極めて困難であると思われる。それゆえ、損金経理要件のもとで会計基準と法人税法の計算規定に差異がある限り、逆基準性とよばれる現象は解消しえない問題であるといえる。

4.4 確定決算主義の見直し論議

会計基準の国際化に対する税務会計の対応は、法人税制が伝統的に採用してきた確定決算主義のあり方をめぐる問題を惹起する。たとえば、畑山 [2010, 58頁] は、会計基準の国際化の進展に伴う財務会計と税務会計の乖離の拡大は、申告調整の件数および金額の増大を招き、税効果会計の負担を重くするため、確定決算主義の機能を低下させると指摘している。このような危機感やIFRSへのコンバージェンスやIFRSのアドプションにむけた議論の進展によって増幅され、昨今の確定決算主義の見直しをめぐる議論もそれに呼応する形で展開されている。ただし、確定決算主義の見直しの程度については、財務会計と税務会計との連続性を完全に分断すべきとの主張から、少なくとも確定決算主義が含意する損金経理要件を緩和あるいは廃止すべきとの主張まで幅がある（表1参照）。

確定決算主義の見直しを主張する立場においては、維持か廃止かという二者択一的な問題としてではなく、程度の問題として捉えている。さらに、そこでは損金経理要件に対して批判が向けられている。日本租税研究協会・税務会計研究会 [2011, 57頁] も指摘するように、かねてより確定決算主義への批判の多くは、損金経理の要件に対するものであり、IFRS導

11) 損金経理要件を採用する根拠として、たとえば日本公認会計士協会 [2010, 10頁] は、①課税の安定性・公平性を図ること、②企業の内部留保を確実にすること、③税収の安定性を図ること、および④税制執行上の便宜性を図ることなどを挙げている。

(表1) 確定決算主義の見直し論議

論文等	確定決算主義の見直しをめぐる見解
日本税理士会連 合会・税制審議 会 [2008]	企業会計と法人税制が著しく乖離した場合には、確定決算基準は事実上形骸化し、その維持が困難になることも予測される。したがって、将来的には確定決算基準の廃止を検討すべきであるという意見もあるが、現状の企業の実務を考慮すれば、当面は確定決算基準を維持することが適当である。
品川 [2010]	確定決算基準の意義、機能等を考察した場合には、IFRS へのコンバージェンスが会社法を含む企業会計全般に及ぶようであれば、法人税法もそれに沿って所得計算規定を整備すれば足りるのであって、確定決算基準それ自体を否定する理由にはならないはずである。また、IFRS へのコンバージェンスが上場企業の連結財務諸表または個別財務諸表の作成にとどまり、非上場企業の財務諸表作成には別途会計基準の制定が要請されるのであれば、法人税法上の所得計算規定は、非上場企業のための会計基準との調整を図り、確定決算基準を維持すれば足りることになる。
日本経済団体連 合会 [2008]	今後とも、わが国の個別会計基準においては、企業会計、会社法、法人税法が関連しつつ見直し作業が続けられていくと考えられる。各々の目的に合致した調整が可能となるよう、法人税法上では損金経理要件をより緩和して、申告調整の幅を広げていくこと、会社法では分配可能額算定の基礎として妥当か否かなどを適宜判断していくこと、などが必要となろう。
齋藤 [2010a]	確定した決算の会計数値を用いて税務申告書を作成するシステム（狭義の確定決算主義）や税法に規定のない場合には公正な会計処理に依存すること（公正処理基準）は維持しつつ、会計上の弊害の可能性がある損金経理の要件を廃止することが社会的コスト削減の観点から合理的であると考えられる。
中田 [2010]	財務会計と税務会計の目的を円滑に達成するためには、両者の基準設定が相互に影響を及ぼさないような仕組みが必要である。このような立場において、財務会計と税務会計との関係を分離し、法人税法（税務会計）における損金経理要件を廃止して、全面申告調整方式をとることが望ましいと考える。

入を機にあらためてその矛先が向けられた観がある。

それでは、会計基準の国際化の流れのなかで、損金経理要件の問題はどのように顕在化してくるのであろうか。今回の確定決算主義の見直し論議では、従来のそれとは背景や内容を異にする問題が混在しているように思われる。問題の本質を見失い、いたずらに議論を混乱させないためにも、この点については明確に整理しておく必要があるだろう。

4.5 IFRS の確定決算主義への影響

現在、日本では連結財務諸表に対して IFRS の任意適用が容認されている。連結財務諸表に IFRS が適用され、かつ IFRS 導入により会計基準と税務法令規定との乖離が拡大する傾向にある状況下では、逆基準性や税務上のメリットを享受できないといった損金経理要件の問題は次のように顕在化してくることになる。

すなわち、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成されるため、個別財務諸表の作成にあたって IFRS に接近した会計基準あるいは IFRS に従って会計処理を行った場合、逆基準性の問題は生じないが、税務上のメリットを放棄せざるを得ない状況が生じうる。一方で、個別財務諸表の作成にあたって許容の範囲内で税務法令規定に従って会計処理を行った場合、連結決算において IFRS に基づく連結修正手続を要する。この場合、税務上のメリッ

トは享受できるが、逆基準性の問題が残ることになる。

また、現在の IFRS には、いまだ市場取引を経していない未確定の成果を損益として認識する会計処理が多く含まれている。しかも、それらの多くが税務上は内部取引と判断される項目である。損金経理要件を前提とする限り、それらの内部取引について新たに損金算入限度額を設定するか、または全額損金否認とするなどの税務上の対応が必要となるだろう。また、損金経理要件の対象がさらに拡大すれば、税務法令規定の会社法会計への介入という弊害をも拡大させることになる。

確定決算主義の見直し論議では、これらの確定決算主義がもたらす弊害に対処すべく、損金経理要件の廃止ないしは大幅な緩和が主張されている。さらには、企業会計の健全性を阻害しないよう、損金経理要件の廃止に加えて、全面申告調整方式の採用を求める意見もある。すなわち、財務会計と税務会計の分離である。

5. IFRS 導入にむけての確定決算主義のあり方

5.1 確定決算主義の機能と効果

確定決算主義の見直しを主張する立場においては、確定決算主義を採用することの弊害だけに注目されがちである。しかし、確定決算主義を再検討するにあたっては、確定決算主義の機能や効果とも比較考量したうえで判断することが重要である。

確定決算主義の機能については、財務諸表を単一化するという「便宜性」、減価償却など法人の内部取引の処理の確認が容易になり、申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の「安定性」および企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の「真実性」の確保にあるといわれている（日本税理士会連合会・税制審議会 [2008]、Ⅲ・1）。

そのような機能を有する確定決算主義は、次に述べるように、企業側と税務当局側の双方における税関連コストの節約に貢献するという社会的意義のもとで、制度として成立しうるものであると考えられる。

まず、企業側においては納税コストの節約が期待できる。会社法会計と税務会計は、ともに企業活動に投下された資金の回収余剰として利益または課税所得を計算し、しかもそこで計算される利益または課税所得には処分可能性が求められる点でも共通しているため、それぞれの計算領域は多くの部分で重複する。したがって、計算の経済的合理性という観点からは、会社法会計の利益計算と税務会計の課税所得計算を完全に分離して別個に行うよりもいづれか一方を基礎として行うほうが、財務報告コストまたは納税コストの節約という点で有利である。

とりわけ法人税法は、納税者相互の公平を確保するため、益金・損金計算で利用すべき計算式を数多く提示しており、これを採用すれば経理コストの節約に役立つ。もちろん企業は、法人税法と異なる計算方式を採用して利益を計算することは可能である。しかし、その場合には税務会計と会社法会計で二重の計算が必要となり、さらに会社法会計で税効果会計の適

用が要求され、余分な計算コストを負担しなければならなくなる。

仮に、税務会計が自己完結的に課税所得を決定するとなると、法人税法は個別具体的で網羅的かつ膨大な規定を設けなければならなくなる。しかし、会社法会計と重複する部分については、便宜的に計算規定を借用し、両者の目的の相違から乖離する部分についてののみ法人税法に規定を設け、申告調整の段階でその部分の計算を修正する方式を採用したほうが、税務当局にとって租税立法の負担が少なくて済む。また、会社法会計での利益計算の結果は、監査役・会計監査人による監査、株主総会での承認さらには公告などの会社法上のモニタリングによって、ある程度の適正性と信頼性が担保されている。これによって、税務調査の重点を申告調整手続に置くことが可能となり、税務当局にとっては税務調査の負担も軽減される。このように、会社法会計を課税所得計算の基礎とすることは、税務当局にとっても徴税コストの節約に役立つことになると考えられる。

5.2 確定決算主義の今後の方向性

最後に、これまでの考察をふまえて、IFRS 導入後の確定決算主義のあるべき方向性を示して、本稿のむすびにかえたい。

全面的な確定決算主義からの離脱は、税務会計と会社法会計で二重の計算を強いられ、帳簿の作成や決算・申告手続の煩雑化を招くことになりかねない。さらに、会社法会計で税効果会計の適用が要求されるため、企業にとっては余分な計算コストを負担しなければならなくなる。また、法人税法に網羅的かつ自己完結的な計算規定を設ける必要が出てくるなど、租税立法上の問題も生じてくる。

このように、確定決算主義から全面的に離脱することは、納税コストや徴税コストの増大をもたらす可能性が非常に高く非現実的であると考えられる。経済的合理性を考慮するかぎり、形式的意義としての確定決算主義の考え方は今後も維持すべきである。

そうなると、現実的な方向性としては、大沼 [2013, 51頁] も指摘するように、形式的意義としての確定決算主義は維持しつつも、損金経理要件の再検討を通じて、確定決算主義の弊害を緩和または除去するような制度設計を試みるのがIFRS 導入に向けたひとつの方策のように思われる。斎藤 [2010a, 72-73頁] は、税務上必要であるという明確な根拠が示されない限り、損金経理要件の廃止を求めている。さらに中田 [2010, 46-47頁] は、全面申告調整方式の採用による財務会計と税務会計の完全分離を主張している。しかしながら、全面申告調整方式を導入した場合には、「決算利益はより多額に、課税所得はより少額に」という企業行動を誘発させるような新たな問題が生じてくる（日本税理士会連合会・税制審議会 [2008], III・4）。利益計算と課税所得計算への信頼性を大きく損なうことにもなりかねない。

本研究の結論としては、まずは、現在、IFRS 強制適用にむけての対応として検討されている「連単分離」の考え方を採用し、連結財務諸表はIFRS に従って作成し、個別財務諸表

は国内会計基準を適用して作成する。そして、「連単分離」のもとで、確定決算主義の機能と効果を楽しむことが社会的コスト削減の観点から合理的であるという判断から、現在の確定決算主義を維持することとし、税務会計における課税所得計算は個別財務諸表の決算利益に基づいて行うべきであると考ええる。

個別会計基準としての国内基準については、税務上の処理に接近した基準として設定し、適用する。ただし、この場合、国内に考え方の異なる複数の基準が存在する、いわゆる二重基準の問題が生じる。上場会社が連結財務諸表と個別財務諸表の両方を作成・開示し続けるならば、異なる会計基準に基づく会計情報が同時に公表されることとなる。情報利用者にとっては、情報の比較可能性が担保されないという問題を引き起こす。この点については、「当面の指針」でも検討課題とされているが、連結財務諸表の開示企業については、個別財務諸表の開示の簡素化を図ることによって対応していくことが考えられる。また、これによって、連単分離の導入によって懸念される、企業の情報作成コストの増大という問題についてもある程度回避できるように思われる。

会計基準の国際化の進展により会計基準と税務法令規定が乖離する傾向にあるなかで、個別会計基準がより IFRS へ接近するならば、財務会計と税務会計との乖離はさらに拡大し、税務申告コストの増加をもたらす可能性がある。中小会社をはじめ大多数の企業が個別財務諸表のみを作成している実態を鑑みると、個別会計基準の IFRS への接近は、非上場の中小会社に対して社会システムとして必要のない会計上の負担を強いることになる。会社法や会社計算規則の IFRS に対する柔軟な対応は、会社法会計が金融商品取引法会計に接近する状況を導きうる。そうなれば、会社法会計はすべての株式会社に関するものであるから、たとえ非上場の中小会社であっても会計基準の国際化の影響を受ける可能性がある。ただし、会社法が規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、会社の規模や業種に応じて種々のものがあると解されている（日本税理士会連合会・税制審議会 [2008], I・3）。中小会社の会計に関しては、その実態に即した「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」が制定されており、これらは会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に含まれると解される（日本税理士会連合会・税制審議会 [2008], I・3 および II・2）。とりわけ後者の基本要領については、安定的に継続利用可能なものとする観点から、IFRS の影響を受けないものとされている。したがって、中小会社はこれらの指針や基本要領に基づいて会社法会計を行っている限り、会計基準の国際化の影響を受けることはないと思われる。

また、確定決算主義の弊害として指摘される、逆基準性の問題や税務上のメリットを享受できないという問題についても、個別財務諸表に適用される国内会計基準が税務上の処理に配慮する形で策定されるならば、徐々に解決の方向へむかうものと思われる。ただし、その解決の程度は、国内会計基準がどれだけ税務処理に近い考え方をとるかに依存する。完全な一致は現実的に望めないであろう。この場合には、成道 [2009, 52頁] や大沼 [2013, 54頁]

らが指摘するように、逆基準性の問題について徹底的な調査を行い、それがどの程度の問題なのかを認識したうえで、税務側での対応を検討する必要がある。

連単分離という選択は、確定決算主義を維持しそのメリットを享受しつつ、差し当たり税務会計に対する会計基準の国際化の影響を避けることができるという意味において現実的な対応であると考えられる。

付記

本論文は、第34回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナー（2013年11月13日）での報告内容に加筆・修正したものである。本セミナーでの報告に際して、司会をしていただいた李枝雨先生、討論者として有益なコメントを頂戴した孫熾先生、ならびに報告および討論の通訳をしていただいた金姪玖先生に対し、心より感謝申し上げます。

－引用文献・参考文献－

- 大沼宏「IFRSと確定決算主義」『企業会計』、第65巻第5号（2013年5月）、49-54頁。
- 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」、2009年6月。
- 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」、2012年7月。
- 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」、2013年6月。
- 齋藤真哉「IFRS導入の確定決算主義への影響」『税経通信』、第65巻第1号（2010年1月a）、66-73頁。
- 齋藤真哉「会計基準の国際化と税務会計——確定決算主義の再検討——」『税務会計研究』、第21号（2010年8月b）、17-31頁。
- 品川芳宣「IFRS導入と法人税法との関係」『商事法務』、第1891号（2010年2月）、23-29頁。
- 鈴木一水「契約理論にもとづく確定決算主義の評価」『総合税制研究』、第4号（1996年3月）、225-252頁。
- 鈴木一水「財務会計と税務会計の交流とその断絶」『會計』、第173巻第1号（2008年1月）、49-63頁。
- 鈴木一水「課税所得計算における資産負債アプローチと収益費用アプローチの交錯」『国民経済雑誌』、第204巻第1号（2011年7月）、41-55頁。
- 鈴木一水『税務会計分析』森山書店、2013年。
- 税制調査会「法人課税小委員会報告」、1996年11月。
- 武田隆二『最新財務諸表論（第11版）』中央経済社、2008年。
- 富岡幸雄『新版税務会計学講義（第3版）』中央経済社、2013年。
- 中田信正「会計基準の国際化と税務会計」『税務会計研究』、第21号（2010年8月）、33-48頁。
- 成道秀雄「確定決算主義か分離主義か——アメリカの状況を含めて——」『税研』、第146号（2009年7月）、46-52頁。
- 日本経済団体連合会「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」、2008年10月。
- 日本公認会計士協会「租税調査会研究報告第20号 会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」、2010年6月。
- 日本税理士会連合会・税制審議会「企業会計と法人税制のあり方について——平成19年度諮問に対する答申——」、2008年3月。
- 日本租税研究協会・税務会計研究会「企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の対応」、2011年9月。
- 畑山紀「確定決算主義の維持を前提とした2会計基準・1会計指針システム」『税務会計研究』、第21号

(2010年8月), 49-64頁。

平松一夫(編著)『国際財務報告論——会計基準の収斂と新たな展開——』中央経済社, 2007年。

平松一夫(監修)『IFRS 国際会計基準の基礎(第2版)』中央経済社, 2012年。

Internationalization of Accounting Standards and Tax Accounting

KONKO Akio

In recent years, the internationalization of accounting standards is progressing rapidly, supporting the incentive of cost reduction accompanying internationalization of economic activities. Two trends are seen in the movement toward the internationalization of accounting standards in capital markets. One is the convergence of reducing or eliminating differences between a country's own accounting standards and the International Financial Reporting Standards (IFRS) developed and released by the International Accounting Standards Board (IASB). Another is the adoption of IFRS as a country's own accounting standards.

The purpose of this research is to consider the influence that the internationalization of accounting standards by the convergence to or adoption of IFRS has on tax accounting in Japan. In Japan, internationalizing accounting standards tends to separate the relationship between financial accounting and tax accounting. Therefore, the function of the definite-settlement-of-accounts principle that has connected financial accounting and tax accounting institutionally is raised as a problem.

This paper considers the influence that the internationalization of accounting standards by the convergence to or adoption of IFRS has on the definite-settlement-of-accounts principle, and expresses views about the future directivity of the definite-settlement-of-accounts principle.

金光明雄氏の報告をめぐる討論

・国際会計基準の制定と導入

❖ IASB

- 2005年、EU 域内での義務導入
- 現在、120余ヶ国により採択及び容認/242カ国

❖ KASB

- K-IFRS 制定（2007年末～現在）
- 2009～2010年自発的に早期導入
- 2011年に義務導入一すべての上場企業、連結従属企業、自発的に採用した企業

『レクサスとオリーブの木』（Friedman, 1999）

❖ 「黄金の拘束衣 (golden straitjacket)」

- 世界化・国際化のための経済政策を採るべき
- ❖ 「黄金の拘束衣」は「誰が着ても丁度いいサイズ」で作られた服である。見栄えが良いわけでも着心地が良いわけでもないが、すでに世界中で売れており、現在という歴史的な季節のショーケースに収まった唯一の成長モデル。

・韓国が IFRS を導入した理由

- －「コリアディスカウント」現象を和らげる
- －会計情報の透明性を高める
- －資本費用の節減及び企業価値を高める

・国際会計基準の特徴

- －個別財務諸表から連結財務諸表に転換
- －経営者に裁量権を与える
- －公正価値を評価
- －注釈開示量の増加

・国際会計基準の導入における企業価値の増大等多くの効果があるが、関連費用も増加すると思われる。

・国際会計基準の導入時、最も大きな変化のうちの 하나가税法である。

・その理由は、現行の企業会計基準と国際会計基準との間で、資産についての認識と測定の方法に差が生じる点にある。

・つまり、取得原価中心の会計処理から公正価値評価に移行する中で、税法との乖離が発生する。

・また、棚卸資産などの実物が中心をなしていた産業社会から知識基盤産業への転換が進む

中、時代の流れと共に無形資源の重要性が次第に増してきており、資産の種類と数が大幅に増えることから、税法の改正は必須事項である。

- ・さらに、連結財務諸表の導入により、現在の個別財務諸表による税法計算と乖離することもあり得る。
- ・このように税法は、国際会計基準の導入において最も大きな変化が予想されるテーマであり、またこれにとどまらず
- ・特に有形、無形資産に関連して、現行の税法にない新しい概念が導入されるため、国際会計基準と税法との差は、さらに拡がると予想される。
- ・税務調整だけをもってこの差を解決しようとすれば、税務調整の数と留保額の規模が大幅に増え、企業のみならず租税当局としても便益が減る可能性がある。
- ・企業について見ると、税務調整の数と規模の増大が、正確な課税所得算出のための時間と関連費用の増大をもたらし、さらに
- ・留保額の差を利用した様々な利益調整の手段として作用する可能性もある。

EX: Intangible Assets

(1) 識別可能性を明確にする。

- 企業結合において識別可能な無形資産がある場合は（ex: ブランド、顧客リスト等）営業権と分離して別途無形資産として認識が可能。

(2) 無形資産の再評価モデルを容認。

- 原価モデルと再評価モデルを選択して適用できる。
評価利益：その他包括損益（資本）として認識。
評価損失：当期損益として認識。

(3) 非限定耐用年数の無形資産

- 純現金流入の発生が期待される期間についての予測可能な制限がない場合、耐用年数を非限定 (indefinite) とみなし償却しない。
(その代わり毎年の損傷状況を判断)

(4) 無形資産の償却方法及び償却期間についての検討

- 毎会計期間末に償却方法と償却期間を検討、変更できる。
これは「会計推定の変更とみなす」

(5) 無形資産の減損損失

- 毎年度末減損損失の検討。
回収可能額を推定できない場合、この資産が属する現金創出単位の帳簿金額と比較して損傷検査を行う。

(6) 営業権

- 認識、測定、損傷等現行の会計処理から大幅に変更。

(7) その他一競合禁止契約 (non-compete agreement)

IFRS 導入時に発生し得る税務上の問題点

(1) 国際会計基準導入時の資産の公正価値評価

- ☐ 国際会計基準導入時の資産の再評価損益のうち大部分に評価利益が発生すると予想される。
- ☐ 再評価利益はその他包括損益（資本）として処理するため、現税法下で税務調整が発生する。
 <益金算入>再評価剰余金 X X （その他）
 <損金算入>無形資産 X X （△留保）
- ☐ △留保は将来の課税所得と納付税額を増加させる。
- ☐ 留保額の管理によって、法人税を調整できるインセンティブと手段を提供することができる。
- ☐ 特に、非限定耐用年数を持つ無形資産の場合、欠損が多く発生する時点で無形資産を処分し又は減損損失と認識し租税を回避できる。

IFRS 導入時に発生し得る税務上の問題点

(2) 企業結合時の営業権効果及び無形資産の拡大

- ☐ 国際会計基準では、過去に営業権とみなされてきた諸項目が、新しい形態の無形資産として認識される。
- ☐ 現税法の規定を適用すると、新たに認識された無形資産が営業権に一括して含まれるので、会社は関連税務調整の数と規模が大幅に増加するものと思われる。
- ☐ また、企業結合以降、新たに認識した無形資産の減価償却方法、損傷の有無、耐用年数によって将来の留保額が大幅に増えるだけでなく、複雑になると思われる。

(3) 耐用年数と減価償却方法の適正性についての検証

- ☐ 国際会計基準では、耐用年数と減価償却方法の適正性を検討し、会計推定の変更として認識する。
- ☐ 現税法は有形、無形資産の耐用年数変更を認めておらず、耐用年数の変更により現れる差は償却の是否認によって調整されると思われる。
- ☐ また経営者は、状況に応じて耐用年数を調整して留保額を管理し、租税回避を行う可能性がある。

(4) 減損損失

- ☐ 現在の税法は、決算調整事項に列挙したいいくつかの減損損失のみ認めている。
- ☐ 減損損失は過去に比べその大きさが増すと予想される（特に、非限定耐用年数の無形資産）
- ☐ やはり税務調整の数と規模が大幅に増加すると予想される。（課税所得の調整可能性拡大のインセンティブ）

(5) 非限定耐用年数の無形資産

- ☐ 非限定耐用年数無形資産によって、経営者が意図的に減損損失を計上し利益調整を図ることが懸念される。
- ☐ 単に利益調整による租税回避にとどまらず、各種租税工学の手段となり得る。

IFRS 導入に伴う税務上の問題点の解決策

- (1) 国際会計基準に基づく資産に関する新設項目と諸規定の迅速な立法
 - －新設される有形，無形資産の明示
 - －有形，無形資産の耐用年数と減価償却方法の規定の補完
 - －非限定耐用年数無形資産の導入検討
- (2) 国際会計基準の導入時に無形資産認識についての立法化検討
 - －国際会計基準における無形資産認識時に発生する留保額の除去
 - －国際会計基準の早期導入インセンティブの提供
- (3) 決算調整事項の改定検討
- (4) 連結財務諸表と個別財務諸表の二元化

(啓明大学校 経営大会計学科助教授 孫 熾)

社会的資本が持続可能な SCM と CSR の成果に及ぼす影響

——理論考察を中心に——

李 敦 姫

<要約>

研究目的：本研究は、無形の競争力である社会的資本を形作る構成要素が、持続可能な SCM と CSR の成果に及ぼす影響について、先行研究を中心に理論的な関連性を提示することにその目的がある。

研究方法：本研究は、社会的資本、SCM、CSR の成果の相関関係について、先行研究を中心に相互の関連性を提示した。

主な結果：先行研究を分析した結果、企業の SCM 活動における社会的資本の形成は、企業間の協力又は信頼の構築によって持続可能な SCM のための内・外部の促進活動が導かれ、このような活動が究極的に CSR の成果を達成させるとの考察を得た。

示唆点：本研究が示唆する点は、社会的資本の拡充によって、SCM3.0 である持続可能な SCM が成功し得る基本的な方向を提示し、これによって企業間の社会的な責任成果が達成できる戦略的方策の必要性を提示する。

I. 序 論

1990年代初め以降、企業活動の一側面として企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）の重要性が焦点として浮上し、2010年11月、国際標準化機構である ISO では SR（Social Responsibility）に関する指針（ISO 26000）を確定・公布した。全世界で発効した社会責任の標準である ISO 26000 は、企業を含むすべての形態の「組織が透明で、倫理的行動によって組織が経済、社会、環境問題を人、地域共同体及び社会に恩恵をもたらし得る目的」として扱うためのアプローチの方法として、あらゆる利害関係者らの要求を反映するよう求めている（社会的責任経営品質院、2013）。

全国経済人連合会の主管による、持続経営協議会の役員55名を対象に実施した「2011年持続可能経営事業計画調査」で、各社の CSR 分野の重点推進課題についてのアンケートを実施した結果、1位は「持続可能経営計画及び目標の再設定、組織整備等内部システム強化」項目で47.3%、2位は18.2%で「サプライチェーン管理の側面からの共生等協力会社を通じ

キーワード：社会的資本、サプライチェーン管理、社会的責任、社会的な責任成果

た CSR 拡散事業」, 3 位は「雇用・新成長動力の発掘等経済的責任」が14.5%であった (パク・ヒョンジョン, 2011)。

企業 (特に大企業) がサプライチェーン管理 (Supply Chain Management: SCM) の側面から CSR を重要な 이슈として認識する最も根本的な理由は, 大企業の協力業者への依存度が次第に増していることにあると思われる。Fine (2006) は, 企業の内外における状況の変化に応じてサプライチェーンを調整, 再調整する敏捷な企業のみが存続している事実を根拠に, 組織の究極的な核心パワーがサプライチェーンの設計にあることを示した。つまり, SCM は前方・後方企業を含むサプライチェーン内の関連企業の協力による統合的なプロセスであるため, 企業間の CSR の重要性が SCM において一層増すものと思われる。

サプライチェーンにおける企業間の CSR 実現は, 企業間協力によって達成可能であり, 企業間協力のためには優先的に社会的資本 (Social Capital) が形成されなければならない (ユン・ソクチョル, 2008; イ・ドンウォン等, 2009)。大企業・納入中小企業間には, 守るべき社会的原則があり, これを遵守する企業文化が必要であるが, このようなものが社会的資本の形成の一例である (ユン・ソクチョル, 2008)。社会的資本は「個人同士の協力のための信頼, 規範, ネットワーク等の無形資産」で, 社会的資本の形成は短期的に取引費用を誘発するが, 長期的には製品の革新及び競争優位の確保に寄与する肯定的な影響を及ぼすこととなる (ユン・ソクチョル, 2008; イ・ドンウォン等, 2009; Bourdieu, 1984)。したがって社会的資本の拡充は, 企業間協力を促進する媒介として企業間の取引費用を節減し, 持続可能な企業を構築し, これらの企業を通じて企業の社会的責任を成功的に果たすことができる無形の競争力と言える (イ・ドンウォン等, 2009)。特に国内の製造産業は, 組立産業の割合が高く, 多くの協力会社とその基盤となっており, このため長期的に蓄積された信頼と相互協力をベースに, 企業/階層間の協力が円滑になされなければならない。

社会的資本に関する研究は, 企業間の蓄積された信頼や相互協力を社会的資本 (Social Capital) である無形資産とみなして概念化し, この社会的資本が企業の財務及び運営成果にいかなる影響を及ぼすかについて活発に研究してきた (パク・チュシク, 2011; Burt et al., 2004; Carey et al., 2011)。しかし, 社会的資本が企業間の相互協力によって構築され持続可能な企業になり得るとする研究は, 相対的に充分とはいえない。また SCM は, 企業間協力によって全体のプロセスが進むため, SCM における企業間の信頼及び相互協力の構築は極めて重要な点である。このような観点から社会的資本の拡充を理解し, これに基づき持続可能な SCM が成功し得る基本的な方向を提示し, これによって企業間の社会的責任が達成できる戦略的方策が提示されるべきであろう。本研究では, 無形の競争力となる社会的資本を形作る構成要素が, 持続可能な SCM と CSR の成果に及ぼす影響について, 先行研究を中心に考察してみたい。

II. 先 行 研 究

2.1 社会的資本

社会的資本 (Social Capital) の概念と定義は、社会科学分野の時代的趨勢と論者の立場によって様々な定義がなされてきた。1980年代には J. S. Coleman, R. D. Putnam, F. Fukuyama 等を中心に、社会的資本についての論議がなされ、近年は社会的資本理論 (Social Capital Theory) としても研究がなされている (Adler & Kwon, 2002; Carey et al., 2011)。社会的資本について、初期においては個人と社会的関係の側面からアプローチされ、最近の研究では企業間協力の面から研究がなされている (Adler & Kwon, 2002)。また、社会的資本が企業間の関係構築及び共生に重要な要因として浮上する中で、その重要性が増してきている (Adler & Kwon, 2002; McGrath & Sparks, 2005; Carey et al., 2011)。即ち、企業間の相互協力は、社会全体に利益をもたらし、企業は個人消費者又は共同体との交流及び相互協力、経済発展、社会的連帯等によって恩恵をもたらすためである。

社会的資本は、社会的関係を通じて資源に対するアプローチによって使うことができる価値資産として定義される (Coleman, 1990; Granovetter, 1992)。Bourdieu (1984) は、社会的資本について「企業間の相互理解と協力の制度的関係を増進させるための社会的資源の合計」と定義しており、企業がネットワークで繋がっていることから、企業間の社会的資本の構築は選択ではなく必然的な要素であると説いている (Bourdieu, 1984)。社会的資本は、社会的関係を通じて資源にアプローチ可能となることで得られる有用な資産であり (Coleman, 1990; Granovetter, 1992)、個人・社会の単位が所有する関係のネットワークに含めたり、そのネットワークによって可能となったり又はそのネットワークから始まる実質的・潜在的資源の総合である、と社会的資本を定義した (Nahapiet & Ghoshal, 1998)。Adler と Kwon (2002) は、社会的資本について、個人又は社会の構成員らが彼らの社会的関係構造内での活用可能な資源として定義した。Bolino 等 (2002) は、個人、組織、共同体又は社会との関係から始まる資源として社会的資本を定義した。一方イ・ドンウォン等 (2009) は、経済主体間の協力を促進する信頼、規範、ネットワーク等社会的な脈絡から発生する一切の無形資産を社会的資本と定義した。

特に、企業を中心とする先行研究において、社会的資本は、社会的関係の相対的な成功を説明する重要な要因であると提示されている (Adler & Kwon, 2002)。これに関する代表的な研究は、次の通り分類できる。1) 「社会生活の成功」 (Burt, 1992; Gabbay & Zuckerman, 1998; Podolny & Baron, 1997) と「経営者の補償」 (Belliveau et al., 1996; Burt, 1997) に及ぼす影響；2) 社会の構成員の「職探し」 (Granovetter, 1973, 1995; Lin & Dumin, 1996; Lin et al., 1981) と「企業のための新規人的資源プールの生成」 (Fernandez et al., 2000) に及ぼす影響；3) 「企業内部での資源の交換及び製品の革新」 (Gabbay & Zuckerman, 1998; Hansen, 1998; Tsai & Ghoshal, 1998) 及び「知識資本の創出」 (Hargadon & Sutton, 1997;

Nahapiet & Ghoshal, 1998) を容易にする上で及ぼす影響；4) 新規事業を創出するための「企業家精神の促進」(Chong & Gibbons, 1997) に及ぼす影響；5) 「供給業者間の関係強化」(Baker, 1990; Gerlach, 1992; Helper, 1990; Smitka, 1991; Uzzi, 1997) 及び「地域生産 (Regional Production) ネットワークの形成」(Romo & Schwartz, 1995) に及ぼす影響等に区分できる。

前述の論議にあるとおり、社会的資本についての明確な定義が提示されていないのと同様、社会的資本の構成次元について概念化されたものも現在まで存在しないが、大きく2, 3つの次元で研究がなされている(例, Esser, 2008; Granovetter, 1992; Nahapiet & Ghoshal, 1998)。Granovetter (1992) の研究では、社会的資本を構造的 (Structural) 次元と関係的 (Relational) 次元とに区分し、構造的次元は社会の構成員間のネットワーク形成の概念として、関係的次元は社会構成の間で共有された規範又は信頼の概念として区分した。Esser (2008) は、社会的資本を関係的 (Relational), システム的 (System), 資本に区分し、関係的資本はネットワーク内の個人の戦略的地位 (Strategic Position) により決定される地位の資本 (Positional Capital), 構成員間の信頼の程度により形成される信頼の資本 (Trust Capital), ネットワーク内の構成員間の責任意識により生成される責任の資本 (Obligation Capital), これら3つの側面から関係的資本を提示した。システムの資本 (System Capital) は、共同体の社会的規範として地域コミュニティを効率的にコントロールするために存在する資本で、個人所有が不可能で、個人の直接的な努力と投資の結果で形成されるものでもなく、共同体の取り組みの結果によって形成され得るとした。したがってシステム資本は、社会の構成員のコントロールの度合いを表すシステムコントロール (System Control), 社会システムに対する信頼 (System Trust), システム内部の規範 (System Morality) により決まり得る。

Nahapiet と Ghoshal (1998) は、社会的資本を、構造的 (Structural), 関係的 (Relational), 認知的 (Cognitive) 次元とに分類し、社会的資本が企業の価値創出をいかに促進するかについての概念を示した。本研究において、構造的資本は社会構成員間の相互関係の形を包括する概念として、認知的資本は社会構成員の間で共有された意味と理解を表す側面として、関係的資本は相互作用の過程で構築された信頼 (Trust), 友好 (Friendship), 尊重 (Respect), 互惠 (Reciprocity) の意味で捉えている。

研究者の意図によって、社会的資本の構成次元についてのアプローチは様々で、社会的資本は社会の構成員らのネットワーク内で構成員らに肯定的な影響を及ぼさなければならず、構成員間の共有価値により実現されなければならず、共有価値は社会的ネットワークをベースとして、非公式な組織を通じて表れると言える。したがって本研究では、社会的資本を構造的、関係的、知的次元に分類してアプローチしてみたい。

構造的社会資本 (Structural Social Capital) とは、社会の構成員同士の繋がり構造であり (Burt, 1992), 社会的な体系又はネットワーク構造に関連するものであり、各構成員ら

の個人的な構造が介入しない繋がり配列と言える (Nahapiet と Ghoshal, 1998)。Nahapiet と Ghoshal (1998) は、構成員同士の全般的な繋がり配列のパターンが構造的な社会資本であると解釈した。つまり、社会的結びつきの観点から、社会の構成員が誰を知り、いかにアプローチするのかを探るアプローチをし、これを構造的側面の概念として用いた (Bolino et al., 2002; Inkpen & Tsang, 2005)。Coleman (1990) は、社会構造のネットワークにおける社会的結びつきは、価値ある情報を獲得するためのアプローチの経路を得る潜在力であるとし、Villena 等 (2011) は、構造的な社会資本が、社会的なネットワーク構造内の繋がり、そしてその繋がり配列の存在に根幹を置いているとした。また、構造的な社会資本の形成においてパートナー関係にある企業は、より信頼性が高く様々な情報を交換するため高密度の相互作用と多重連結を備えた構造を構築する必要がある (Burt, 1992; Capaldo, 2007; Koka & Prescott, 2002)。

Burt (1992) は、企業間の相互作用の密度が高まれば、より柔軟かつ迅速に情報にアプローチできるようになり、相互間の情報を素早く獲得でき、企業同士が類似の情報を保有することとなり、互いに類似する情報の交流によって交わされた情報をチェックし、情報の信頼性を強化する傾向があるとした。これは、接触の頻度又は特性の重要性を意味するもので、相互企業間の高い信頼性と有用かつ様々な情報のアプローチと共有は、企業間の結びつきを強化する上で正の影響を及ぼし得るが、これとは逆に構造的な社会資本が不在の場合、企業は有用な情報を得るための費用を支払わねばならず、場合によっては情報が獲得できなくなる (Villena et al., 2011)。Villena 等 (2011) の研究によると、構造的な社会資本は、与えられた社会構造の上で互いの接触によって形作られたネットワークの配列から利益を生み、互いにパートナー関係にある企業は、企業間の相互接触の頻度、組織内における他の機能との接触頻度等、多重連結の相互作用を強化するとき、情報の質的な優秀性と多様性の側面から価値を獲得できると提示している。したがって、構造的な社会資本は、高密度な相互作用の類型を通じて情報獲得の迅速性の向上と、交わされた情報の信頼性を強化することができ、多重連結の類型を通じて多様かつ多量の信頼性の高い有用な情報を獲得できる可能性を増大させると言える (Burt, 1992; Capald, 2007; Koka & Prescott, 2002)。

関係的社会資本 (Relational Social Capital) は、社会の構成員らの相互作用の過程で発生した信頼、義務、尊重、そして友好を通じて形成される資本を意味する (Kale et al., 2000; Nahapiet & Ghoshal, 1998)。社会の構成員の各主体が他人との相互作用を通じて、企業が企業間の相互作用を通じて、共同体と共同体の相互作用を通じて形成される信頼及び規範等の関係構築の本質が、関係的社会資本であると言える (Anderson & Narus, 1990)。社会の構成員たる個人又は企業は、構成員らとの相互作用を図るべく関係を形成することとなるが、継続的な関係を通じて信頼を構築し友好関係を形成して相互互惠の規範を守ることを約束したり誓約したりする (Villena et al., 2011)。つまり、相互関係形成の側面である関係的社会資本は、継続的な関係によって形成された社会資本と言え、これは相互関係の構築の度合い

が理解できる信頼の度合として表れることがある (Villena et al., 2011)。したがって、関係的社会資本の最も代表的な要素のうちの 하나가, 信頼となる (Anderson & Narus, 1990; Coleman, 1990; Fukuyama, 1995; Inkpen & Tsang, 2005)。信頼は, 社会的な関係において, 他人の行動や言動が, 自らの考え方に影響を及ぼすことを許容する行為をいう (Jarillo, 1988; Sabel, 1993)。取引を繰り返す中で信頼が構築されると, 意思決定権者らは, 相手方の不適切な行為についても寛大になる傾向があり, 意思決定権者らは, 信頼が構築されるに従い次第にリスク水準の高いビジネスの相互作用にも参加する, との研究がなされた (Jarillo, 1988; Sabel, 1993)。したがって意思決定権者らは, 信頼できるパートナーとしての企業の名声を保全する業務と, 相手方の脆弱点を侵さない範囲内で相互信頼を創り出す業務に専念することとなる (Sabel, 1993)。さらに信頼の形成は, 構成員相互の信頼構築の取引費用を節減することで経済的効率性を増進させ, 相互間の不適切な行動と複雑性を減らし, 公式の契約書によっては達成困難な対等な協力を増進させることで, より効果的な組織間の関係を創り出せるようにする (イ・ドンウォン等, 2009; Ring & Van de Ven, 1992; Sabel, 1993)。一例として, トヨタは2005年に1兆8千億円の黒字を達成しているが, 2006年度に労組側は, 5年連続のベア要求見送りに合意する代わりに「無限競争時代にあって, 一流の企業に育て上げてほしい」との要望をし, トヨタは毎年6~8千億円をR&Dに投資する等労組側の提示要求を満たすべく努めた。このような例は, 社会的資本の形成のうち, 「信頼」にあてはまる事例と言える。トヨタ労組側は最高経営層を信頼し, 最高経営層は労組との約束の遵守に努めることで, 構成員間の相互関係的な社会資本である信頼を構築したのである。とはいえ, 肯定的な相互信頼が構築されていても, 他者を信頼する行動には常に一定水準のリスクを伴う (イ・ドンウォン等, 2009)。また, 関係的社会資本の形成要素である友好, 尊重, 互惠も反復的な相互関係を通じて形成され, その形成過程は信頼の構築と似ている (Kale et al., 2000)。しかし, 関係的社会資本が欠乏する場合, 相互関係の不安定性が増し, パートナー関係にある企業は潜在的に互いに適切な資源を提供しなくなる (Dyer & Chu, 2003; Perrone et al., 2003; Uzzi, 1997)。

上述の先行研究をまとめると, 社会的相互作用の形成たる関係的社会資本は, 信頼の構築, 相互尊重と友好及び互惠によってコミュニケーションの積極性と行動の透明性を強め (Blau, 1964; Jarillo, 1988), 相互尊重によって共有された利害と共同の利益についての認識を増大させ (Portes, 1998; Putman, 1993), 社会の構成員間の取引費用を節減させ経済効率性を増進させる (イ・ドンウォン等, 2009)。さらに, 友好的な関係の形成は, 企業相互間の安定性及び資源へのアクセシビリティの維持に役立ち (Dyer & Chu, 2003; Perrone et al., 2003; Uzzi, 1997), 監視費用を減らし協力を増進させる上で影響を及ぼすものと判断される (Villena et al., 2011)。

認知的社会資本 (Cognitive social capital) は, 構成員相互間に共有された資源についての表現と解釈, 意味の体系をもたらし資源を意味する (Cicourel, 1973)。また認知的社会資本

は、社会構造又は企業において共有された文化及び一致した目標という類型として、構成員らが相互関係の活動によって行動規則と共同の目標をより明確に理解することで共有したビジョンをもたらす (Villena et al., 2011)。つまり、認知的社会資本は、社会の構成員らの共同の目標とビジョンをもたらす、社会の構成員又は企業間の行為をコントロールする規則と規範を通じて社会的構造内で適切な行為又は行動ができるよう行動を制限する (Gulati et al., 2000; Tsai & Ghoshal, 1998)。Inkpen と Tsang (2005) は、共有された文化と一致した目標が、認知的社会資本の主な次元であると提示し、共有された文化はある行動の規範が社会の構成員間の関係をコントロールする度合いを表し、一致した目標は共同の課題と成果の達成についての共同の理解とアプローチを共有する度合いを表すとした。一方 Coleman (1988) と Gulati 等 (2000) は、社会の構成員間又は企業間で共有された文化は共同の利益に寄与する各人の行動を促し、社会又は企業活動において望ましくない行動を制限できるとした。つまり、構成員の間で共有された規則と規範は、構成員同士の理解を図り、不適切な行動を抑制することで監視費用を節減できる (Coleman, 1988; Gulati et al., 2000; Ouchi, 1980)。Villena 等 (2011) の研究では、このような認知的社会資本形成の特徴に基づき、構成員らは短期的・長期的に彼らの競争力を強化するため自己の組織の類似性を開発し、相互関係に利益をもたらす一致した目標を追求することに専念すべきであると強調した。

認知的社会資本の類型は、先行研究において提示されたとおり、社会の構成員間の共有されたビジョンと文化、規則と規範そして一致した目標と言え、共有されたビジョンと文化を通じて社会の構成員間の共同の目標を設定し、共同の利益に寄与する行動を促して、共同の利益に不適切な行動を抑制し、共有されたビジョンを提示する機能を果たすと言える (Coleman, 1988; Tsai & Ghoshal, 1998; Villena et al., 2011)。さらに、規則と規範は、社会の構成員らが適切に行動できるよう支援し、不適切な行動の監視に要する費用を節減する機能を果たす (Ouchi, 1980; Gulati et al., 2000)。社会の構成員の間又は組織構成の間で一致した目標は、社会の構成員間の取り組みの類型又は方向等についてのガイドラインを提供し、葛藤のおそれを最小限にとどめ、相互関係の潜在力を認知させ、共有されたビジョンを提示することで認知的社会資本を形成していくものと思われる (Jap, 1999; Jap & Anderson, 2003; Tsai & Ghoshal, 1998; Villena et al., 2011)。

2.2 社会的責任

近年、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR) は企業、利害関係者、協力業者、社会の構成員間の関係において重要な社会的イシューである (Barnea & Rubin, 2010; Bhattacharya et al., 2008; Gainer, 2010)。Jamali 等 (2008) は、CSR は持続可能な発展、利害関係者の利益及び社会的与件の向上に関連があることを示した。特に近年、企業の社会的責任活動において、企業の好みや有利な恩恵、利害関係者の立場や行動のみを意識した運営は不可能であり、また、利害関係者の組織強化や組織イメージの構築などに重点を置けな

くなっている (Barnea & Rubin, 2010; Du et al., 2010; Gainer, 2010)。

社会的責任についての定義は、学問的なアプローチのほか、機関や団体も概念的な定義を提示しているが、ISO 26000 以外にも OECD 又は ICC (国際商工会議所) 等がある。ISO では SR (Social Responsibility), OECD では CR (Corporate Responsibility), ICC では CSR (Corporate Social Responsibility) 等、様々な論議がなされている。社会的責任についての用語が統一されておらず、使い方もまちまちであるため、本研究では、社会的責任を CSR と命名した。McFarland (1982) は、「社会的責任とは、個人・組織・社会・制度間の相互依存性であり、これらは相互認識をするが、この相互認識は道徳的・倫理的・経済的価値の枠組みの中で行動に移されるもの」と定義した。一方 Hamann (2003) は、企業の社会的責任活動について、持続的かつ統合的で、公正な社会・経済発展のための原動力であるとした。

Carroll (1979) と Henderson (2005) は、企業を社会の経済的動力とみなし、収益の創出こそ社会的責任であると強調した。Staples (2004) は、企業が遵守すべき5つの原則を提示し、企業の社会的責任を強調した。つまり、企業は道徳的かつ正直に会社を運営し、勤労者らを公正かつ公平に待遇しなければならず、従業員らの基本的人権を尊重しなければならない。また将来世代のために持続可能な環境を構築すべきで、他者のための奉仕又は貢献を強調した。Hopkins (2007) は、CSR について「企業が倫理的又は責任ある方法で利害関係者らの利益」を争う観点からアプローチしており、「倫理的又は責任」の意味を、社会で許容される範囲内で利害関係者らが社会・経済及び環境的責任を含めるべきであると提示した。

Carroll (1979) は、CSR を4つの責任の次元として区分した。第一の次元は経済的責任 (Economic Responsibility) で、企業は利益を創り出さねばならず、第二の次元は法律的責任 (Legal Responsibility) で、企業は地域、国及び国際的法律を含めて遵守すべきで、第三の次元は倫理的責任 (Ethical Responsibility) で、企業は法律的遵守事項ではない社会の構成員同士が自律的に守るべき規範を遵守しなければならず、第四は裁量的責任 (Discretionary Responsibility) で、企業には、自らの追加的な行動又は活動によって公共に期待を提供しその期待を満たす責任が求められている。つまり、社会的又は文化的に社会に貢献する企業が、裁量的責任を果たす企業の一例と言える。

Schwartz と Carroll (2003) は、CSR を経済的・倫理的・法律的責任の3つの次元に分類した。企業の経済的責任は、生産性のコントロールや顧客のクレーム解消・管理等の方法で収益を創り出さねばならず、企業の法律的責任は、社会により規制され遵守すべき責任を守らなければならず、企業の倫理的責任は、社会の構成員及び利害関係者により期待されるものとして表れるとした。Wood (1991) は、経済的責任よりも倫理的・法律的な責任が優先視されるべきと強調した。

先行研究をまとめると、社会的責任は、経済的な利潤の追求を超越して、企業に社会に貢献できる責任の領域を求めていると思われる。したがって、企業の社会的責任とは、企業が利害関係者との企業活動により発生する社会的・経済的問題を解決し、企業の利害関係者と

社会の構成員の要求や期待を満たさなければならない企業行動の倫理的・規範的な体系と言える。

2.2.1 社会的責任成果

企業の経営成果が研究者の意図によって様々に測定されるように、社会的責任についての成果の測定項目についても様々なかたちで提示されている。これは、各企業によって社会的責任活動が重要となり、企業の目標が長期的かつ持続可能な発展 (Sustainable Development) へと移行するに伴い、社会的責任活動についての概念及び成果に関する測定項目も多様に提示されていることと関係する。さらに、社会的資本が無形の資本であるため、社会的成果を測定する上で多くの困難が伴う (イ・ドンウォン等, 2009)。

Bowen (1953) は、社会的責任について「社会が企業人に期待する責任とは何か？」との問いをたて、「社会的責任は、我々の社会の目標や価値的観点から望ましい政策を追求し、そのような意思決定をし、又はそのような行動をしなければならない企業人の義務である」と定義した。Carroll (1979) は、「社会的責任とは、ある特定の時点で社会が企業に対して持つ経済的、法律的、倫理的、裁量的な期待を含むもの」と説き、社会的責任の遂行に関する概念的モデルによって、社会的責任を経済的責任、法律的責任、倫理的責任、慈善的責任とに区分する理論的枠組みを構築した。Carroll は1999年、社会的責任について、それぞれ経済的責任 (Economic Responsibility)、法律的責任 (Legal Responsibility)、倫理的責任 (Ethical Responsibility)、慈善的責任 (Philanthropic Responsibility) と分類した。

先行研究において提示された社会的責任についての概念的定義を考察するとき、社会的責任は、経済的責任と倫理的責任が相対的に重要な意味を含んでいる。経済的責任は、企業が生産性のコントロールや顧客クレームの管理等の方法によって、収益の極大化や株主価値の極大化という形で表現され、倫理的責任は、一般大衆と利害関係者が期待するものとして表現され得ることによる (Schwartz & Carroll, 2003)。しかし倫理的成果は、大企業と協力業者間又は協力業者間によって意見が異なる可能性もある。一方 Carter (2000) は、倫理的成果について、購入担当者には非倫理的なものとみなされる購入業者-協力業者間の関係における一連の行動であると定義し、協力業者との倫理的行為の側面を中心に測定変数を導き出した。一方、ISO 26000 が示した社会的責任の原則は、「説明責任、透明性、倫理的行動、利害関係者の利益尊重、法治主義の尊重、国際行動規範の尊重、及び人権の尊重」の7つである。

持続可能な SCM の側面から見て、社会的責任に対する成果は、大きく社会経済に及ぼす影響、協力業者との関係から発生し得る責任、環境に及ぼす影響が挙げられるが、これを Carroll (1999)、Carter (2000)、Schwartz と Carroll (2003)、ISO 26000 で示された項目を基準に再構成するなら、経済的・倫理的・法律的な責任成果として分類でき、この項目は、持続可能な SCM で社会的責任成果を測定する項目として用いることができる。

2.3 持続可能な SCM

1987年の環境と開発に関する世界委員会（World Commission on Environment and Development）は、持続可能な開発（Sustainable Development）について「自らの要求を満たすために将来世代の能力を損なうことなく現在の必要を充足させる開発」であると定義し、経済的な成長と社会的・環境的な安定性の肯定的な統合は、持続可能な開発を創り出せるようにすると提示した。さらに世界委員会は、持続可能な開発とは「生活の質の向上、保健、繁栄の目標と社会的正義を統合し、多様な生き方を支援できるよう社会・経済・環境が相互依存的で相互補完的な関係」であると提示している（社会的責任品質経営院，2013）。

SCM の概念が、CSR の概念と同伴成長（共に成長すること）の概念を SCM に拡大・導入されて以降、持続可能な SCM には、製品の生産及びサービスの伝達に至る全プロセスにおいて、前方・後方企業との協力による持続的成長可能な環境の構築が求められている。このような概念が、最近 SCM3.0 に発展する中で持続可能な SCM の概念が現れた。SCM1.0 が企業の在庫減少による費用削減の効率性に重点を置いたなら、SCM2.0 は柔軟性、協業、可視性、迅速性等による反応性に重点を置き、SCM3.0 は持続可能な SCM として生態系の価値（Ecology Value）と社会的価値（Social Value）に重点を置いている。つまり企業は、原材料の生産から流通に至るまでの全過程で環境に及ぼす影響力が評価されており、社会的責任を甘受するリスクの水準が増しているのである。一例として、2011年、企業としては世界で初めて環境費用を貨幣価値に換算したスポーツ衣類会社の Puma が発表した環境損益計算書（Environmental Profit & Loss Statement）によると、2010年の一年間に企業活動で発生した環境費用は計9,440万ユーロであった。しかし、このうち Puma が直接発生させた費用は730万ユーロと全体の7.7%に過ぎない。温室効果ガスの排出に使われた費用は15%水準で、実際の環境費用の相当部分がサプライチェーンで発生していることを意味する。

持続可能な SCM は、環境問題を緩和するため関連企業に対し、自発的に CSR と持続可能な SCM を採用させる必然的な環境を提示している（Carter & Jennings, 2004; Cruz, 2009; Meehan et al., 2006）。しかし企業にとって、持続可能な SCM の潜在的な機会を考慮しつつどの順序でいかに決定すべきかについての意思決定が容易ではない。また、SCM の各活動の範囲内で CSR は、CSR と持続可能な SCM の実行意志の相互関係を評価・実行する必要があり、このため現実的な困難に直面することとなる。しかし持続可能な SCM の各活動の場合、CSR が常に肯定的な効果をもたらす保証はないものの、すべての活動の最終結果は CSR と無形の恩恵（Intangible Benefits）をもたらすため、持続可能な SCM の各活動において CSR が重要となる。このため企業は、勤務者のための勤務条件の改善及び持続可能な経営の実行策の採用のみならず、明確かつ倫理的な方法で持続可能な SCM のための戦略方策等を模索しなければならず、このような戦略は、経済的アプローチにおいて効率的でなければならない。

持続可能な SCM のためには、内部・外部での促進活動が重要であるが、Walker と Jones

(2012) は、内部の促進活動として戦略的イシュー (Strategic Issues)、機能的イシュー (Functional Issues)、人的資源のイシュー (People Issues) を提示し、外部の促進活動としては顧客の要求事項 (Customer Requirement)、供給業者との協力 (Collaboration with Suppliers)、市民団体の影響 (Influence of NGOs) を提示した。持続可能な SCM のためのウォルマート (Wal-Mart) の外部での促進活動をみると、供給業者に廃棄物と汚染物質の放出量減少を管理方針として定めることを求めており、規定項目を遵守しない場合は供給業者との契約を制限している (ミン・スノン等, 2012)。一方ソニー (Sony) は、自社で提示したグリーンパートナーズ (Green Partners) の環境基準を遵守する供給業者とのみ購入契約を締結している (ミン・スノン等, 2012)。これらの事例は、協力業者との継続的な関係の維持のみならず、持続可能な SCM のための内・外部での促進活動の重要性を端的に示す例といえよう。

III. 仮説の設定

3.1 社会的資本、持続可能な SCM 及び社会的責任成果との間の相互関係

3.1.1 社会的資本と持続可能な SCM

社会的資本とサプライチェーン管理との相関関係についての研究は、成果を中心に、特に運営的・戦略的な側面から多くの論議がなされている (Henderson & Clark, 1990; Sanders, 2008)。運営的側面の成果は、購入業者-協力業者間の改善、効率性、生産性、工程のコントロール等の改善活動を中心に測定され、戦略的側面の成果は、購入業者の競争力を獲得するための新製品及び新市場を開発するパワーの程度で測定される (Villena et al., 2011)。このため、戦略的成果を向上させるには、購入業者-協力業者との間で、リスク及び長期的な成果への影響を伴う革新などの改善活動が求められる (March, 1991; Sanders, 2008)。

Cousins 等 (2006) は、イギリスの111の製造企業を中心に、購入業者と協力業者間の関係的社会資本が購入業者らの成果向上に及ぼす影響を分析し、その結果、関係的社会資本と成果の向上との間には、量の相関関係があることを提示した。Krause 等 (2007) は、米国の373の自動車・電機電子企業と75の協力業者を対象に、購入業者と協力業者間の社会的資本が購入業者らの成果 (費用節減、品質、納期、柔軟性) に及ぼす影響を分析した。研究の結果、購入業者による協力業者との長期的な関係についての意志が高いほど、購入業者が協力業者と共有する価値・目標についての認識が高いほど、購入業者による協力業者の開発活動への直接的な参加が高いほど、さらに購入業者が購入業者及び協力業者の依存性をより多く認識するほど、購入業者の成果が向上すると分析した。Lawson 等 (2008) は、購入業者と協力業者間の関係的・構造的社会的資本が購入業者らの成果 (製品デザイン、工程設計、リードタイム、品質) に及ぼす影響を分析した結果、購入業者と協力業者間の関係的社会資本が多く形成されるほど、構造的社会的資本が多く形成されるほど、購入業者の成果が向上することを示した。Carey 等 (2011) は、163のイギリス企業を対象に社会的資本と購入業者の成

果との相関関係を研究し、購入業者と協力業者間の関係的社会資本は購入業者の革新向上と費用節減を促進する要因であることを示した。また、認知的・構造的社会資本は、成果側面である革新向上と費用節減との回帰分析の結果から、関係的社会資本が媒介変数の役割をするとの分析がなされた。さらに Carey 等 (2011) は、関係的社会資本について、認知的社会資本と社会的相互関係を繋げる要因とし、購入企業の費用節減と革新成果を向上させるメカニズムであると解釈した。特に認知的社会資本は、購入者-供給者のための調整策、プロセスの共有等を容易にする要因とみなされている (Carey et al., 2011; De Carolis & Saporito, 2006)。一例として、元請け業者と下請け業者との間で供給の問題が発生した場合、認知的社会資本の形成が、社会全般の共通理解を基本として互いの協力及び調整が容易となるよう媒介の役割を果たす。

Villena 等 (2011) は、SCM における社会的資本の明るい面 (Bright Side) と暗い面 (Dark Side) を中心に、132のスペイン企業を対象に社会的資本の類型と購入業者の成果間の関連性を分析した研究で、すべての類型の社会的資本と成果との間には量の相関関係があることを示した。しかし構造的・関係的社会資本の場合、これら資本の増加に伴い購入業者の成果の上昇率は次第に低下すると分析されたが、これは購入者の能力を減少させる。これは、過度の社会的資本が購入業者にとって負債 (Liability) として作用し、購入業者の成果を相殺するためと思われる。つまり、過大・過少な社会的資本は成果を低下させる可能性があるため、社会的資本の構築は、購入者-供給者の協業関係において購入者の成果に肯定的な影響を与える可能性がある。しかし極端に振れば購入者の能力と効果的な意思決定を低下させる可能性がある (Villena et al., 2011)。

社会的資本と SCM に関する先行研究をまとめると、購入者-供給者の相互関係で構築された社会的資本は、企業の両者に肯定的・否定的な側面すべてをもたらす、両企業間の相互関係の構築度によって持続性が維持され又は維持されなくなる (例, Carey et al., 2011; Krause et al., 2007; Villena et al., 2011)。トヨタの場合、社会的資本である信頼・尊重によって特徴づけられる相互関係がトヨタと選定された供給業者との間でノウハウと情報の交換を促し、職員と供給業者の他階層の職員との頻繁な相互作用による情報のアクセシビリティの保障を促した (Adler et al., 2009; Liker & Choi, 2004)。また、持続可能な SCM において個人及び企業間の相互信頼、規範遵守、合理的コミュニケーション、社会還元、環境保護等によって社会的資本を構築し、互いの結びつきを続けることで持続可能社会、より狭くは持続可能な SCM、持続可能ネットワークを構築できるのである。したがって、関係的・認知的・構造的社会資本の構築は、持続可能な SCM となる基盤を提供すると言える。

上述の先行研究を総合的に考察すると、次のような仮説を設定できる。

仮説 1：関係的社会資本の形成は、持続可能な SCM に肯定的影響を及ぼすだろう。

仮説 2：認知的社会資本の形成は、持続可能な SCM に肯定的影響を及ぼすだろう。

仮説 3：構造的社会的資本の形成は、持続可能な SCM に肯定的影響を及ぼすだろう。

3.1.2 持続可能な SCM と社会的責任成果

持続可能性は、これまで広い意味で経済的・社会的・環境的成果を統合する概念として論議され (Carter & Easton, 2011; Carter & Rogers, 2008), 企業が SC 内で否定的な環境的影響を最小化するための取り組みとして環境, グリーン SCM, サプライチェーンの社会問題等の多様な概念を統合した意味として持続可能な SCM についての論議がなされた (Walker & Jones, 2012)。経済的側面の持続可能な SCM は、現地の供給業者からの地域経済回復を支援するための購入を含むため、企業は多様な社会的側面の優先順位を環境的イシューや他の優先要因に置き、持続可能な SCM 活動となるよう、供給業者と継続的に協力することとなる (Walker & Jones, 2012)。しかし持続可能な SCM の構築に失敗する場合、企業が負うべき財政的・社会的な費用が急速に増加するため、環境に否定的な影響を及ぼさない環境に優しい製品、環境に優しい生産工程、物流移動時の炭素排出量減少戦略等個別企業の持続可能な SCM 活動を超えて企業運営の全般において持続可能な成長を追求しなければならない。

Rao (2002) の研究によると、持続可能な SCM は、企業の経済的・環境的成果に正の相関関係があることを示した。企業は、効率的かつ成功的な SCM の構築を目指し供給業者との長期的な戦略的関係を構築しなければならず、供給業者又は消費者を初期から参加させ、供給業者との信頼構築と早期参加の必要性を提示した (Rao, 2002)。Green 等 (2012) は、159の製造産業を中心に分析した研究で、持続可能な SCM は企業の経済的・環境的成果を向上させるとの調査結果を得、企業が環境的に持続可能な SCM を成功させるためには、供給業者及び最終消費者と共に協業するときにより効率的に達成できると主張した。Rao (2002) と Green 等 (2012) の研究が示す類似の結果は、企業そのものの努力だけでは持続可能な経営が不可能であることを端的に示す結果であり、企業・供給業者・消費者すべての参加と継続的な相互関係を通じて社会に貢献できる方策が構築されなければならないことを意味する。

消費者の要求事項のみならず、環境的規制と法律は、持続可能な SCM を促進する要因として認識されている (Preuss, 2002)。Sarkis (2003) は、SCM 導入企業について ISO 14001/26000 導入の必要性を主張しながら、このような認証制度を通じて環境的成果の向上が図れると主張した。また、サプライチェーンは、環境的持続可能性と持続可能な SCM のための実践策 (例、グリーン購入、消費者との協業、エコデザイン等) を優先的に適用するときに競争優位を達成できる (Barratt & Oke, 2007; Sen, 2008)。ユン・ヒョンドク等 (2012) の研究では、社会的責任の履行に対する中小企業の履行意志を調査した結果、SCM 全体の活動についての履行意志や雰囲気は、社会的責任の履行意志を高めると分析された。このような結果が示唆するところは、持続可能な SCM は、個人、企業、集団 (国) の一方的履行意志に比べ、協業をするときに社会的責任の履行をより円滑に、効率的に達成できる

という意味である。

持続可能な SCM の側面からみて、社会的責任は、経済的責任と倫理的責任が相対的に重要な意味を内包する (Carey et al., 2011)。これは、SCM が購入者-供給者の協力、戦略的供給者の提携の概念としても研究されてきたことによるが (Carey et al., 2011)、社会的責任のうち、経済的責任は、企業が生産性のコントロールや顧客クレームの管理等の方法によって企業及び協力業者の収益の極大化や株主価値の極大化という形で表れ、倫理的責任は、一般大衆と利害関係者によって期待されるものとして表れることがあるためである (Schwartz & Carroll, 2003)。また、持続可能な SCM における協力業者間の協業関係は、親会社や協力会社との緊密な結びつきを構築することで競争優位を形成することができる (Lee et al., 2011)。持続可能な SCM は、供給業者又は協力業者 (1-3 次) 間の継続的な情報共有を通じて期待効果を高めらるようになるが、このための基本が信頼構築と倫理的責任であると言える。したがって社会的責任は、企業間の倫理及び経済的相互的責任のみならず、社会全体に対する責任までを含むため、長期的に持続可能な企業の生態系を構築できるようになる (Carroll, 1991)。

先行研究について考察するとき、持続可能な SCM における社会的責任の履行意志は、究極的に社会全般に対する責任経営を促すこととなり、企業の生態系を通じて企業間において利潤の極大化を追求できる機会を提供することで企業の競争優位を確保できるようになる。

このため、持続可能な SCM における社会的責任履行意志は、各企業の社会的な責任成果 (経済的・倫理的・法律的) の向上に肯定的な影響を及ぼすだろう。したがって、持続可能な SCM によって社会的責任成果としての経済的・法律的・倫理的成果を達成できるものと判断される。これにより、次のような仮説を設定することができる。

仮説 4：持続可能な SCM は社会的責任成果に肯定的な影響を及ぼすだろう。

IV. 結論及び討議

社会的責任経営が大きく台頭する中、消費者による関心の高まりのみならず、大・中小の 1・2・3 次企業又は協力業者間の相互責任の履行についての関心が高まる中で、これについての研究の必要性が提示されている。本研究は、社会的資本、持続可能なサプライチェーン管理 (SCM) による成果、社会的責任 (CSR) による成果の間にある関連性を、理論考察を中心に、SCM の活動に焦点を合わせて理論的関連性を導き出した。

第一、社会的資本は、個人又は企業の持続可能な文化が形成されてこそ社会的な関係を維持できる資本が形成されるが (ミン・スノン等, 2012)、これは社会の構成員同士の信頼構築、規範遵守、友好関係の維持等、構造的・関係的・認知的な社会資本の形成を意味する。特に持続可能な SCM は、購入者-供給者の相互関係の構築度により持続性が維持され又は維持されなくなる機会にさらされ (例, Carey et al., 2011; Krause et al., 2007; Villena et al.,

2011), 構築された社会的資本によって持続可能な SCM となる基盤がもたらされると思われる。

第二, 持続可能な SCM の持つ究極の目標は生態系の構築及び社会的価値にあるが, これは, 生産-消費に至る全過程で環境に及ぼす影響力について企業が評価をされ, 企業が社会的な責任を遵守しなければならず, 現在の資源を後世に引き継ぐ責任が企業にあることを意味する。企業は, 持続可能な SCM における協力業者間の緊密な結びつきを構築することで競争優位を形成し, これが究極的に消費者, 企業及び利害関係者らに価値をもたらす, 企業の社会的な責任成果である経済的・倫理的な成果を達成することとなる (Schwartz & Carroll, 2003)。そして持続可能な SCM のための内・外部の促進活動を通じて経営戦略の方策を模索することとなるが, 特に消費者と市民団体 (例, NGO) の要求や提案を通じて環境に優しい製品の生産と工程, 汚染物質放出量の減少, 生態系づくり等の法律的责任についての自助努力をしなければならない。これらの活動は, 究極的に, 持続可能な SCM における社会的責任の履行を, 社会全般に対する責任経営へと導き, 持続可能な企業の生態系を通じて協力業者同士の競争優位を確保できるようになり, 社会的な責任成果 (経済的・倫理的・法律的) の向上に肯定的な影響を及ぼすだろう。

第三, 上述の先行研究を総合的に検討すると, 社会的資本の形成は, 個人又は企業, 国がその営みを続けられる文化的・経済的な基盤をもたらすと思われる。このような環境の構築は, 個人の自助努力でない協力によって達成されるとき, 社会的資本たる構造的・関係的・認知的な社会資本の拡充を維持できるようになる。構築された社会的資本をいかに価値あるものとして利用し, 企業の生態系をいかに形成していけるのか, この問いに答える責務がすべての者にあるはずである。これを目指す一つの実践方策は, 企業が, 持続可能な SCM によって協力業者間の信頼構築及び相互協力, 価値の創出, 倫理的経営等, 社会的責任を履行するための実質的かつ実践可能な戦略的方策を講じるべきであろう。

本研究は, 先行研究を中心に社会的資本, 持続可能な SCM, CSR の成果を理論的に考察したもので, 理論モデルの検証は手つかずとなっている。このため今後, 社会的資本の形成による持続可能な SCM と CSR の成果について, 多方面の資料を活用した実証研究が必要となろう。

<参考文献>

- パク・チュシク (2011)。大・中小企業の協力活動が中小企業の同伴成長認識に及ぼす影響に関する探索的研究: 蔚山のH造船会社と協力業者を対象に。POSRI 経営経済研究, 11 (3), 105-129。
- パク・ヒョンジョン (2011)。2011年 持続可能経営 事業計画の調査 結果。全国経済人連合会。
(http://www.fki.or.kr/FkiAct/Promotion/Report/View.aspx?content_id=b493ae28-fd88-461d-8cdb-303c0fb0521b&cPage=1&search_type=2&search_keyword=%b0%ed%bf%eb%a1%a4%bd%c5%bc%ba%c0%e5%20%b5%bf%b7%c2%20%b9%df%b1%bc%20%b5%ee%20%b0%e6%c1%a6%c0%fb%20%c3%a5%c0%d3)
- ミン・スノン, パク・セボム, キム・ドンヒ, ユ・ジョンア (2012)。持続可能経営の統合的理論モデル

- ル。ロジスティクス研究, 20 (1), 45-71.
- 社会的責任経営品質院. (2013). 社会的責任品質経営院 懇談会. 2013.5.22.
- ユン・ソクチョル. (2008). 共生のための必要条件：社会的資本。サムスン経済研究所。
- ユン・ヒョンドク, ソン・ジョンズ, ソ・リビン (2012). サプライチェーン経営 (SCM) 内の社会的責任が中小企業の社会的責任の履行意志に及ぼす影響。ベンチャー創業研究, 7 (2), 25-34.
- イ・ドンウォン, パク・チュン, カン・ミニョン, チェ・スンビョン, チェ・ホン (2009). 社会的資本拡充のための政策課題。サムスン経済研究所。722, 1-21
- Adler, P. S., Benner, M., Brunner, D. J., MacDuffie, J. P., Osono, E., Staats, B. R., Takeuchi, H., Tushman, M., & Winter, S. G. (2009). Perspectives on the productivity dilemma. *Journal of Operations Management*, 27 (2), 99-13.
- Adler, P. S., & Kwon, S. W. (2002). Social capital: Prospects for a new concept. *Academy of Management Review*, 27 (1), 17-40.
- Anderson, J. C., & Narus, J. (1990). A model of distributor firm and manufacturer firm working relationships. *Journal of Marketing*, 54 (1), 42-58.
- Baker, W. (1990). Market networks and corporate behavior. *American Journal of Sociology*, 96, 589-625.
- Barnea, A., & Rubin, A. (2010). Corporate social responsibility as a conflict between shareholders. *Journal of Business Ethics*, 97 (1), 71-86.
- Barratt, M., & Oke, A. (2007). Antecedents of supply chain visibility in retail supply chains: A resource-based theory perspective. *Journal of Operations Management*, 25 (6), 1217-1233
- Belliveau, M. A., O'Reilly, C. A., III, & Wade, J. B. (1996). Social capital at the top: Effects of social similarity and status on CEO compensation. *Academy of Management Journal*, 39, 568-1593.
- Bhattacharya, C. B., Korschun, D., & Sen, S. (2008). Strengthening stakeholder-company relationships through mutually beneficial corporate social responsibility initiatives. *Journal of Business Ethics*, 85 (2), 257-272.
- Bolino, M., Turnley, W., & Bloodgood, J. (2002). Citizenship behavior and the creation of social capital in organizations. *Academy of Management Review*, 27 (4), 505-522.
- Bourdieu, P. (1984). *Distinction: A social critique of the judgement of taste*. Harvard University Press.
- Bowen, H. R. (1953). *Social responsibilities of the businessman*. New York. Harper&Row.
- Burt, D., Dobler, D., & Starling, S. (2004). *World class supply management: The key to supply chain management*. Boston: McGraw-Hill.
- Burt, R. S. (1992). *Structural holes: The social structure of competition*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Burt, R. S. (1997). The contingent value of social capital. *Administrative Science Quarterly*, 42, 339-365.
- Capaldo, A. (2007). Network structure and innovation: the leveraging of a dual network as a distinctive relational capability. *Strategic Management Journal*, 28 (6), 585-608.
- Carey, S., Lawson, B., & Krause, D. (2011). Social capital configuration, legal bonds and performance in buyer-supplier relationships. *Journal of Operations Management*, 29 (6), 561-576.
- Carroll, A. (1979). A three-dimensional conceptual model of corporate performance. *Academy of Management Review*, 4 (4), 497-505.
- Carroll, A. (1991). The pyramid of corporate social responsibility: Toward the moral management of organizational stakeholders. *Business Horizons*, 34, 39-48.
- Carroll, A. (1999). Corporate social responsibility: Evolution of a definitional construct. *Business & Society*, 38 (3), 268-295.
- Carter, C. (2000). Ethical issues in international buyer-supplier relationships: A dynamic examination.

- Journal of Operations Management*, 18 (2), 191-208.
- Carter, C., & Jennings, M. (2004). The role of purchasing in corporate social responsibility: A structural equation analysis. *Journal of Business Logistics*, 25 (1), 145-86.
- Carter, C. R., & Easton, P. L. (2011). Sustainable supply chain management: Evolution and future directions. *International Journal of Physical Distribution & Logistics Management*, 41 (1), 46-62.
- Carter, C. R., & Rogers, D. S. (2008). A framework of sustainable supply chain management: moving toward new theory. *International Journal of Physical Distribution & Logistics Management*, 38 (5), 360-87.
- Chong, L., & Gibbons, P. (1997). Corporate entrepreneurship: The roles of ideology and social capital. *Group and Organization Management*, 22: 10-30.
- Cicourel, A. V. (1973). *Cognitive sociology: Language and meaning in social interaction*. Penguin Education. Strand, London.
- Coleman, J. (1988). Social capital in the creation of human capital. *American Journal of Sociology*, 94, 95-120.
- Coleman, J. (1990). *Foundations of social theory*. Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Cousins, P. D., & Menguc, B. (2006). The implications of socialization and integration in supply chain management. *Journal of Operations Management*, 24 (5), 604-620.
- Cruz, J. M. (2009). The impact of corporate social responsibility in supply chain management: Multicriteria decision-making approach. *Decision Support Systems*, 48 (1), 224-236.
- De Carolis, D., & Saporito, P. (2006). Social capital, cognition, and entrepreneurial opportunities: a theoretical framework. *Entrepreneurship Theory and Practice*, 30 (1), 41-56.
- Du, S., Bhattacharya, C. B., & Sen, S. (2010). Maximizing business returns to corporate social responsibility (CSR): The role of CSR communication. *International Journal of Management Reviews*, 12 (1), 8-19.
- Dyer, J., & Chu, W. (2003). The role of trustworthiness in reducing transaction costs and improving performance: Empirical evidence from the United States, Japan, and Korea. *Organization Science*, 14 (1), 57-68.
- Esser, H. (2008). *The two meanings of social capital* (in Castiglione D, Van Deth J and Wolleb G.). Handbook of Social Capital, Oxford University Press.
- Fernandez, R. M., Castilla, E. J., & Moore, P. (2000). Social capital at work: Networks and employment at a phone center. *American Journal of Sociology*, 105, 1288-1356.
- Fine, C. H. (2006). New Thinking on Value Creation. *International conference for Large and Small Business Cooperation*, ソウル: 全国経済人連合会中小企業協力センター主催, 2006年10月18日, 55-73.
- Fukuyama, F. (1995). *Trust: social virtues and the creation of prosperity*. London: Hamish Hamilton.
- Gabbay, S. M., & Zuckerman, E. W. (1998). Social capital and opportunity in corporate R&D: The contingent effect of contact density on mobility expectations. *Social Science Research*, 27, 189-217.
- Gainer, B. (2010). *Corporate social responsibility*. In Taylor, R. (ed.). Third Sector Research, New York, NY: Springer.
- Gerlach, M. L. (1992). *Alliance capitalism: The social organization of Japanese business*. Berkeley: University of California Press.
- Granovetter, M. S. (1973). The strength of weak ties. *American Journal of Sociology*, 78, 1360-1380.
- Granovetter, M. (1992). Economic institutions as social constructions: A framework for Analysis. *Acta Sociologica*, 35 (1), 3-11.
- Granovetter, M. (1995). *Getting a job: A study of contacts and careers* (2nd ed.). Chicago: University of Chicago Press.
- Green, K. W. Jr., Zelbst, P. J., Meacham, J., & Bhaduria, V. (2012). Green supply chain management practices: Impact on performance. *Supply Chain Management: An International Journal*, 17 (3), 290-305.

- Gulati, R., Nohria, N., & Zaheer, A. (2000). Strategic networks. *Strategic Management Journal*, 21 (3), 203-215.
- Hamann, R., (2003). Mining companies' role in sustainable development: The 'why' and 'how' of corporate social responsibility from a business perspective. *Development Southern Africa*, 20 (2), 237-254.
- Hansen, M. T. (1998). *Combining network centrality and re-lated knowledge: Explaining effective knowledge sharing in multiunit firms*. Working paper, Harvard Business School, Boston.
- Hargadon, A., & Sutton, R. I. (1997). Technology brokering and innovation in a product development firm. *Administrative Science Quarterly*, 42, 716-749.
- Helper, S. (1990). Comparative supplier relations in the U.S. and Japanese auto industries: An exit voice approach. *Business Economic History*, 19, 153-162.
- Henderson, J. C. (2005). Responding to natural disasters: managing a hotel in the aftermath of the Indian Ocean tsunami. *Tourism and Hospitality Research*, 6 (1), 89-96.
- Henderson, R. M., & Clark, K. B. (1990). Architectural Innovation: The Reconfiguration Of Existing product technologies and the failure of established firms. *Administrative Science Quarterly*, 35 (1), 9-30
- Hopkins, M. (2007). *Corporate social responsibility & international development*. London: Earthscan.
- Inkpen, A., & Tsang, E. (2005). Social capital, networks, and knowledge transfer. *Academy of Management Review*, 30 (1), 146-165.
- Jamali, D., Safieddine, A., & Rabbath, M. (2008). Corporate governance and corporate social responsibility: Synergies and inter-relationships. *Corporate Governance: An International Review*, 16 (5), 443-59.
- Jap, S. (1999). Pie-expansion efforts: Collaboration processes in BSRs. *Journal of Marketing Research*, 36 (4), 461-475.
- Jap, S., & Anderson, E. (2003). Safeguarding interorganizational performance and continuity under ex post opportunism. *Management Science*, 49 (12), 1684-1701.
- Jarillo, J. (1988). On strategic networks. *Strategic Management Journal*, 9 (1), 31-41.
- Kale, P., Singh, H., & Perlmutter, H. (2000). Learning & protection of proprietary assets in strategic alliances: Building relational capital. *Strategic Management Journal*, 21 (3), 217-237.
- Koka, B., & Prescott, J. (2002). Strategic alliances as social capital: A multidimensional view. *Strategic Management Journal*, 23 (9), 795-816.
- Krause, D. R., Handfield, R. B., & Tyler, B. B. (2007). The relationships between supplier development, commitment, social capital accumulation and performance improvement. *Journal of Operations Management*, 25, 528-545.
- Lawson, B., Tyler, B. B., & Cousins, P. D. (2008). Antecedents and consequences of social capital on buyer performance improvement. *Journal of Operations Management*, 26 (3), 446-460.
- Lee, S., Lee, D., & Schniederjans, M. (2011). Supply chain innovation and organizational performance in the health care industry. *International Journal of Operations & Production Management*, 31 (11), 1193-1214.
- Lin, N., & Dumin, M. (1996). Access to occupations through social ties. *Social Networks*, 8, 365-385.
- Lin, N., Ensel, W. M., & Vaughn, J. C. (1981). Social resources and strength of ties: Structural factors in occupational status attainment. *American Sociological Review*, 46, 393-405.
- Liker, J. K., & Choi, T. Y. (2004). Building deep supplier relationships. *Harvard Business Review*, 82 (12), 104-113.
- March, J. G. (1991). Exploration and exploitation in organizational learning. *Organization Science*, 2 (1), 71-87.
- McFarland, D. E. (1982). *Management and society: An institutional framework*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.

- McGrath, R., & Sparks, W. L. (2005). The importance of building social capital. *Quality Progress*, 38 (22), 45-49.
- Meehan, J., Meehan, K., & Richards, A. (2006). Corporate social responsibility: The 3C-SR model. *Intranational Journal of Social Economics*, 33 (5/6), 386-398.
- Nahapiet, J., & Ghoshal, S. (1998). Social capital, intellectual capital, and the organizational advantage. *Academy of Management Review*, 23 (2), 242-266.
- Ouchi, W. (1980). Markets, bureaucracies, and clans. *Administrative Science Quarterly*, 25 (1), 129-141.
- Perrone, V., Zaheer, A., & McEvily, B. (2003). Free to be trusted? organizational constraints on trust in boundary spanners. *Organization Science*, 14 (4), 422-439.
- Podolny, J. M., & Baron, J. N. (1997). Resources and relation-ships: Social networks and mobility in the workplace. *American Sociological Review*, 62 (5), 673-693.
- Portes, A. (1998). Social capital: Its origins and applications in modern sociology. *Annual Review of Sociology*, 24, 1-24.
- Preuss, L. (2002). Green light for greener supply. *Business Ethics: a European Review*, 11 (4), 308-317.
- Putnam, R. D. (1993). *Making democracy work: Civic traditions in modern Italy*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Rao, P. (2002). Greening the supply chain: a new initiative in South East Asia. *International Journal of Operations & Production Management*, 22 (6), 632-655.
- Ring, P., & Van de Ven, A. (1992). Structuring cooperative relationship between Organizations. *Strategic Management Journal*, 13 (7), 483-498.
- Romo, F. P., & Schwartz, M. (1995). Structural embeddedness of business decisions: A sociological assessment of the migration behavior of plants in New York State between 1960 and 1985. *American Sociological Review*, 60, 874-907.
- Sabel, C. (1993). Studied trust: Building new forms of cooperation in a volatile economy. *Human Relations*, 46 (9), 1133-1170.
- Sanders, N. R. (2008). Pattern of information technology use: the impact on buyer-supplier coordination and performance. *Journal of Operations Management*, 26 (3), 349-367.
- Sarkis, J. (2003). A strategic decision framework for green supply chain management. *Journal of Cleaner Production*, 11 (4), 397-409.
- Schwartz, M., & Carroll, A. (2003). Corporate social responsibility: A three-domain approach. *Business Ethics Quarterly*, 13 (4), 503-530.
- Sen, A. (2008). The U.S. fashion industry: a supply chain review. *International Journal of Production Economics*, 114 (2), 571-593.
- Smitka, M. (1991). *Competitive ties: Subcontracting in the Japanese automotive industry*. New York: Columbia University Press.
- Staples, C. (2004). What does corporate social responsibility mean for charitable fundraising in the UK?. *International Journal of Nonprofit and Voluntary Sector Marketing*, 9 (2), 154-158.
- Tsai, W., & Ghoshal, S. (1998). Social capital and value creation: The role of intrafirm networks. *Academy of Management Journal*, 41 (4), 464-476.
- Uzzi, B. (1997). Social structure and competition in interfirm networks: The paradox of embeddedness. *Administrative Science Quarterly*, 42, 35-67.
- Villena, V., Revilla, E., & Choi, T. (2011). The dark side of buyer-supplier relationships: A social capital perspective. *Journal of Operations Management*, 29 (6), 561-576.
- Walker, H., & Jones, N. (2012). Sustainable supply chain management across the UK private sector. *Supply*

Chain Management: An International Journal, 17 (1), 15-28.

Wood, D. (1991). Corporate social performance revisited. *Academy of Management Review*, 16 (4), 691-718.

Impact of Social Capital on Sustainable SCM and CSR Performance: A Theoretical Review

LEE Don Hee

< Abstract >

Purpose – The purpose of this study is to propose conceptual theory that describes the effects of intangible competitive components of social capital on sustainable SCM and the CSR performance based on previous studies.

Design/Methodology – This study employed a comparative analysis to explore the relationship among social capital, sustainable SCM, and CSR performance based on relevant previous literature.

Findings – The results of this study show that social capital built on cooperation and trust between suppliers promotes internal and external activities of an organization for sustainable SCM, which in turn, help to achieve CSR performance.

Implications – The study suggests that successful implementation of SCM 3.0 as sustainable SCM be attained through the expansion of social capital, and a strategic plan be needed to achieve CSR performance.

Key words: *Social capital, Sustainable SCM, CSR, CSR performance*

李敦姫氏の報告をめぐる討論

1. 論文テーマについての意見

○現代は、企業と企業の競争でなくサプライチェーンネットワーク対サプライチェーンネットワークの競争時代へと移り変わっており、このような時期におけるサプライチェーンの持続可能性は極めて重要な 이슈といえる。

○このため、持続可能性につながるサプライチェーン活動に焦点を合わせ、このような活動が社会的責任成果に貢献するか否かについての研究は、そのテーマが大変興味深く意味あるものと思われる。

2. 持続可能性に関連する論文3篇の紹介

(1) The Triple-A Supply Chain by Hau Lee (HBR) との関連性

○俊敏かつ適応力がありサプライチェーン個体間の目標が一致しているサプライチェーンだけが、持続可能な競争優位を確保できる。

○俊敏性：需要と供給の短期変化に迅速に対応する能力

適応性：市場変化を受け入れるべくサプライチェーンデザインを調整

整列性：サプライチェーンの各パートナーがサプライチェーン全体の成果向上に貢献するようにインセンティブを確立（目標の一致）

○上記3つの特性が発表論文における社会関係資本（構造的、認知的、関係的）に関連があると思われる。

(2) Rapid-Fire Fulfillment by Ferdows, Lewis, and Machuca (HBR)

○顧客が製品を購入するまで製品に生じるすべてのことを管理する必要がある。

○サプライチェーンのコミュニケーションループ完成：最初から最後までの情報ループ

サプライチェーン全体の同期化：スピードと対応性

余裕資金確保によるサプライチェーンの柔軟性・対応性を確保

(3) We are in This Together by Lambert and Knemeyer (HBR)

○パートナーシップ対象の選定方法の例：

ウェンディーズ 2×2 マトリックス（複雑性と数量）：パートナーシップは2つがともに大きい場合にのみ形成

コルゲート・パルモリープ 2×2 マトリックス（コスト削減の潜在力と革新の潜在力）：パートナーシップは2つがともに大きい場合にのみ形成

○パートナーシップの形態3タイプ：Type 1：制限的協力；Type 2：多数の部門活動が統合された形態；Type 3：パートナー企業を自己の拡張と見なす

○パートナーシップの形態は動力（drivers）と促進者（facilitators）の側面から得た点数で判

断

動力：資産及び費用の効率性，顧客サービスの向上，マーケティング優位，収益増加あるいは安定性

促進者：文化の両立可能性，経営哲学と技法の両立可能性，強い相互依存性，二社の対称性

3. 変数間の関係についての意見

- 社会関係資本，持続可能 SMC，社会的責任成果間の関係を明確にする必要があると思われる。
- 研究では社会関係資本 → 持続可能 SCM → 社会的責任成果の関係を設定している。
- 一方で社会関係資本 → 社会的責任成果 → 持続可能 SCM という関係について考える必要がある。

4. 結論

- 現在は理論的研究だけが進んでいる状態であり，今後の実証的分析結果が期待される。

(啓明大学校 経営大学経営学科教授 金南栄)

中国の原産地管理制度の問題点と 改善案に関する小考

朴 盛 浩

<要約>

研究目的—本研究は、韓・中 FTA 交渉が進められる中、中国の原産地制度に関する法的規定について考察することで、中国との FTA 交渉過程のみならず今後の対中貿易について韓国の貿易業者や中国の投資家に正確な情報を提供し、公正な韓中交易の増大に資することを目的とする。

研究方法—本研究は、中国の原産地制度関連法規及び管理体系、原産地に関する細部規定を中心に分析し、先行研究による分析内容との比較を行った。

主な結果—中国の原産地制度に関する規定を分析した結果、韓国の対外貿易法上の規定に比べ相当な不備がみられ、条例で管理されている点から運営上の利便性が高い反面対外信認度と明確性に欠ける面がある。また、WTO の原産地協定は世界貿易の自由化と拡大の増進をその目的としている中、その WTO 会員国たる中国における原産地制度の目的が、効率的な貿易措置の実施と対外貿易の発展促進にある点が挙げられる。

示唆する点—本研究が示唆する点は、中国の原産地制度の規範的な問題を認識し、対中貿易業者及び投資家が法律より条例を中心に随時 follow-up をしなければならない点、中国の輸出原産地制度についての規定及び韓国の原産地制度との相互関係を明確にすることで FTA 交渉の際により安定的な原産地制度を確立する必要性などを提供する。

I. 序 論

韓・中自由貿易協定 (FTA) 交渉が進められている現時点において、FTA の核心的な内容である原産地規定についての相互合意は、重要な事項となっている。原産地制度 (Rules of Origin) とは、物品等の原産地表示制度、判定方法及び確認手続に関する規定で、一国の輸出入物品についての全般的な原産地管理体系を意味する。原産地制度は、物品の原産地についての正確な情報を輸入国の消費者に提供し、購入過程で発生する消費者被害を防止するだけでなく、生産国の生産者にも市場差別化の機会を提供し生産者を保護する役割も果たす。しかし、原産地制度についての統一的な国際規範が未だ制定されておらず、多くの国で相違

点がみられる。これは、一国の原産地制度に関する規範が、その国に存在する様々な法体系に基づいて制定されることによる。原産地制度が国によって異なり、内容も不明確で複雑となっており、長年貿易障壁として認識されてきた。

中国は2001年11月、正式な WTO 会員国となった。これにより、対外経済及び貿易体制を改革し国際経済交流の一般的準則に適応できる運営体制の確立を目指す国家施策の結実と共に、中国は WTO 会員国としての義務と役割を通じて他国と共存するようになった。その後10年あまりが過ぎた今、中国は対外信頼性に基づく国際社会の中国経済に対する肯定的評価と中国市場経済の安定的発展などをベースに、国際交易を着実に拡大してきた。このように市場経済体制は持続的な発展を遂げているが、これに伴う法制の整備は遅れており、中国の対外貿易法は、その透明性や法理的な明確性に欠けているのが現状である。これは、中国語法律文に対する国際的な解釈の相違によって惹起される問題、さらに今後中国を含む国際経済協力及び交流において摩擦が起こり得る潜在的な問題を孕んでいるといえよう。

中でも、中国との貿易において重要となる、原産地規定についての法制が、その透明性や明確性の欠如により相当な問題点となっている。中国の原産地規定は、韓国等の外国から中国の現地に直接投資を行った企業や単純な対中輸出企業に一律に適用されており、これらの企業に深刻な不利益をもたらす可能性がある。

これまで多くの研究者によって中国の原産地制度に関する研究がなされてきたが、これらは主に韓・中 FTA 協定における原産地規定に関する観点からの研究であり、中国の原産地管理制度そのものに関する研究は未だ不十分である。このため本研究では、韓・中 FTA 交渉が進められている状況で、中国の原産地管理制度に関する主な規範的な内容やその特徴を分析し、中国の原産地制度に関する正確な情報を提供し、その問題点と改善案を提示したい。この研究の結果は、今後中国との FTA 交渉の過程で、原産地規定に関するより適切な協定を目指す上で対中輸出業者及び直接投資家に対し正確な情報を提供し、韓・中交易の増大に相当な寄与をするものと確信している。

本研究の目的を果たすべく、第1章の序論に続いて、第2章では原産地制度の意義と必要性について考察し、第3章では中国の原産地管理制度の主な内容を、第4章では中国の原産地管理制度の主な特徴及び問題点を考察してその改善案を提示し、第5章で結論を導く順に論を展開してみたい。本研究では、中国の貿易関連法律及びその事例を中心に、文献に基づく方法によった。

II. 原産地制度の意義と必要性

2.1 原産地制度の意義

物品の原産地 (Country of Origin: C/O) とは、「物品の国籍」又は「その物品が成長、生産、製造又は加工された地域」をいう (パク・ソクチュエほか3名2003, 373)。ここでの地域とは、政治的アイデンティティを持つ国を意味するが、植民地、属領又は保護領のような独

立国家でない地域も別途原産地として認められる。貿易において原産地制度とは、物品の原産地を判定、表示及び確認するためのすべての法律や規定、行政手続等一切の管理を意味する。したがって、それ自体は国際交易を制限する制度の性質を持たない。しかし一国の経済政策上、特定国に対して貿易を制限又は貿易上の特惠を与える場合に、輸出入物品がその特定国に属する物品であるか否かを判定するためその物品の原産地を確認する必要がある。近來、原料や部品の国家間の移動が活発に行われており、多国籍企業の活動が活性化されるに伴い、あらゆる国において生産が行われることとなり、原産地を判定する作業は一層困難となっている（カン・ムンソンほか2003, 31）。また、自由貿易地域（FTA）等国際経済のブロック化現象が顕在化するに従い域内国家間の特惠拡大が域外諸国に対する差別につながり、これに伴って原産地の規定が貿易摩擦の要因としても作用している。

最初の原産地規定の国内法制は、米国の1930年関税法（Act of Tariff, 1930）であるが、この法は、1929年米国の大恐慌を起点として保護貿易障壁の一環として制定された悪名高き法である（イ・サンユン 2003, 535-6）。この法では、米国の最終購買者が商品を購入する場合、原産地の是非を判断できるようにするため、大部分の輸入品に原産地の表示を義務化し、原産地の判定基準として実質的変更基準を明記している。これにより、米国の加工業者が国内で輸入原料を用いて製造する加工品の原産地は、実質的変更基準により判定され、国内加工品が外国産品と認められれば、この加工業者は関税を納めて原産地を表示する義務を負うこととなった（キム・チャンテ 1997, 503）。

原産地規定は、特定国間の自由貿易協定（FTA）や一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences: GSP）等特定国群が相互に、又は一方的に貿易上の恩恵を与える場合に適用される特惠原産地規定（Preferential Rules of Origin）と、一般的な商品の原産地を反ダンピング、オフセット関税、関税割当、政府調達、輸出入統計作成等原産地判定が必要なすべての非特惠貿易制度に一律的に適用される貿易政策上の目的のための非特惠原産地規定（Non-Preferential Rules of Origin）に区分できる。

また、原産地の決定基準は、大きく完全生産基準（wholly produced criteria）と実質的変更基準（substantial transformation criteria）に区分できる。完全生産基準とは、或る国で生産が完成する特性を持つ商品に適用される基準であり、主に農産物や鉱物等の1次商品に適用される。一方実質的変更基準は、或る物品の生産過程が2ヵ国以上にわたる場合、その物品に実質的な変化が生じて物品の特性が付与された場所を原産地とするという基準である。そして実質的な変更の判断基準としては、一般的に加工度基準、付加価値基準（value added criteria）、そして主要工程基準を用いる。

加工度基準は関税番号変更基準とも呼ばれ、関税番号変更基準の長所は、多くの国が関税賦課に関する品目分類の基準にHSコードを使用しているため、安定的かつ共通の基準を提供できる点にある。しかし実質的変更を表す単一レベルの関税番号の変更が難しい点、単純組立と非単純組立との区別が難しい点、また、実質的な変更があったにもかかわらず関税番

号の変更がなされないケースが発生する等、その短所が指摘されている。また、大量の部品を使用して生産が行われる場合に、生産者がすべての部品の関税番号を記録して原産地決定に使用する際に発生する費用が膨大となり、すでに定められている HS コードに規定されていない新製品についての適用基準がないという問題が生じ得る（カン・ムンソンほか2003, 15）。

一方付加価値基準の場合、実質的な変更の基準としては一定割合以上の付加価値が発生しなければならないとの側面から見ると意味がある。しかし付加価値基準を作成する難しさ、為替レートの変動や主要原資材や部品の価格変化により生産費用に変化があったとき、または販売価格の変化があったときに付加価値が変動し、適用上の混乱が発生する短所がある。このような付加価値基準の適用が困難な場合に主要工程基準を適用することとなるが、主要工程基準は、その基準が決定した以降は適用が明瞭であるという長所がある。しかしながら、その規定が詳細に記述される必要があり、一貫性がなく、すべての製品について主要工程を決定しなければならず、その基準が恣意的に決定され得る点や、新たな製品の生産や生産方式が変化するたびに再調整を要するという問題がある（ラ・ゴンウ 2008, 2）。

2.2 原産地制度の必要性

原産地制度は、いくつかの側面からその必要性が認められている。第一、消費者としての側面からは、消費者に正確な商品情報を提供することにより購入過程で発生し得る消費者の被害を防止する。第二、生産者の側面からは、特定地域の生産品が市場で差別化される機会をもたらすことで生産者を保護する。第三、政府の立場としては、ダンピング防止関税の賦課、緊急輸入制限措置、輸入数量制限措置等各種貿易制限措置の実効性を確保する手段となる。第四、さらに、現在の輸出入統計は該当物品の船積港を基準としているが、原産地を考慮することでより意味のある国別の輸出入関連統計資料が得られ、その活用度を高めることができる（チョン・スヌアン 2012, 292）。

一方、近来頻繁となっている両者及び多者間貿易協定において、特惠関税の効果を極大化する上で重要な役割をするのが原産地規定である。企業の立場としては生産施設と生産方式、原材料と部品の調達方法への影響が予想され、このような原産地要件に合う生産方式と部品を選択することで特惠関税の恩恵に浴することもでき、輸出競争力の確保も可能となる。FTA などの協定締結に伴う特惠関税の適用時に原産地の認定範囲によって適用税率が変わり、これにより企業の海外投資による生産方式と輸出取引等経営全般に影響を及ぼしている。

また、政府の政策的な側面としては、原産地基準をいかに定めるかによって協定関税による恩恵の幅が決まるため、原産地基準は、国内産業の保護と交易及び投資に重要な変数となり得る（クォン・スングク 2011, 2）。特に、原産地決定基準と確認基準は FTA 当事国の産業、貿易及び投資等に直・間接的に多くの影響を及ぼすため、FTA 交渉でどのような細部基準を導入すべきかという点は極めて重要な課題である。実際に、複雑な原産地決定基準

を満たせず、原産地証明書の様式も協定ごとに異なっており、誤った原産地証明書を根拠に協定関税の適用を申請して関税を追徴される事例も発生している。

このような貿易協定による原産地決定の当初の目的は、関税撤廃による域内の物品間の交易活性化を通じて貿易の増進を図るところにあったが、実際は FTA など協約当事国の産業、貿易及び投資等に直接的な影響を及ぼすため、協約当事国は開放敏感度の高い品目については厳格な原産地規定を適用し、競争力のある品目はその制限を緩和する等特惠原産地基準を貿易政策手段として活用している（チョ・グクヨン 2011, 3）。

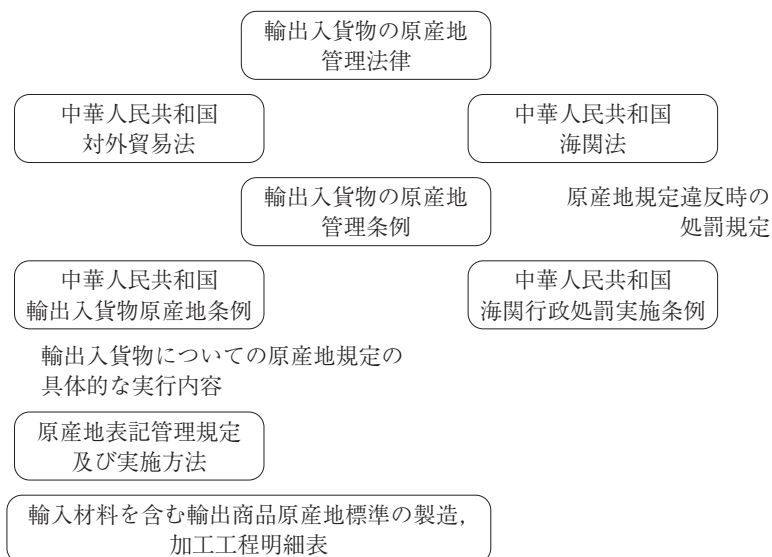
III. 中国の原産地管理制度の主な内容

3.1 中国の原産地管理の体系

中国の原産地管理規範は「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国海関法」を上位法とし、下位法又は実施規範として「中華人民共和国輸出入物品原産地条例」を国務院令第416号（2004年9月3日）と規定しており、そのほか「中華人民共和国税関輸出入物品特惠原産地管理規定」、「中華人民共和国輸出入関税条例」、「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」等がある（イ・ムニョンほか2009, 308）。

「中華人民共和国輸出入物品原産地条例」は一般原産地管理に関する規範として輸出入物品の原産地について正確に判定し、いくつかの貿易措置を効率的に実施し対外貿易の発展を促進する目的で制定され、本条例の適用範囲は最恵国待遇、反ダンピングと反補助金、セーフガード、原産地表記管理、国別数量制限、関税割当等非特惠貿易措置及び政府調達、貿易統

<図1> 中国の原産地管理規範体系



資料：チョ・ミジンほか、「韓国と中国の FTA 原産地規定比較：主要産業を中心に」、対外経済政策研究院，2008，p. 30. 再引用。

＜表1＞ 中国の貿易関連規範

非特惠分野	特惠分野
○ 対外貿易法 ○ 海関法（税関法） － 第41条輸出入貨物の原産地管理 ○ 輸出入貨物原産地条例 ○ 原産地表記管理規定（国家出入境検疫局） ○ 輸入材料を含む輸出商品原産地標準の製造、加工工程明細表（対外貿易経済合作部）	○ アジア・太平洋貿易協定（APTA） 原産地規定 ○ 中・ASEAN 自由貿易協定原産地規定 ○ 中・チリ自由貿易協定原産地規定 ○ 中・パキスタン自由貿易協定原産地規定

計等の活動において輸出入物品の原産地判定に適用される。本条例の管理及び実行機関は中華人民共和国海関総署（以下税関総署という）と各地方の税関であり、中華人民共和国商務部と国家品質試験検査監督検疫総局とが互いに協力して管理及び監督する。

上記の条例は、特惠貿易措置に基づく輸出入物品に対する原産地管理においては適用されない。特惠貿易措置に基づく原産地管理規定は＜表1＞の通り、中国が締結又は参加した国際条約や協定の関連規定に基づき「中華人民共和国税関輸出入物品特惠原産地管理規定を別途制定した。同規定は、特惠貿易協定による輸出入物品の原産地を正確に判定し、税関の特惠貿易協定輸出入物品原産地に対する管理の規律を確保するため、「中華人民共和国海関法」（以下税関法という）、「中華人民共和国輸出入関税条例」、「中華人民共和国輸出入物品原産地条例」に基づき制定した。この規定の主務省庁は中国税関総署であり、具体的な施行は各地方税関で管理している。

3.2 原産地判定制度

3.2.1 原産地判定基準と対象品目

原産地の判定は、輸出入物品の原産地がどの国（地域）であるかを決定することをいう。輸出入物品の原産地判定の基準は、一般輸出入物品に対する原産地条例上の判定基準と、相互貿易協定上の輸出入物品についての特惠原産地判定基準とに区分している。

（1）一般原産地の判定基準と対象品目

一般輸出入物品に対する原産地条例の判定基準は、完全に一国（地域）で獲得した物品の場合、該当国（地域）を原産地と規定する完全生産基準が適用され、2以上の国（地域）が生産した物品については、最終的に実質的変更を完成した国（地域）を原産地と規定する実質的変更基準を適用している。

第一、完全生産基準は完全に一国（地域）で獲得した物品であって、①該当国（地域）で

出生及び飼育された生きている動物，②該当国（地域）の野外で捕獲又は収集した動物，③該当国（地域）の生きている動物から獲得した加工していない物品，④該当国（地域）で収穫した植物と植物製品，⑤該当国（地域）で採掘した鉱物，⑥該当国（地域）で獲得し本条第①項から第⑤項の範囲に含まれないその他天然で生成した物品，⑦該当国（地域）の生産過程で生成され放置又は回収して材料に使用する廃棄物，⑧該当国（地域）で収集した復元又は修理の不可能な物品，又は該当物品から回収した部品や材料，⑨合法的に該当国の旗を掲げた船舶がその領海以外の海域で獲得した水産物とその他の物品，⑩合法的に該当国の旗を掲げた船舶で本条第⑨項に列举された物品を加工して獲得した製品，⑪該当国の領海以外で専門採掘権を享有する海域又は海底で獲得した物品，⑫本条第①項から第⑪項まで列举した物品を，完全に該当国（地域）で生産した製品などをいう。

ただし，物品が完全に一国（地域）で獲得されたものか否かを確定する場合①運送，貯蔵期間中に物品を保存するための加工又は処理，②物品の荷役を便利にするための加工又は処理，③物品販売のための梱包等の加工又は処理等の微小な加工又は処理を考慮しない。

第二，実質的変更基準（Substantial Transformation）である実質的な変更についての確定基準は，関税番号変更を主な基準とする。関税番号変更が実質的な変更を反映できない場合，終値百分率，製造又は製造工程などを追加基準とする。これについての具体的な基準は，税関総署が商務部，国家品質試験検査監督検疫総局と協議して制定する。

WTO の「非特惠原産地調和規則」実施前，輸出入物品原産地の実質的な変更の具体的基準についての判定は，税関総署が商務部，国家質量監督検験検疫総局と共に実際の状況に基づき別途制定した。さらに，物品の生産過程で使用されたエネルギー，工場建物，設備，機械と工具の原産地及び物品の構成部分又は組立部品で構成されていない材料の原産地は，該当物品の原産地確定に影響を及ぼさない。

（2）特惠原産地の判定基準と対象品目

特惠貿易協定の会員国・地域から直接運送輸入した物品が次の3つに該当する場合，当該会員国・地域を原産地として判定し，「中華人民共和国輸出入細則」中，各特惠貿易協定に相応する協定税率や特惠税率を適用している。

第一，完全に当該会員国・地域で取得又は生産された物品，つまり①当該会員国・地域の域内で収穫又は採集した植物，②当該会員国・地域の域内で出生及び飼育された動物，③当該会員国・地域の領土又は領海で採掘及び採取した鉱物，④相応する特惠貿易協定下の完全取得基準に合致するその他物品である場合，特惠貿易協定の会員国・地域を原産地として判定する。

第二，完全に当該会員国・地域で取得又は生産されたものではないが「中華人民共和国税関輸出入物品特惠原産地管理規定」第5条，第6条の規定に合致する場合，つまり完全に当該会員国・地域で取得又は生産されたものでない物品は相応する特惠貿易協定で規定した関

税番号変更基準、地域内の付加価値基準、製造・加工工程基準又はその他基準によりその原産地を判定する。

第三、特惠貿易協定の会員国・地域が原産地である物品又は原資材が同一特惠貿易協定の他の会員国や地域の域内で他の物品の生産に使用され又はその物品の構成部品となった場合は、他の会員国や地域がその物品や原資材の原産地となる。

一方、積載、運送、貯蔵、保管、販売の便宜のために行う加工、梱包、展示等微小な加工や処理は、物品の原産地確定に影響を及ぼさない。また、運送期間中に物品保護に使われる梱包材及び容器は、物品の原産地確定に影響を及ぼさない。さらに、物品の生産過程で使用されたものの、それ自体が物品の物質成分を構成せず物品を構成する部品にもなっていない原資材又は物品の原産地は、その物品の原産地確定に影響を及ぼさない。

「中国税関輸出入物品特惠原産地管理規定」第3条における「直接運送」とは、特惠貿易協定の物品を当該協定会員国・地域から直接中国域内へ運送する際に、途中で当該会員国・地域以外のその他の国や地域（以下その他の国や地域という）を通過しなかったものを指す。特惠貿易協定の会員国・地域の原産物品がその他の国や地域を通過して中国域内へ運送された場合、その運送中の運送手段の切替又は臨時保管を問わず、①当該物品がその他の国や地域を通過するときに物品の良好な状態を維持するための必要な処理以外にその他の処理をしなかった場合、②当該物品がその他の国や地域に留まった時間が相応する特惠貿易協定で規定した期限を超えない場合、そして③当該物品がその他の国や地域で臨時に保管されるとき、当該国・地域の税関の管理監督を受けたケースとして、同時に合致するなら、「直接運送」とみなさなければならない。

3.2.2 梱包及び部品の原産地判定基準

物品と共に輸出入する梱包及び梱包材料と容器は、「中華人民共和国輸出入細則」中、該当物品と同一に分類された場合、その梱包及び梱包材料と容器の原産地は、該当物品の原産地確定に影響を及ぼさない。該当梱包及び梱包材料と容器の原産地について別途確定していない梱包及び梱包材料と容器の原産地は、該当物品の原産地とみなす。

しかし、物品と共に輸出入する梱包及び梱包材料と容器は、「中華人民共和国輸出入細則」中、該当物品と同一に分類されない場合「中華人民共和国輸出入物品原産地条例の規定により該当梱包及び梱包材料と容器の原産地を別途確定しなければならない。

また、正常に分配した種類と数量に基づき物品と共に輸出入された部品、予備付属品、工具と説明用資料は、「中華人民共和国輸出入細則」中、該当物品と同様に分類された場合、その部品、予備付属品、工具と説明用資料の原産地は、該当物品の原産地確定に影響を及ぼさず、該当部品、予備品、工具と説明用資料の原産地を別途確定していない該当物品の原産地は、その部品、予備付属品、工具と説明用資料の原産地とみなす。

しかし、物品と共に輸出入された部品、予備付属品、工具と説明用資料が「中華人民共和

国輸出入細則」中、該当物品と同様に分類されるも正常に分配した種類と数量を超過した場合、又は「中華人民共和国輸出入細則」中、該当物品と同様に分類されない場合、「中華人民共和国輸出入物品原産地条例の規定」によりその部品、予備付属品、工具と説明用資料の原産地を別途確定しなければならない。

3.3 原産地の届出及び確認制度

3.3.1 原産地届出制度

一般原産地の適用を受けた輸入物品の荷受人は、「中華人民共和国税関法」と関連規定により税関届出時に「中華人民共和国輸出入物品原産地条例の原産地規定により輸入物品の原産地を届け出なければならない、同一物品（複数）の原産地がまちまちである場合は別途原産地を届け出なければならない。

一方、特惠原産地の適用を受けた物品について輸入通関の届出をするとき、輸入物品の荷受人又はその代理人は、税関の届出規定により「中華人民共和国税関輸入物品通関届出書」を作成し、適用協定税率又は特惠税率を説明しなければならない、あわせて、①物品の有効原産地証明書の原本、又は特定特惠貿易協定で規定した原産地説明書類、②物品の商業送り状の原本、運送証券等その他商業証明書類を提出しなければならない。

物品がその他の国や地域を通過して中国域内に運送された場合は、「中華人民共和国税関輸出入物品特惠原産地管理規定」第10条第2項の規定に合致する複合運送証券等の証明書類を提出しなければならない、また、その他の国や地域に臨時に保管させた場合も当該国・地域の税関が提示した上記管理規定に合致するその他証明書類を別途提出しなければならない。

輸入物品の荷受人又はその代理人が税関に原産地証明書を提出するときは、相応する特惠貿易協定の証明書書式、作成内容、署名捺印、提出期限等関連規定に合致しなければならない、商業送り状、通関届出書等証憑書類の内容と互いに合致しなければならない。

輸入物品の荷受人及びその代理人が特惠貿易協定の会員国・地域の原産物品について輸入の届出をするとき、同規定第14条の規定により原産地証明書、原産地説明を提出しなかった場合は、輸入物品が、相応する特惠貿易協定の会員国・地域の原産地資格に合致するか否かについて税関に追加の届出をしなければならない。

輸入物品の荷受人又はその代理人が同規定第16条の規定により追加の届出をしなければならない場合、税関は輸入物品の荷受人又はその代理人の申請により協定税率又は特惠税率に基づきその価値に相当する保証金を受け取った後に物品を通関させることができ、税関が輸入物品の荷受人又はその代理人が提出した原産地証明書の真实性、物品の特惠貿易協定の会員国・地域の原産地についての審査が必要と認めるときは、当該物品に適用する最恵国税率、普通税率又はその他税率に基づき課税額の価値に相当する保証金を受け取った後に物品を通関させなければならない、あわせて、規定により輸入手続と税関の通関手続を経なければならない。

輸出物品を届け出るとき、輸出物品荷送人は、税関の届出規定により「中華人民共和国税関輸出物品通関届出書」を作成し、税関に原産地証明書のコピー又は電子データを提出しなければならない。

3.3.2 原産地確認制度

(1) 輸出入物品原産地の予備判定

物品を輸入する前に、輸入物品の荷受人又は輸入物品と直接関連するその他当事者は、正当な理由がある状況で輸入する物品の原産地についての税関の予備判定決定について書面で申請することができ、申請人は、必ず規定により原産地判定に必要な資料を税関に提出しなければならない。税関は、必ず原産地の予備判定についての書面申請及び必要なすべての資料を受け付けた当日から150日以内に「中華人民共和国輸出入物品原産地条例」の規定により該当輸入物品の原産地の予備判定について決定しなければならない、対外的に公表しなければならない。

税関は、届出を受理した後、必ず本条例規定に基づき輸入物品の原産地について審査及び判定をしなければならない。

原産地の予備判定決定をした物品を、予備判定決定をした当日から3年以内に実際に輸入する場合、税関の審査を通じて実際の輸入物品が予備判定決定時の物品と同一で本条例規定の原産地判定基準に変化がなければ、税関は、該当物品の原産地について再判定しない。税関の審査を通じて実際の輸入物品が予備判定決定時の物品と同一でない場合、税関は、必ず本条例規定に基づき該当輸入物品の原産地について再度審査及び判定をしなければならない。

(2) 特惠原産地の確認

物品の原産地が輸出入物品の荷受人又は/及び荷送人が提出した原産地証明書及びその他届出書類に合致するか否かを確認するため、税関は、輸出入物品についての検証を行うことができ、具体的な手続は「中華人民共和国税関輸出入物品検証管理方法」の関連規定により実施し、その物品や梱包に原産地が表示されている場合、その原産地は同規定により確認した物品の原産地と一致しなければならない。

輸入物品について、税関は、必要時に輸出国である協定国や地域の主管機関に特惠貿易協定輸出物品の原産地について実査を要請することができ、相応する特惠貿易協定の規定により物品原産地への訪問実査を行うこともできる。また、輸出物品についても、税関が必要と判断するとき、特惠貿易協定輸出物品の原産地に対する実査を行って原産地を確認することができ、特惠貿易協定の会員国・地域の求めに応じて輸出物品原産地証明書又は原産地を検証でき、あわせて、相応する特惠貿易協定で規定した期限内にその検証結果をフィードバックしなければならない。

輸出入物品の荷受人と荷送人は、「中華人民共和国税関行政財政管理暫定方法」の関連規

定に基づき、原産地についての行政財政を税関に申請することができ、税関総署は関連法律、行政法規、税関規則の規定により輸出入物品に対し、普遍的拘束力を有する原産地判定を下すことができる。

税関は、同規定により取得した商業秘密についての法的な秘密を守らなければならない、法律、行政法規及び関連司法解釈に別途規定がある場合を除き、輸出入物品の荷受人又は/及び荷送人の同意なくこれを漏洩又はその他用途に使用できない。

3.3.3 原産地証明制度

(1) 原産地証明書の申請と発行

中国から外国へ輸出する輸出品物の発送人は、国家品質試験検査監督検疫総局傘下の各地域出入国検査検疫機関、中国国際貿易促進委員会及びその他地域分会（以下発行機関という）に輸出品物原産地証明を申請することができ、申請時には必ず発行機関に登録済でなければならない、規定により物品の原産地を届け出なければならない、発行機関に輸出品物原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）を発行する上で必要な資料を提供しなければならない。

発行機関は、輸出品物発送人の申請を受理した後必ず規定により輸出品物の原産地を審査及び確認し、輸出品物原産地証明書を発行しなければならない、中華人民共和國域内で生産されない輸出品物について必ず輸出品物原産地証明書の発行を拒絶しなければならない。輸出品物原産地証明についての具体的な管理方法は、国家品質監督検査検疫総局が國務院その他関連部門、機関と共に別途制定する。

輸出品物の輸入国（地域）関連機関の要求に応じて、税関及び発行機関は、輸出品物の原産地について審査を行う事ができ、審査状況について適時輸入国（地域）の関連機関に知らせなければならない。物品の原産地判定に使われる資料と情報を規定により提供し又は該当資料と情報を提供した単位、個人の許可を得て提供するものを除き、税関及び発行機関は、必ず該当資料と情報についての秘密を保持しなければならない。

(2) 原産地証明書の審査

中国に輸入される物品の場合、税関は、輸入物品の原産地について、審査確定時に輸入物品の荷受人に対し物品原産地証明書の提出を求めることができ、必要時に該当輸出国の関連機関に対し物品の原産地を審査するよう要請できる。

対外貿易業者が提出した書面申請に基づき、税関は、「中華人民共和國税関法」第43条の規定により輸入する物品の原産地について原産地確定の行政処分を予め行うことができ、外部に公表しなければならない。同一の物品を輸入する場合、必ず同一の行政処分を適用しなければならない。

一方、特惠原産地の証明において、法律、行政法規で規定した輸出品物原産地証明書の発行権限を有する機関（以下「証明発行機関」という）は、特惠貿易協定輸出品物の原産地証

明書を発行できる。証明発行機関は、この規定に相応する特惠貿易協定で確定した原産地規則に基づき輸出物品の原産地証明書を発行しなければならない。

税関総署は、証明発行機関が同規定第12条の規定により特惠貿易協定輸出物品の原産地証明書を発行したか否かについて監督し検査しなければならない。証明発行機関は、定期的に税関総署に同規定第12条により特惠貿易協定輸出物品の原産地証明書発行に関する状況を報告しなければならない。

3.4 原産地表示制度

3.4.1 原産地表示管理体系

中国の原産地表示に関しては、中国の対外貿易法第34条で対外貿易行為において輸出入原産地表示を偽造・変造することを禁止しており、このような禁止行為に違反する場合、法律や行政法規の規定を通じて処罰し、犯罪が成立する場合は刑事責任を問えるとしており、1年～3年間、対外貿易業に従事できないとしている。

また、「中華人民共和国輸出入物品原産地条例」第16条で「国は、原産地表記についての管理を行う。物品又はその梱包に原産地を表記したものと原産地表記が明示された原産地は、当然に本条例により確定した原産地と一致しなければならない。」と定めている。これに関する細部規定のため、2001年「原産地表記管理規定」を制定した。同規定は、原産地表示の管理業務を強化し、原産地表示を規範化し、生産者と消費者の合法的な権益を保護する目的で「中華人民共和国輸入、輸出商品検査法」及びその実行条例、「中華人民共和国輸出貨物原産地規則」等関連法規がWTO原産地協定等国际条約に基づき制定された。このような原産地表示業務の統一的管理及び原産地表示管理方法の制定、調整と管理監督のため国家出入国検査検疫局が責任を負っており、各地方に設けられた出入国検査検疫局が管轄区域内の原産地表記申請の受付、評価審査、登記と管理監督の責任を持つ。

3.4.2 原産地表示の対象

原産地表記の対象は、①「中国製造/生産」等の文字がある製品、②一級品、優秀製品、特産品と伝統的な手工芸品、③原産地認証表記を申請した製品、④安全、衛生、環境保護及び反詐欺行為に関連する貨物、⑤原産地表記に関連するサービス貿易と政府から購入した商品、⑥国の規定に基づき産地を表示しなければならない製品等に該当する。

原産地表記には、原産国表記と地域表記を含む。原産国表記は一つの製品を示すもの又は或る国や地域に由来し使われている標識、ラベル、表示、文字、図案及び産地に関連する各種証書などをいい、原産国表記のできる製品は①生産国で取得した純粋な原製品、②輸入成分が含まれ、原産資格を取得した製品、③原産国表記が表示されている安全、衛生及び環境保護に関連する輸入製品、④外国生産業者が原産地表記保護を申請した商品、⑤反ダンピング、反政府補助に関連する製品、⑥サービス貿易と政府が購入中の原産什器製品等である。

一方、地域表記とは、一つの国・地域或いは特定地方の地名を指すが、一つの製品がこの地域に由来することを意味し、この製品の品質特徴が完全に或いは主にこの地域の地理環境、自然条件、人的な背景等の要素により決定づけられたことを指す。地域表記のできる製品は、①名称が特定地域となっている製品、その原材料が全部、部分的或いは主にその地域で生産され或いはその他特定地域で生産されるが、その製品の特殊品質、特性と名声が現地の自然環境と人的な要素により決定され、現地の伝統的な工芸を採用して生産した製品、②非特定地域の名称で命名された製品、その主要原材料が現地或いはその他特定地域で生産されるが、この製品の品質、特性、特徴がこの地域の自然環境と人的な要素により決まる製品、そして該当地域の伝統工芸を採用して生産・加工し、製造又は形成された製品も地域表記製品とみることができる。

3.4.3 原産地表示の認証

中国を原産地とする場合、原産地表記を保護するため国内外の組織、団体、生産経営企業又は自然人の申請による原産地表記についての登記認証制度を実施している。国家出入境検査検疫局の原産地表記事業チームが批准して登記した原産地表記は、原産地認証表記として国家出入境検査検疫局により定期的に「保護される原産地表記製品目録」として公表され、保護範囲内にある製品は検査検疫、通関等において便宜を受ける。特に「中国製造」又は「中国生産」という文言の原産地表記を使用する輸出貨物については、中国で純粹に作られた原産品であること、もし輸入成分を含むものであれば「中国輸出貨物原産地規則」の基準に合致し、中国原産地資格を取得しなければならない。このほか原産地表記管理規定は、原産地表記の申請及び評価審査、登記と使用に関する規定を設けており、原産地表記の保護及び監督についての細部規定を設けている。

また、地域表記登記を申請するとき、申請人は、「原産地表記登記申請書」を作成し、①適用される産地範囲、②生産或いは形成時に使用した原材料、生産工程、生産ライン、主な品質特性、③生産製品の品質状況と地理環境（自然要素、人的な要素或いはその両者）の関連資料、④検査検疫機関が求めたその他関連資料を提出しなければならない。

また、国家出入境検査検疫局の批准を経て登記した原産地認証表記の形式と種類に関して定めているが、原産地認証表記のうち表記図案は藍色地の楕円形の紙に白文字で“CIQ-Origin”と表示し、耐熱等が必要な場合はアルミ箔を使用する。表記の規格は1号から5号までとしている。証書には原産地表記登記証書と原産地表記の書面証明があり、このほか国家出入境検査検疫局が認めるその他の形式の原産地認証表記に使用される。原産地認証表記は①直接貼付又は製品・梱包物に掛ける、若しくは②金属、プラスチック等の製品や梱包物に図案をコーティングし又は、③原産地表記証書、④直接ラベル或いは梱包物に印刷し若しくは⑤申請人の要求或いは実際の状況に合わせて相応しい表示方法などを採用できる。

にもかかわらず、①定められている原産国表記と地域表記に合致しないもの、②道徳或い

は公共の秩序に違反する表記、特に商品の品質、産地、製造方法、品質特性或いは用途等の面で誤解を与えやすい表記、③すでに普通名称となっているもの又は公用されている原産地表記、④まだ登録されていないもの又は任意で「中国製造」と表記した製品については、保護対象から除外している。そして①虚偽、トリック的に誤解を招く原産地表記を使用し又は虚偽、トリックによる説明或いは原産地名称を偽造したもの、②原産地表記に「類」、「型」、「式」やこれに類する用語を使用して原産地であるかのように見せること、③原産地表記が実際の貨物と合致しないとき、④原産地表記を許可なく使用し又は変更或いは偽造したときは、その程度によって検査検疫機関による行政処罰又は関連法による刑事処罰まで可能であると定めている。この措置では、特にサービス貿易の原産地表記についても定めているが、サービスの権利証明とサービス特殊性の根拠を提供しなければならず、検査検疫機関にて検証して標準に合致すれば「原産地表記証明書」を発行する。

3.5 原産地規定に違反する行為

上記の原産地管理に関する規範に違反して輸入物品原産地を届け出た場合、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国税関法」と「中華人民共和国税関行政処罰实施条例」の関連規定に基づき処罰する。

虚偽の資料によって輸出物品の原産地証明を取得し又は輸出物品原産地証明の偽造、変造、売買又は窃盗の不法行為に対し、出入国検査検疫機関及び税関は、5,000元以上10万元以下の罰金を課し、輸出物品原産地証明書を偽造、変造、売買及び窃盗してこれを税関通関証拠とする場合、罰金賦課範囲は物品価値以下で課し、もし物品価値が5,000元以下の場合は5,000元の罰金を課す。不法所得に対し出入国検査検疫機関及び税関が没収し犯罪行為を構成する場合は、法律により刑事責任を問う。

輸入物品の原産地表記が輸出入物品原産地条例により確定した原産地と同一でない場合は、税関で是正命令を出す。輸出物品の原産地表記が本条例で確定した原産地と同一でない場合は、税関、出入国検査検疫機関で是正命令を出す。

輸出入物品原産地決定業務担当者が輸出入物品原産地条例規定に違反して原産地決定をし又は知り得た商業秘密を漏洩若しくは職権濫用、職務無視及び私利を図るなどの不正行為をした場合は、法に基づき行政処分をし、不法所得を没収し、犯罪行為を構成する場合は、法に基づき刑事責任を問う。

また、特惠貿易協定により会員国又は地域で輸入される輸入物品については協定税率又は特惠税率を適用するが、次の状況に該当する場合は、これらの協定税率や特惠税率を適用しない。

第一、輸入物品の荷受人又はその代理人が物品輸入を届け出るとき、規定に合致する原産地証明書、原産地関連証明を提出せず、輸入物品の原産地資格の有無についての追加書類も提出しなかった場合、

第二、輸入物品の荷受人又はその代理人が商業送り状、運送証券等その他貿易取引に関する証憑書類を提出せず、同規定第14条の証拠資料提出要請の規定に合致するその他の書類も提出しなかった場合、

第三、検査確認又は実査を経て物品の原産地と届出の内容が合致しないことが確認された場合、又は物品の正確な原産地を確認できない場合、

第四、同規定及び相応する特惠貿易協定の規定に合致しないその他の状況、同規定に違反して密輸行為、税関の管理監督規定に違反する行為又は「税関法」に違反するその他の行為の場合、税関は、「税関法」、「中華人民共和国税関行政処罰实施条例」の関連規定により処罰し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を問う。

Ⅳ. 中国の原産地制度にみられる問題点と提言

4.1 中国の原産地制度にみられる問題点

4.1.1 法律及び管理体系の限界

対外貿易法により原産地規定が明確に規定されている韓国等ほぼすべての国では原産地管理に関する法律が制定されているが、一方中国の原産地管理制度は、中国の対外貿易法にその内容がほぼ皆無であり、条例と規定によって施行されている。条例や規定は、法律に比べ、状況によって迅速な改正が可能というメリットがある一方、法律の下位概念であるため対外信認度が弱いという問題点を内包している。

中国では、主に中国税関総署と各地方の税関が原産地条例の管理及び実行機関となっている。中国の特惠原産地規定の主管機関は中国税関総署であり、具体的な原産地判定管理機関は各地方税関である。このため単一の原産地管理体系が不十分で、管理及び実行機関による決定に誤りが生じ、また、新規物品等の確認が求められる場合に迅速な解決が困難となっている。韓国の原産地確認委員会のような別の機関があれば、このような問題を多少は解消できよう。

また、中国における原産地条例制定の目的は、輸出入物品の原産地を正確に確定し、いくつかの貿易措置に効率的に対処し、対外貿易の発展を促すところにある。一方、中国における特惠原産地規定制定の目的は、特惠貿易協定輸出入物品の原産地を正確に確定し、税関の特惠貿易協定輸出入物品の原産地に対する管理の規律を確保する点にあって、公正な取引秩序と消費者保護を目的とする他国の原産地管理とは相違点があり、管理対象品目についての指定がない等、品目別管理が明確になっていない。

4.1.2 原産地判定基準の不備

中国の輸出入物品に対する原産地判定の基本原則、完全生産品の基準、実質的変更についての基準等は、大半の国と差がない。しかし、輸入原料を使用した国内生産物品の原産地判定については、別途基準が設けられていない。一例として、韓国では、製造・加工過程を通

じて関税番号が一致する物品を最終的に生産した場合であって、該当物品の総製造原価のうち輸入原料の輸入価格（CIF 価格基準）を控除した金額が総製造原価の85%以上である場合は、韓国を原産地とする物品とみなすと定められているが、中国では、HS code の変更がない場合に、その国で生産した製造原価のパーセントが具体的かつ明確に規定されておらず、原産地の判定基準が曖昧なケースがあり得る。

4.1.3 原産地表示方法及び確認規定の不備

中国の原産地条例や特惠原産地規定には、原産地表示方法についての定めがなく、2005年に「原産地商品保護規定」と「原産地表記管理規定」が統合され「地理的表示商品保護規定」となった。このため、貿易業者にとって輸出入物品の原産地表示に関する規定を確認・適用することが困難となっており、さらに一般消費者が原産地を判断することも難しい。一例として、韓国では対外貿易法施行令と対外貿易管理規定によって原産地表示基準、原産地表示一般原則、具体的な原産地表示方法等が詳細かつ明確に定められているが、中国では「原産地表記管理規定に関する措置」に定められており、対外貿易業者がこの規定を把握することは容易ではない。

さらに、原産地確認の原則、原産地の確認手続について具体的に定めた他国の法に比べ、中国では原産地確認に対する異議申立てやその処理に関する規定が曖昧で、それ以外の輸出入物品の原産地情報の収集・分析についての規定も曖昧となっている（ヨ・シンムン 2009, 71）。

4.2 中国の原産地管理制度に関する提言

これまで見たとおり、中国の原産地管理制度は、他国に比べ明確性や具体性が欠けている。中国の貿易管理制度が国際社会に認められるかたちで発展を遂げ、貿易秩序の確立に寄与するためには、現行の原産地管理制度の抱える問題点を改善すべきだろう。以下では、上述した特徴に関連して改善されるべき点について述べたい。

第一、中国の原産地管理制度は、2004年に条例として改善された。しかしながら、原産地制度の効力を向上させ、適用範囲の拡大による対外信認度を増大させるためには、原産地管理規定を現行の対外貿易法に編入し条例から法へと格上げする必要がある。

第二、中国の原産地管理は、税関総署と地方税関が管理機関となっており、原産地確認委員会のような特別委員会もない。業種ごとの特性を考慮した、より幅広くきめ細かい原産地管理を目指し中央省庁が責任を持って関連省庁と協議し、原産地表示基準を対外貿易法の中で定めて執行する必要がある。あわせて、原産地を正確に確認できるよう、原産地管理の責任者が案件を審議するための原産地確認委員会を関税庁に設けることが望ましい。

第三、WTO 原産地協定は、世界貿易の自由化及び拡大の増進を目的としている。中国の原産地管理制度の目的は、原産地の確定にある。中国の原産地管理制度の目的を、WTO 協

定の原則に合致させるべく、貿易自由化と拡大、公正な貿易秩序の確立、消費者保護などの目的に転換すべきだろう。

第四、中国の原産地管理制度には、原産地管理対象物品についての規定がない。成熟し、全面的に発展した原産地管理を実現すべく、原産地管理対象品目の指定、特定輸入物品、輸入セット物品等、特性に応じて基準を細分化し、正確な方法による管理がなされるべきであろう。

第五、中国の実質的変更判定基準には、輸入原料を使用した国内生産物品についての原産地判定基準がない。中国の原産地制度のうち、実質的変更基準を向上させるためには、輸入原料を使用した国内生産物品の原産地判定基準を具体的に定めるべきであろう。

第六、中国の原産地条例や特惠原産地規定には原産地表示方法に関する規定がなく、政府措置として取り扱っている。中国においても、韓国の例のように、原産地表示の原則、原産地表示の具体的方法、それ以外の原産地誤認が懸念される輸入物品の原産地表示、輸入セット物品の原産地表示、物品の梱包や容器の原産地表示、原産地表示の免除、原産地表示の確認及び検査等について、法規に基づき具体的に定めるべきであろう。

最後に、中国の原産地管理制度には、原産地確認に対する異議申立てとその処理に関する規定や輸出入物品の原産地情報の収集・分析についての規定がない。原産地確認の錯誤及びミスを避けるため、原産地確認に対する異議申立てとその処理手続、さらに輸出入物品の原産地情報の収集・分析に関する規定が補完されるべきであろう。

V. 結 論

ここまで、中国における原産地管理制度の主な内容について考察し、問題点を把握した上でその改善案を韓国の原産地管理制度との比較で提示した。韓国との FTA 協定交渉が進められている現時点において、中国の原産地管理規定には不十分な要素が山積しており、特に法体系の整備が急を要すると思われる。自由貿易主義を標榜する WTO の会員国として、政府による管理を中心とするのではなく、原産地管理制度の目的を、貿易自由化の拡大と公正な貿易秩序の確立、消費者保護に重点を置く方向へと修正することが求められよう。

さらに近年、多国籍アウトソーシングが普遍化した世界経済の現状を深く認識し、輸入原資材を使用した国内生産物品の原産地判定基準を明確に規定する必要がある。これは、韓国及び他国との FTA 協定において重要な事項となっている。

韓国による対中輸出入活動の拡大のためには、原産地表示について、対外貿易法のような上位法で規定されるべきだろう。相互信頼による国際取引を円滑に行う上で、自国の輸出商品に対する原産地表示の規定は、対外輸出における中国商品の信頼性を高めるものと確信している。このような過程を通じて、中国の原産地管理制度の発展がもたらされ、中国の対外信認度を高め、中国貿易の発展ひいては多くの中国商品を利用する韓国をはじめ全世界の消費者の福利増進にも貢献すると確信するものである。

参 考 文 献

- カン・ムンソン ほか（2003）韓・中・日貿易規範の比較分析と FTA についての示唆点。KIEP.
- クォン・スングク（2011）輸入特惠関税活用のための FTA 原産地規定に関する研究。慶北大学校大学院博士学位論文。
- キム・ソルチョル, キム・ヨンフン, イ・ビョンオ（2012）中国の地理的表示関連法規定及び制度に関する研究。江原農業生命環境研究, 24(1), 7-14.
- キム・チャンテ（1997）国際貿易における原産地規定の歴史的展開。国際商学, 12(2), 503-527.
- ラ・ゴンウ（2008）韓国の FTA 推進に伴う原産地決定基準に関する研究：韓国・中国・日本を中心に。関税学会誌, 9(1), 149-177.
- マ・グァン（2008）中国の原産地法制度に関する研究。世界法制研究報告書, 30-58.
- マ・グァン（2011）中国の原産地確定基準に関する研究。ソンシン法学, 11, 149-178.
- パク・ミョンソプ, パク・ウジン（2005）中国の原産地規程改正と問題点についての研究。韓国海商法学会誌, 27(1), 201-218.
- パク・ボンソンほか（2011）韓・中 FTA の意義と主な争点。サムスン経済研究所研究報告書。
- パク・ソンホ（2011）対外貿易法の理論と実際。トゥナム出版社。
- ヨ・シンムン（2009）韓・中原産地管理制度比較研究。暎園大学校大学院修士学位論文。
- イ・ムニョンほか（2009）対中部品紹介輸出マニュアル。KIET.
- イ・シンギュ（2012）韓・中 FTA 原産地規定関連交渉戦略。関税学会誌, 13(1), 109-127.
- チョン・スヌァン（2012）対外貿易法。ハノル出版社。
- チョ・グクヨン（2011）FTA 原産地決定に及ぼす要因分析―一品目別原産地決定基準を中心に。檀国大学校一般大学院 修士学位論文。
- チョ・ミジン, ヨ・ジナ, キム・ミンソン（2008）韓国と中国の FTA 原産地規定比較：主要産業を中心に。KIEP.
- チョ・フェファン（1995）中国の実体と政策。韓国外大出版部。
- チェ・ヒョンボク, ファン・ヘリュク（2009）韓・米 FTA 原産地規定の韓・中 FTA 交渉についての示唆点。法学論考, 30, 547-575.
- 李兴文（2009）2009外国の通商環境分野別通商環境。中国外交通商部。
- 中華人民共和国 対外貿易法。
- 中華人民共和国 税関法。
- 中華人民共和国 輸出入物品原産地条例。
- 中華人民共和国 税関輸出入物品特惠原産地管理規定。
- 中華人民共和国 原産地表記管理規定。
- 中華人民共和国 原産地表記管理規定に関する措置。

A Study on the Chinese Rules of Origin

PARK Sung Ho

Purpose—The purpose of this study is, being underway of Free Trade Agreement between Korea and China, to contribute to increase of the amount of fair trade between two countries and provide Korean traders and investors more precise information of Chinese Rules of Origin as well as to make a clear agreement between two countries.

Design/Methodology—This study employed a comparative analysis to explore the Chinese Rules of Origin regarding government regulations and administrative measures based on their Korean Rules of Origin.

Findings—The results of this study show that there may be lacking of legal definiteness and national credibility in the international community compare to their Korean laws regarding rules of origin even though Chinese rules of origin are more convenient from the government perspective. In addition, although China is a member of the WTO that the aim of rules of origin is to increase international commerce and to be free trade-oriented, the aim of Chinese rules of origin is to promote foreign trade and to enforce efficient trading regulations.

Implications—The study suggests that successful implementation of trade and investment to China should be followed up Chinese Rules of Origin specially government regulations, ordinances, or actions regarding rules of origin rather than Chinese laws at all times.

Key words: Rules of Origin, Chinese Rules of Origin, Substantial Transformation Criterion, Change in Tariff Classification (CTC),

朴盛浩氏の報告をめぐる討議

本論文は中国の原産地管理制度を調査分析し、その問題点を明らかにし、改善方策を示したものである。著者はそれに先立って、原産地制度の意義を概略次のように示す。

原産地制度の意義

①消費者保護。②生産者保護（製品差別化の機会を提供）。③政府（貿易制限措置実効性の確保手段）。④資料作成（有意な国家別輸出入関連統計資料作成）。⑤企業（特惠関税の効果極大化が図られる）。⑥政府政策（産業の保護、交易及び投資に関する政策）。

このように重要な意義をもつものであるにもかかわらず、国際的な「原産地制度に関する統一された規範はない」のが現状であり、国際貿易の障壁となっている。中国の原産地制度の調査・分析により正確な情報を提供することは、現在進行中の韓・中F T A交渉で適切な協定がなされるためのみならず、韓国の対中輸出業者および直接投資者にも有用である。

中国の原産地制度の問題点と改善案

中国の原産地制度に関する丹念な調査・分析の結果、「中国の原産地管理制度は他国に比べ明確性と具体性が不足している」と述べる。著者は7つの改善案（概略）を提示する。

1. 原産地管理規定の法への格上げが必要である。
2. 管理体制の一元化が必要である（たとえば、韓国のように関税庁に原産地確認委員会を設置する）。
3. 中国の目的「原産地確定」を、「W T Oの目的」（貿易の自由化と拡大、公正な貿易秩序の確立、消費者保護など）に合致させる。
4. 原産地管理物品の規定がない。この規定を設ける。
5. 輸入原材料使用の原産地判定基準がない。この基準を設ける。
6. 原産地の表示方法に関する規定がない。この規定を設ける。
7. 原産地確認の異議提起、処理規定がない。（輸出入物品の）原産地情報収集、分析規定がない。これらの規定を設ける。

結び

原産地管理制度の目的を政府管理本位の視角から、自由貿易主義を標榜しているW T Oの会員国としての位相に合わせて、（貿易自由化と公正な貿易秩序の確立と消費者保護に重点を置く）目的への修正が求められる。それが中国の対外信用度を高め、貿易発展を導くと著者は結論する。

意見（コメント）

（1）中国の原産地管理制度の現状がどのような不利あるいは貿易の壁となっているかを明確に（実証）できれば、問題点の改善案提起はより説得力を増すであろう。基準が曖昧で、不備があれば、生産物の質、安全性保証等は外国の輸入業者の責任で行うことになる。その結果、原産品の価格は低く抑えられ、輸入業者の販売価格はリスク負担のため、高くなると考えられる。

（2）中国の制度が不十分で問題点を指摘するという目的からすれば、中国の関連規定の説明を、もっと簡略化してもよいように思われる。

（3）日本では有名ホテルおよび百貨店のレストランで軒並み食品偽装が判明し、食品偽装問題が大きな社会問題となっている。日本の国内法遵守の問題であるが、国内法の規定があまり明確でなく、厳密さを欠いている。生産物を販売、加工利用する業者の倫理が消費者保護という点から強く求められていることが明らかとなった。原産地管理制度とともに消費段階での消費者保護制度が併せて必要となる。

（桃山学院大学経済学部教授 伊代田光彦）

「井邑詞」と伊勢物語の「井筒」

梅 山 秀 幸

私は近々15世紀の朝鮮を代表する儒者官僚である成俔の『慵斎叢話』を翻訳刊行する予定でいる（11月20日に作品社より刊行された）。

朝鮮半島で作られた漢詩の評論とその作成時のエピソードをまじえた詩話という形で生まれ、散文文学として発達した稗史小説は、高麗時代の李齊賢の『櫟翁稗説』、朝鮮時代の徐居正の『筆苑雜記』・『太平閑話滑稽伝』などで、作者の生活の舞台である宮廷政治や、両班の生き方、さらには市井に生きる人々の風俗を取り入れながら、文学としての豊かさを獲得していく。成俔の『慵斎叢話』は朝鮮前期におけるその集大成であり、白眉といってよい作品である。

そのジャンルを随筆というべきか、小説というべきか（現在いう小説ではなく、世俗を扱った破閑止睡の虚妄な話という意味も含んで）、内容は極めて雑駁であり、時代は古代から近世にわたり、空間的には中国と日本、あるいは沖縄を含んでいる。朝鮮社会を構成する王・将相、詩人・文豪・書画家・音楽家などの芸術家たち、のみならず、社会からは疎外された寡婦・僧侶・ムダン・妓女たちはもちろん、奴婢たちにまつわる話まで漏らすことなく取り込んでいる。ソウルの朝廷とそこに仕出する官吏たちの裏面史はもちろん、歴史・地理・風俗・習慣に至るまで扱っていて、百科全書のような性格を帯びつつ、その中に朝鮮の人々の価値観を推し測ることができる。読者それぞれの関心に応じて朝鮮の歴史と社会への知見を与えてくれると思われる貴重な書物である。

物語としての妙味もいくつかの話の中には見出すことができ、たとえば、第五巻を取り上げれば、第三話の愚かな兄と賢い弟の民話のような味わいをもつものがあり、続く第四話や第五話、あるいは第七話のフランスのファブリオのような僧侶と婦人のからむ艶笑譚がある。また第十一話の安氏の話は若い男女の悲恋を語って起承転結を備えていて近代的な小説の味わいがある。第二十二話の於字同という女性の話しは男性社会の中であってこそ淫蕩きわまりのない不埒な生き方というしかないが、爛熟したソウルの社会の一面を示しておもしろい。第二十三話および第二十四話では地方回りの官僚と妓生の恋や駆け引きを語っているが、日本で粹（スイともイキとも）というものが韓国ではモツというようであるが、ソンビたちの振る舞いに、あるいはそれを語る成俔のものがたる視点にそのモツを感じとることができる。

成俔という人物の人となり、そして『慵斎叢話』については別の機会に譲りたいが、私がこの人に関心を持ち始めたのは、実は別の理由がある。15世紀は朝鮮ルネッサンスともいうべき時代だと考えられるが、世宗以来の文芸隆盛の時代の掉尾をかざる『楽学規範』という音楽の大百科事典が編纂される。「礼楽」と一くりにして儒教ではいうが、楽をもって心をしずめ、礼でもって形式をととのえれば、天下はおさまる。あるいは、「礼楽刑政」ともいう。礼と楽が整えられた上で、刑をもって奸邪をふせぎ、政をもって道を実行すれば、国家は平和に統治されるであろう。だから、礼も楽も刑も政も目的とするところは同じだということになる。朝鮮王国が建国され、儒教を国教とすることになって、『朱子家礼』にのっとりて礼式は行われ、『経国大典』が敷かれて刑政が行われるとなると、音楽も整えられる必要が生じて来る。英明なる世宗・世祖の後を受けて、成宗の時代に『楽学規範』が編纂されることになるが、成俔は掌楽院提調として『楽学規範』の編纂を主導した人物でもあった。女楽として大切な風俗であり、朝鮮の伝統的な文化であり魂なのだと考えられたい。成俔は名門の出であり、エリート中のエリートといっているが、身分の低い楽人たち、妓生たち、市井の名演奏家などもわけへだてることなく加えてこの事業に精力的に取り組んだようである。

その『楽学規範』のなかに幸運にも百済の歌謡である「井邑詞」が採集されていた。

朝鮮八道という、その八道の中の全羅道は古代の馬韓、そして百済の故地であって、日本とも古くから深い関わりをもっている。4世紀に日本に儒教と文字が入ってきたのも、そして6世紀に仏教が入ってきたのも百済からだったし、7世紀の後半に百済が滅亡する際にも、日本は援軍をわざわざ白馬江まで派遣して大敗を喫している。その後、百済の遺民たちが続々と日本に渡り、その子孫たちが絢爛たる天平文化の創造の一翼を担ったことも否定できない。たとえば、万葉集の歌人の山上憶良など百済出自の人であり、漢字を使って日本語の音韻を表記すること自体、やはり数多くの無名の百済からの渡来人の知恵の産物だったと考えられる。日本との因縁の深さをさらにいえば、文禄・慶長の役、あるいは韓国でのいい方を用いるならば壬辰倭乱・丁酉再乱において、薩摩藩が荒らしまわり、人びとを拉致した上、多くの文物を奪い去ったし、また日清戦争の発端になった甲午農民戦争もこの地で起こって日本軍が強引に出兵をすることになる。

西の古くから敵対関係にあった新羅の険峻な土地とは違い、はなはだ寛闊で広々とした肥沃な平野が広がり、そこに独自の風雅も生まれ、育まれたという。井邑（チョンオップ）という町はその全羅道の中央に位置していて、現在の、全羅道を南北に二分して後は、全羅北道の最南端、全羅南道との境界に位置する町になる。もちろん名称には変遷があって、この井邑は百済時代には井村といった。新羅時代、景德王の時に井邑と改められたわけだが、近代になって市制が施行されるようになって井州市となり、やはり古名を尊ぶべきだという考え方からか、井邑市に復したということになる。

私は、おそらく25年前にこの町を訪れていて、白羊寺という名刹を見学するために井邑でバスを乗り継いだはずである。東学党の乱が勃発した古阜に行く時にもここを通っているはずなのだが、しかし、記憶はあいまいである。そのときほかに訪れた安東や全州のように朝鮮時代の面影を残す古い町並みがあるわけではなく、夏の暑い日盛りの中をほこりを舞い上げて走るバスや、市のにぎやかな様子と墓蔭の上に広げられた真っ赤な唐辛子の色が記憶の中にかすかに残っているに過ぎない。しかし、その町のことがここ数年、脳裏にまといついで離れたことがない。もう一度、ぜひ行ってみる必要があると思いながら、それがなかなかできないでいる。そして、その町について勝手な想像を繰り返しているのである。すなわち、

中央に井戸があって形成された小さな集落。

その井戸のそばには大人たちとともに幼い子どもたちが集まって遊んでいる。

一組の男の子と女の子が井戸のそばで背比べをしている。

ことばには出さないまでも、大きくなったら、夫婦になるものと思っている。

やがて互いに意識をし、恥らう年齢になって、隔たりができる。

しかし、結婚するのに他の人間は考えられない。

親は他の人を薦めるが、二人は子どもの時の思いのままに夫婦になった。

二人の平穏で幸福な生活が続いていた。

...

新羅の歌謡は「郷歌」として『三国遺事』などに25首ほど残っている。同時代の日本に『万葉集』があり、記紀歌謡などがあるのにくらべると、その数はまことに寥々たるものといわざるをえない。しかし、われわれ日本人はそのことを誇っていいわけではない。それほどまでに韓半島は絶えざる戦火をくぐり、過酷な歴史の転変を味わってきたということであり、しかも、何度も戦火をもたらしした重い責任が他ならぬ日本にはある。ともあれ、新羅歌謡が25首残っただけでも幸いといわなくてはならない。その新羅と唐の連合軍に滅ぼされた百済の歌謡にいたってはわずかに1首が残り、高句麗歌謡はまったく残らなかった。百済歌謡の1首とはずっと後の朝鮮時代の成宗6年（1475）にそれこそ成俔らの手によって編纂された『楽学軌範』に収められたものであり、その名も「井邑詞」に他ならない。

古くから井邑に伝えられた歌謡が、高麗時代に李混によって曲調を整えられて宮廷雅楽に取り入れられ、さらに朝鮮時代にも生き残った、それが「井邑詞」であり、歴代の宮中での「国讌呈才」、すなわち公式の宴礼の際の歌舞として、歌われ舞われたということになる。『楽学軌範』は図を挿入しながら説明しているが、『増補文献備考』はさらに妓生の数を増やして華麗になった演奏・演舞の仕方を詳しく記している。

まず楽師が楽工16人を引き連れ、鼓と台具とをもって東の柱から入ってきて、それらを殿中に置いて出てくる。楽師は鼓の槌十六個をかかえて東の柱の方から入ってきて、鼓の前に

置いて出てくる。そして、多くの妓生たちが「井邑詞」を歌い、楽工たちが「井邑漫機」を演奏することになる。妓生八人ずつが広い袖の着物を着て左右に分かれて登場し、鼓の前に立って北の方（王の方）に向ってまっすぐに進み出、跪いてから拝伏し、立ち上がって足を踏み鳴らす。ふたたび跪いて細い袖に改めて立って舞い、舞い終わると、並んで手を拱いて跪き、また槌を取って手を拱いたまま立ち上がり、足を踏み鳴らしながら舞い、前に進み出て、左右が一行に並んで、左に旋回する。鼓を打ちながら舞い、杖鼓の隻声・鼓声という手順で打ち鳴らして「井邑中機」を演奏し、楽の音がさらに激しくなると杖鼓の隻声を越える勢いで鼓を撃って「井邑急機」を演奏する。楽師は節次の遅速にしたがって一節ごとに拍子を撃つ。八人の妓生は手を拱いて退き、一行に並んで跪き、槌を元あった場所に置いて手を拱いて立ち、足を踏み鳴らしながら退いていく。楽がやみ、楽工十六人も鼓をおさめて出て行き、楽師は鼓の槌を集めて出て行き、そして終わる。

「井邑中機」と「井邑急機」での杖鼓と鼓の打ち方の解釈に少し自信がないが、宮廷の楽としてはなほだ華やかに洗練された形のものであったと思われる。現在でも国立舞楽院などで演じられることがあるのかもしれないが、妓生たちが歌う「井邑詞」の歌詞そのものが、『楽学軌範』には収められているわけである。古いハングル表記をそのまま写すと次のようになる。

돌하 노피공 도득샤
어피야 머리곰 비취오시라
어피야 어강도리
아으 다롱디리
저재 너러닌고요
어피야 준딕를 드딕을세라
어피야 어강도리
어느이다 노코니라
어피야 내가논딕 점그를세라
어피야 어강도리
아으 다롱디리

これを現代の表記に改め、さらに囃しことばを除けば次のようになる。

달하 높이 돌으샤 멀리 멀리 비취오시라
（月よ 空高くのぼり はるか遠くをお照しく下さい）
저재 다니시는가요 준딕를 드딕을세라

(市場へお通いになる 泥濘を踏みなさるな)
 어찌다 (마음) 놓으시 (리) 라 당신 가는데 집길세라
 (どうかお心をお鎮めください 主の道よもやぬかるかと恐る)

宮廷で奏される以上、歌の意味は王の治世に関連づけて説明されることになる。

王よ、月のように空高くお上りになって広く天下の民をお照らしください。政をご覧になりながら、ご失政のなきように。どうか平静にお心をお持ちになって、この世の混乱に足を取られぬようお祈りします、と。

英邁な君主がその徳によって天下を光被する理想的な治世への願いと祝福を込めて歌われ、舞われることになる。

しかし、もともとこの歌の意味がもっと素朴なものであったことはいうまでもない。暗い夜に市場へと行商に出かける夫の行路を心配する妻の心を歌ったものであることは容易に理解できる。朝鮮時代の官撰の地誌である『東国輿地勝覧』巻34「井邑・古跡」の条には、

「井邑は全州に属する県である。この県人の一人が行商に出て行き、長らく帰って来なかった。その妻は、村の山の岩にのぼって夫の身の上を思い、夜道を歩いて或は害を受けはしないかと心配しこれを泥水に托して歌ったのがこの歌で、望夫石が県の北十里の所に、登帖望夫石として今もある」

と記している。

「井邑詞」の古事を踏まえた「望夫石」という古蹟まで存在するというのである。

さて、日本の『伊勢物語』というのは『竹取物語』とともに平安時代に花開いた物語文学の先駆をなす作品である。10世紀の初めにはほぼ成立していたと考えられるが、在原業平とおぼしきヒーローが恋愛を繰り広げる、その相手には天皇のお后になるような女性、けっして人間の男と恋に陥ったりしてはならない伊勢神宮に仕える女性などが含まれ、その不幸な道ならない恋愛の中に「みやび」という美意識を成立させることになる。「みやび」というのは「みやこふうの恋愛」の意味であり、中世に南フランスで成立した「amour courtois (宮廷恋愛)」に比較することができるかもしれない。「amour courtois」が「amour gaulois (ガリア人の卑俗な恋愛)」に対立して成立するように、「みやび」は「ひなび」に対立して生まれた美意識であり、やはり野鄙な色恋ではなく、宮廷風の恋愛作法を意味することになる。宮廷風の恋愛作法では「amour courtois」が troubadour たちの清新な詩を生み出すように、日本でも和歌が欠かせないものであり、男女は美しいことばをつむいだ和歌を介して心を通わせるようになる。『伊勢物語』は歌物語という形式をとっているが、男女が歌を交わす、その状況を簡単な散文で説明する。それが物語に発展していくことになる。それは朝鮮の稗史小説あるいは野譚が、高麗の李仁老の『破閑集』や崔滋の『補閑集』といった詩の成立(漢詩ではあるが)の状況を語り、その詩の批評を行い、作者の人物論を展開する「詩話」

の形式から出発するのと似ているともいえる。いずれにしろ、『伊勢物語』から百年後には、その「みやび」の美意識をより深化させた「もののあはれ」の美意識をかたる日本文学の最高傑作である『源氏物語』が成立することになる。

『伊勢物語』の23段はあまりに有名な章段であり、日本人にとってはくどくどと紹介する必要はないものである。

むかし、田舎わたらひしける人の子ども、井のもとに出でてあそびけるを、大人になりになれば、おとも女も、恥ぢかはしてありけれど、おとこはこの女をこそ得めと思ふ、女はこのおとこをと思ひつつ、親のあはすれども、聞かでなんありける。さて、この隣のおとこのもとよりかくな。

筒井つの井筒にかけしまろがたけ過ぎにけらしな妹見ざるまに

女、返し、

くらべこし振分け髪も肩すぎぬ君ならずして誰かあぐべき
などいひひて、つゐに本意のごとくにあひにけり

さて、年ごろ経るほどに、女、親なくたよりなくなるままに、もろともにいふかひなくてあらんやはとて、河内の国、高安の郡に、いきかよふ所出できにけり。さりけれど、このもとの女、悪しと思へるけしきもなく、出しやりければ、おとこ、異心ありてかかるにやあらむと思ひうたがひて、前栽の中にかくれゐて、河内へいぬる顔にて見れば、この女、いとう化粧じて、うちながめて、

風吹けば沖つ白浪たつた山夜半にや君がひとり越ゆらん

とよみけるを聞きて、限りなくかなしと思ひて、河内へもいかずなりにけり。

まれまれかの高安に来て見れば、はじめこそ心にくもつくりけれ、今はうちとけて、手づからいゐがひとりて、笥子のうつわ物に盛りけるを見て、心うがりていかずなりにけり。さりければ、かの女、大和の方を見やりて、

君があたり見つつを居らん生駒山雲なくしそ雨は降るとも

といひて見いだすに、からうじて、大和人来むといへり。よろこびて待つに、たびたび過ぎぬれば、

君来むといひし夜ごとに過ぎぬれば頼まぬ物の恋つつぞふる

といひけれど、おとこ住まずなりぬ。

「田舎わたらひ」というのを、『伊勢物語』は貴族の物語だから、貴族で地方のいくつかの長官を歴任した人というふうに、学者たちは解釈するのだが、普通に考えれば、田舎を渡り歩く行商をしていた人ということになる。その子どもたち、男の子・女の子が井戸のもとに出ていっしょに遊んでいたが、大人になって、お互いに恥じらい合うようになった。しかし、相手を思う気持ちは深まって、親たちが他の結婚相手を薦めても肯んじない。男が

筒井つの井筒にかけしまろがたけ過ぎにけらしな妹見ざるまに

(大きくなったら結婚しようと、井戸の高さを目指していた背の高さもそれを越してしまったよ、君と会っていない間に)

と歌い、それに対して、女が

くらべこし振分髪も肩すぎぬ君ならずして誰かあぐべき

(お互いに比べあってきた髪の毛の長さも肩よりながくなってしまいました。あなた以外にだれがこの髪の毛を上げてくれるでしょう。あなた以外に結婚相手はいません)

と歌って、「つみに本意のごとく(とうとう最初の思いのとおり)」結婚することになる。

そうしてめでたく二人の生活が始まることになるのだが、女の「親なくたよりなくなるまに(親が死んで経済力がなくなってしまう)」, 二人の生活は立ち行かなくなってしまう。高群逸枝という女性の社会学者は日本の上代の結婚制度の研究に大きな足跡を残した。その高群によれば、かつての日本では男が女の家に入婿をする招婿婚が行われていて、その社会では男は「寄生虫」ならぬ「寄生婿」であって、女の実家の経済力にたよって生活していた。この物語でも、女の親が死んで経済力がなくなると、男は「もろともにいふかひなくてあらん」よりは、つまり、二人で貧乏生活が続けるよりはと考えて、他の寄生すべき相手を「河内の国、高安の郡」に探し出して、通うようになるのである。元の女は大和(奈良県)にいて、新しい女は河内(大阪府)にいる。奈良県と大阪府の間には生駒山地があるが、そこを越えて新しい女のもとにいそいと男は通うようになる。ところが、もとの女はそんな男を少しも恨むふうではなく、他の女のところへ行く夫を送り出す。女があまりにも平然としているので、女自身にも他に男ができたから嫉妬しないのではないかと男は疑い、河内に出かけたふりをして、前栽の陰から女の様子をうかがう。すると、女は「いと化粧じて」、ちゃんと身づくろいをし、化粧をして、

風吹けば沖つ白浪たつた山夜半にや君がひとり越ゆらん

(風が吹けば沖の波が白くたつけれど、この夜中に私のご主人は無事に立田山を越えて行かれるだろうか——「波が立つ」と「立田山」は掛詞)

と歌う。そのような女の心根を「限りなくかなし(すばらしい)」と思って、男は河内の女のもとへは行かなくなってしまう。

たまたま河内へ行ってみると、女がすっかりうちとけて、自分自身でしゃもじをとってご飯を盛っている。その下品さがいいいよいよやになって、すっかり河内へは足が途絶えてしまった、ということになる。

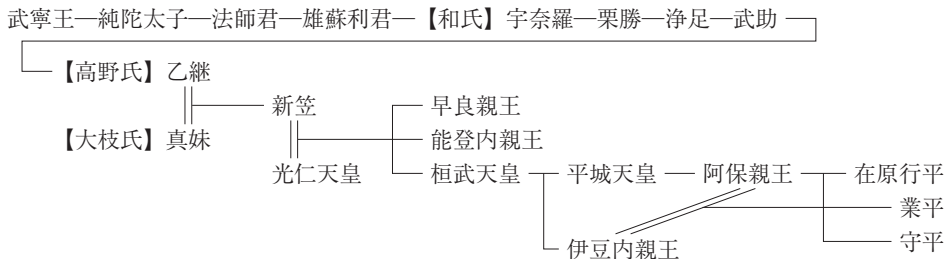
「井邑詞」の歌詞内容と『伊勢物語』の「井筒」の章段の女が夫を思いやって歌った歌の内容は同じだと思うが、どうであろうか。行商にいくか、女のもとへ行くかのちがいはあるにしても、どちらも夫の行路を心配して歌ったものといえよう。「井邑詞」には幼年期の話こそないものの、伊勢が「田舎わたらひ」といって男を行商人らしくしているのも気になっ

て、この二つに関連はないのかと私が考え出してから、実はすでに数年が経っている。しかし、論文にするに当たっては、あまりに材料が不足している。さきに述べたように、百済は7世紀の末に滅亡し、多くの人々が日本に渡ってきた。この『伊勢物語』23段の舞台となる生駒山地をはさむ大和と河内にはそのとき百済から渡来したおびたしい人々が居住したはずであり、それは地名などからも容易に証明することができるはずである。その人々が百済からたずさえてきた歌謡の詞章、およびそれにまつわる物語が伊勢物語に生かされたのではないかというのが、論文を書くとするれば、その骨子になるだろうと考えていたのだが、しかし、今回この発表の機会を与えられて調べなおしてみると、もっと直接的な解決の筋道があることがわかってきた。

在原業平は桓武天皇の曾孫に当たる。桓武天皇は光仁天皇と高野新笠の間に生まれた。高野新笠とはいったいどういう女性だったのか。789年12月に高野新笠は崩御している。『続日本紀』は確かに「崩」の字を用いていて、その死には最高の敬意が払われていることになる。その「崩伝」は次のようにいっている。

「皇太后、姓は和氏、諱は新笠。贈正一位乙繼の女なり。母は贈正一位大枝朝臣真妹なり。後の先は百済の武寧王の子純陀太子より出づ。皇后、容徳淑茂にして、夙に声誉を着す。天宗高紹（光仁）天皇龍潜の日、娉きて納れ給たまふ。今上・早良親王・能登内親王を生めり。宝亀年中に姓を改めて高野朝臣とす。今上即位きたまひて、尊びて皇大夫人とす。九年、追ひて尊号を上りて皇太后と曰す。その百済の遠祖都慕王は、河伯の女、日精に感でて生める所なり。皇太后は即ちその後なり。因りて諡を奉る。」

この高野新笠にかかわる系図は、その後裔までたどると次のようになる。



日光に感染して受胎するという神話は韓国によく見られるものであるが、河伯の娘が日光と交わって都慕王を産んだということと、その子孫の娘が「新笠」という諡を奉られたということに、どう脈絡があるのであろうか。笠をかざすという行為が日光を避けるよりも、むしろ貴人の存在を示し、神を寄せる行為だったということなのだろうと思われる。新笠には巫女的な素質が備わっていて、河伯の娘が日光に感染して貴子を生むことができたように、

百済王の血を継いでいる和氏の娘も貴子・桓武天皇を生むことができたということになるであろう。いずれにしろ、武寧王・純陀太子という嫡々たる百済王家の血が桓武天皇には流れ、在原業平はそれをまた受け継いでいることになる。また百済王家が「和」氏を名乗るのは奇妙であるが、それは居住地から説明するよりも、むしろマルセル・モース流の贈与論から説明する方がよいであろうと思われる。名前はプレゼントされるものでもあり、この系譜によれば宇奈羅の時代になにかのきっかけで「ヤマト」の名が贈られたのである。

さて、『伊勢物語』を一通り読み返してみると、日本人学者がこれまで指摘してこなかった、百済王族との深い関わりで考えられるべきもう一つの重要な視点があることに気がつく。まず、冒頭の章段を引用してみよう。

むかし、おとこ、うるかうぶりして、平城の京、春日の里にしるよしして、狩に往にけり。その里に、いとなまめいたる女はらから住みけり。このおとこ、かいまみてけり。おもほえず、古里にいとほしたなくてありければ、心地まどひにける。おとこの着たりける狩衣の裾を切りて、歌を書きてやる。そのおとこ、しのぶずりの狩衣をなむ着たりける。

春日野の若紫のする衣しのぶのみだれ限り知られず
となむ、をいつきていひやりける。ついでおもしろきことともや思ひけん、
みちのくの忍もちずり誰ゆへにみだれそめにし我ならなくに
といふ歌の心ばへなり。昔人は、かくいちはやきみやびをなんしける。

「うるかうぶり（初冠）」、つまり初めて冠をつけて成人になる、今よりも若く14、5歳だったろうと思われるが、それはまた恋愛をしてもいい年齢に達したことをも意味している。これから主人公の恋愛遍歴が始まるのだという予告をしていて、恋愛こそがこの物語のテーマであるから、読者はそちらにばかり気を取られがちである。ところが、「ならの京、春日の里にしるよしして、狩に往にけり」とあって、この物語の主人公が男子として成人した最初にしようとしたのは実は狩だったのである。狩という行為は極めて男性的な行為であり、もちろんアナロジーとして異性を手に入れる行為に似通っている。英語で hunting ということが両義的でまた異性を手に入れる隠喩的な表現になることが、その間の事情をよく表している。ロシア・フォルマリストの文芸批評なら、particularization とでもいうかもしれない。狩は鷹狩だったと思われるが、そのために今は廃れた奈良の都にでかけ、そこで美しい姉妹に出会って恋におち、この姉妹を狩ろうとするのである。ここには、現代ではわかりにくくなっているが、民族学というソロレート婚の習俗の名残があって、姉妹を同時に手に入れようとしている。そのとき、男はどうしたか。男は自分の恋心を告げるために、たいへんファッショナブルで色鮮やかだったはずの「狩衣」の裾を破って、それに歌を書きつけて送る。冒頭の章段から「狩り」がモチーフとして使われていることに注意しなければならない。

あるいは五十一段、たいへん短い章段である。

むかし、おとこありけり。人のもとよりかざり粽をこせたりける返事に、
あやめ刈り君は沼にぞまどひける我は野に出でて狩るぞわびしき
とて、雉をなむやりける。

五月の節句であろうか、女は沼でアヤメを刈り、男は野原で鷹狩をして雉を捕えた。そのことを歌にし、また獲物の雉を女のもとに贈る、それだけのことを語る。

あるいは六十三段は、この物語の主人公は女性なら誰でも相手にした、美しいか醜いかを問わず、若いか年寄りかも問題にしなかったということを表す有名な章段である。日本のまじめな国文学者の中には、滑稽艶笑譚的なこの章段を嫌う人もいるが、スペインのドン・フアン同様、プレイ・ボーイというのはすべての女性に美点を見出す才能をもつものなのかもしれない。だから、相手を選ばない。いやすべてを選びとる。老女もうら若い処女も、公爵夫人も洗濯女も、スカートさえはいていればすべてが色恋の対象となる。むかし、年離れた母親がなんとか愛人がほしいものだと思った。三人の息子のうち、上の二人は見苦しいことだと思って取り合ななかったが、末の息子は母親のために愛人を探してやろうと思う。しかも、並みの男ではなく、母親孝行のために、当代随一の美男子の業平を連れて行こうとする。すると、ちょうど業平が「狩しありきけるに行きあひて」ねんごろに頼み込み、母親に会わせることに成功する。

あるいは六十九段。この章段も有名であり、この物語が『伊勢物語』という名で普及する理由となる章段である。まず、

「むかし、おとこ有けり。そのおとこ、伊勢の国に狩の使にいきけるに、かの伊勢の斎宮なりける人の親、『常の使よりは、この人よくいたはれ』といひやれりければ、親の言なりければ、いとねむごろにいたはりけり。朝には狩にいだしたててやり、夕さは帰りつつ、そこに来させけり」

と始まる。「狩の使」というのは、勅使を地方の国々に派遣して鷹狩をさせて、その獲物を朝廷の饗宴などに使ったのだという。「食（を）す」という古語がある。このことばは「治（をさ）める」ということばを派生する。諸国の獲物や産物を食べることが諸国を治め、支配することをも意味したのだと考えられる。フレイザーが『金枝篇』の中で取り上げた類感呪術的な発想である。また、この「狩の使」は諸国の治政の状況を視察する、朝鮮の「暗行御使」的な役割を果たしていたのかもしれない。いずれにしろ、この男主人公は伊勢の国に行き、そこで皇女であり伊勢神宮の最高神官になっている、本来は人間の男が決して触れてはならない女性と通じてしまう。そのタブーである恋愛に陥った二人の心の動きを簡潔に

描いて優艶な趣のある美しい章段なのだが、今はそれについては触れるまい。

また、八十二段も美しい章段である。

「むかし、惟喬の親王と申す親王おはしましけり。山崎のあなたに、水無瀬といふ所に宮ありけり。年ごとの桜の花ざかりには、その宮へなむおはしましける。その時、右の馬頭なりける人を、常に率ておはしましけり。時世へて久しくなりければ、その人の名忘れにけり。狩はねむごろにもせで、酒をのみ飲みつつ、やまと歌にかかれりけり。いま狩する交野の渚の家、その院の桜ことにおもしろし。その木のもとにおりゐて、枝を折りてかざしにさして、上中下みな歌よみけり。馬頭なりける人のよめる。

世中に絶えて桜のなかりせば春の心はのどけからまし
となむよみたりける」

この「世中に絶えて桜のなかりせば」という歌が有名であり、桜が咲くのを今か今かと待ち焦がれ、満開になったかと思う束の間、はらはらと散り始めるのを惜しむ、日本人の桜に籠める思いをよく表した歌なのだが、ここに出てくる大阪の交野は禁野として皇室の狩猟地であった。そしてまた忘れてならないのは、実は百済から渡来した人びとの居住地でもあったのである。

続く八十三段も、

「むかし、水無瀬にかよひ給し惟喬の親王、例の狩しにおはします供に、馬頭なる翁仕うまつれり。日ごろ経て、宮に帰りたまうけり」

とあって、業平とおぼしき人物は惟喬親王とともに頻繁に交野で狩りをしていたことになる。ここではすでに「翁」と表現されている。「初冠」の後に初々しく鷹狩を始め、女性を「狩る」ことも始めた少年も今やさまざまな経験を経た老年に達していることになる。『伊勢物語』は脈絡なく短い章段が集められているように見えて、しかし実際は一人の男の生涯を追っているのである。

百十四段の全文を掲げてみよう。

むかし、仁和の帝、芹河に行幸したまひける時、今はさること似げなく思けれど、もつつきにける事なれば、大鷹の鷹飼にてさぶらはせたまひける。摺狩衣の袂に書きつけける。

翁さび人などがめそ狩衣けふばかりとぞ鶴も鳴くなる

おほやけの御気色もあしかりけり。をのが齢を思ひけれど、若からぬ人は聞きおひけりとや。

仁和の帝というのは光孝天皇をいうことになり、時代的に少し合わないのだが、それは今は不問に付しておこう。業平はすでに老人になっている。このような鷹狩の行幸には若いころから常に随行したので、今回もお伴をすることになったが、以前はさっそうと身に着けて

いた狩りの装束、そしてそれをびりっと破って歌を書きつけて女性に贈ったものであったが、それがもうすっかり古いさらばえた肉体には似合わなくなっている。しかし、今日だけは、人びとよ、それを見咎めないでほしい、鷹に狩られる運命の鶴も今日までの命だと鳴いているのではないか、と老人は歌うのである。天皇自身も年老いているので、この歌を聞いてわが身につまされて不愉快になったというわけである。

それから、最後に百二十三段、男が深草に住む女と別れようとする。それを知って女が歌う。

野とならば鶉となりて鳴きをらんかりにだにやは君はござらん

まったく捨て去られて荒れた野原になってしまったら、わたしは鶉になって鳴いていましょう。しかし、鷹狩にさえもうあなたは来られないのでしょうか、というわけである。

『伊勢物語』では鷹狩と女性との恋愛が並行して、ときには絡み合いながら進められ、そして年老いるとともにその二つともに終息することになる。

むかし、おとこ、わづらひて、心地死ぬべくおぼえければ、
つゐにゆく道とはかねて聞きしかどきのふ今日とは思わざりしを

私は「井邑詞」と『伊勢物語』の「井筒」の章段の関わりだけを証明しようと思っていたのだが、実は『伊勢物語』全体が百済王族の子孫の物語なのだといっていいように思われる。なぜなら、鷹狩は百済王族のお家芸だったからである。

徐居正の『太平閑話滑稽伝』などを読むと、朝鮮には「海東青」という鷹の逸物がいたという。またモンゴルが世界帝国を築き上げた時代、高麗の美人と、そして優れた鷹が徴発され、高麗ではそれに応じて結婚都監および提鷹別監が置かれたという不幸な歴史がある。韓半島には美人も確かに多くいたのだろうが、優れた鷹がたくさんいて、その鷹を飼養して狩りに用いることが韓半島ではずっと古い時代から行われていたのだと思われる。

日本には仁徳天皇の時代、漢字や儒教とともに、鷹狩の技術が百済からもたらされた。『日本書紀』仁徳紀に次のような記述がある。

「四十三年の秋九月の庚子の朔日に、依網屯倉の阿弭古、異しき鳥を捕りて、天皇に献りて白さく、『臣、毎に網を張りて鳥を捕るに、未だ曾て是の鳥の類を得ず。故、奇びて献る』とまうす。天皇、酒君を召して、鳥を示せて曰はく、『是、何鳥ぞ』とのたまふ。酒君、対はて言さく、『此の鳥の類、多に百済に在り。馴し得ては能く人に従ふ。亦捷く飛びて諸の鳥を掠る。百済の俗、此の鳥を号けて俱知と曰ふ』とまうす。（是、今時の鷹なり）乃ち酒君に授けて養馴む。幾時もあらずして馴くること得たり。酒君、則ち韋の縊を以て其の足に

著け、小鈴を以て其の尾に著けて、腕の上に居ゑて、天皇に献る。是の日に、百舌鳥野に幸して遊獵したまふ。時に雌雉、多に起つ。乃ち鷹を放ちて捕らしむ。忽に数十の雉を獲つ。是の月に、甫めて鷹甘部を定む。故、時人、其の鷹養ふ処を号けて、鷹甘邑と曰ふ」

『日本書紀』の紀年などあまり信用することはできないが、仁徳天皇の43年とあるからには、5世紀の初めと考えていいと思われる。そのとき、珍しい鳥が捕まって、天皇に献上された。だれもその鳥のことを知らないので、酒君に見せたところ、酒君はその鳥は百済にはたくさんいて、人びとはそれを飼いならして狩に用いていると応える。「クチ」という百済の古語がここに記録されて遺されている。このことばは今の韓国語には見当たらないようである。この鳥、すなわち鷹を酒君に与えて飼いならせた。酒君はこの鷹を飼いならして鈴をつけて天皇に献上した。そこで、天皇は鷹狩をしたところ、実に数十羽の雉を獲ることができたというのである。この酒君は百済王族であった。名前からすれば、酒の醸造方法も百済から日本に伝えたことになる。この一族が日本の鷹甘（飼）部の祖先になったのだと書かれていることになるが、百済からは何度も何度も日本に渡来して来た人びとがいたことになる。

桓武天皇あるいは在原業平の祖先に当たる純陀太子は武寧王の子だというから、日本に渡来したのは6世紀だと考えてよさそうである。その後も、7世紀の後半には百済が滅亡して大勢の人びとが渡来することになった。その人びとの中にもさらに優れた鷹狩の技術を携えて来た人びとがいただろうと思われるが、桓武天皇は鷹狩を大変に好んだ。昔の母方居住制で育った子どもは母方に居住し、母方の文化の影響を強く受けることになるから、桓武天皇の鷹狩は趣味の域を越えているといつてよいかもしれない。二、三の記録を挙げて見よう。

『続日本紀』によれば、延暦二年（783）の十月、桓武天皇は交野に鷹狩に行っている。その曾孫の在原業平が惟喬親王と頻繁に出かけた場所である。

「戊午、交野に行幸して、鷹を放ちて遊獵したまふ。○庚申、詔して、当郡の今年の田租を免したまふ。国郡司と行宮の側近の高官と、并せて諸司の陪従せる者に、物賜ふこと各差有り。また、百済王らの行在所に供奉る者一兩人に階を進め、爵を加ふ。百済寺に近江・播磨の二国の正税各五千束を施す。正五位上百済王利善に従四位下を授く。従五位上百済王武鏡に正五位下。従五位下百済王元徳・百済王玄鏡に並に従五位上。従四位上百済王明信に正四位下、正六位上百済王貞善に従五位下。○壬戌、車駕、交野より至りたまふ」

戊午というのは14日、その日に出かけて鷹狩をして、翌々日の16日、よほど鷹狩に満足したのか、その土地の今年の税金を免除して、国郡の役人たちと行宮所でお世話をした者たちに褒美を与えた。そして、百済王一族の品階を上げて、百済寺に五千束の稲を与えた。ちなみに、大阪府枚方市にはこの百済寺の趾がある。東西に塔をもち、金堂と講堂を備えた大伽

藍であったことがわかる。またその横には百済神社があつて、今なお多くの信者を集めている。この地には百済からやって来た人びとが集落を成して住んでいたのである。「植民地」、あるいは「亡命政府」がここにあったといってもいいのかもしれない。ここには百済王一族の名前がずらりと列挙されている。すなわち、百済王利善、武鏡、元徳、玄鏡、明信、貞善。この交野での狩りと百済王族との交歓がよほど楽しかったのかさらに宿泊して、都に帰ったのはその翌々日のことだった。

四年後の延暦六年十月（787）にも、桓武天皇は交野に鷹狩に出かけている。フランスでいう gibier の季節でもあり、冬の方が雉などの獲物は肥えて膏が乗っていて美味なのであろう。それを百済伝来の醸造法による beaujolais nouveau とともに味わったのである。

「丙申、天皇、交野に行幸し、鷹を放ちて遊獵したまふ。大納言従二位藤原朝臣継繩の別業を行宮としたまふ。○己亥、主人、百済王らを率ゐて種々の楽を奏る。従五位上百済王玄鏡・藤原朝臣乙叡に並に正五位下を授く。正六位上百済王元信・善貞・忠信に並に従五位下。正五位下藤原朝臣明子に正五位上、従五位下藤原朝臣家野に従五位上。无位百済王明本に従五位下。是の日、宮に還りたまふ」

丙申というのは17日、桓武天皇はやはり交野に行幸して鷹狩をした。今回は藤原継繩の別荘に宿泊して、己亥の20日には百済王一族が「種々の楽を奏る」とあることから、音楽を演奏して桓武天皇を喜ばせたことになる。その褒美として藤原氏とともに、百済王一族の品階を上げたということになるが、百済王の一族として名前が上がっているのは玄鏡、元信、善貞、忠信、それから明本。前回と同じ名前もあるが、違った名前も出てくる。ここでいう「種々の楽」というのは百済伝来の音楽だったと考えられるが、この中にまさしく「井邑詞」などが入ってなかったかと想像することはできないであろうか。桓武天皇は交野の地で鷹狩を楽しむとともに、母方の故郷である百済の音楽を堪能したのである。桓武天皇の曾孫であり、母方でいえば孫でもある在原業平も、やはり交野の地に行つて鷹狩を楽しみ、百済の種々の音楽を聞いたのだということが想像される。

日本の文物は中国および韓半島の圧倒的な影響のもとに発展してきたが、平安時代の中期以降、遣唐使の廃止とともに「和風」つまり日本風の文化が花開いたとされる。仮名文字が生まれ、それを使って物語も生まれる。その代表が『伊勢物語』であり、そこで高々と謳われた「みやび」の美意識が『源氏物語』では「もののあはれ」となつてさらに進化したという図式的な説明がなされる。そのこと自体に異論を立てるつもりはないが、『伊勢物語』には韓半島から流れて来た人びと、あるいは百済という国を失つて日本に来ざるを得なかった人びとの、故国では跡形もなくなつてしまった文化が息づいているといわざるをえない。もっとも日本的であるとされている作品においてそうであるということを肝に銘じておく必要が

あるのではないだろうか。

【参考文献】

引用のために用いた文献は次の通りである。

『日本古典文学大系 日本書紀 上・下』（東京 岩波書店 1965年～1967年）

『新日本古典文学大系 竹取物語・伊勢物語』（東京 岩波書店 1997年）

『新日本古典文学体系 続日本紀 一～五』（東京 岩波書店 1989年～1998年）

『原本影印 韓国古典叢書 楽学規範』（ソウル 大提閣 1973年）

『新增東国輿地勝覧』（ソウル 亜細亜文化社 1974年）

『韓国古典影印大宝 増補文献備考』（ソウル 明文堂 1959年）

また、次の本なども参考にしているが、今回の発表は、その正否は読者の判断に任せざるを得ないものの、千年にもおよぶ『伊勢物語』享受と研究の歴史の中にまったく新しい論点を導入したつものものであり、特に注として挙げるべき先行の書物・論文はないことを了承されたい。

金思煒・趙演鉉著『朝鮮文学史』（東京 北望社 1971年）

高群逸枝著『高群逸枝全集二・三 招婿婚の研究一・二』（東京 理論社 1966年）

“Jeongeub-sa (井邑詞)” and the Tale of Ise’s “Izutsu (井筒)”

UMEYAMA Hideyuki

“Jeongeub-sa,” the only Baegje song in existence today, depicts a wife’s anxiety about her husband going away on a peddling tour. Similarly, the chapter, “Izutsu” of The Tale of Ise, is well-known for describing a couple’s deep love for each other; the couple are childhood friends and used to play together around the village well. In this chapter, the wife also composes a poem depicting her anxiety about her husband going away on a peddling tour, although in this case the husband actually goes to visit the house of another woman.

It seems possible that the “Izutsu” chapter of The Tale of Ise was influenced by “Jeongeub-sa” in some way. Containing stories of the main male character’s various love affairs, The Tale of Ise is recognized as one of the first works of Japanese literature in the country’s history to express “miyabi” (courtly elegance), a typical Japanese aesthetic sense. However, it is necessary to consider the fact that the male character, Ariwara no Narihira, was a descendant of the Baegje King. Narihira loved not only hunting with falcons, but also “hunting” for women. The Baegje King’s family were experts in falconry and their skills were passed down through the family generations. Narihira frequently visited Katano to practice his falconry, and Katano was where many exiles from Baegje lived after the kingdom was overthrown in the 7th century. This could suggest that here was a place where these immigrants disseminated their Baegje songs as valuable assets inherited from their ancestors.

梅山秀幸氏の報告をめぐる討議

梅山先生は『楽学軌範』に記されている百済歌謡・井邑詞（ジョンウブサ）と日本の『伊勢物語』の筒井筒（井戸杵で背比べをして遊んでいた幼馴染が結婚したという物語）を比べながら、百済文化の影響関係について推論しています。「井戸がある村」という意味を持つ井邑と、「井戸杵」を意味する井筒という名前も似ています。

梅山先生は影響関係の根拠として、その内容から 1)井邑詞と筒井筒ともに夫を案ずる妻の詩歌という点 2)筒井筒の背景となっている生駒山周辺に多くの百済人が住んでいたという点と、伊勢物語の主人公と推測される業平が百済武寧王の血を継いでいるという点 3)百済の鷹狩りの伝統が6世紀頃から日本に伝えられ『伊勢物語』にも記されている点などを挙げています。

先生の話のを伺うと、事実として多くの関連性が感じられ、至極妥当な推論だと思います。先ず、夫を案ずる妻の詩歌という点ですが、「月よ、高く上って、あの人が泥濘に足を取られないよう照らしておくれ」という井邑詞の内容と、夜中に山を越え浮気相手のところに向かう夫に対し、嫉妬をせずに寧ろ心配し祈る「筒井筒」の内容が似ているように思います。中でも「あの方をずっと見ておりますゆえ、雲よ、生駒山を隠さないで」という部分の発想も似ています。

実際、私も『伊勢物語』を初めて読んだ時、数ある女性遍歴についての物語のうち、この「筒井筒」だけとても異色だと感じたのですが、ようやくその謎が少し解けた気がします。当時の和歌には「忍ぶ恋」や愛しい恋人への切ない恋を詠んだものが一般的でしたが、「筒井筒」は、結婚をしてハッピーエンドとなり、妻が夫の浮気にも堪え忍びながら「綺麗に化粧もして誠を尽くす姿は夫を感動させた」というところが、極めて儒教的（韓国的）という印象を受けた点です。切なさを強調する平安時代の「もののあはれ」の美意識において、「完成し満たされた」愛は美的ではないと感じたからです。（私も以前女性学研究所の依頼で「和歌に記されている愛の修辞と美学」というテーマで文を書いております。）

そこで一つ目の質問ですが、いわゆる「貞淑な妻のイメージ」を強調している他の例に関して伺いたく思います。あまりないのであれば、そのような面からも「井邑詞」と「筒井筒」の影響関係は、物語のパターンからも類似点を見出せそうです。

次に、「鷹狩り」についてですが、この部分は初めて耳にする話で大変興味深いものでした。鷹狩りは百済王族が愛好し行っていて、『日本書紀』や『続日本記』に百済人の鷹狩りの技について多く紹介されている点や、鷹狩りを管理する「鷹甘部」を設置するきっかけになったという点。また『伊勢物語』で「鷹狩り」と「女性をものにする」とが比喩的に等価のこととして多く取り上げ記されている点など、画期的な発見をされたと思います。特に、

桓武天皇の鷹狩りは趣味の領域を超えており、百済王族の子孫である母方の血を受け継いだものと梅山先生は見えていらっしゃる。

また、桓武天皇が鷹狩りの後に音楽会を開いたという記録として『続日本記』の内容を紹介して下さいました。在原業平の最も有名な和歌「世の中に 絶えて桜のなかりせば 春の心は のどけからまし」という作品で詠まれた「交野」（ここにおいで桃山学院大学の先生方がおられる大阪地域）が、百済人の鷹狩り地域として有名だったということを初めて知りました。

桓武天皇が百済人とともに鷹狩りに興じ音楽会を催したというくだりから、二つ目の質問をいたします。先生もこの時恐らく「井邑詞」が演奏された可能性があると考えていらっしゃいます。恐らくそうだと思います。当時、百済人は酒宴で故郷を懐かしむ詩歌を多く詠んでいたであろうと思われます。当時のこのような音楽会に関する記録が多く記されているのかについて伺いしたいです。

先生のご指摘通り、残念ながら今日に伝わる百済歌謡は井邑詞わずか一首です。戦火で焼失したり、口伝歌謡であったこともあり記録が残っていません。しかしながら、当時日本に渡ってきた百済人の音楽を通じて、内容だけでも逆推論できる方法もあると思います。朝鮮（李朝）時代の文人ソン・ヒョン（成俔）の『楽学軌範』に井邑詞が収録され今日に伝わるように、日本の音楽書籍に伝わる百済歌謡を調べるのもよい研究になろうかと思います。孔子がそうであったように、過去においては音楽が文人の必須教養でもありました。

ありがとうございました。

（啓明大学校人文大学日本語文学科教授 兪玉姫）

経済成長下の若者の都市移動

——「わたし語り」の人類学の試み¹⁾——

南 出 和 余

1. は じ め に

経済成長著しいバングラデシュは、ここ数年、年率平均6%の経済成長を保ち、いまやBRICSに次ぐ「ネクスト11」に数えられる勢いである。それまで開発援助の文脈では貧困の一因とされてきた膨大な人口が低賃金労働力として期待を集め、とくに衣類品縫製業においては中国に次ぐ世界第二位の生産輸出国に押し上がった。都市部には縫製工場が急増し、バングラデシュ衣料品製造業輸出協会（BGMEA）の発表によれば、現在縫製工場で働く労働者は400万人を数える。その多くは20歳前後の若者たちである。彼らは、1980年代後半からの農村部における普遍的初等教育の取り組みのもと学校に通い出した「教育第一世代」で、親世代がほとんど経験しなかった教育経験を得て、多くが農村を離れ、都市に働きに出てきている。いわば、彼らが現在のバングラデシュの経済成長の根底を支えていると言っても過言ではない。

わたしがバングラデシュ農村でフィールドワークを開始したのは、大学院生だった2000年である。当時のテーマは、農村部に普及する学校教育がもたらす社会変化を、そこに通う子どもたちが学校と村落社会のなかで育つ過程から明らかにすることであった。人類学的参与観察において、“from the natives point of view”の視点をどこにおくかは重要であるが、「子どもが育つ」というように、子どもを主体に彼らの視点から学校や社会を観察することを目指し、フィールドワークを子どもの視点から実践することを試みた。滞在中は、毎日子どもたちと一緒に学校に通い、小学校4年生のクラスで授業を受け、休み時間には遊び、家では宿題も試みる生活を送った。とくに2000年の最初の長期フィールドワーク時には現地の言葉（ベンガル語）に精通していなかったため、身体的には大人であってもベンガル語を学ぶという点で、外国人であるわたしが小学校で子どもたちと一緒に勉強することを、現地小学校の教員をはじめ村人たちは意外にすんなりと受け入れてくれた。その後、2003年から2004年には博士論文研究のために再度同じ村で長期フィールドワークを試み、その時もやはり同様に、小学4年生から5年生になるクラスで子どもたちと生活を共にした。子どもたちのほと

1) 本稿は、2013年度桃山学院大学特定個人研究費「現代バングラデシュの『教育第一世代』による『青年期の創出』と社会変容」の成果の一部として発表するものである。

キーワード：高度経済成長、若者の都市移動、集団就職、バングラデシュ、わたし語り

んどは、「教育第一世代」であった。わたしが彼ら彼女らと一緒に通っていた小学校は、1991年にバングラデシュ国内 NGO によって開設されたノンフォーマル学校²⁾であった。2000年のクラスの22人、2003年のクラスの16人が、それ以来わたしのインフォーマントの中心となり、ほぼ毎年訪問して状況を把握し、現在も彼ら彼女らの人生を追っている。当時10歳であった子どもたちは現在20代前半を迎え、まさに彼らは、上記でのべた「経済成長を根底で支える若者層」である。38人のうち19人の女子たちは2人を除いて全員が結婚して次世代を育て出している。残る半数の男子たちは、その多くが首都ダッカに出稼ぎに出ているか、一度出て帰ってきているかで、出稼ぎ先は往々にして縫製工場である。高等教育に進学しているのは今のところ、男子1名、女子2名で、あとは、小学校（5年生）を終えてすぐ教育から離脱した者、前期中等教育（10年生）を終えるまでに中途退学した者、10年生を終えた者、後期中等教育（12年生）を終えた者と、学歴はさまざまである。しかし男子たちの出稼ぎ先の仕事に大差はなく、給与もほとんど変わらない。その意味では学歴が職業に反映されているとは言い難い。しかし、彼らの教育経験が「非農業志向」を促していることは明らかであろう。教育を受けた彼らが望むのは非農業賃金労働である。消費経済の浸透により農村でも現金収入への需要は高まる一方だが、農村では非農業雇用の機会はほとんどない。そうしたなかで、都市部の縫製工場をはじめとする工場労働者の需要が、農村部の若者たちを呼び寄せる。子ども期に続き、彼らは明らかに親世代とは異なる青年期を過ごしている。若者の都市移動は、彼らを送り出す農村社会、そして彼らを受け入れる都市社会にどのような変化をもたらすのだろうか。

この「経済成長下における若者の都市移動」といって思い出すのは、言わずもがな、日本の経験である。1960年代の高度経済成長期において、多くの若者たちが農村部から都市へと働きに出たのは周知の事実である。異文化における人びとの営みを研究する人類学にとって、自らの経験や自社会の経験は、意識するしないに関わらず、常に「文化の鏡」としての機能を果たす。自らの感覚と異なることが『異文化』たる所以であり、その異なるものを理解する論理において相対的に自らが明らかになる。あるいは、その異なる部分と似たる部分とが自社会に対する自覚をもたらす。バングラデシュという「異なる社会」と対面することは、わたしにとって絶えず自社会を浮き彫りにし、自らを顧みる作業をとまなう。ことに、フィールドワークを始めて以来の付き合いの子どもたちの人生は、自らの子ども期を彷彿させてきたのだが、彼らの青年期と社会との関係、そして彼らとバングラデシュ社会の今後に想像を膨らませると、おのずと日本の高度経済成長期の経験が気になるのである。それは

2) ノンフォーマル学校とは、非政府機関（NGO）によって運営される基本的には無償の学校で、基礎教育普及運動のなかバングラデシュ NGO によって始められた。1990年にタイで開催された Education for All 世界会議ではこれが注目された。ノンフォーマル教育の特徴は、それまで就学の機会のなかった既学齢期の子どもたちにも開かれていることや、学校の場所や教員採用において、地元の人材を活用して低コストかつ住民主体の教育運動として展開されることなどが挙げられる。バングラデシュの1980年代半ば以降の教育普及においては、この NGO によるノンフォーマル教育運動が実質的に、またシンボリックな意味においても、多大な影響をもたらしたとされている。

1975年生まれわたしにとっては直接経験していない「異文化（時空）」なのだが、わたしという存在に繋がる両親を介した「わたしの経験」である。わたしの両親はまさに、高度経済成長下の日本で、地方から都市に出てきて、そこで知り合い、核家族を形成した世代である。1944年生まれの父は和歌山県K町の出身で、高校卒業（1963年）の直前に家族共々大阪に引っ越してきた。母は「団塊の世代」と呼ばれる最後の1949年の生まれで、岡山県の山村H町から高校卒業（1968年）と同時に大阪に単身働きにやってきた。その後、大阪で核家族を形成して生まれたわたしとわたしのきょうだいは、とくに幼少期には学校が休みになると母の帰郷に連れ立ち、都市で暮らしながらいわゆる「田舎の親族関係」が色濃く機能するなかで育った。「わたしの視点」を考えたとき、父母の経験が意味するところは大きい。

翻って、人類学者が異文化といかに付き合い、どのようなまなざしを向けるかにおいて、人類学者自身の経験と思想は否応なく反映される。そうした意味で、本稿で試みるのは、バングラデシュの若者たちを観るわたしが、父母を介した「わたしの経験」にいかに関心をもち、立ち返るかを考えることでもある。単に「日本の経験」と客体化するのではなく、わたしに繋がる経験として親世代の経験を振り返ることは、わたしがバングラデシュの若者たちにいかなる関心とまなざしを向けるかということに直結する。言い換えるならば、人類学者がフィールドワークにおいて常に無意識のうちにおこなっている「文化の鏡」の反射を意識的に試みる行為でもある。

さらに、父母の経験を語ることは、人類学者が「他者を語る」と「わたしを語る」との境界を再考させる。特定の社会に長期間滞在し、その社会の疑似成員となって調査をする人類学者は往々にして、調査地を「私の村」と称したくなる感覚に陥る。「私の村」表象はポスト植民地主義のなかで批判されてきたが、「所有」の意味ではない「共存」の意味において「私の村」感覚はなお生きているように思う。とくに、当該地の一家庭でホームステイをさせてもらう生活が長くなると、人類学者も疑似家族も、もはや私的関係の感覚になる。「そこで初めて本音が聞ける」というのが人類学者の説明であるが、そこに「家族の私的感覚」と「人類学者の仕事」という非対称が常に成立しているとは言い難い。人類学者もまた、その場においては私的感覚で彼らと場を共有しているのではないか。少なくともわたしはそうである。インフォーマントの子どもたち（若者たち）との付き合いは、それが長くなるにつれて、彼らの人生にわたしが存在するのと同様に、わたしの人生の大半において彼らが存在し、影響を与え合っている。そうした共存のなかで共有される経験が、人類学者の目になるのである。本稿で試みようとしている「わたし語り」も同様である。親子というきわめて私的な関係において共有された経験が、人類学者であるわたしの目になるのである。

こうしたスタンスのうえで、したがって本稿が関心を向ける点は、バングラデシュの若者たちに向ける関心が基となっている。すなわち、「高度経済成長下における若者の地方から都市への移動経験」が、教育や就職機会の変動といったファクターを背景に、いかに一世代を築いてきたかである。もちろん、現在のバングラデシュと1960年代の日本を単純に比較す

るのは乱暴な作業である。各々の社会の歴史的背景，時代の情勢，経済構造など異なる要素はあまりに多い。それでもなお「似て非なるもの」からバングラデシュの若者を理解するヒントが浮かび上がることを期待し，「わたし語り」の視点から，日本の経験に目を向けてみたい。

II. 先行研究：「集団就職」世代

1960年代の日本の高度経済成長は，年率平均9.1%（1956年から1973年の平均）の成長率を記録し，「急速な産業化・産業構造の変動と被雇用者の増大，およびそれに伴う労働人口の広域的な地域間移動」をもたらした〔片瀬2010：13〕。それを実現させたのがまさに，農村から都市に向かう若者労働者の移動であり，なかでも「集団就職」はその象徴といえる。日本の経済成長下における若者の都市移動や「集団就職」については，経済学や社会学，教育学をはじめとした多角的な検討がなされている。本稿の事例において，その経験を理解するために，先行研究の視点を整理しておきたい。

新井〔1958：647〕によれば，「集団就職（集団求人）」とは，「中小企業の事業主が，地域別に又は業種別に就業規則及び給与規定などの労働条件を協定し，この協定を堅く守ってゆくという約束の下に従業員を雇用する方式」を意味する。地域別とは地区連合会や地域内の事業所を包含するものであり，業種別とは協同組合など同一業種のみを取り扱うものをいう〔前掲〕。「集団就職」をイメージ的に示すのが「就職列車」で，制服姿で都市部に働きにくく中卒者を乗せた列車の光景は，当時の新聞メディアだけでなく，たとえば『鉄道屋』や『ALWAYS 三丁目の夕日』など，当時を物語る小説や漫画とその映画化でも象徴的に登場する〔山口2001，片瀬2010〕。「戦後初の就職列車は1954年に青森県から東京都に向けて走ったものとされており，中卒者の集団就職もやはり1954年における徳島県から大阪府への集団的な移動がその始まりとされて」いる。その後，1975年の岩手県発の列車まで継続された〔山口2001：73〕。

加瀬〔1997：53〕によれば，「1951年には中学校（新制中学校）卒業者の22～23%が直ちに農業に従事しており，その人数は就職者全体に対してほぼ半数に相当していた」。これに加えて「進学者でも就職者でもない『無業者』が男子13.5%，女子16.1%」いて，「『無業者』の大半はいつでも自家の職業に従事できる農家子弟であり，農繁期には農業に従事していたと考えられるから，実質的には卒業生の3割以上が農業に従事していた計算にある。（中略）しかしこの〔農業従事者の〕比率は50年代前半のうちに，全卒業者の12%程度，就職者の3割弱の程度にまで落ちた」〔前掲，〔 〕内は筆者による追加〕。この若者の非農業就業を促したのは当然ながら都市部での被雇用機会の増大であるが，それと同時に，戦後の教育システムが，若者たちに非農業への就職の機会をもたらしたとされる。刈谷〔2000：20〕によれば，戦前期においては，尋常小学校の卒業年齢12歳でも，高等小学校卒業の14歳でも，工業労働者最低年齢法で定められた就業可能年齢16歳に達しておらず，その結果，小学校卒業後

も「家業（農業など）を手伝ってから製造業へと入職する就職パターンが一般的であった。それに対して戦後になって15歳が卒業年齢になる新制中学校までが義務教育化され」、戦後の労働基準法の制定とあいまって「新制中学校の卒業者が、卒業と同時に製造業の基幹労働力となるための必要条件を整備した」。さらに、集団就職に象徴されるように、彼らの就職は学校を通じて斡旋されたため、学校卒業と就職の結びつきはさらに直接的なものとなった。

「集団就職」に関する文献資料には多くの蓄積があるが、資料を時代毎に分けてみると、その論点が明らかになる。上記の新井による文献もそうであるが、集団就職が実施されていた渦中の論文記事をみると、多くが「集団就職の問題点」について取り上げている。問題点とは、たとえば、いざ就職してみると職安から提示されていた労働条件と現実が大きく異なるといったことであったり、中学校を卒業したばかりの若者の都会生活の孤独などである〔新井1958, 須藤1961など〕。1980年代以降になると、50年代から60年代にかけて移動してきた者たちのその後の追跡や、労働構造の変化、あるいは若者の流出による農業就業者の減少や農村構造の変化が議論になる〔遠藤1989, 吉田1994, 加瀬1997など〕。さらには、この世代（戦後1947年から1949年生まれ）が「団塊の世代」と呼ばれ、2000年代半ばにその多くが定年退職を迎えたことから、彼らがもたらした日本の高度経済成長と現代に繋がる社会変化がその論点となっている〔山口2001, 加瀬2007, 片瀬2010など〕。

「集団就職」は往々にして中卒者を対象としていたが、その論点とされる学歴や職場移動、都市における格差や農村構造の変化は、高卒者や大卒者の議論にも通じる。多くの先行研究のなかで、遠藤〔1989〕に代表される追跡研究では、個人の経験を追いながら、激動の社会のなかで彼らが築いてきた戦略や「生き甲斐」について問われる。本稿は、これら先行研究で論じられてきた議論を参照しながら、父母の経験を読み直す作業を試みる。個人の経験を地方出身者として一般化することを目的とするのではなく、冒頭で述べたように、あくまで「わたし語り」として提示する。そこに象徴されうるのは、その時代その地域の固有性であると同時に、さまざまなファクターが絡み合う現象の総体である。

Ⅲ．調査の方法と背景

本稿においておこなった調査は、バングラデシュの若者を対象に実施してきた調査とは方法が大きく異なる。バングラデシュでの調査法については冒頭で述べたが、本稿で対象とする事例についてはライフヒストリー調査に近い。さらに、それぞれの経験を、その時代その出身地の経験として理解するために、各同級生についての情報も可能な限り収集した。対象としたのは1960年3月（昭和34年度）に和歌山県K町の中学校を卒業した152人と、1968年3月（昭和42年度）に岡山県H町にあった高校（2006年に統廃合）を卒業した163人である。

前者を中学校同級生、後者を高校同級生としたのには理由がある。1944年生まれと1949年生まれの間の5年の開きには、高校進学において有意な差がある。1960年に中学校を卒業した15歳の高等学校進学率は、全国平均で57.7%（男子59.6%, 女子55.9%）であったのに対

して、1965年の中学校卒の高校進学率は70.7%（男子70.7%，女子69.6%）で、わずか5年間に13%の開きがある〔学校基本調査〕。後述するが、これを考慮すると、1965年中学校卒の学年の多くが高校に進学しており、教育と就職の関係を知るには高校卒業時の経験に注目した方がより明らかになるからである。

また、都市への移動を考えるにあたっては、各々の地域と都市との距離や、その地域の特徴も大きく関係する。本稿では、若者たちの就労という観点から各地域の特徴と可能性について言及したい。

和歌山県K町は和歌山県北部に位置し、大阪府南部に隣接した地域である³⁾。明治時代から大阪南部への電車が開通していたため人びとの行き来は頻繁に行われていた。K町は古くから織物業が盛んな地域で、「江戸時代の本綿織物にはじまり、その独特な織物が明治に入って川上ネルと呼ばれ飛躍的な発展を遂げた」。その後、明治の初めに「再織（さいおり）」という特殊織物の製法が創案され、さらに大正時代にはK町独自のパイル織の一種、シール織物が開発された〔妙中2001〕。シール織物とは「織物の基布に毛（パイル糸）が織り込まれている特殊な有毛織物」で、「マフラー、ショール、テーブル掛け、敷物、毛布などに加工される」〔野上〕。昭和16年頃にはK町では『手織（てばた）千台、自動千台』といわれる活気を呈し、「戦前の最盛期は昭和12年頃でインド方面に盛んに輸出された」という〔妙中2001：187-188〕。戦後はアメリカへの輸出が主流であったが、日本の戦後復興と高度経済成長下においては国内向けモケットの生産も拡大し、好景気時にはK町のパイル織が全国シェア8割を占めていたという。主に椅子張り地などに用いられ、一時は新幹線の座席地は全てK町産であったと言われる。しかし、アメリカの不況と円高により輸出は次第に停滞し始める。60年代から70年頃までは、ベトナム戦争下にあったアメリカ兵の軍服にK町のメリヤス編が使われていたため持ち堪えたが、ベトナム戦争の終結とともに輸出は一気に停滞した。国内でもタオル地等比較的安価なメリヤス製品は他の後進アジア諸国からの輸入に取って代われ、現在は高級織物の部分のみが残っている。

繊維工業・縫製業の変遷は、日本に限らず、高度経済成長下の労働と密接な動きをみせる産業である。冒頭でも述べたように、まさにバングラデシュの若者たちが経済成長下で働いているのは都市部に展開する縫製工場である。織物業がK町出身の若者の就職と移動を左右し、強いてはK町そのものの将来を決定したことは、バングラデシュの若者たちの都市移動および産業構造の今後を考えるうえでも興味深い。

一方の岡山県H町は、県北中部に位置する山間地域である⁴⁾。H町の大半は山間部に位置し、多くの世帯が零細農業を生業としていた。母の実家を例にすると、戦前から戦後は稲作と養蚕、60年代から80年代にかけては葉タバコ栽培と家畜牛の肥育（50年代は農耕牛）、90年代になるとピオーネ（黒葡萄）の栽培に転じた。しかし、現在は高齢化が著しく、多くの

3) 2006年に隣接する橋本市と合併し、橋本市の一部となる。

4) 2005年に4町4村との合併により真庭市となる。

家庭が農業を辞めてしまった状態である。近隣の都市では、高梁市まで約 25km、新見市まで約 35km、岡山市まで約 65km ほどある。

この2つの地方町を相対化すると、和歌山県K町はいわゆる地場産業をもつ近郊村で、岡山県H町は農業主体の地方村である。当時の若者の就労という観点から言えば、K町は地場産業と都市移動の間で選択肢があり、H町は非農業就労のためには都市移動が余儀なくされる。また、K町は大阪に近いがゆえに行き来が可能で、H町は当時の道路事情および地方都市における就労の機会からいって、都市で働きながら頻繁に行き来することは困難であったと言える。

IV. 都市に出る若者たち

1960年（昭和35年）はちょうど「国民所得倍增計画」が閣議決定された年で、GDP 成長率は12%を記録した。この年に和歌山県K町の中学校を卒業した152人について、最終学歴と卒業後最初の就職先（初職）に関する聞き取り⁵⁾、および1994年（平成6年、50歳時）に行われた同窓会の名簿に記載されていた現住所から、移動の経験を探ってみた。

まず、152人のうち中学校卒業後に就職したのは87人（約57%）、高校進学者が63人（約41%）であった（1名は中学校在学中に死亡、もう1名は不明）。63人のうち20人は大学に進学している（中学校卒業生数の13%）。上記で述べたように、同年の高校進学率の全国平均は57.7%で、その3年後の大学への進学率は（過年度高卒者等を含め）15.4%であり、K町出身者の値は全国平均より若干低いことになる。当時の都市と地方における地域間格差を考えると理解できる [加瀬1997: 47]⁶⁾。高校に進学した63人の大半がK町内にある高校に進学している。大学に進学した者は、大阪などの近畿圏内もしくは東京の大学が多い。

中学校を卒業して就職した者は、どのようなところに就職したのだろうか。卒業後の就職先については追跡に限界があり不明なケースが多いのだが、特徴的にみられる点について述べてみたい。1960年といえば集団就職の全盛期であるが、K町は大阪に近いこともあり、集団就職というかたちで就職列車に乗って出て行った者は限られていたという。一部（約30人）が制服姿で電車に乗って東京方面に就職して行き、残りは大阪方面での就職か、織物工場への就職であった。

前節で述べたように、K町の地場産業である織物業は1960年代には盛んに生産高を増やしていた。K町だけでなく、高度経済成長期は日本の繊維工業全盛期にあり、全国いたるところで縫製工場が稼働していた。K町の織物業についてはすでに述べたが、当時の様子を聞くと、町中到处でガチャングチャンと織機音がしていたという。この「ガチャングチャン」という織機音から、卒業後、織物工場で働く友人を、多少の揶揄も込めて、男性なら

5) 但し特定者への聞き取りによるため、卒業後の就職先については不明なケースが多い。

6) 加瀬 [1997] の研究によると、1960年3月中学校卒業生の高校等純進学率は、全国平均55.6%に対して、青森県42.6%、東京都72.9%と、地方と都市部で大差がある。

「ガッチャンボーイ」、女性なら「ガッチャンガール」と呼んでいたという。愛知県の繊維工業について論じる吉田〔1994：1〕も、当時の「ガチャ萬」という新語をとりあげている。「ガチャ萬」とは「織機を一度『ガチャン』と動かせば一万円儲かったという当時の繊維工業全盛時代を象徴した言葉である」と述べている。K町においても、織物（パイル、メリヤス）工場は歩合制で、働けば働くほど給与も稼げる仕事であった。当時の同町役場（地方公務員）への就職初任給が月収6000円ほどであったのに対して、織物工場朝から晩まで働けば4、5万円を稼ぐことができたという。工場といってもその多くが家内工業規模で、2～3台の織機を抱え、経営者と従業員2、3人の下請け工場が大半であった。多くの工場は、従業員として見習い奉公をして数年後に織機を買って独立する。昭和初期の頃から、「スタートは手動織機1台、ミシン1台」というのが「この町ではよくある独立のケース」であったという〔妙中2001：187〕。1960年代、手動織機が約20～30万円、自動織機が200万円ほどであったという。また、K町には、そうした反物単位で下請け織りをする工場と、糸の生産や染色、そして織物の製品加工を担う工場があった。製品加工等を担う工場は比較的大きく、100人から200人規模の従業員を抱えていた。K町は古くから織物業が盛んであったため、親世代が始めた工場を受け継ぐ「ガッチャンボーイ」もいた。そうした者のなかには大学を卒業して帰郷し、工場の発展に寄与する者もいた。各々がどの規模の工場に勤めたかの詳細は明らかでないが、卒業後の進路として、中卒と大卒に織物業が多く（むしろ中卒の方が総体数が多いので多いが）、高卒にそれほど多くないのは興味深い。

次に、高卒者の進路についてみてみたい。高校進学者から大学進学者を差し引くと、152人中43人が高卒で就職をしている。K町では中卒者の有意数が地場産業に就職しているため、高卒者と中卒者を比べると、高卒者の方が都市移動の割合が高い。実際に1994年（50歳時）の現住所を学歴別で見ると、和歌山県内在住者が中卒者では61%、高卒者では41%、大卒者では55%となっている。高卒者の就職においては、集団就職は聞かれなかったが、学校からの紹介斡旋は多かったようである。統計データから、1965年3月卒業の中卒者と高卒者の都道府県別「県外就職率」を見ると、和歌山県からの県外就職者は中卒者男子35.7%、女子37.1%で、高卒者男子44%、女子25.9%となっている。中卒者では女子の方が男子より高いが、高卒者男子が最も高い値となっている。全国平均値では、中卒男子31.3%、女子35.5%、高卒男子37.5%、女子22.3%で、和歌山県は全国平均値より高い、つまり県外就職が多かった。ちなみに当時の男子県外就職率が最も高い県は鹿児島県で、最も低いのは大阪府であった〔加瀬1997：76〕。

1944年という戦時中に生まれたこの世代に見られる特徴を一点挙げておきたい。1947年から1949年のベビーブーム（「団塊の世代」）に比して、「1940年～46年頃に生まれた者は、父親の大部分が兵力に動員されていたことの結果として出生数が少なかった」〔加瀬2007：15〕うえに、戦争で父親を失った子どもや、父親が「戦傷者＝身体障害者となり、労働能力を失ったり、数年後に死亡し」、「片親の子として貧困と就職差別の中に投げ込まれた」ケースが含

まれるという〔前掲〕。こうした事情は、たしかにK町の152人のなかにも聞かれた。

高卒者の就職と都市移動を検討するために、いくつかのケースをとりあげてみたい。まず、上記の言及に当てはまるY氏は、父親を戦死で失くしたケースで、高校卒業後K町の役場に就職し、合わせて家業の農業を営んだ。K町は織物業以外に農業も盛んで、とくに換金作物としては柿の産地としても有名である。Y氏も柿栽培をしており、したがってK町から出たことはない。同様に、父親が戦傷者で戦後帰国して間もなく亡くなったH氏は、K町の高校の通信制に通い卒業する。卒業後は大阪に働きに出たもののいくつかの会社を転々とし、その後、K町に戻ってやはり役場に勤めるようになる。H氏のように、高校卒業後に大阪に出て2、3年働いたのちK町に戻ってきた者は少なくない。それは、中卒者の集団就職においてはさらに多かったという。都市へのあこがれや冒険心を抱いて出て行くものの、重労働や都市生活に嫌気がさして帰ってくる若者は多く、そうした者に対して友人たちは同地方の方言で「ケツ割って帰った」⁷⁾と表現した。K町には織物業という地場産業があったため、それが可能であったことも大きいと言えよう。

Y氏とH氏はいずれもK町で地方公務員としての職を得たのだが、織物業を除くと、K町に非農業労働の機会が決して十分にあるわけではない。そのため、多くの者はむしろK町に戻らず都市で働き続けた。K氏の場合は、高校卒業後、大阪で1年間勤めたのちに「ケツを割って」帰郷し、K町の織物工場で2年ほど働き、再度大阪に出ている。

同様に、A氏も、高校卒業後に大阪の会社で2、3年働き、その後K町に帰郷して1、2年間織物工場で働く。その後再び大阪に出て別の会社で働いて、3年後に結婚する。当時のK町役場の初任給が6000円ほどであったのに対して、A氏の初任給は歩合を含めて12,000円ほどであったという。当時、好景気の労働力不足のなか高校進学率が上昇するにつれて、集団就職に代表される中卒者は年々減少し、都市部のとくに中小企業では、労働者奪い合いの状況にあった。「1950、51年は男女とも新規中卒者への求人倍率は1を下回っていたが、52年以降は多少の漸減も含みながら上昇しつづけ、64年以降は男女とも3倍を超えるに至っている。まさに中卒労働者が『金の卵』といわれた時代である」〔片瀬2010：13〕。言うまでもなく、こうした労働者の売り手市場においては「国民所得倍增計画」も後押しして、中卒者だけでなく全体に給与は倍増し、A氏が結婚した1970年（25歳）の頃には月給が5万円になり、さらに転職を機に給与は上昇する。片瀬〔前掲：27〕によると、「高校進学率の上昇によって不足が深刻化し、『金の卵』と呼ばれるようになった中卒労働者男子の初任給〔も〕、1960年から70年にかけて5900円から23,800円へと4倍以上になった」。

K町での織物工場を含めてA氏は4カ所の職場を経験し、その後独立して大阪で自営業を営むようになる。1936年から1945年出生者の転職回数について、片瀬〔前掲：20〕は、男性の（地方からの）都市部移動者では15歳から29歳までの間に平均1.4回、49歳までに2.4回の

7)「穴を割る」とは通常日本語では「暴露する」という意味で使われることが多いが、大阪から和歌山地方にかけては「途中で投げ出す」という意味で用いられることも多い。

転職が見られるとしている。ちなみに地方残留者は29歳までに1回、49歳までに2回で、都市出身者は29歳までに1.1回、49歳までに3.1回である。A氏が自営業を始めたのは29歳の時なので、A氏の転職回数は平均よりも相当多いことが分かる。

この「転職」と「自営」志向について少し考えてみたい。高度経済成長期の都市出身者と（地方からの）都市移動者⁸⁾の間にみられる階層性に着目する片瀬は、都市移動者の社会的上昇の困難さを社会関係資本の面から述べている。

都市移動者の場合、中小ブルーで入職した者は、同じ中小ブルーのなかで転職をしている点が、地方残留者と都市部出身者と異なっている。これらの者に比べると、転職に有利な社会関係資本に恵まれない都市移動者は、縁故などを頼って自営やホワイトに転出する道を阻まれているといえるだろう。こうした点からも、都市出身者は、農村や地方の小都市出身の者より社会的上昇が容易である [前掲]。

集団就職者を含む都市移動者は、……男女とも地方残留者や都市部出身者に比べて、学校・職安経由で大都市圏の中小・零細企業のブルーカラーに入職した者が多く、また転職もホワイトカラーや自営に上昇する機会に恵まれていない。彼らは長距離の移動によって地縁・血縁や家族の支援を欠き、都市部で転職に有利な社会関係資本を剥奪されていると考えられる [前掲：21]。

さらに、1980年代に集団就職者の追跡研究をした遠藤は、集団就職のなかでも大工や左官、料理人や美容師など「職人型労働者」に見られる傾向として、「独立」「自分の店」志向について論じている。そうした人びとは、『腕をみがくために』転職を重ね『自分の腕』に自信をつけた段階での『独立』『自分の店』志向を「もつ」 [遠藤1989：257]。「腕をみがくための転職」から「独立」「自分の店」志向への転換は、第一義的には「人に使われるのがいや」という意識であり [前掲：256]、さらに「より直接的にそれに踏み切らせるのは『家族を養うため』であった」 [前掲：257] という。

事例に戻り、A氏の就職および転職の機会がいかにしてもたらされたかを聞くと、初職は知人の紹介、K町での織物業は叔父が経営する工場、大阪での転職先は大阪に住む親戚の世話、そして、その後の転職および自営への転換は、大阪で自ら築き上げた関係の下での契機であった。A氏は、自営業を始めたあとも40代半ばに一度業種を変えているが、後者は父親の仕事を継ぐかたちでの転職である。

このように、K町出身の若者たちの就職において顕著に見られるのは、転職および、都市と地元の頻繁な往来である。ここに挙げた5人のケース全てにおいて、K町への帰郷転職を

8) 片瀬の表現による「都市移動者」と、本論で用いる「地方出身者」はほぼ同義的な意味で使われている。

経験している。そこにはK町が、地方出身者を多く吸収する大阪から近かったことと、織物業という地場産業が好景気にあったことが関係している。

次に、岡山県H町の事例を見てみたい。しかし、H町については未だ調査が不十分なこともあり、K町との比較材料程度にしか述べられない。H町については、H町内にあった高校を1968年に卒業した163人に見られる傾向と聞き取りを基にする。H町の高校は普通科のみであったが、農業コース、家政コース、商業コースという3つのコースに分かれていた。それぞれの人数は、農業17人（全て男子）、家政38人（全て女子）、商業108人（男子55人、女子53人）であった。農業コースは卒業後は家業の農業に、家政コースは結婚、そして商業コースが就職、という住み分けが想定されていたというが、実際には1968年の頃には農業と家政コースの卒業生の多くも非農業労働に就職した。大学進学者の数は明らかでないが、聞き取りの限りではごく少数だったという。前述のように、1965年入学の高校進学率は7割に達し、中卒就職者は激減していた。H町でもほとんどの者が中学校卒業後は高校に進学した。戦後のベビーブーム世代は、1944年生まれと違って戦争で父親を亡くした者はおらず、母子家庭率は解消される。

専業農家が多かったH町のような場合は、「農業では食べていけない」（農業によって生活できるだけの耕地面積を持っていない）というのが非農業就職の理由であった。高度経済成長以前においては、それは土地を相続する長男に対する「二三男問題」とされていたが、1960年代になると「長男までもが出てゆくといった状態」が見られるようになった〔加瀬1997：58〕。農家の親たちも、長男だからといって農業に留めおくことに固執せず、とくに耕地面積が十分でない零細農家では、新卒の若者を都市に働きに出した。実際にわたしの母方叔父は長男であったが高校卒業後大阪に出て就職し、1年後に（K町風にいうと）「ケツを割って」帰郷したが、その後まもなく近隣都市の別の会社に就職した。

H町からの就職もやはり学校からの斡旋と縁故による場合があった。高卒者の就職には中卒者のような集団就職（列車）はなかったが、学校からの斡旋の場合、複数名が同じ会社に就職することも多かった。H町からの就職先は往々にして、岡山市内、兵庫県、大阪府が大半で、その他名古屋へも少数だが行っていた。学校からの斡旋によって、兵庫県加古川市の紡績工場、神戸市の製菓会社に行った者が多かったという。両会社は高卒の従業員に夜間大学への進学機会を提供するといった付加価値を持っていたので人気が高く、成績優秀者が優先的に就職の機会を得たという。既に述べたように、「金の卵」と呼ばれる中卒者の激減をはじめ労働者不足のなかで、企業は労働者確保のために給与だけでなく生活面の保障や進学機会を提供して人集めを行った。わたしの母は学校からの斡旋ではなく、縁故を頼って大阪に就職した。遠い親戚で父親（わたしの祖父）の友人の紹介による就職であった。「その会社は社会保障が整備されていて、組合もあった」という説明からは、当時の就職の条件としてそうした労働条件が重視されていたことが分かる。当時の初任給は2万円ほどで、宿舍は

会社が借り上げたアパートで独り暮らしをしていた。大阪には母方叔父が先に働きに出ていたことも安心材料であった。初めて大阪に出るときには父親と一緒に来たという。

〔片瀬2010：20〕は、当時の若者の「初職入職（就職）経路」について調べている。経路を「学校・先生」「家族・親戚」「友人」「同郷の知人」「たまに会う知人」「直接応募」と分け、地方残留者、都市移動者、都市出身者の男女について比べている。その結果を次のように述べている。

男性の場合、都市移動者は学校経由（求人票は職安から学校を通じて配布された）が他に比べて多く、同郷の知人を介した縁故就職も都市部出身者に比べると多くなっている。これに対して、都市出身者では家族・親族の紹介といった縁故採用が多くなっている。他方、女性では都市出身者でも学校経由が最も多い。また都市移動者では学校経由に次いで家族・親戚の紹介といった縁故入職が多い。また男性に比べると、同郷の知人を介した縁故就職はまったくみられない〔前掲：19〕。

ちなみに、現在の日本で主流となっている「直接応募」については、男性では地方残留者に若干見られるが、都市移動者や都市出身者ではまったく見られない。男性に比べると女性の方が若干見られるが、友人からの紹介と同程度である。都市出身の女性には直接応募が1割近く見られる。

地方出身でありながら縁故就職を得たわたしの母であるが、しかし母もやはり、初職に就職して1年で別のところに転職している。最初の就職先より労働条件のよいところを大阪で出会った友人に紹介されたからだという。二番目の就職先で1年働いたあと結婚し、その後は専業主婦になっている。

和歌山県K町が大阪に近いゆえに頻繁な往来が見られたのに対して、岡山県H町は、兵庫県や大阪府から遠く離れていたため、そう簡単には帰郷できなかったという。会社が休みのお盆と正月に4、5日帰郷する程度であった。

「帰郷」（地方Uターン）という点では、K町に比べるとH町は明らかに少ないことが、1998年（平成10年、49歳時）の現住所から分かる。和歌山県K町出身者の場合、中卒者が半数以上を占めるという違いがあるものの、50歳時も和歌山県内に住んでいた者は152人中85人で、そのうち和歌山市内6名を除く79人（52%）が、K町周辺つまり中学生当時の実家かその近くに住んでいた。それに対して、岡山県H町の場合、H町の高校に通っていた頃と同じ実家かその近辺に住んでいる者は163人中51人（31%）であった。残りのうち、61人（37%）は岡山県内、19人が大阪府、12人が兵庫県、残る17人がそれ以外の県であった（3名は不明）。興味深いのは、H町残留者51人の男女の内訳はほぼ半々（男性25人、女性26人）であるのに対して、大阪以下県外流出者48人では女性が33人と圧倒的に多い。就職後の転職歴について個別調査をしていないので定かではないが、母のケースに見られるように、就職し

て都市部に出て行った女性が都市部で知り合った男性と結婚してそこで家族を築くケースが多いのかもしれない。

V. 「都市で生活を築く」ということ

高度経済成長期の若者たちを都市に誘ったのは、まぎれもなく被雇用機会である。しかし、H町のように農業以外の就職の機会がほとんどない場合は非農業就職は否応なく「移動」を意味したが、K町のように地場産業が盛んな地域でさえも、若者たちは都市に働きに出た。そこには就労機会に加えて、「都市へのあこがれ」があったことは容易に想像がつく。その「あこがれ」や「都市の魅力」と、都市における重労働や「地元の安堵感」といったものの間の揺れが、K町出身者に見られる都市と地方の頻繁な往来に現れているといえるだろう。その揺れの果てに「帰郷した者」と「都市民になった者」とがいる。K町の事例でいえば、H氏は帰郷し、A氏は「都市民」となった。H町出身者にいたっては、多くが「都市民になった」と言える。もちろん、そこで暮らし続けるには仕事は欠かせず、就労がこの両者を分けるのだが、「生きる」うえにおいてはただ仕事があれば全てというわけではない。ことに、「都市民になる」という要素のなかには、人間関係があり、仕事以外の時間の過ごし方がある。

遠藤は、集団就職者追跡調査のなかで、男女それぞれの「仕事以外の生き甲斐」について言及している。男性に関しては、「①スポーツ・レクリエーション・稽古事などの『余暇活動』、②定時制通学・通信教育受講、③転職を経て新しい仕事、④労働運動や青年運動」について述べている〔遠藤1989：258〕。「仕事以外」といっても、これらは結局はどれも仕事に繋がるものであり、ことに、地方出身者にとっては、前述のように「手に職」による「独立」志向にも繋がっている。女子の場合も同様であるが、女子の「手に職」は、「独立」というよりは結婚後の「家計補助的労働の役割しか果たし得ていな」かったと述べている〔前掲：262〕。

「都市で生活を築く」「都市民になる」ということには、社会的ポジションを左右する仕事が重要ではあるが、それに加えて、どのような人間関係を築くかということが関わる。それは、職場を介した人間関係だけでなく、親族関係や交友関係も大きな比重を占めるだろう。冒頭において、わたしは、わたしが過ごしてきた幼少期がいわゆる「田舎の親族関係」⁹⁾の強いものであったと述べた。年中行事や冠婚葬祭、また通過儀礼的場面において親族関係が機能してただけでなく、いわゆるソーシャルセキュリティが親族関係のなかで守られていた。そのことは、地方出身者の両親の就職時に縁故関係が機能したことの延長であったとも言える。さらに、とくに家族が在住する堺市からK町はそれほど遠くないことから、父は、

9) わたしが経験的に理解する、またバングラデシュでの調査経験を振り返った時に理解する「田舎の親族関係」とは、直系親族だけでなく傍系親族を含む関係である。親族とは血族および姻族を含むことは言うまでもない。例えばわたしの父母の会話には「叔父の配偶者のきょうだい」なども登場するし、父母の双方の叔父叔母（祖父母のきょうだい）は近い存在であった。

都市で築いた交友関係以上に、K町で幼少期から築いてきた交友関係を維持してきた。

この、わたしが「いわゆる田舎の親族関係」と相対化する過程にこそ「都市の視点」が現れるのではないだろうか。すなわち、都市で生まれ育ったわたしは、そこで学校に通い、自らの交友関係を築くなかで、自らの家庭にそうした「田舎的な関係」があることに気付く。しかし、都市での生活において、次世代であるわたしが父母と同様に、田舎の親族関係に頼り頼られる関係を維持しているかといえそうでもない。都市生活における地縁と血縁の重複性は、とくに新参者の間では薄れる。さらに、1970年代に学校制度と雇用が呼応する「パイプライン・システム」[村澤ほか2012:13]がより明確に機能するようになると、親族関係のセキュリティネットワーク機能は薄れ、表向きは個人の努力に起因するとされる「学歴」といった、個の財が重要視されるようになる。「都市で（よりよい）生活を築く」ということは、親族を基とした縁故関係を維持することよりも、「個の努力」に重点が置かれる。それはおそらく両親にとっても同様で、子育ての過程で築く「他者」との関係、そこで共有される感覚によって、次世代が「都市で生きる」うえで重要とされる要素を受容する。さらに、片瀬[2010:25]が述べるように、地方出身者が「学歴」という点において劣等意識を持つならば、子どもに学歴を重視し、自らが就いた仕事より「安定した仕事」を願うことも理解できる。

つまり、地方出身者たちは、「都市民」を育てることによって自らも都市的感覚を享受し、子育てを通じて体现する。それは、地方で暮らす親世代と都市に出てきた自世代が決定的に異なる青年期を過ごしてきたのと同様に、地方で過ごした自らの幼少期と、都市で子どもが過ごす幼少期に決定的な違いがあることに葛藤を覚えながらの「都市化」の実践である。

VI. 「バングラデシュの若者の都市移動」再考

以上、本稿ではわたしの父母の経験を介して日本の高度経済成長期における若者の都市移動について振り返ってきた。1960年代に高校を卒業して大阪で就職した父母は、まさに日本の「高度経済成長を根底で支えた世代」の一部である。その経験は、当時の地方と都市の雇用状況や、都市と地方の関係、より直接的には地方出身者と都市出身者の人間関係に影響を受けながら、同時に、その経験こそが、地方と都市に大きな変化をもたらしてきた。

振り返って、現在のバングラデシュの経済成長下における若者の都市移動について、日本の経験を比較しながら考えてみたい。わたしが調査をしてきたバングラデシュ北部ジャマルプール県の農村は、首都ダッカから約200kmのところに位置し、バスで6時間、電車で4時間半ほどの距離にある。片道6時間の距離はバングラデシュではそれほど困難な感覚はない。したがって、都市で働く若者たちのなかには給与が出ると週末にはそれを持って帰郷する者も多い。また、冒頭で述べたように、現在、彼らの大半は縫製工場で働いているが、K町の織物業と同様に、縫製工場での仕事の多くは歩合制で、仕事が忙しいときには働けば働くほど稼げる。しかし、閑散期にも基本給が保障されているわけではない点は日本とは異なる。

したがって、仕事がない時期は帰郷する者も多い。反対に、農繁期の忙しい時期には都市での労働を「一時停止」して、家業の農業に従事する者も少なくない。すなわち、都市で賃金労働に従事しながらも農業で食糧は確保する、いわば、都市と農村を跨いだ兼業農業を実践している。その意味ではバングラデシュの若者たちにはK町以上に都市と地方の往来が見られる。

また、都市縫製工場への就職の経路については、わたしが調査してきた男子たちの全員が、親戚や同郷知人の縁故によって機会を得ていた。そして、そのまま都市で同郷者たちと生活を共にすることも多い。すなわち、彼らの都市での人間関係は、工場内での同僚との多少の交友関係は築かれるものの、親族関係や同郷者関係が都市生活でも継続する。それは、和歌山県K町出身のA氏が、都市生活を送りながらも幼少期の交友関係を維持する以上に、同郷者関係が直接的に都市生活を支えることになる。

おそらく現在のバングラデシュと日本の高度経済成長との大きな違いは、都市部ミドルクラスの成長と、農村からやってくる若者たちの成長の間に膨大な格差があることであろう。破竹の勢いで成長する現在のバングラデシュ経済を、「根底で」支えているのが地方出身の若者たちであるとすれば、それを「中心で」担っているのはミドルクラスの成長である。民主化とグローバル化が同時に進むような現代においては、国内基準の経済成長とグローバル基準の経済成長が一気に起こり、一つの社会に大きく異なるスタンダードが共存する。そのような都市で、国内基準の経済成長にようやく参加し出した若者たちにとって、グローバル基準で生活するミドルクラスとの共存は困難である。具体的には、彼らが縫製工場での労働によって得る低賃金では、物価や家賃の高騰著しいダッカでの生活は難しく、また正規雇用には保障される社会保障などもない。したがって、インフォーマントの男子のなかにはすでに結婚している者もいるが、今のところ全員が、結婚相手は出身村近隣の女性で、結婚後も妻は農村で生活し、本人は単身出稼ぎの形態をとっている。都市で家族を養い、都市民としての生活を築くだけの収入にはならないというのが大きな原因である。

ダッカで働く彼らはわたしに、「われわれは村の人間だよ」と話す。都市で働き出してまだ1、2年の者が大半であるが、「ダッカで5年働いたら村に帰る」という。「村に帰って家族をもち、村で何らかの仕事をする、何の仕事かはまだ分からないけれど」という。彼らにとって、都市での労働は単に「出稼ぎ」であり、「移動、移住」を意味するまでには至っていない。

さらに、そこには学歴が意味あるかたちで機能していないことも関係している。冒頭で述べたように、彼らは「教育第一世代」として農村で教育を受け「非農業志向」は得たものの、縫製工場で働く限り、学歴によって職業の質が決まる（少なくとも給与に学歴が反映される）という実感を得ることはできない。ある男子は、後期中等教育の12年生まで終えてダッカに働きに出たが、縫製業の技術に関して初心者であるために、小学校卒業者とほとんど給料が変わらない。「苦労して12年生まで終えたのに、いざ働き出すと小学校卒業者と同じ給料と

いうのは辛い」と話した。歩合制をとる単純技術職においては、こうした感覚が拭えないのかもしれない。K町の織物業への就職者が「ガッチャンボーイ」と多少の揶揄を込めて呼ばれ、他の定職者よりはるかに給与が多いにも関わらず高卒者がそれほど希望しなかったのは、そうした歩合制職と給与職の差によるのかもしれない。

このように、日本の高度経済成長下の若者たちの経験が与えたインパクトと、バングラデシュの現在とは異なる点が多くある。おそらくは、バングラデシュの若者たちがもたらすインパクトを捉えるためには、上記に挙げたミドルクラスの成長を合わせて検討しなければならないだろう。そして、農村出身の彼らの経験が、今後のバングラデシュの経済成長にいかなるインパクトを残すかは、彼らが新たな仕事を創出し、いかに雇用市場を多様化させるか、そこに学歴が意味をもつようになるか、といった点にあるのではないかと考える。この点については、バングラデシュの若者たちの今後を見て行くことでのみ明らかになるものと思われる。

本稿は、「わたし語り」の試みとして、現在のバングラデシュで農村から都市へ働きに出る若者たちに向けられる関心を動機に、日本の高度経済成長下の若者の都市移動を振り返った。今回は「わたし語り」という第一義的関心を出発点としたため、印象論的比較の色合いが拭えず、バングラデシュの議論も日本の議論も中途半端さが残ることは自覚している。しかし、この第一義的関心からスタンスを確かめる作業は、フィールドワークを基盤とする人類学で比較を試みるためには不可欠な作業であると考ええる。このスタンスのうえにたって、両社会に関するより体系的な調査研究を進め、若者の経験と社会の変容の相関関係について、今後さらに研究を進めていくつもりである。

参 考 文 献

- 新井巖1958「集団就職の問題点とその対策」『職業指導』31(10) 31-33頁。
- 遠藤由美1989「集団就職追跡研究に関する覚書」『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』36: 255-267頁。
- 片瀬一男2010「集団就職者の高度経済成長」『人間情報学研究』15: 11-28頁。
- 加瀬和俊1997『集団就職の時代——高度経済成長のいない手たち』青木書店。
- 2007「集団就職時代(昭和三〇年代)の少年たち」『青少年問題』628: 14-19頁。
- 神谷守利1973「舞鶴市における労働市場の特性: 縫製業労働者の労働条件調査」『桃山学院大学産業貿易研究所報』8: 41-49頁。
- 刈谷剛彦, 菅山真次, 石田浩(編著)2000『学校・職安と労働市場』東京大学出版会。
- 佐久山五男1958「中学生の集団就職をめぐる諸問題」『職業指導』31(10): 34-36頁。
- 須藤克三1961「集団就職をめぐる——問題を誰が解決するのか——」『月刊 社会教育』5(4): 30-33頁。
- 妙中正一伝記刊行会2001『妙中正一伝』(非売品)。
- 平凡社(編)1983『和歌山県の地名』平凡社。
- 1988『岡山県の地名』平凡社。
- 松本良夫2007「戦後日本における世代状況の変遷」『青少年問題』628: 8-13頁。

村瀬和多里, 山尾貴則, 村瀬真保呂2012『ポストモトラリアム時代の若者たち——社会的排除を超えて』世界思想社。

山口隆司2011「戦前期日本の農村青年層の生活意識——雑誌『家の光』の文芸欄の検討から」『千葉大学人文社会科学研究』23:46-63頁。

山口覚2001「文化的イベントとしての集団就職：高度成長期における新規学卒労働者の移動と生活に関する覚書」『人文論究』51(3):66-81頁。

吉田容子1994「繊維工業における労働力供給地と性別職種分業の変化」『人文地理』46(6):1-22頁。

Bangladesh Manufacturers and Exporters Association (BGMEA)

<http://www.bgmea.com.bd/> [2013年9月17日検索]

紀州繊維工業協同組合 <http://www.koyaguchi.com/top.htm> [2013年11月30日検索]

妙中パイル織物株式会社 <http://www.taenaka.com/> [2013年11月30日検索]

野上織物株式会社 <http://www.nogami-pile.com/> [2013年11月30日検索]

文部科学省「学校基本調査」<http://www.e-stat.go.jp/> [2013年10月30日検索]

(2013年12月23日受理)

Urban Migration of Young People in a Period of Economic Growth: Anthropological “Self” Perspective

MINAMIDE Kazuyo

In Bangladesh today, many young people are migrating from rural villages to urban areas as a result of the rapid economic growth occurring in the country. Especially under the expansion of primary education in rural areas since the late 1980s, many children have begun to go to school while their parents had little experience of schooling. This generation is the so called “first educated generation” in their families. Through this school experience, they have acquired a “non-agricultural orientation” and have gone to urban areas where they are able to find work, but with low wages, mainly at the garment factories that are expanding significantly throughout the country.

For a Japanese anthropologist, talking about the urban migration of young people during a time of economic growth reminds one of the experience of Japan in the 1960s. Many young people who had just graduated from high school or junior high school had migrated from rural to urban areas to find work, being typified by “mass employment.” The “baby boomers” who were born in the post-war period definitely brought about economic growth as well as social changes in Japanese society.

In this paper, I focus on the experience of my parents, who were part of the rural-urban migration in Japan in the 1960s, being motivated by my research in Bangladesh on the children and youth who are recently undergoing a similar migration experience. Their lives in 1960s Japan were influenced by the job situation in both rural and urban areas, by the relationship between rural and urban areas, and more directly by the network of urban migrants. At the same time, their experience itself revolutionized society. These factors can be adopted as a comparative perspective when I study the impact and effects of the urban migration of young people and the social transformation now taking place in Bangladesh. The anthropological “self” perspective between my background and my target society will be examined.

日本における税務会計研究の展開

金 光 明 雄

1. は じ め に

本研究の目的は、わが国における会計学に関する学術雑誌のなかで最も長い歴史を有する『會計』に掲載されている税務会計の研究論文を抽出し、これらを研究方法と研究対象を分類基準として体系的に整理・分析し、過去から現在に至るまでの税務会計研究の趨勢的傾向に見い出される特徴を明らかにすることにある。

日本における会計学研究を文献調査の手法によって体系的に整理することを試みた研究は数こそ少ないものの、これまでに何人かの研究者によって行われてきた。たとえば、財務会計研究の領域については徳賀・大日方〔2013〕による研究がある。会計史研究の分野については中野・橋本〔2005〕による研究がある。また、国際会計研究の領域については平松〔1982〕による研究がある。しかしながら、税務会計研究の成果を整理した先行研究は筆者の知る限り見当たらない。

中野・橋本〔2005〕は、「研究成果のデータベース化とこれに基づくリサーチ・ディレクトリーの作成は、(中略)研究の基盤整備につながり、これを通じて、(中略)先人達の研究がもつぱらどの部分に焦点を定めてきたのか、何が不十分であったのかといった問題を体系的に把握することが可能となり、かかる現状分析から、将来の発展課題に対する一定の示唆も導き出すことができる」として、研究成果を整理することの重要性を指摘している。本研究も、中野・橋本〔2005〕と同一の認識を共有している¹⁾。すなわち、これまでにわが国において税務会計研究がどのように展開されてきたかを知ることによって、税務会計研究の主要な論点を浮き彫りにし、その体系化を図ることができるとともに、税務会計研究の将来的課題を明らかにすることができ、税務会計研究の進展に寄与するものと考ええる。

1) 柳〔2009〕は、税務会計が1つの科学として成立するためには、個別的な研究成果を1つの首尾一貫した理論体系として形成しなければならないと主張し、税務会計研究の体系化の必要性を指摘している。

キーワード：税務会計研究，法令解釈型研究，現象解明型研究

2. 分析の方法

(1) 調査対象

本研究では、日本における会計学関連の最も代表的な学術専門誌である雑誌『會計』に掲載されている文献を分析対象とした。『會計』は、1917年に森山書店より創刊されて以来、日本会計研究学会の実質的機関誌として位置づけられてきた会計学専門誌である。本誌は会計学研究者、職業会計人、実務家などによって長年にわたり幅広く購読されており、その掲載内容や執筆者に特段の偏りがみられないとして一般的に評価されている（徳賀・大日方〔2013〕, 32頁）。このことから、本研究では税務会計研究の趨勢的傾向を把握するうえで代表的な指標として最も適していると考え、『會計』における掲載論文を調査対象とすることとした²⁾。

(2) 調査期間

鈴木〔2013, 7頁〕は、日本の税務会計研究を方向づけてきた要因のひとつに戦後の税制改革の影響を指摘している。本研究では、この点を実証的に確認すべく、戦後から現在に至るまでの税務会計研究の動向を考察することとした。なお、『會計』は第2次世界大戦によって一時休刊を余儀なくされ、1949年に復刊されている。そこで本研究では、1949年から2013年までの65年間の調査期間として設定した。

(3) 分類基準

一般に、学界に対する知的な貢献を有する学術論文は、その構成要素として、研究主題、仮説、研究対象、研究方法（分析手法）および検証結果を具備している（徳賀・大日方〔2013〕, 37頁）。学術論文を分類・整理する際には、これらの構成要素に照らして行われるのが一般的である。本研究では、論文の構成要素のうち、研究方法と研究対象を基軸として論文を整理し趨勢的傾向を分析することとした³⁾。

(4) 文献目録の作成

税務会計研究の趨勢的特徴を把握するためには、文献目録を作成することが有益である。

2) 徳賀・大日方〔2013, 3頁〕は、文献調査研究における調査対象を特定の雑誌の掲載論文に限定することによって、分析結果に雑誌固有の性質に起因するバイアスが入り込む可能性があることを指摘している。会計学に関する学術雑誌としては、『會計』以外に、『産業経理』、『企業会計』、『会計プロGRESS』などがある。分析結果の客観性と信頼性を確保するためには、これらの掲載論文についても調査対象に含めて分析を行い、分析の精緻化を図ることが必要となるだろう。

3) 徳賀・大日方〔2013, 3頁〕は、文献調査研究における調査対象の分類基準およびそれに基づく分類作業においても研究者個人の価値判断が入り込む可能性があることを指摘している。分類基準および分類作業の客観性を確保するためには、同一の問題意識を有する複数の会計学研究者によるチェックを受け、そこで得られた知見をフィードバックして分類基準および分類作業の精緻化を図るという反復的な作業が必要となるだろう。

本研究では、論題、執筆者名、巻号数（発表年月）および研究内容の要旨を記載した文献目録を作成し提示する（付表参照）⁴⁾。なおその際、次に該当する論文等については分析対象から除外している。

第1に、本研究では、法人所得課税における課税標準としての所得金額と税額の計算と申告を中心的課題とする所得税務会計の研究を分析対象としているため、財産税務会計⁵⁾や消費税務会計⁶⁾に重点をおいた税務会計研究は対象外としている。税効果会計に関する論文も、税効果会計が財務報告における法人税等の会計処理方法であり、税務会計（実務）とは異なるものとして対象から除外している。さらに租税政策、租税行政、税理士制度などに関する文献も対象外としている。

第2に、同一タイトルによる複数号にわたる連載論文である。徳賀・大日方〔2013, 42頁〕と同様、連載論文については紙幅の制約上複数号にまたがって掲載されたものと解釈し、初掲載時において分類し、2回目以降は分析対象から除外している。

第3に、筆者の研究回顧録、留学便り、学会参加報告、書評および外国文献の翻訳である。これらについては、学術的成果の有無の判断に困難を伴うことから対象外としている。

3. 税務会計研究の研究方法和研究対象

(1) 研究方法

鈴木〔2013〕は、税務会計研究については「法令解釈型研究」と「現象解明型研究」の2つのタイプに大きく分類されるという。ここに法令解釈型研究とは、その研究対象を法人の決算と申告の側面に限定し、課税所得の計算規定を体系的かつ一貫性があるように構成するための税制の趣旨や目的に沿った概念の明確化と、課税所得計算の技術的側面についての事後的な税法規定の解釈を中心に展開される研究をいう（鈴木〔2013〕, 6頁）。これに対し、現象解明型研究とは、税法規定が経営者の意思決定に及ぼす影響や利害関係者間での税負担や資源の配分過程を説明し予測することを重視する研究である（鈴木〔2013〕, 15頁）。

本研究では、鈴木〔2013〕の見解に依拠し、研究方法として法令解釈型研究と現象解明型研究を取り上げる。そして、法令解釈型研究については「理論研究」、「規範的・記述的研究」、「歴史研究」および「事例研究」に細分し、現象解明型研究については「実証・実験研究」と「モデル分析研究」に細分化して時系列推移を把握することとする。本研究における理論研究とは、たとえば課税所得などの基礎概念の本質的解明や課税所得計算の原理・原則の探究、税務会計研究の方法論や分析枠組みに関する検討を目的とした研究をいう。また、「価

4) 文献目録の作成にあたっては、桃山学院大学総合研究所所管の共同研究プロジェクト「日本における会計研究のデータベース構築とその分析」（2004～2005年度）において作成したデータベースを一部利用した。

5) 財産税務会計は、相続税、贈与税、固定資産税などの財産課税における課税標準である課税財産についての課税価額の評価を課題とするものである（富岡〔2013〕, 11頁）。

6) 消費税務会計は、一般消費税や個別間接税などの消費課税における課税標準である課税消費についての課税価額の測定を課題とするものである（富岡〔2013〕, 12頁）。

値判断が色濃く反映された批判論的研究（規範的研究）」および「非数量的な分析で、観察される現象のよりよい説明を重視した研究（記述的研究）」を、本研究では規範的・記述的研究と定義する⁷⁾。

(2) 研究対象

税務会計とは、企業の経済活動その他事象を計数的に認識・測定し、これに基づいて所得を課税対象とする税の課税標準となる所得金額と税額を計算し、その結果を報告する過程である。税務会計は、計算の実施時期によって、事前計算と事後計算に大別される。申告期限までに行われる1事業年度の課税所得金額と税額の計算は事後計算であり、通常の営業活動、投資活動、財務活動などの企業活動に関連する税額等をあらかじめ見積る過程が事前計算である（鈴木 [2013], 2頁）。

申告と納税のためだけであれば、税務会計実務は事後計算だけで十分である。しかしながら、税引後利益の極大化を志向する経営者は、所与の税法規定の枠内で、財やサービスの取引形態、資金調達の方法、投資の対象、生産計画さらには組織形態の選択に関連する税コストをも考慮したうえで、企業活動を計画し実行しなければならない。税務会計には、事前計算を通じて、経営意思決定に役立つ情報を提供することも期待される。申告納税制度のもとでは、事後計算の結果は税務当局に対し申告期限までに報告される。また、企業の経営者に対しては、経営意思決定に必要な事前計算の結果と、企業活動の効率性の評価に必要な事後計算の結果の両方が報告される（鈴木 [2013], 2-3頁）。

このようにみると、税務会計は、①事前計算・内部報告からなる経営意思決定のための税務会計、②事後計算・外部報告からなる申告のための税務会計、および③事後計算・内部報告からなる経営管理のための税務会計の3つの領域に区分することができる。本研究では、これらのうちいずれを研究対象にしているかを確認する。

4. 分析結果の概要

(1) 研究方法からみた税務会計研究の特徴

1949年から2013年までに、雑誌『會計』に掲載された研究論文等から税務会計に関係するものとして合計242編の文献が抽出された。

表1は、1949年から2013年までの期間を5年ごとに区切ったときの研究方法別にみた掲載論文の時系列推移を示している（但し、「1949～1954年」の区分は6年間、「2010年～」の区分は4年間のデータである）。年代別にみると、1950年代が83編（34.3%）で最も多く、1960年代が43編（17.8%）、1970年代が30編（12.4%）、1980年代が16編（6.6%）、1990年代が25編（10.3%）、2000年代が23編（9.5%）、2010年代が22編（9.1%）であった。調査期間の約

7) 規範的・記述的研究の定義づけについては、万代 [2011] を参照した。

(表1) 掲載論文の時系列推移 (研究方法に基づく分類)

	法令解釈型研究				現象解明型研究		合計
	理論研究	規範的・記述的研究	歴史研究	事例研究	実証・実験研究	モデル分析研究	
1949～1954年	7	36	0	0	0	0	43
1955～1959年	6	34	0	0	0	0	40
1960～1964年	1	15	0	0	0	0	16
1965～1969年	7	20	0	0	0	0	27
1970～1974年	5	12	1	0	0	0	18
1975～1979年	2	9	1	0	0	0	12
1980～1984年	2	6	0	0	0	0	8
1985～1989年	4	4	0	0	0	0	8
1990～1994年	1	8	0	0	0	0	9
1995～1999年	2	14	0	0	0	0	16
2000～2004年	1	9	0	0	0	0	10
2005～2009年	2	9	1	1	0	0	13
2010年～	3	13	0	0	6	0	22
合計	43	189	3	1	6	0	242

半分に相当する戦後から1970年代までの期間に、全体の約64.5%の論文数が集中している。戦後における税務会計への関心の高まりを反映したものと考えられる。

次に、全期間を通しての研究手法別論文数をみると、理論研究が43編（17.8%）、規範的・記述的研究が189編（78.1%）、歴史研究が3編（1.2%）、事例研究が1編（0.4%）、実証研究・実験研究が6編（2.5%）、モデル分析研究は0編（0%）であった。従来の税務会計研究のほぼすべてが法令解釈型研究であることが観察される。なかでも規範的・記述的研究の割合が最も高く、次いで理論研究となっている。規範的・記述的研究も理論研究も全体期間を通して継続的に論文発表が行われているが、規範的・記述的研究のうち約67%が、また理論研究についてはその約65%が1970年代までの期間（調査期間の前半）に分布している。さきほどの全体的な論文集中度と同じ傾向が観察される。

これに対し、現象解明型研究は2010年代に入って初めて観察された。その数は6編であるが、2010年からの4年間に公表された論文数の約3割を占めている。これは、近年における統計的手法を用いた実証的会計研究の台頭が影響していると推察される。税務会計研究の領域では、この種の研究はまだ発展の途についたばかりであるといえる。

このようにみると、経験的証拠に基づいた税務会計実務に関する知見の蓄積はほとんど進んでいないことが明らかである。研究方法にこのような大きな偏りがあると、税務会計研究者が有する知見と現実の税務会計実務が乖離を起こしている可能性がある。もしそうであるならば、この空隙を埋めるべく現象解明アプローチに基づく研究が重要であると考えられる。

(2) 研究対象からみた税務会計研究の特徴

前項で抽出された論文242編について研究対象別に分類すると、税務会計の事後計算・外部報告の側面を研究対象とした論文が231編、税務会計の事前計算・内部報告の側面を研究

対象とした論文が11編であった。税務会計の事後計算・内部報告の側面を研究対象とした論文は存在しなかった。

法令解釈型研究では、税務会計の事後計算・外部報告に関する事項が研究対象とされている。以下の表2は、税務会計研究の主流を成す規範的・記述的研究において、税務会計の事後計算・外部報告の側面について具体的にどのような項目が研究対象として取り上げられているかを示したものである。そこでは、税法規定の解釈と適用をめぐる問題の検討が中心的な課題として取り上げられ、制度の紹介や解説、制度の歴史的変遷、制度の批判的検討による理論的・実務的課題の指摘とその解決策の提示、裁判例や裁決事例の考察、諸外国の税制の紹介や国際比較などに傾注しているという特徴がみられる。

(表2) 規範的・記述的研究における研究対象項目(重複あり)

	企業会計と税務 会計の関係	課税所得の計算 構造	税務収益会計	税務費用会計	税務資産会計	税務負債・資本 会計
1950年代	4	1	9	12	22	6
1960年代	2	2	1	5	12	4
1970年代	4	1	1	3	6	2
1980年代	1	1	0	0	3	1
1990年代	0	2	1	2	2	1
2000年代	2	0	2	2	1	0
2010年～	6	0	3	2	0	0
合計	19	7	17	26	46	14
	申告手続	国際課税	組織再編税制・ 連結納税制度	諸外国の税制	判例	その他
1950年代	3	3	0	12	0	11
1960年代	0	0	1	8	0	11
1970年代	1	0	3	5	0	5
1980年代	0	0	0	0	0	3
1990年代	0	5	3	4	3	6
2000年代	0	1	6	4	0	3
2010年～	0	0	0	3	0	3
合計	4	9	13	36	3	42

こうした背景には、大きく2つの要因があったと考えられる。ひとつは、戦後のシャープ勧告によって導入された申告納税制度を普及させるために、税務法令等を周知徹底させる必要があったという社会的要請である。いまひとつは、幾度に及ぶ税務法令等の改正に対し、税務当局との税務紛争の回避を望む企業側(納税者側)からの、税務法令等の解釈・適用のための税務会計に対する教育需要の存在である。このことは、戦後直後において規範的・記述的研究が盛んに行われ、その後においても研究の継続性が観察される論文公表数の量的推移にも表れている。

一方、事前計算・内部報告の側面に着目した税務会計研究は、実証・実験研究のもとで行われていることが観察された。そこでは、税務法令または税制が経営者や利害関係者の意思決定(または行動)に及ぼす影響を実証的に解明することを試みている。また、法令解釈型

研究においても、税務法令または税制が経営者や利害関係者の意思決定に及ぼす影響を説明するための分析枠組みについて検討した理論研究がいくつか確認された。

5. むすびにかえて

本研究では、従来の税務会計研究が税務会計の事後計算・外部報告を研究対象とする法令解釈型研究を志向し、それは申告納税制度の普及という社会的要請と税務法令等の解釈についての教育上の需要によって方向づけられてきたものであることが明らかとなった。

今日の税務会計実務の普及と発展に寄与してきたという意味で、従来の法令解釈型研究が果たしてきた役割は高く評価されなければならない。しかし一方で、そのような研究は、税務法令等の改正あるいは新設による税制の変化に呼応した後追いつ的な研究になりうる側面をも有している。鈴木〔2013, 13頁〕も指摘するように、税制改正が頻繁に行われる状況下では、現行の税務法令に関する個別的な知識はすぐに陳腐化し、法令解釈型研究の有効性は短命なものになってしまうおそれがある。

税務法令は経営者や利害関係者の意思決定や利害関係者間での税負担や資源配分に影響を及ぼすという意味で、その社会的影響は非常に大きい。それだけに、税務法令や税制などの租税要因と企業や利害関係者の行動の因果関係を解明することができれば、企業に対しては有効な税務計画の立案において、また税務当局に対しては現行税制の評価や新設・改廃される税制の経済的帰結の予測において有益な示唆を与えることになるだろう。

このことから、今後の税務会計研究においては法令解釈型研究から得られた知見に基づいた現象解明型研究のさらなる進展が必要であると考ええる。

No.	論 題	著者等	巻号等/発表年月	研究内容の要旨
1	米国における税と会計の一致-IFRS への対応の論点	永田守男	184(3)/2013.9	米国における IFRS への対応をめぐる法人税制上の問題を検討する。
2	リース料債権の部分貸倒れに関する一考察-法人税法の解釈を中心として	野口浩	184(1)/2013.7	ファイナンス・リース契約の賃貸人が有する回収不能なリース料債権を題材として、金銭債権の部分貸倒れに対する法人税法の解釈を考察する。
3	企業会計基準の複線化と法人税法	坂本雅士	183(6)/2013.6	租税法の観点から IFRS 導入に伴う会計基準の複線化に係る論点を提示し、今後の方向性を検討する。
4	非営利法人課税の再考-非課税制と収益事業課税制を中心に	石坂信一郎	182(6)/2012.12	非営利法人課税制度の問題点を明らかにし、その解決策を模索する。
5	会計実践における租税回避行為に関する一考察	小山登	182(5)/2012.11	税務当局が会計実践で租税回避行為の認定を行う際の法的判断基準を学説研究等を通じて考察する。
6	損益計算書利益と課税所得の差異要因-透明化と開示要件	永田守男	182(2)/2012.8	損益計算書利益と課税所得の差異要因に関する情報開示が財務会計と税務会計の関係に及ぼす影響を考察する。
7	最高規範に基づく税法及び税務会計のあり方について	弓削忠史	182(1)/2012.7	憲法の本質に基づく税法と税務会計のあり方を提起する。
8	投資家行動における判断基準の推移-外国子会社利益の還流に関する税制改正を題材として	櫻田譲	181(6)/2012.6	外国子会社配当益金不算入制度導入の際に投資家が行った判断がいかなる経営指標に基づいていたかを明らかにし、投資家行動の動機を解明する。
9	利益連動給与採用をめぐる実証分析-平成18年度税制改正が与える影響	高橋隆幸/ 野間幹晴	180(5)/2011.11	平成18年度税制改正において導入された利益連動給与を企業が採用する際の決定要因を実証的に分析する。
10	法人税法における収益認識の問題点-返品調整引当金の検討を通じて	金子友裕	180(4)/2011.10	返品調整引当金の税務上の取扱の検討を通じて、法人税法における収益認識の問題点を明らかにする。
11	日本における企業会計と課税所得計算との関係の過去と将来	久保田秀樹	180(2)/2011.8	企業会計と課税所得計算の関係を考察する。
12	申告所得公示制度の廃止が企業の税負担削減行動に及ぼす影響	山下裕企/ 大沼宏/ 鈴木健嗣	180(1)/2011.7	申告所得公示制度の廃止前後での企業の税負担削減行動の変化を実証的に分析する。
13	ドイツ「貸借対照表法現代化法」の論理-税務貸借対照表の自律に対する実質の付与	千葉修身	179(1)/2011.1	ドイツの貸借対照表法現代化法の論理を究明する。
14	税額控除が研究開発投資に与える影響	米谷健司/ 松浦良行	178(4)/2010.10	研究開発減税が企業の研究開発行動にどのような影響を及ぼすかを実証的に分析する。
15	金融所得一体課税に関する一考察-所得税務会計からのアプローチ	高沢修一	178(4)/2010.10	金融所得一体課税の実現にむけての諸問題を検討する。
16	企業買収のストラクチャー選択に租税が与える影響	高橋隆幸/ 野間幹晴	178(4)/2010.10	企業買収における取引ストラクチャーの選択に対して租税要因が与える影響を実証的に解明する。
17	米国税法の帳簿一致要件とIFRS	永田守男	178(4)/2010.10	米国税法における実質的な帳簿一致要件の存在について検討し、財務会計と税務会計が密接な関係にあることを明らかにする。
18	法人税法における通脱所得の算定構造-所得の可分・不可分性を中心として	北口りえ	178(2)/2010.8	法人税法における通脱所得の算定構造について検討する。
19	法人税法における益金・損金の認識基準に関する一考察-企業会計における IFRS の全面適用を視野に入れて	小山登	178(1)/2010.7	日本の会計基準・法人税法・IFRS の比較検討を通じて、将来における課税所得の計算制度のあり方を展望する。
20	租税回避と経営者裁量との関係性	大沼宏	177(6)/2010.6	租税回避行為と利益調整行動の関係を実証的に解明する。
21	IAS/IFRS と税務上の利益計算-ヘルツィヒの基準性原則廃止後の将来像に関する所説	木下勝一	177(5)/2010.5	ヘルツィヒの所説に基づくドイツの基準性原則の将来像を究明する。

22	税務会計の転向と企業会計の今後の対応	原田満範	177(4)/2010.4	企業会計と税務会計のこれまでの調和の歴史を振り返り、今後の日本における企業会計の課題を検討する。
23	法の「本質」に基づく税法と企業会計のあり方について	弓削忠史	176(3)/2009.9	法の本質に基づく税法と企業会計のあり方を検討する。
24	役員給与課税に関する一考察-税務財務諸表を志向して	小山登	176(1)/2009.7	税務財務諸表の作成と開示の可能性を検討する。
25	IFRS 導入による法人税を巡る諸問題	永田守男	175(6)/2009.6	IFRS 導入に伴って生じる米国法人税をめぐる諸問題を検討する。
26	19世紀末ドイツの鉱山会社の現在価値償却の課税実務-1885年プロイセン地方税法の現在価値評価から1921年ライヒ所得税法改正の取得原価評価へ	川端保至	175(1)/2009.1	19世紀末のドイツ鉱山会社で行われていた現在価値償却をめぐる課税実務を考察する。
27	税法におけるみなし規定の検討	武田昌輔	174(5)/2008.11	法人税法におけるみなし規定を検討する。
28	財務会計と税務会計の交流とその断絶	鈴木一水	173(1)/2008.1	財務会計と税務会計の制度的交流と会計実務の形成との関係を明らかにし、近年の制度改革が会計実務に及ぼす影響と問題点を指摘する。
29	エンロン事件後の法人税をめぐる諸問題	永田守男	172(2)/2007.8	エンロン事件後の米国における法人税をめぐる規則等の改正・導入事項を考察する。
30	金銭債権の部分貸倒れに対する法人税法上の取扱い	野口浩	171(4)/2007.4	金融機関が保有する不良債権に対する法人税法上の処理を考察する。
31	税務貸借対照表上の「評価単位」設定の論理-2006年4月28日付ドイツ租税形成濫用抑制法によせて	千葉修身	170(5)/2006.11	税務貸借対照表上の「評価単位」設定の論理を解明し、租税法と会計の関係性を明らかにする。
32	組織再編事例にみる税務会計からの検討	大倉雄次郎	169(5)/2006.5	組織再編成の事例をもとに、商法改正、税務および会計上の問題点を論じる。
33	多様化する資金調達手段と税務会計上の論点-納税主体論とそれから派生する課題を中心として	平野嘉秋	169(4)/2006.4	法人税法上の資本等概念と特殊事業体について概説し、特殊事業体を媒介とした資金調達手段における税務会計上の課題を指摘する。
34	会計の機能観と法人税法22条4項について	弓削忠史	168(1)/2005.7	法人税法22条4項の基本的な問題点を検討する。
35	第2回連結納税制度の導入調査(東証上場会社)から見たその課題	大倉雄次郎	167(6)/2005.6	アンケート調査結果に基づき連結納税制度の課題を指摘する。
36	組織再編税制における課税単位問題の検討	藤井誠	165(3)/2004.3	組織再編税制の問題点を課税単位概念の観点から検討する。
37	連結納税制度導入の企業対応動向の会計的検討-東京証券取引所第一部上場会社調査から	大倉雄次郎	164(6)/2003.12	質問票調査により連結納税制度の導入動向を明らかにし、今後の方向性を探究する。
38	ドイツにおける金融派生商品の税務	本田良巳	164(4)/2003.10	ドイツにおける金融派生商品の税務上の取扱を考察する。
39	わが国の連結納税制度における課題-租税原則の視点	古田美保	163(2)/2003.2	連結納税制度を導入した法人税制における租税原則の変容とその意義について検討する。
40	移転価格税制と無形資産の価値評価	高橋聡	163(1)/2003.1	米国移転価格税制におけるアームズ・レングス基準を分析視座に無形財の価値評価の可能性を検討する。
41	連結納税制度導入に伴う連結会計への影響	大倉雄次郎	162(6)/2002.12	連結納税の連結会計への影響を論じる。
42	法人税の基本問題雑考	武田昌輔	162(3)/2002.9	法人所得課税の基本的問題について論じる。
43	税務会計論の課題と展望	井上徹二	162(1)/2002.7	税務会計論の理論化・体系化のための提言といくつかの実践的課題を明らかにする。
44	信託課税におけるただし書信託の取扱いについて-受益者に対する課税時期の特例	関戸隆夫	159(6)/2001.6	信託収益課税の現状と問題点を明らかにする。
45	会社分割の税制の系譜と今後の方向(1)(2・完)	武田昌輔	158(4)/2000.10 158(5)/2000.11	会社分割税制の変遷と今後の方向性を論じる。

46	日本型連結納税制度の検討	末永英男	156(3)/1999.9	連結納税制度の導入に向けた議論を踏まえたうえで、日本型連結納税制度の枠組み(私案)を提示する。
47	ドイツ法人税法第14条の「機関制度」による税務上の企業集団の認識基準	木下勝一	154(1)/1998.7	ドイツ法人税法第14条の機関制度条項に焦点をあてて、親子会社関係に関する税務上の認識基準について考察する。
48	税務会計の分析枠組み(1)～(12・完)	鈴木一水	153(1)/1998.1 ～154(6)/1998.12	税制が企業行動や経済全体に及ぼす影響を予測するための分析枠組みを検討する。
49	租税条約の当面する課題	矢内一好	153(1)/1998.1	租税条約の現状と課題について考察する。
50	企業集団税制の基礎論点	井上久弥	152(6)/1997.12	企業集団税制の国際比較から、企業集団税制の論点を整理する。
51	課税所得計算構造の抜本的見直しに関する一提言	榊原正幸	152(6)/1997.12	法人課税の新たな立論基盤の構築に関する提言を試みる。
52	利益比準法と多国籍企業の節税政策	皆川芳輝	152(5)/1997.11	利益比準法が多国籍企業の節税政策へ与える影響を明らかにする。
53	法的組織形態の選択に対する税制の影響	鈴木一水	152(2)/1997.8	企業の法的組織形態によって異なる税務特性が、企業の法的組織形態の選択に及ぼす影響を分析する。
54	法人税法の公正処理基準と企業会計-最高裁判決をめぐる	中島茂幸	152(2)/1997.8	最高裁判決を題材として、法人税法における公正処理基準の適用の限界を指摘する。
55	移転価格税制と企業会計-機能分析の導入	矢内一好	151(6)/1997.6	移転価格の決定における機能分析導入の有効性を検討する。
56	定期借地権取引における権利金の本質と法人税法における取扱	相京博士	150(4)/1996.10	定期借地権取引における権利金の本質を明確したうえで、税務上の取扱を検討する。
57	祝金の課税上の取扱いにみられる分類的思考	小池和彰	150(4)/1996.10	祝金の課税上の取扱をめぐる判例を検討する。
58	税務会計教育の内容をめぐる問題	鈴木一水	150(2)/1996.8	大学で求められる税務会計教育の内容を明らかにする。
59	配当税制の国際比較論-法人課税理論における企業主体理論の応用のための前提的試論	榊原正幸	150(1)/1996.7	配当税制の国際比較を行う。
60	アメリカ税実務における会計の機能	永田守男	148(5)/1995.11	米国の税実務において財務会計が果たす機能を検討する。
61	ドイツ租税法と商法確定決算基準原則論	木下勝一	148(1)/1995.7	ドイツ商法確定決算基準原則の論拠を検討する。
62	ドイツ税務判決における「製作原価」論の展開-「その性質上製作原価たる費用のすべて」の論理	千葉修身	146(3)/1994.9	ドイツ税務判決における制作原価の算定をめぐる判決の論理形成とその制度的意義を明らかにする。
63	税法上の引当金規定について	山下寿文	146(2)/1994.8	法人税法上の引当金規定の基本的考え方を考察するとともに、債務確定基準や確定決算主義との関係、利用実態を踏まえての引当金規定の検討課題を明らかにする。
64	多国籍企業の租税戦略と移転価格税制-為替変動が与える税負担への影響に焦点をあてて	皆川芳輝	145(5)/1994.5	為替相場変動下において、原価加算法と再販売価格法が企業の税負担へ与える影響を分析する。
65	税務財務諸表の独立性の論理	柳裕治	145(1)/1994.1	日本の法人税法における商法依存の課税所得計算構造を分析・検討し、税法固有の税務貸借対照表の必要性・必然性を論究する。
66	ドイツ税務貸借対照表における静態論思考	五十嵐邦正	144(4)/1993.10	M.Grohの所説をもとに、ドイツ税務貸借対照表における静態論思考を考察する。
67	自己株式の課税上の取扱いとその問題点	武田昌輔	142(4)/1992.10	自己株式の税務上の取扱を考察する。
68	民商法と課税問題(1)～(10・完)	武田昌輔	140(3)/1991.9 ～141(6)/1992.6	課税所得の算定において商法および民法がどのように関連することになるかを検討する。
69	国際振替価格と課税	皆川芳輝	137(6)/1990.6	国際課税が国際振替価格の決定に与える影響について考察する。
70	キャッシュ・フロー・ベース課税の提案	高井家治	137(4)/1990.4	キャッシュフロー・ベース課税を考究する。

71	法人税と消費税の計算構造	武田昌輔	136(2)/1989.8	法人税と消費税の計算構造をめぐる問題点を検討する。
72	企業活動の国際化と税務会計の課題-インターナショナル・タックス・アカウンティングの諸問題(1)(2・完)	富岡幸雄	131(2)/1987.2 131(3)/1987.3	企業活動の国際化に伴う税務問題を取り上げ、国際税務会計学的重要性と必要性を指摘し、その研究領域と研究課題を検討する。
73	協同組合持分払戻しと税務の調整	守永誠治	130(4)/1986.10	中小企業協同組合における組合員の脱退に伴う持分払戻しにおいて発生する税務会計上の問題点を論じる。
74	税務会計から見た法人資金税(1)(2完)	高尾裕二	129(5)/1986.5 129(6)/1986.6	Meade [1978] 報告における法人資金説の仕組みと特徴を税務会計的観点から分析する。
75	税務会計学と税法(1)(2)-北野教授の批判へのお答え	富岡幸雄	127(6)/1985.6 128(1)/1985.7	北野 [1985] 論文に対する筆者の見解を述べる。
76	会計学と税法-従来の税務会計論への方法的反省	北野弘久	127(3)/1985.3	税務会計学の方法論に関して問題提起する。
77	西ドイツ税務会計の基調	柳裕治	127(3)/1985.3	西ドイツの「税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性の原則」の本質を論じる。
78	公益法人の税務会計をめぐる諸問題	守永誠治	127(1)/1985.1	公益法人会計のあり方とそれに基づく公益法人課税の諸問題を検討する。
79	税務会計論の基本的枠組み	高尾裕二	125(5)/1984.5	税務会計論の理論構成および役割を検討する。
80	税法における有価証券の評価-特に合併の場合の身代株式を中心として	武田昌輔	124(4)/1983.10	合併の場合の身代株式の税法上の評価を再検討する。
81	合併動機としての節税目的の重要性	市村昭三	122(4)/1982.10	節税目的が合併の誘因としてどの程度の重要性をもつかを検討する。
82	税務会計の構成体系試案	忠佐市	121(4)/1982.4	税務会計法の論理を基底として税務会計の体系構成を試みる。
83	有価証券の取得価額(上)(中)(下)	武田昌輔	119(5)/1981.5 ~120(2)/1981.8	税法上の有価証券および自己株式の取得価額を考察する。
84	会計上及び税法上の有価証券	武田昌輔	119(4)/1981.4	企業会計上の有価証券と税法上の有価証券の範囲を比較考察する。
85	税務会計の回顧と展望(1)(2完)-55年の法人税基本通達改正に寄せて	忠佐市	118(6)/1980.12 119(1)/1981.1	「科学としての税務会計」のこれまでの歩みを回顧し、今後の課題を展望する。
86	税務会計と企業会計の交流-税法と会計の基本的あり方の探究	富岡幸雄	117(1)/1980.1	税務会計と企業会計の基本的あり方を探究する。
87	租税優遇効果 (tax shelter effect) の分析と解釈	矢野宏	116(3)/1979.9	有利子負債の利子を題材として租税優遇効果を検討する。
88	アメリカ所得税法の減価償却一般規定	新井益太郎	116(1)/1979.7	米国所得税法における減価償却規定を解説する。
89	米国租税判例における課税所得概念-その変遷をめぐる試論	辻山栄子	115(5)/1979.5	包括的所得概念と課税所得概念のかかわりを明らかにする。
90	税務会計教育の基本的課題	松本正信	113(6)/1978.6	税務会計教育の基本的課題を検討する。
91	税務会計の基礎(1)~(26完)	武田隆二	113(4)/1978.4 ~117(5)/1980.5	税務会計の基本的仕組みを体系的に解説する。
92	連結納税申告書の主要問題	中田信正	112(5)/1977.11	米国の連結納税申告書の構造を体系的に考察する。
93	課税所得計算における実質優先思考	武田昌輔	111(4)/1977.4	課税所得計算における実質優先思考を考察する。
94	タックス・マネジメントと利益管理-法人税を中心に	後藤文彦	111(3)/1977.3	タックス・マネジメントを予算管理において展開する方法を提示する。
95	固定資産会計の諸問題-税法・商法・会計原則の比較	松本正信	111(3)/1977.3	法人税法、商法および企業会計原則における有形固定資産の償却計算を比較考察する。
96	税法上の総合減価償却-除却資産の取扱いを中心に	浦野晴夫	110(2)/1976.8	法人税法における総合償却の展開過程を考察する。
97	アメリカ税法における「永久勘定」(Open-end Account) について-1960年代の減価償却政策	浦野晴夫	108(5)/1975.11	米国における1960年代の減価償却実務を考察する。

98	アメリカの連結納税申告書制度	中田信正	108(5)/1975.11	米国の連結納税申告書制度の特徴、史的変遷および計算構造を考察する。
99	税制簡素化と課税所得の変貌現象(1)～(6完)-税務会計の動向にみるタックス・ベースの侵蝕化現象の検討	富岡幸雄	106(4)/1974.10 ～108(3)/1975.9	税制簡素化による課税所得の侵蝕化現象を具体的事例に基づいて解明する。
100	アメリカ税法上における減価償却制度について-最近の改正点を中心に	平島鹿蔵	106(1)/1974.7	米国税法における減価償却制度について考察する。
101	連結納税申告におけるエンティティ概念	藤田昌久	106(1)/1974.7	米国の連結納税申告におけるエンティティ概念を検討する。
102	企業会計と税務会計の問題点(上)(下)	武田昌輔	105(5)/1974.5 108(3)/1975.9	税法と企業会計との調整問題について検討する。
103	税務会計の動向にみる課税所得の変貌現象(1)～(5完)-法人所得税制におけるタックス・ベースの侵蝕化現象の検討	富岡幸雄	105(1)/1974.1 ～106(2)/1974.8	商法と企業会計の調整による課税所得の侵蝕化現象を具体的事例に基づいて解明する。
104	課税所得概念の特質と変貌現象-税務会計の動向にみる基本的問題点の検討	富岡幸雄	104(6)/1973.12	当為の課税所得概念を指標として、法人税法における実定法的課税所得概念を批判的に吟味し、課税所得の変貌現象を明らかにする。
105	税務会計上の負担能力主義の原則(1)～(4完)-税務会計原則論の研究	富岡幸雄	103(6)/1973.6 ～104(3)/1973.9	税務会計における負担能力主義の原則を検討し、税務会計原則論の形成を試みる。
106	圧縮記帳の税務会計	松本正信	103(6)/1973.6	圧縮記帳の本質を解明し、企業会計に及ぼす影響を論述する。
107	アメリカ税務会計の会計史的特質	佐橋義金	103(4)/1973.4	アメリカ税務会計の会計史的特質を所得概念に焦点をあてて考察する。
108	税法における引当金	渡辺進	102(5)/1972.11	税務上の引当金の本質を考察する。
109	企業会計に対する税法の介入	渡辺進	100(6)/1971.11	圧縮記帳制度における企業会計に対する税法の介入を明らかにする。
110	「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の意味-法人税法第22条第4項に関連して	武田隆二	100(3)/1971.8	法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の内容、役割および確定決算主義との関連を解明する。
111	交際費課税の再検討	新井益太郎	99(5)/1971.5	交際費課税の変遷を踏まえ現行制度の問題点を指摘し、交際費課税のあり方を探究する。
112	制度会計領域における税務会計研究の展望-日本会計学70年代における税務会計学研究の役割	富岡幸雄	99(3)/1971.3	制度会計の領域における税務会計学研究の役割を探究する。
113	税務会計の基礎概念の構造と形成(1)～(6完)-税務会計学研究における重要問題	富岡幸雄	97(6)/1970.6 ～102(1)/1972.7	税務会計理論の組織的体系化にあたっての基礎的前提となる税務会計の基礎概念を検討する。
114	税法上の特別償却が企業会計に及ぼす影響-新築貸家住宅の割増償却	松本正信	97(3)/1970.3	税法上の特別償却を解説する。
115	企業会計原則修正案と法人税法	武田昌輔	97(2)/1970.2	企業会計原則修正案(昭和44年12月)と法人税法との関連において生じる問題点を指摘する。
116	修正企業会計原則と税法	渡辺進	97(2)/1970.2	企業会計原則修正案(昭和44年12月)が法人税法へ及ぼす影響を検討する。
117	課税所得計算上の「別段の定め」について	武田昌輔	96(2)/1969.8	損金の額に関する「別段の定め」がいかなる理由によるものであるのかを検討する。
118	税務会計原則の探究-税務会計学研究における重要問題	富岡幸雄	96(2)/1969.8	税務会計学研究における税務会計原則の解明と組織的体系化の重要性を指摘する。
119	課税所得測定論の研究-トーマス・F・ケラー教授の所説を中心として(1)～(8完)	富岡幸雄	95(4)/1969.4 ～97(5)/1970.5	Kellerの所説に基づいて課税所得測定論を展開する。
120	課税所得概念の探求-トーマス・F・ケラー教授の所説を中心として(1)(2)	富岡幸雄	95(1)/1969.1 95(2)/1969.2	Kellerの所説に基づいて課税所得概念を解明する。

121	課税所得の法的基準に関する若干の問題	武田昌輔	93(6)/1968.6	課税所得計算における法的基準の問題点を指摘する。
122	公正妥当な会計基準と税法	渡辺進	93(6)/1968.6	法人税法22条4項に規定する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」と「別段の定め」の関係について考察する。
123	不動産貸付業の税務会計	松本正信	93(3)/1968.3	不動産貸付業における税務会計処理を解説する。
124	企業利益概念と課税所得概念	新井益太郎	92(1)/1967.7	企業利益研究委員会財務会計部会「企業利益概念と課税所得概念との関連に関する意見書」(昭和42年3月)の骨子を解説する。
125	「企業利益概念と課税所得概念との関連」に関する意見書について	泉美之松	92(1)/1967.7	企業利益研究委員会財務会計部会「企業利益概念と課税所得概念との関連に関する意見書」(昭和42年3月)の問題点を指摘する。
126	「企業利益概念と課税所得概念との関連」に関する意見書への若干の疑問	塩崎潤	92(1)/1967.7	企業利益研究委員会財務会計部会「企業利益概念と課税所得概念との関連に関する意見書」(昭和42年3月)について税務の立場から疑問を呈する。
127	『「企業利益概念と課税所得概念との関連」に関する意見書』について	武田昌輔	92(1)/1967.7	企業利益研究委員会財務会計部会「企業利益概念と課税所得概念との関連に関する意見書」(昭和42年3月)について批判的検討を行う。
128	企業利益と課税所得の差異	武田隆二	91(2)/1967.2	企業利益と課税所得の差異を体系的に分析する。
129	「税法と企業会計との調整に関する意見書」を税務の側から眺めて	塩崎潤	91(1)/1967.1	企業会計審議会特別部会「税法と企業会計との調整に関する意見書」(昭和41年10月)を批判的に検討する。
130	税法と企業会計との調整に関する意見書について	武田昌輔	91(1)/1967.1	企業会計審議会特別部会「税法と企業会計との調整に関する意見書」(昭和41年10月)の解説および批判的検討を行う。
131	税法と企業会計との調整に関する基本的問題-課税所得計算の基本規定の制定に関する問題	富岡幸雄	91(1)/1967.1	企業会計審議会特別部会「税法と企業会計との調整に関する意見書」(昭和41年10月)を批判的に検討する。
132	税法と企業会計との調整に関する意見書「総論」について-税法および課税所得計算の基本的なあり方	番場嘉一郎	91(1)/1967.1	企業会計審議会特別部会「税法と企業会計との調整に関する意見書」(昭和41年10月)を解説する。
133	資本剰余金と資本積立金-企業会計審議会税法意見書批判	渡辺進	91(1)/1967.1	企業会計審議会特別部会「税法と企業会計との調整に関する意見書」(昭和41年10月)を批判的に検討する。
134	「税務会計特別委員会報告」への若干の疑問-総論の部	塩崎潤	90(5)/1966.11	日本会計研究学会税務会計特別委員会「企業利益と課税所得との差異及びその調整について」(昭和41年5月)を批判的に検討する。
135	税制上の減価償却と公表企業会計-我国企業の減価償却の実証的考察	富岡幸雄	90(2)/1966.8	税務上の減価償却制度が企業会計に与える影響を及ぼしているかを実証的に検討する。
136	租税原則と税務会計	武田昌輔	90(1)/1966.7	租税原則が税務会計にどのような影響を与えているかを論じる。
137	アメリカ新減価償却制度の研究-投資税額控除の会計上の諸問題(統稿(1)~(3))	富岡幸雄	89(1)/1966.1 ~89(3)/1966.3	米国税制における投資税額控除に関する会計上の諸問題を検討する。
138	関係会社の税務会計問題-連結納税申告制度その他関係会社の税務会計制度の整備をめぐる	富岡幸雄	88(6)/1965.12	米国税法における関係会社間取引に対する規制および連結納税申告制度を考察する。
139	法人税法における低価法	渡辺進	88(2)/1965.8	法人税法上の低価法において適用される時価を検討する。
140	アメリカ新減価償却制度の研究-投資税額控除の会計上の諸問題(1)~(4)	富岡幸雄	88(1)/1965.7 ~88(5)/1965.11	米国税制における投資税額控除に関する会計上の諸問題を検討する。
141	租税の会計学的分類	武田隆二	87(5)/1965.5	会計的性格にもとづく租税の分類を試みる。

142	アメリカ新減価償却制度の研究 -投資税額控除制度導入の背景 と経緯(1)(2)	富岡幸雄	87(4)/1965.4 87(6)/1965.6	米国税制における投資税額控除制度導入の 背景と経緯について考察する。
143	租税の会計的性格に関する諸相 (1)(2)	武田隆二	87(3)/1965.3 87(4)/1965.4	租税の会計的性格に関する見解を整理し、 原価税と非原価税の概念規定を試みる。
144	商法と税務会計との調整の基本 問題-税務財務諸表制度の構想 とその提案(特集・商法と会計 理論)	富岡幸雄	86(2)/1964.8	企業の公表財務諸表制度と税法上の課税所 得計算規定との調和にむけての問題解決策 を提案する。
145	税務会計の研究-法人税法の解 釈(1)~(25・完)	武田昌輔	85(4)/1964.4 ~89(4)/1966.4	法人税法における課税標準の計算規定の意 義、内容および表現方法等を解説する。
146	アメリカ新減価償却制度の研究 -納税者により適用される種別 耐用年数の決定(1)(2)	富岡幸雄	84(5)/1963.11 84(6)/1963.12	米国税務減価償却制度における種別耐用年 数の決定に関する諸問題を検討する。
147	税務会計と企業会計の調整-企 業会計制度確立のための基礎的 前提問題の検討	富岡幸雄	84(3)/1963.9	企業会計実務が税法の影響を受け、会計理 論や企業会計原則にもとづいて行われてい ないことを明らかにする。
148	税務上の引当金制度の特徴-ア メリカ税法の引当金制度の研究 (1)~(3)	富岡幸雄	83(5)/1963.5 ~84(1)/1963.7	米国税務会計における引当金制度について 考察する。
149	税務上の引当金制度の特徴-序 説(損金許容の引当金・準備金 の現状)	富岡幸雄	83(4)/1963.4	税務上の引当金制度の特徴を解明する。
150	申告納税制度の15年を回顧して	泉美之松	83(2)/1963.2	申告納税制度を回想し、将来を展望する。
151	税務上の減価償却制度の特徴- アメリカ税法の減価償却制度の 研究(1)~(3)	富岡幸雄	82(6)/1962.12 ~83(3)/1963.3	アメリカ国内歳入法典および財務省規則に おける減価償却規定を概観する。
152	税務上の減価償却制度の特徴と 問題点-序説	富岡幸雄	82(5)/1962.11	税務上の減価償却制度の特徴を概観し、問 題の所在を指摘する。
153	貸倒準備金の研究(1)~(5・完)	富岡幸雄	81(3)/1962.3 ~82(2)/1962.8	税務上の貸倒引当金および貸倒準備金の制 度を考察する。
154	寄附金と税務に関する雑考	泉美之松	81(1)/1962.1	寄附金の損金性を検討する。
155	税務会計論の課題と教程	富岡幸雄	80(6)/1961.12	税務会計論の学問的意義と課題を検討する。
156	特別償却と申告書調整	高寺貞男	80(4)/1961.10	税務上の特別償却制度の問題を検討する。
157	貸倒償却の研究(1)~(5・完)	富岡幸雄	79(3)/1961.3 ~80(1)/1961.7	課税所得計算における貸倒償却に関する問 題を考究する。
158	スウェーデンの税務資産会計につ いて	高寺貞男	77(6)/1960.6	スウェーデンの所得税法における固定資産会 計と棚卸資産会計に関する諸規定の内容と 変遷を紹介する。
159	役員報酬の経費計算-報酬額の 合理性の認定に関する問題(1) ~(5・完)	富岡幸雄	77(1)/1960.1 ~77(5)/1960.5	役員報酬額の合理性の認定に関する問題を 検討する。
160	国民所得、事業所得、課税所得	青木倫太郎	76(4)/1959.10	国民所得、事業所得、課税所得の概念の明 確化を試みる。
161	税法上の企業所得概念の批判	岡部利良	76(4)/1959.10	税法上の企業所得概念の批判的検討を行う。
162	税務会計の構造	富岡幸雄	76(4)/1959.10	実践的構造、理論的構造および計量的構造 の側面から税務会計の構造を解明する。
163	企業会計と税務会計の調整の方 向	平尾勇	76(4)/1959.10	企業会計と税務会計の調整をめぐる基本的 方向性に関する見解を述べる。
164	権利確定主義と発生主義	渡辺進	76(4)/1959.10	税務上の権利確定主義と企業会計上の発生 主義の関係を明らかにする。
165	企業会計と改正税法(1)~(3)	武田昌輔	76(1)/1959.7 ~76(4)/1959.10	資産の評価損益、繰延資産の償却、交換差 益に関する税務上の取扱を概説する。
166	福利厚生費の経費計算(1)(2)	富岡幸雄	75(4)/1959.4 75(5)/1959.5	税務上の福利厚生費の具体的範囲を解明す る。
167	特殊な形態の広告宣伝費の経費 計算	富岡幸雄	75(2)/1959.2	特殊な支出形態をなす広告宣伝費の税務上 の取扱を解説する。
168	企業課税の問題と現行税法の構 成	塩崎潤	75(1)/1959.1	企業課税の論拠に関する見解を紹介する。

169	低減歩合による評価と価格変動準備金	武田昌輔	75(1)/1959.1	税務上の低減歩合による評価と価格変動準備金制度の関係を明らかにする。
170	広告宣伝費の経費計算(1)(2・完)	富岡幸雄	74(5)/1958.11 74(6)/1958.12	税務上の広告宣伝費の具体的範囲を解明する。
171	固定資産の税法における廃棄損益	武田昌輔	73(6)/1958.6	固定資産の廃棄損益の税務処理を検討する。
172	寄附金の経費計算(1)～(4・完)	富岡幸雄	73(4)/1958.4 ～74(1)/1958.7	税務上の寄附金の具体的範囲を解明するとともに、その損金算入限度額の計算方法を概説する。
173	資産の強制的転換と税法	武田昌輔	73(3)/1958.3	損害賠償金および保険金収入の税務上の取扱を検討する。
174	税務上における固定資産の評価損益の問題	明里長太郎	73(1)/1958.1	固定資産の評価損益の税務上の取扱をめぐる問題を検討する。
175	税法上の減価償却に関する各国の動向	忠佐市	73(1)/1958.1	税務上の減価償却方法の国際比較を試みる。
176	交際費の経費計算(1)(2・完)	富岡幸雄	72(5)/1957.11 72(6)/1957.12	税務上の交際費の具体的範囲を解明する。
177	引当金についての税務行政の動向-木材引取税の審査請求とその結果	中西新兵衛	72(4)/1957.10	税務上の引当金をめぐる税務行政の動向を考察する。
178	法人税申告書別表二・三の複式簿記的研究	藤巻治吉	72(2)/1957.8	法人税申告書別表二・三の構造を解説する。
179	法人税申告に関する研究(1)～(4・完)	武田昌輔	71(5)/1957.5 ～72(2)/1957.8	法人税法における申告手続規定を解説する。
180	新租税特別措置法における法人税関係の課税の特例の概要	雪岡重喜	71(5)/1957.5	租税特別措置法上の特別償却制度を概説する。
181	税法における取毀損失の処理	武田昌輔	71(1)/1957.1	固定資産の取毀損失の税務上の取扱を考察する。
182	租税優遇規定の問題点	大原一三	70(5)/1956.11	米国税制における租税優遇規定の問題点を検討する。
183	税法における原価差額調整の意義	武田昌輔	69(6)/1956.6	税法における原価差額調整の意義を明らかにする。
184	法人税の実務(1)～(3)	湊良之助	69(1)/1956.1 ～69(4)/1956.4	法人税実務における事業年度の選定ならびに開発費、広告宣伝費および修繕費の税務処理について解説する。
185	課税所得と企業利益(1)～(4・完)	大原一三	68(6)/1955.12 ～69(3)/1956.3	企業会計と税務計算との相違の実際と、両者の調整論議をめぐる理論的問題を検討する。
186	輸出所得免税	湊良之助	68(6)/1955.12	輸出所得免税制度を概説する。
187	米国税法上の棚卸評価(1)(2・完)	福田幸弘	68(5)/1955.11 68(6)/1955.12	米国税法における棚卸評価方法を概観する。
188	増資配当免税	湊良之助	68(5)/1955.11	増資配当免税制度を概説する。
189	イギリス税法上の棚卸評価	福田幸弘	68(3)/1955.9	英国税法における棚卸評価方法を概観する。
190	交換差益	湊良之助	68(2)/1955.8	交換差益の税務上の取扱を解説する。
191	法人税費用説の再吟味	岡部利良	68(1)/1955.7	法人税の費用性を再検討する。
192	増資配当免税の制度について-オーバー・ボローイング解消策の一環として	谷川寛三	68(1)/1955.7	増資配当免税制度を概説する。
193	資本的支出に関する税法上の一考察(1)～(3)	忠佐市	68(1)/1955.7 ～69(5)/1956.5	固定資産の資本的支出の税務上の取扱を考察する。
194	譲渡損益	湊良之助	68(1)/1955.7	譲渡損益の税務上の取扱を解説する。
195	割賦販売収益	湊良之助	67(6)/1955.6	割賦販売収益の税務上の取扱を解説する。
196	輸出の振興と租税措置について	谷川寛三	67(5)/1955.5	輸出所得控除制度、輸出損失準備金制度および海外支店用機械設備等の特別償却制度を概説する。
197	日米所得税条約について	谷川寛三	67(4)/1955.4	日米租税条約の要点を概説する。
198	工事収益	湊良之助	67(4)/1955.4 67(5)/1955.5	工事収益の税務上の取扱を解説する。

199	税法上の固定資産耐用年数論補稿	忠佐市	67(1)/1955.1	固定資産の法定耐用年数の算定方式を考察する。
200	補助金収入	湊良之助	66(7)/1954.12 67(1)/1955.1	補助金収入の税務上の取扱を解説する。
201	賠償金収入	湊良之助	66(6)/1954.11	賠償金収入の税務上の取扱を解説する。
202	アメリカ税法における選択法の性格-後入先出法と低価法の論議に関連して	新井益太郎	66(5)/1954.10	米国税法における棚卸計算法として後入先出法と低価法の併用をめぐる論議を考察する。
203	補償金収入	湊良之助	66(5)/1954.10	補償金収入の税務上の取扱を解説する。
204	保険金収入	湊良之助	66(4)/1954.9	保険金収入の税務上の取扱を解説する。
205	アメリカの配当二重課税緩和問題	忠佐市	66(3)/1954.9	米国における配当二重課税の調整に関する議論を考察する。
206	シャープ勧告以後の国税制度の動向	雪岡重喜	65(6)/1954.6	シャープ勧告以後の法人税法に関する主要な改正点を概説する。
207	税法と会計原則との調和	黒沢 清	65(5)/1954.5	米国法学協会による連邦所得税の改善に関する勧告草案の概要を紹介する。
208	税法における債権の償却	武田昌輔	65(5)/1954.5	法人税基本通達をもとに、貸倒損失の計上時期に関する税務上の取扱を概説する。
209	税務における継続性の原則	湊良之助	65(5)/1954.5	税務会計における継続性の原則を検討する。
210	会計概念および租税概念における複式簿記上の代数式観	忠佐市	65(4)/1954.4	課税所得の経済概念を複式簿記の理論構造に基づいて検討する。
211	西独における輸出振興のための租税特別措置の改正について	泉美之松	65(2)/1954.2	西ドイツにおける輸出振興のための租税特別措置を紹介する。
212	法人所得計算上の最近の動向	忠佐市	65(1)/1954.1	法人税の課税所得の把握と計算に関する問題点を考察する。
213	課税除外の対象となる Reorganization	湊良之助	65(1)/1954.1	米国の内国歳入法における Reorganization に関する規定を紹介する。
214	法人税の課税根拠の素描	忠佐市	64(6)/1953.11	清算所得課税の理論的整理を試みる。
215	米国税法における会計方式の概要(1)(2・完)	大原一三	64(5)/1953.10 64(6)/1953.11	米国税法における所得と経費の期間帰属に関する考え方を考察する。
216	貨幣価値変動と課税所得	渡辺進	64(1)/1953.7	貨幣価値変動下での課税所得の算定を検討する。
217	会計準論の税法への反響	忠佐市	63(5)/1953.5	会計準論は課税所得の概念や測定原則にいかなる影響を及ぼすかを考察する。
218	外貨・外貨取引・外国支店に対する税務の取扱	湊良之助	63(3)/1953.3	米国税法における外貨取引等の税務上の取扱を紹介する。
219	西独における輸出振興のための税法上の特別措置	泉美之松	63(2)/1953.2	西ドイツにおける輸出振興のための租税特別措置を概説する。
220	法人税法における租税公課の損金算入についての雑考	明里長太郎	63(1)/1953.1	租税公課の税務上の取扱を概説する。
221	税法における権利確定主義の展開	忠佐市	63(1)/1953.1	法人税法における権利確定主義の史的展開を考察する。
222	税法における陳腐化償却の意義	湊良之助	62(7)/1952.12	法人税法における陳腐化償却の問題点を検討する。
223	法人税法における成果計算的思考の理解	忠佐市	62(6)/1952.11	法人税法において成果計算的思考がどのように具現化されているかを考察する。
224	合併差益及び減資差益について-税法と企業会計原則との調整に関する意見書についての批判	明里長太郎	62(3)/1952.8	企業会計基準審議会小委員会「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」(昭和27年6月)の批判的検討を行う。
225	税法と会計原則問題序説	黒沢清	62(3)/1952.8	企業会計基準審議会小委員会「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」(昭和27年6月)に対する税法の立場からの批判的見解を考察する。
226	税法と会計原則との基本的課題	忠佐市	62(3)/1952.8	企業会計基準審議会小委員会「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」(昭和27年6月)にみられる基本的課題に批判的検討を加える。
227	米国税法からする自己株式取引の検討	湊良之助	62(3)/1952.8	米国税法における自己株式取引の取扱を検討する。

228	資本と所得の本質-特に税法と企業会計原則との調整に関する意見書をめぐって	黒沢清	62(1)/1952.7	資本と所得の区分という観点から、企業会計基準審議会小委員会「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」(昭和27年6月)の基本的見解を明らかにする。
229	税務に関する剰余金論序説	忠佐市	62(1)/1952.7	剰余金をめぐる法人税法と企業会計原則の考え方の相違を明らかにする。
230	準備金資本組入に関する所得税、法人税について-とくに法人税法第16条の解釈について	斎藤利三郎	61(6)/1952.6	準備金の資本組入に関する税務上の取扱を解説する。
231	商法改正意見書にあらわれた税法上の問題	忠佐市	61(5)/1952.5	企業会計基準審議会「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」(昭和26年9月)を税法の立場から概観する。
232	二重課税防止に関する租税協定について	谷川寛三	61(4)/1952.4	米国の対外租税協定の考察を通じて、国際的な二重課税の防止に関する問題を検討する。
233	税務会計論序説-税務会計の性格と方法	富岡幸雄	61(4)/1952.4	税務会計論の会計的性格、研究方法および研究課題を考究する。
234	企業所得と課税所得	渡辺進	61(3)/1952.3	企業利益と課税所得との差異発生要因を探索する。
235	新商法上の準備金制度と税法	斎藤利三郎	61(2)/1952.2	商法上の準備金制度と法人税法上の準備金制度を比較考察する。
236	法人税の改正点と各国の法人税制	泉美之松	61(1)/1952.1	法人税法の改正点に関連して、各国の法人税制を比較考察する。
237	税法に於ける減価償却の会計理論	沼田嘉穂	60(2)/1951.8	税務上の減価償却における耐用年数、修繕費および廃棄損の取扱を解説する。
238	企業経理と税務経理との相違点について	明里長太郎	60(1)/1951.7	企業会計と税務処理の相違点を明らかにする。
239	税法上の黙否権と貸倒準備金について	中西新兵衛	60(1)/1951.7	法人税法上の黙否権と貸倒準備金制度に関する問題点を検討する。
240	法人税に関する若干問題	渡辺進	60(1)/1951.7	企業会計と税務会計の差異の性質を考究する。
241	税法上の固定資産耐用年数論(1)~(7)	忠佐市	59(6)/1951.6 ~60(6)/1951.12	固定資産の法定耐用年数の本質およびその算定方式を考察する。
242	ディプリーションに対する税務の取扱について	湊良之助	59(5)/1951.5	枯渇性資産の償却に関する税務上の取扱を検討する。

(付記)

本論文は、2012年度桃山学院大学特定個人研究費および平成25年度科学研究費助成事業(若手研究B:課題番号24730403)の研究成果の一部である。

一 引 用 文 献

小林哲夫・清水信匡・坂口順也・河合隆治・中村恒彦・金光明雄(共著)『文献研究——わが国1980年以降の会計学——』桃山学院大学総合研究所研究叢書24, 2007年。

鈴木一水『税務会計分析』森山書店, 2013年。

徳賀芳弘・大日方隆(編著)『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社, 2013年。

富岡幸雄『新版税務会計学講義(第3版)』中央経済社, 2013年。

中野常男・橋本武久「『會計』にみるわが国の会計史研究の展開: 1917~2004年」『国民経済雑誌』, 第192巻第1号(2005年7月), 1-44頁。

平松一夫「わが国における国際会計研究の現状」『商学論究』, 第30巻第1号(1982年7月), 71-108頁。

万代勝信「規範的・記述的研究の社会的貢献」『會計』, 第179巻第1号(2011年1月), 28-38頁。

柳裕治「税務会計研究の方法論」『税務会計研究』, 第20号(2009年9月), 1-25頁。

(2013年12月24日受理)

The Development of Tax Accounting Research in Japan

KONKO Akio

The purpose of this study is to systematically categorize tax accounting articles published by the academic journal “KAIKEI” in terms of research methodology and research subject, and to investigate academic trends in tax accounting research in Japan.

Understanding how tax accounting research has developed in Japan will enable the determination of the main issues in tax accounting research and its systematization. In addition, it will enable the identification of future issues in tax accounting research. Consequently, this study will contribute to the further development of tax accounting research.

特別活動における望ましい 「学級会活動」のあり方に関する研究

——ドイツヘッセン州における「Klassenrat（学級会）」の取組に学ぶ——

松 岡 敬 興

はじめに

学習指導要領によると、特別活動における学級活動の目標として、よりよい生活づくりへの参画と諸問題の解決に向けた自主的、実践的な態度の育成が示されている。学級におけるいじめの問題をはじめ諸課題について、児童・生徒一人一人が問題意識を持って、その解決とより望ましい生活環境づくりに向けて、自発的な行動化が求められている。人間関係に関わる問題は、まさに児童・生徒間での自己理解・他者理解の乏しさに起因しており、関係性の希薄さとそれを構築しようとしにくい雰囲気は障害になる傾向が見られる。

こうした課題を解決する場の一つとして学級活動が注目される。その中でも指導内容として、学級や学校の生活づくりに着目したい。自治的な視点に立ち、児童生徒どうしが、諸問題の解決に向けた話し合いを通して合意形成を図ることにより、学校という小さな社会の一員としてのあり方を体得する。その時、お互いの約束としてのルールを決めたり、問題の原因を互いに確認のうえ共通理解する。もちろん、問題が生じないように未然防止のための取り決めがなされることもある。ただ、各種調査結果から、こうした活動が停滞傾向にあることは否めない。

そこで、民主主義の教育に積極的なドイツヘッセン州の「Klassenrat（学級会）」の取組について学校調査の結果を踏まえつつ、日本においてその可能性と限界について分析・検討を加える。そして学級活動における学級会活動をより活性化するための具体的な手だてを提案する。

1 学級活動の現状と課題

1.1 低調傾向にある「学級会活動」

学級活動における「学級会活動」については、小学校から高等学校へと進むにつれて、その取組が低調傾向にあることは否めない。そして児童生徒が、身のまわりの諸問題について、主体的にその解決に向けた自治的な活動をする機会が乏しいことも事実である。このことは

学級担任が、問題意識を持ちながら学級経営に携わろうとしているのか、その姿勢に依拠するところが大きい。

ここで日本特別活動学会研究開発委員会が実施した「特別活動の改善に関する調査（2013）」（以後、本調査と記す）の結果に着目する。本調査は4件法（かなりそう思う、ややそう思う、そう思わない、全くそう思わない）にて回答を得ている。学級活動の実施状況については、「かなりそう思う」が、小学校で40.3%、中学校で20.0%、高等学校では7.1%に留まる。このことから教師が、児童生徒に対して、自発的に諸課題を見出し、その解決に向けた話し合いを促すことが求められる。

学級会活動を活性化するうえで、「学級の諸問題は自分たちで解決を」のような風土づくりが不可欠である。児童生徒一人一人が、学級への帰属意識を高め、自分自身が何らかの役割を果たすことにより、自己有用感を実感できる。そこで学級担任は、こうした学級の雰囲気づくりを、意図的・計画的に進める必要がある。中でも毎日、時間が確保されている朝の会や終わりの会では、こうした諸課題に気づかせたり、自己解決に向けた自治的な活動の重要性を指摘する場としたい。

1.2 小学校における「学級会活動」

学級会活動について、本調査の結果を見てみる。生活づくりに関わる問いに対して「かなり十分」との回答に着目すると、「生活上の諸問題の解決」が11.6%、「組織づくりや仕事の分担処理」が34.9%、「集団の生活の向上」が13.7%である。実際のところ、話し合い活動として扱われている内容が、係決め等の組織づくりに充てられていることがわかる。本来、話し合わなければならないことが脇に置かれたままで、その解決に向けた取組が低調であることを示している。

話し合い活動は、児童生徒自身が、日常の学校生活を通して新たな問題点を見出し、その解決に向けた提案を行い、多様な意見交換を通して、それぞれが協力できる着地点を見出そうとする取組である。発達段階を踏まえると、小学校では低学年と高学年とでは物事の判断基準が自分自身にあるのか、それとも社会の一員としてなのか、指導者はその差異を斟酌しながら関わるのが大切である。能動的に関わろうとする姿勢を育むうえで、話し合い活動がもたらす教育効果は大きく、指導者の学級会活動に対する捉え方に懸かっている。

1.3 中学校および高等学校における「学級会活動」

小学校と同様に中学校の本調査結果を見てみると、「生活上の諸問題の解決」が8.6%、「組織づくりや仕事の分担処理」が48.6%、「集団の生活の向上」が17.1%である。小学校と同様の傾向が見られ、生徒による話し合い活動が展開されているとは言い難い状況にある。その一方で、「進路適性の吟味と進路情報の活用」が37.1%と高く、進路指導に時間が割かれていることがわかる。

また、高等学校については、「生活上の諸問題の解決」が3.7%、「組織づくりや自主的な活動」が7.4%、「多様な集団の生活」が3.7%であり、かなり低水準に留まる。逆にやや高い数値を示す内容として、「進路適性の吟味と進路情報の活用」が25.9%、「進路の選択と将来設計」が25.9%である。中学校と同様に、進路指導に時間を充てる傾向にあることがわかる。

1.4 「学級会活動」の活性化に向けて

すでに教師の学級会活動に対する構えが、その活動状況に影響することを指摘した。このことが引いては、教師が特別活動を軽視することに繋がる。例えば、教科の時間の方が大切と考え、授業として振り替えられる傾向にあることも否めない。

そもそも限られた時間内において、身近な問題を取りあげて話し合いを進め合意形成を図ること自体に、いささか無理があることも考えられる。本来、児童生徒が直接関わる問題について、丁寧な話し合いが求められているにも拘わらず、時間的な制約により指導が困難になっているのではないだろうか。

ところで、「学級会活動」は学級活動の一部であり、その他の内容は学級指導にあたる。年間35回の授業の内、実施する時期や内容については、学級担任が児童生徒の実態を踏まえながら、系統的・計画的に年間計画を作成する。学級会活動で取りあげる内容については、月に1回程度、弾力的に運用できるように位置づけておきたい。児童生徒が主体的に取り組める時間を確保することで、自分たちのことは自分たちで解決を目指そうとする学級風土が醸成される。話し合いをするための基盤を整備することで、児童生徒は、学校生活における諸問題に対する関心を高め、自己解決に向けた自己意識の高揚を図ることができる。

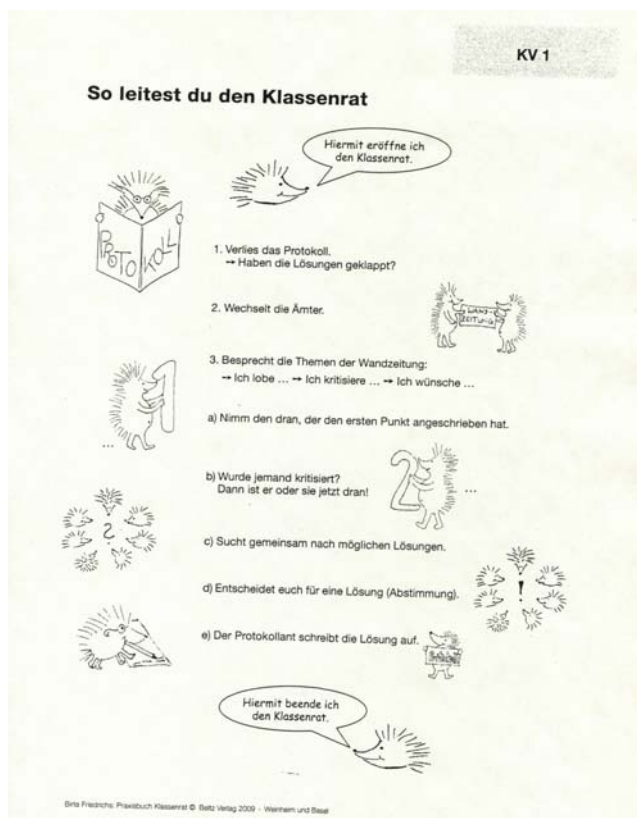
2 ドイツヘッセン州における「Klassenrat（学級会）」の取組

2.1 カッセル市での「学級会」の概要

「学級会」は、ジョン・デューイ（1859-1952）の「為すことによって学ぶ」を実践できる場であり、児童生徒が経験の再構成を図り、反省的思考の態度を育成する。また、セレスタン・フレネ（1896-1966）が説くように、学級の自主管理機構として学級会が位置づけられている。それは、児童生徒に主導権を与えることにより、学校と実生活との隔離性を縮めようとするものである。

学級会では、児童生徒が共同生活の責任を負う。これは学級の全ての児童生徒によって運営され、毎週開かれる集会である。この場において、児童生徒が発言することで、まわりの仲間を尊敬し尊重する気持ちが育まれる。また、共同生活の障害となる争いごとについての話し合いを進め、学校生活や学習環境に関する重要な決定を行う。加えて児童会・生徒会で話し合われる課題についても、学級会で取り組む。こうして学級会を通して、児童生徒は、学級や学校への帰属意識を高め、連帯感を醸成することから、大きく寄与することになる。

Table 1 Klassenrat



さらに児童生徒は、自分自身が提起する課題を通じて、基本的な諸能力を育む。議長や書記を務めることにより、建設的に争いごとの解決をめざす能力を伸ばし、社会性を培う。具体的には、思いやりの心、相互扶助の精神、他者理解、寛容さ、責任感、そして決定を導き出すために話し合いを深め、決定事項を実践する力を養うことがあげられる。

児童生徒が直面する困難な課題を克服するためには、学級会が分かりやすい構造と、有意義で拘束力をもつルールに裏打ちされた信頼性の高い枠組みが不可欠である。Table 1 は、学級会の内容を模式化したものである。

2.2 学級会の進め方

学級会は、議長によって進められる。冒頭、議事録を読みあげ、その解決策についての効果の有無について問いかけ確認をする。そして以下のように問いかける。

「決定事項が正しく記録されていましたか？」

「話し合いはうまくいきましたか？」

次に委員（議長、書記など）が交代する。そして「壁新聞」に示された諸問題を取りあげ、話し合いに入る。その際、壁新聞を通して課題を提起した児童を称える。同時に、互いに賛

Table 2 Wandzeitung (1)

Beispiele : Ich lobe ... <i>Lisa, weil sie immer an die Blätter für kranke Kinder denkt.</i> <i>gez. Mona</i> Ich kritisiere ... <i>... dass die Jungs den Mädchen nie den Ball abgeben.</i> <i>gez. Lisa, Nina</i> Ich wünsche ... <i>... dass wir ein Theaterstück schreiben.</i> <i>gez. Nora</i>

(Dr. Birte Friedrichs: プレゼンテーション
資料より引用)

否に関わる意見交換を進める。批判対象者の意見にも耳を傾け、解決に向けた着地点を模索する。十分に意見交換が深まった時点で、投票により学級としての意思を決定する。最後に書記が議事録を残して、学級会を終了する。

ここで壁新聞を用いた話し合いの手順について見てみると、以下の流れで進められている。

- ①投稿内容を読みあげる。
- 「それは今もまだそうですか？」(確認する)
- ②投稿者が、その内容について説明する。
- ③批判された人が、自分の主張を行う。
- ④学級全体で話し合う。
- ⑤双方の意見を踏まえつつ、その解決方法を探る。
- ⑥決議を行う。(投票が実施される場合が多い)
- ⑦結果を記録する。

Table 2 は、「壁新聞」の具体例である。ここには3つの観点から「褒める」こと、「批判する」こと、「希望する」ことについてそれぞれ示されている。投稿者モナからリザへ、病気の友だちに届けるプリントについて考えていることを褒めている。またリザとニーサが、男子が女子にボールを渡してくれないことを問題視し訴えている。さらにノラは、積極的にみんなで劇の台本を作ろうと周りの仲間呼びかけている。

Table 3 Wandzeitung (2)

Bei **wünsche** kannst du alles aufschreiben, was dir am Herzen liegt.
 Bei „**Ich lobe**“ kannst du jemanden loben, der dir einen Gefallen getan hat.
 Bei **Kritik** kannst du Kinder anschreiben, die dir was Böses getan haben, und du
 kannst ihnen erklären, dass es auch anders geht. Ist das nicht super?“ (Nina)

(Dr. Birte Friedrichs: プレゼンテーション資料より引用)

何れも児童生徒の日常生活に基づいたトピックである。学級の仲間どうしが情報を共有し合い、問題点に関してはその解決に向けた手だてについて話し合う。それぞれが問題意識を持ちながら臨み、具体的な行動案として合意形成を図り決議する。児童の学級への帰属意識が高いほど学級会の存在価値が高まり、自主的・自発的な活動へと繋がる。大切なことは、学級集団の中で児童一人一人が、自分の意見を出したときに、周りのなかまがそれを受け止められる雰囲気が形成されていることである。

Table 3 は、「壁新聞」でのコメントを通した呼びかけである。その内容を見てみると、以下のようになる。

「日頃、心に思っていることを率直にすべて書いてください。」

「『褒める』のコーナーでは、何か良いことをした人を褒めてください。」

「『批判する』のコーナーでは、何か悪いことをした人に対して書き、他に良い方法があることを説明してください。それって、素晴らしいことじゃないですか。(ニーナ)」

2.3 進め方のルールと議事録の内容

学級会を進めるうえで、以下のようなルールが示されている。

- ①発言したい時は、意思表示をする。
- ②人の話を注意深く聞く。
- ③静かに行動し、「私語」を慎む。
- ④発言するときは直接相手に話しかけ、誰々がというように間接的に話さない。
- ⑤討論の内容は、壁新聞のテーマに限る。
- ⑥学級会で討論された問題を、後から別の場面で「蒸し返さない」。
- ⑦学級会の中で討論された内容はクラス内に留め、部外者に話さない。
- ⑧その場にいる人についてのみ討論する。

Table 4 は、議事録の様式である。記録する内容項目は以下の通りである。

- ・ 日付 _____
- ・ 議長： _____ ・ 助手： _____

Table 4 Klassenratsprotokoll

KV 7

Wie schreibe ich ein Protokoll?

Diese Vorlage hilft dir beim Abfassen deines Protokolls. Bemühe dich, gut und übersichtlich zu schreiben. Du kannst Überschriften hervorheben, indem du sie unterstreichst und/oder eine andere Farbe verwendest. Wenn du möchtest, kannst du dein Protokoll verschönern (zum Beispiel mit kleinen Zeichnungen).

Klassenratsprotokoll vom _____	
Leiter/in: _____	Assistent/in: _____
Zehwächter/in: _____	Regelwächter/in: _____
Protokollant/in: _____	
Es fehlen: _____	
 Lob	
Gelobt wird _____ weil er/sie _____	
_____ weil er/sie _____	
 Kritik	
1. _____ kritisiert, dass _____	
Wir beschließen, dass _____	
2. _____ kritisiert, dass _____	
Wir beschließen, dass _____	
 Wünsche	
_____ wünscht sich, dass _____	
Beschluss der Klasse: _____	
Abstimmungsergebnis: _____ Ja-Stimmen, _____ Nein-Stimmen, _____ Enthaltungen	
Datum: _____	Unterschrift Protokollant/in: _____

Biele Fachschule, Prosebuch Klassenrat © Beltz Verlag 2009 - Weinheim und Basel

・タイムキーパー：_____ ・ルールの管理者：_____

・書記：_____

・欠席者：_____

【褒める】

・褒められた人

_____理由_____

_____理由_____

【批判する】

・1. _____の批判の内容は_____

私たちは次のことを決定します_____

・2. _____の批判の内容は_____

私たちは次のことを決定します_____

【希望する】

・_____は、次のことを希望します_____

・学級会の決定：_____

・投票結果：_____賛成票, _____反対票, _____棄権

- ・ 日付 _____
- ・ 書記の署名 _____

2.4 学級会の現状と課題

学級会を進める中で、児童への教育効果とともに問題点も指摘されている。

まず、壁新聞の本来の趣旨から逸脱する内容の投稿があげられる。そこで共同生活を行う学級の問題として、全ての児童生徒が責任を負うという前提を確認する必要性が出てきている。また、話し合いを深めた後で、最終的に投票により決議をとることから、学級会に「裁判所」的な機能が生じてしまい、結果的に自己解決に向けた動きを鈍化させている。

さらに、児童生徒自身に関わる問題については、公表することによりリスクが想定されることから、投稿しづらくなるとの報告もある。

一方、運営上の課題としては、以下のような指摘がなされた。

- ①学級会での導入をどのように展開するのか。
- ②同僚への批判を行うとき、どのように指導すればよいか。
- ③児童生徒が、批判に向き合わないとき、どのように指導するのか。
- ④学級会で問題が解決されない場合、どのように指導するのか。
- ⑤どうすれば、学級会の質を向上させられるのか。

2.5 学級会を成功させるための条件

学級会は、児童が自分たちのことを自分たちの手で解決するための話し合いの場として、その運営についても互いに検討し、理解し合うことが求められる。そして教師は、支援者としての役割を十分に踏まえて臨むことが大切である。

児童一人一人が主体的・自発的に学級会に参画することで、自分たちの学級が抱える課題と対峙し、為すことによって学ぶを実践し、自らの諸能力を高めることができる。引いてはそのことが、自信の獲得に繋がり、自己肯定感を引き出し自尊感情を高めることになる。

学級会の運営については、学級担任が児童の実態をもとにして計画案を立て、それを実践する。同僚教師間の情報交換を通して、具体的な評価を仰ぎ、改善に向けた方途を模索することが肝要である。児童が要求する内容については、教師自身の行動等と照合することも必要である。

そもそも学級会は、学級の全ての児童が積極的に参加することで、より教育効果が高まる。学校生活を通しての身近な気づきや問題点を自分たちのこととして、如何に受け止めて自らの行動に反映させていくのか、そのあり方が問われている。

Table 5 Morgenkreis (1)



3 Schule Vollmarshausen における「Morgenkreis（朝の輪）」の取組

3.1 「朝の輪」の概要

「朝の輪」では、Table 5 のように児童は中央の机を囲んで円形に着席する。21名が各々、自分に関わる出来事や作品などについて、周り友だちに披露する。

具体的には、以下のような発表に接することができた。ここで聞き取りによる主な内容を整理する。

- ・自分が作った作品を見せる。
- ・スケボーをしていて転んでできた傷を見せる。
- ・祖母からもらった本を見せる。
- ・暗いところで光るものと光らないものをたくさん持ってきた。比べて見せてまわる。
- ・曾おばあさんが転んで、老人ホームに入った。
- ・映画館で見たパンフをプレゼントにもらった。
- ・〇〇さんの足を踏んでしまった、ごめんなさい。これから仲良くします。
- ・金曜日に親戚が訪ねてきます。

児童が、週末を中心に身のまわりで起こった出来事を振り返り、のびのびと意見を出せる雰囲気のもとで、自己開示をしている姿が印象的であった。なぜそれが自分の気持ちを揺さぶったのか、その理由について考えることを大切にしたい取組でもある。発言の裏には、児童一人一人の思いを推察することができる。周りの仲間が、今どのような心境や状況のもとで学校に来ているのか、新たな気づきをもたらし、そして新たな情報を提供する場として、他者理解を促す重要な役割を果たしている。

Table 6 Morgenkreis (2)



3.2 「朝の輪」への教師の介入

「朝の輪」では、Table 6 のように教師も児童の間に座り、発表を見守りつつ、適宜、適切な支援を行う。発表者の気持ちに寄り添い、学級の仲間どうして共感し合えるように、「どうして」や「どんな感じ」などの問いを投げかける。もちろん教師自身が、児童の発表への理解を示し頷いたりするなど、ノンバーバルな表現を交えて対応する場面も見られた。

午前8時に開始、同25分には一旦区切りをつけて、全員で歌を合唱し、その後ペンギンの動きをまねて、全員が氷の上をバランスを保つ動きを実演していた。8歳と9歳の児童が混在する中で、違和感を感じさせない朗らかにかつ楽しそうに取り組む児童の姿が見られた。最後に、書記が今日の発表内容について確認した後で終了した。

3.3 「朝の輪」への教師の思いと教育実践

「朝の輪」に対する教師の思いは強い。オランダでの研修の後、1985年より導入された取組である。児童が用意したものについての発言が見られることから、前もって見せたいものが多い。発言する機会を保障する必要があるが、平日では30分以内で7人程度の発言に留める。

本活動のねらいは、学級のなかま全員で確認したうえで考えることにある。児童は、自己発達を踏まえ、意見を述べるとともに、相手の意見を聞いて認める、また反応を見て受け止める、目標を見失わないで見直す、ことに成功している。

見て体験してこそ、児童は独立することに近づく。その際、教師は模範となる行動をとることが求められる。規則を守り、意見を述べるときは手をあげる、など自分の力ですべてをやりきること、「朝の輪」が教育効果をあげている一方で、こうした積み重ねがあることを見逃してはならない。教師が先を見据えながら、児童と関わりを深めるとともに、その成長

を支援していることがわかる。

さらに、「朝の輪」のルールを家庭にも導入している児童もいる。家族と互いに話し合い、指導するよりも体験を通した気づきが大切である。

「朝の輪」は一種の儀式でもあり、厳粛な雰囲気の中で進行し、そこには真実のみが語られ、同時にそれをなかまが受け入れてくれる雰囲気で満たされている。司会者が「これで終わります」のメッセージでもって、教師の手に運営が戻される。

4 カッセル市における教育実践を日本の特別活動に生かすには

4.1 教育課程にみる「朝の輪」の立ち位置

「朝の輪」では、児童の振り返りを深め、互いに承認し合うことができる。自分自身についての自覚を高め、相手のことをも理解しようとする。しかも幅広く学級の全ての仲間を対象とする取組として、日本の教育活動を俯瞰してみても稀少である。特別活動における「朝の会」や「終わりの会」などは、日々継続して取り組まれているものの、こうした教育効果の高まりについての報告を耳にすることは稀である。

このことは、「朝の輪」に類似する取組の教育効果について、十分な検討がなされていないとも考えられる。例えば、いじめの問題を未然に防ごうとするのであれば、学級内の人間関係について風通しをよくする必要がある。つまり児童一人一人が、自然な雰囲気のもとで、互いに周りの意見を傾聴し受け入れたり、その一方で自分の考えを自分の言葉で表現したりする、こうしたやりとりを行う場の重要性についての認識を高めることが求められる。

4.2 学習指導要領がめざす「学級会活動」

学習指導要領において、学級活動の内容として、「(1)学級や学校の生活づくり」を取りあげている。その中で学級や学校における生活上の諸問題の解決を図るうえで、学級会での話し合いが効果的である。

しかし、学習指導要領解説には、「話し合う」というキーワードが「人間関係」などの出現数と比べると少ない。話し合いの題材としては、集団生活を送る中で生じる諸課題について、その解決を図ることがあげられる。さらに、生徒会や学校行事への参加や協力、組織や係活動の運営に関わる問題、学級の環境整備に関わる問題、などが続く。

このとき具体的な題材を設定し、学級会場で全ての児童生徒が参画して話し合いが進められる。その場において、教師は積極的に指導・援助を行うことが望ましいとしている。

さらに、学級内の組織づくりや仕事の分担処理を進めるうえでも、話し合いが教育効果を発揮する。題材としては、学級目標を設定したり組織づくり、仕事の役割分担やきまりを設定する、学級生活の充実に向けた工夫、などがあげられている。自分たちの学級をよりよいものにするために、主体的かつ自発的に活動を行うことで、自治的な行動の有り様を学ぶことになる。

4.3 民主的な「学級会活動」の可能性

日本における学級会活動の実情は、概ね低調傾向にある。児童生徒に対して自主的、自発的な話し合い場を設けるものの、教師が題材を設定する所に問題があるのではないだろうか。これは教師が題材を提起することを否定するものではなく、むしろそれを児童生徒が主体となって見出すことが大切であるとする。自分たちが不具合を実感したそのものを題材化することで、自分たちの学校生活を自らの手で改善していこうとする意識を高めることに繋がるはずである。

ドイツの Klassenrat（学級会）では、児童が学校生活を送る中で、気懸かりな内容を壁新聞に取りあげ、日常の諸問題について自分たちの手で解決しようとする所に特長がある。自分自身が不具合を感じたことを、仲間に呼びかけてその改善を自ら発信することで、学校という小さな社会の一員として、その生活環境を改善するために一石を投じる役割を果たすことになる。ただ、こうした自治的な活動は、日本の学級会活動においてはまだまだ未熟な段階にある。

そこで、まずは学級の雰囲気づくりに努めることが肝要である。児童生徒一人一人が学級内で疑問を感じたり、問題の改善を願う意見を自然に発信できる環境づくりに取り組みたい。児童生徒の居場所のある学級づくりを目指すことで、成員同士の関係性が強化され、仮に相手に善処を求める内容が提案されたとしても、話し合いが成立する。何が問題なのか、その理由を明確にしたうえで、互いに折り合える着地点を見出そうとする話し合いを目指すことが重要である。

お わ り に

ドイツでの学校調査を終えて、日本の学級会活動とは様相を異にして、自主的、自発的な側面を伸長させる取組を目の当たりにした。「壁新聞」を介して、学校生活における諸問題についても、学級の仲間を相手に改善を求める場合であっても、話し合いが成立するのである。このことは、自分たちの身の周りの諸問題について、自分たちの手で解決することへの当事者意識の高さを表している。学校という小さな社会において、民主的な話し合いを通して物事の解決を図り、より望ましい生活環境を創りあげようとする自治的な姿勢を養われている。

児童生徒の関係性を紡ぐ手だてとして教育効果をあげているのが、「朝の輪」の取組である。新学期にはゆるやかな関係性で始まる学級内における人間関係も、日々の実践の積みあげにより他者理解が進み、同時に仲間からの意見を聞き入れることで自己理解も深まる。躊躇することなく自然に自己開示をしている児童の姿が印象深い。

それでは「朝の輪」や「学級会」のよさを、日本の学級会活動において如何に生かすのかについて考察を進める。教師は題材を設定する際に、児童生徒の日常を十分に観察しながら問題点を斟酌することが重要である。児童生徒が、問題意識を高めている事柄に着目し、自

主的・自発的に発信し、それを自分のものにしてはじめて、その解決に向けた提案ができる。学級の一員としての当事者意識を高めることで、自分たちの学級のことは自分たちの手で、より良い環境を創りあげていくという自治な考え方が育まれる。

教師は、児童生徒の日常の観察に努め、彼らが諸問題について発信をしたり、仲間のよさを認め合う機会を設けたり、集団として一つの取組を創りあげたりと、あくまで主体を児童生徒に見据えた取組を実践することが、より望ましい学級づくりの第一歩になると考える。日々の「朝の会」や「終わりの会」では、めあての確認と振り返りをする絶好の時間である。

しかし、学校現場における現状は、連絡のみに終始する傾向にある。限られた時間ではあるが、継続して時間が確保されていることから、「朝の輪」の短縮版での実施も可能である。生徒のつぶやき、教師の語り、などを積みあげていくことにより、児童生徒どうしの心理的な距離が縮まり、引いては信頼関係の構築に繋がる。まずは、身近な取組の改善から取り掛かり、中でも学級会活動の場では、児童生徒が思いを出し合い、相互間で十分な話し合いを進めることで、解決に向けた重心を探すべく、主体的かつ自発的な活動を展開することで、民主主義を実践することができる。

参 考 文 献

- (1) Birte Friedrichs『KLASSEN RAT』(報告資料), 2010
- (2) Birte Friedrichs『Klassenrat』(プレゼンテーション資料), 2010
- (3) 中学校学級経営実務研究会『中学校学級経営ハンドブッケー楽しい学級話合い活動の創造』第一法規出版, 1995
- (4) 日本特別活動学会研究開発委員会『研究開発委員会調査から見えてきた特別活動改善の課題—調査結果の分析に基づく提言—』日本特別活動学会研究開発委員会, 2013
- (5) 宮川八岐『個性を生かす教育と集団指導』教育出版, 2003
- (6) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』東洋館出版社, 2008
- (7) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』ぎょうせい, 2008
- (8) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』海文堂, 2009
- (9) 武藤孝典『生徒指導を実現する学級活動』明治図書出版, 1991
- (10) 宇留田敬一『学級会活動の改造』明治図書出版, 1976

本研究は、桃山学院大学特定個人研究費（2010年度）および JSPS 科学研究費補助金（基盤研究(C) 研究課題番号：22531039）による研究成果の一部です。諸助成に対して感謝申し上げます。

なお、信州大学名誉教授武藤孝典氏のドイツ学校調査に同行させていただき、収集した各種資料について整理した内容も含む。また、同時通訳としてご尽力いただいた Annegret Bergmann 氏の両氏に感謝いたします。

(2013年12月24日受理)

Research on the State of Desirable Extracurricular Activities in Class

——Learning from Class Meetings used in the State of Hessen, Germany——

MATSUOKA Yoshiki

The aim of this research is to explore activities conducted at class meetings. Class meetings and morning circle activities are introduced based on school survey results in Germany. Children take part in activities independently and spontaneously. Talking among themselves about ways each can solve problems of school life helps each child develop a sense of belonging as a member of the class and deepens trust among all children. In such an atmosphere, children are better able to share their thoughts and opinions with others in the class. Being confronted with opposing viewpoints enables children to learn how to compete in order to improve.

In Japanese schools today, classroom discussion activities generally are not actively pursued. There could be benefits, then, to introducing in Japan classroom meetings and circle activities as those in Germany. Because few opportunities exist where children can foster interpersonal relations, it is important to provide a forum for them to express themselves on issues in their everyday life. At school, teachers need to be able to handle any problems in school life that children bring up at the class meetings. By adopting content that children in class find highly interesting, children tend to be more willing to take the initiative in improving the class. Optimal classroom discussion activities involve the active participation of each and every child. This atmosphere can better enable children to foster an awareness of autonomous activities in the small community-like setting of the classroom.

情報化社会における 近見視力検査の意義と有効性に関する研究

——小学生の視力・屈折・調節機能——

高 橋 ひ と み
川 端 秀 仁
衛 藤 隆

緒 言

学校保健安全法施行規則第6条において、学校では「幼児・児童・生徒は、毎学年定期的に視力を検査する」ことになっている。その方法や技術的基準については、「児童生徒の健康診断マニュアル」の中で、「学校における視力検査は、学習に支障がない見え方（視力）であるかどうかの検査である」と明記されている。すなわち、学習をする上で支障となる視力の障害ないし状態を、学年当初に把握し、異常や疾病の疑いがある子どもには医療機関を受診できるようにすることが健康診断時に行う視力検査の目的である。

政府はICT教育を推進し、「2019年度までに、全ての児童生徒に情報端末を配備する計画を打ち出している¹⁾」。すなわち、「学習に支障ない見え方（視力）」を検査するためには、「黒板の文字を判読する」遠見視力の検査に加えて「教科書・コンピュータ画面の文字を判読する」近見視力の検査が必要である。

高橋らは、現行の遠見視力検査では発見できない近見視力不良者の「割合」および「学習能率との関連」を報告し、近見視力検査の導入を提言してきた^{2)~7)}。

前報⁸⁾においては、2012年6月にA小学校で実施した遠見視力検査・近見視力検査・屈折

1) 読売新聞2013年6月29日付朝刊。

2) 高橋ひとみ、川端秀仁、衛藤隆、近見視力検査の導入に向けて（5）、眼科臨床紀要第5巻第5号、日本小児眼科学会、2012、pp 459-465。

3) 高橋ひとみ、『子どもの近見視力不良—黒板が見えても教科書が見えない子どもたち—』、農文協、2008。

4) 高橋ひとみ、近くを見る視力検査の意義と有効性について、健、第42巻第7号、日本学校保健研修社、2013、pp 40-42。

5) 衛藤隆、近見視力検査の意義、心とからだの健康、健学社、2013年10月号、p 9。

6) 前掲書5)、高橋ひとみ、教育現場で近くを見る視力の検査を行うために、pp 14-17。

7) 前掲書5)、大澤清二、下田敦子、ミャンマーにおける学校環境改善事業と近見視力検査、pp 18-23。

8) 高橋ひとみ、川端秀仁、衛藤隆、近見視力検査を進めるために（その1）—学校の視力検査の目的から近見視力検査の必要性を考える—、桃山学院大学人間科学第45号、投稿中。

キーワード：情報化社会、学習に支障がない見え方、視力検査、屈折検査、調節効率検査

検査・調節効率検査の結果から「学習に支障をきたす見え方」の実態を明らかにし「すべての子どもに学習の機会を保障する」ために、近見視力検査の必要性を検証した。

本稿においては、屈折度と調節機能を中心に解析し、「学習に支障をきたす見え方」の実態を明らかにしたので報告する。

方 法

2012年6月2日、千葉県内A小学校において、全児童837人を対象に、遠見視力検査・近見視力検査、屈折検査を実施した。これらの検査の1週間前に全児童に事前調査「視行動に関する質問紙調査」を行った。

遠見視力検査は、現在学校の定期健康診断で行われている「370方式」による簡易遠見視力検査である。具体的には、5メートル先の単一視標（「0.3」「0.7」「1.0」）を判別する方法で実施し、1眼でも「1.0未満」者を遠見視力不良者とした。

近見視力検査は、眼前30センチメートル先の近距離単一視標（「0.3」「0.5」「0.8」）を判別する簡易近見視力検査を実施し、1眼でも「0.8未満」者を近見視力不良者とした。近見視力不良の基準値は、湖崎克眼科医の先行研究「眼前の活字を読むのに必要な視力⁹⁾」に因る。

屈折検査は、オートレフケラトメータ（NVISION-K 5001 味の素トレーディング株式会社製）を使用した。屈折度分類基準値（表1）に従って、屈折異常分類を行った。

調節効率検査は $\pm 2.00\text{D}$ の球面レンズをフリップして、調節がスムーズに変えられるかの検査を行った。眼前30cmに近距離単一視標「0.7」を提示し、30秒間に何回回転し明視できるかの検査をした。まず両眼での検査を行い、引き続き、片眼ずつの検査をした。一般的には、3サイクル以上が調節良好者である。今回は、小学生には不慣れな検査のため、両眼検査で「30秒間に0回」者を調節効率不良者とした。

検査室および視標面の照度が適切であることを確認後、これらの検査を行った。

検査の結果、遠見視力不良者・近見視力不良者・調節効率不良者には事後措置として眼科医院受診を勧告した。

検査は、A小学校の養護教諭と担任教諭、川端秀仁眼科医、かわばた眼科視機能検査士（7名）および東京医薬専門学校視能訓練科教員（3名）と3年生（24名）が行った。

得られたデータは、SPSS（Ver19）により統計処理を行った。割合の比較には χ^2 検定、平均値の比較には平均値の差の検定を用い、有意水準を5%とした。

また、右眼と左眼は同傾向を示していたので、図は右眼のみを提示した。

結果と考察

質問紙調査および遠見視力検査・近見視力検査・屈折検査・調節効率検査の受検者は826

9) 湖崎克, 眼前の活字を読むのに必要な視力, 改定学校眼科新書, 東山書房, 1984, pp 67-72.

人（欠席者11人）であった。このうち片眼義眼（1人）を除いた825人（男児417人，女児408人）について統計処理を行った。学年別内訳は，1年生が124人，2年生が128人，3年生が136人，4年生が160人，5年生154人，6年生が123人であった。

前述のように，質問紙調査および遠見視力検査・近見視力検査・屈折検査の結果は，既に報告済み⁸⁾のため，以下に概要を示した。

本稿においては，屈折度・屈折異常分類と調節効率を中心に解析し，視力との関連を分析した。

1. 遠見視力不良と近見視力不良と屈折異常

前稿報告済の概要を以下に示す。

遠見視力不良者の割合は38.8%であった。日常視力検査を行ったから遠見視力の管理は行われているはずなのに，視力不良者の割合は高かった（図1）。すなわち，遠見視力の管理が行われていない子どもが多くいることが判明した。

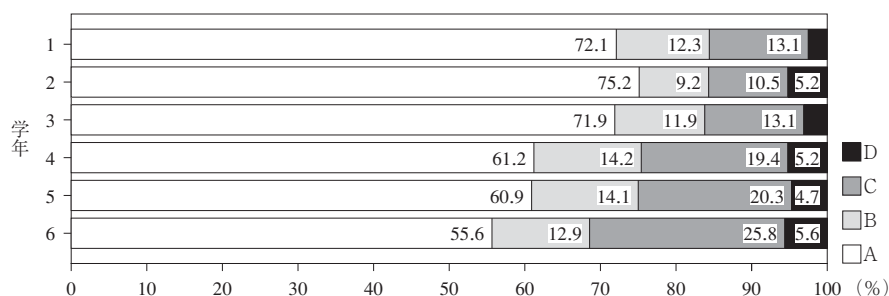


図1．学年と遠見視力（右眼）

近見視力不良者の割合は21.3%であった。低学年と高学年には，ほぼ同じ割合で近見視力不良者がいた。低学年の場合，眼軸が短いことによる遠視の存在が疑われるが，成長につれて眼球が大きくなり，近見視力不良者は減少すると考えられる。しかし，検査結果では，高学年の近見視力不良者の割合は低学年と同じくらいであった（図2）。

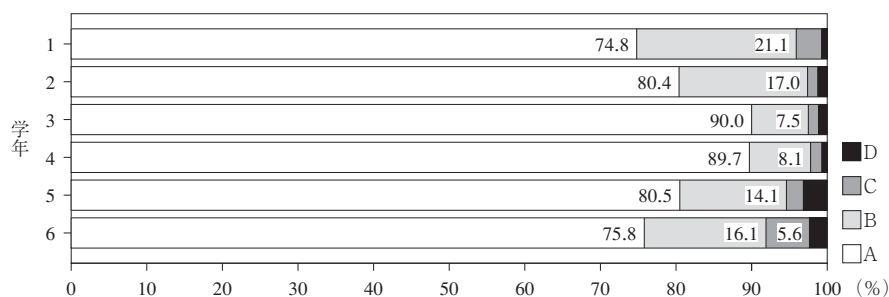


図2．学年と近見視力（右眼）

「遠見視力と近見視力の関連」では、「遠見視力・近見視力とも健常」眼は、高学年では約4割であった（図3）。学習をする上で支障となる視力の障害ないし状態を、学年当初に把握し、異常や疾病の疑いがある子どもには医療機関を受診できるようにすることが視力検査の目的であるにもかかわらず、視力不良者が占める割合が多かった。すなわち、視力の管理が行われていないことが示唆された。

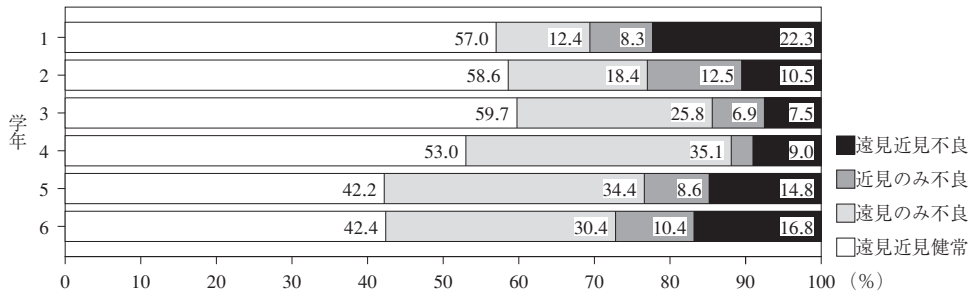


図3. 学年と遠見視力・近見視力（右眼）

また、屈折異常の分類によると、高学年では正視が占める割合が30%未満であった（図4）。さらに、乱視の割合も23.9%と多かったが、学年による違いは認められなかった。

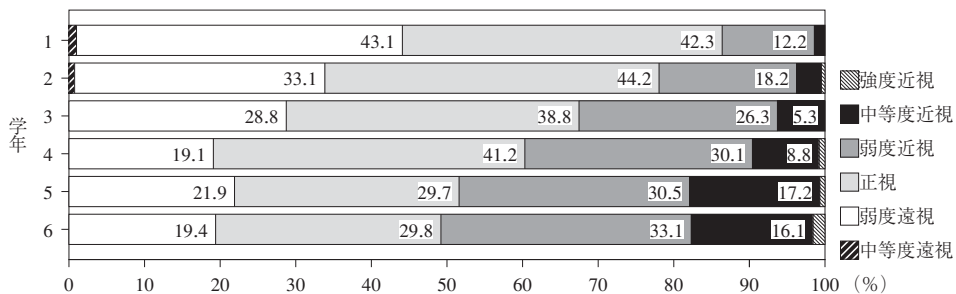


図4. 学年と屈折異常分類（右眼）

2. 屈折度

1) 裸眼屈折度

学年によって「裸眼屈折度に違いがあるか」をみた。

具体的には、学年毎の平均裸眼屈折度について「平均値の差の検定」を行なった。

学年別の平均裸眼屈折度と標準偏差は、1年生が -0.05 ± 0.94 D、2年生が -0.38 ± 1.23 D回、3年生が -0.57 ± 1.16 D、4年生が -0.82 ± 1.34 D、5年生が -1.21 ± 1.69 D、6年生が -1.34 ± 1.79 Dであった。

検定の結果、有意な差異（ $p < 0.05$ ）が認められた学年は、1年生と3年生・4年生・5年生・6年生の間、2年生は5年生・6年生との間、3年生は1年生・5年生・6年生との間、

間、4年生は1年生・6年生との間、5年生は1年生・2年生・3年生との間、6年生は1年生・2年生・3年生・4年生との間であった。

学年ごとの平均裸眼屈折度は、学年が上がるにつれて近視化しており（図5）、4年生以上の平均裸眼屈折度は弱度近視の屈折度（ $-0.75 \sim -2.75$ D）の基準値内にあった（表1）。

「4年生以降に近視が増加する」という一般的な説に合致する結果でもあった。

左眼も右眼と同傾向を示していた。

表1．屈折・乱視類別の基準値（D）

中等度遠視	+3.00～+5.75
弱度遠視	+0.25～+2.75
正視	$\pm 0 \sim -0.50$
弱度近視	$-0.75 \sim -2.75$
中等度近視	$-3.00 \sim -5.75$
強度近視	$-6.00 \sim -8.75$
乱視なし	cyl-0.50未満
弱度乱視	cyl-0.75～cyl-1.75
強度乱視	cyl-2.00以上

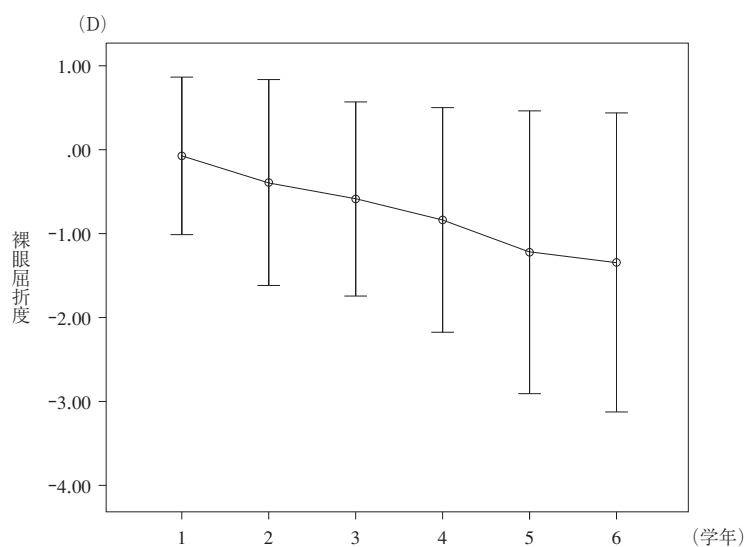


図5．学年と平均裸眼屈折度（右眼）

2) 日常屈折度

引き続き、日常屈折度を学年ごとに比較検討した。

眼鏡装用により、日常視力の管理が行われているかを確認するためであった。裸眼で日常生活を送っているものは裸眼屈折度を、眼鏡装用者は眼鏡度数を裸眼の屈折度から差し引いた残余屈折度を算出し、日常屈折度とした¹⁰⁾。そして、学年ごとに、日常屈折度の「平均値

の差の検定」を行なった。

学年別の平均日常屈折度と標準偏差は、1年生が -0.15 ± 0.95 D、2年生が -0.37 ± 1.14 D、3年生が -0.52 ± 1.03 D、4年生が -0.57 ± 0.87 D、5年生が -0.66 ± 1.05 D、6年生が -0.73 ± 1.00 Dであった。

有意な差異が認められた ($p < 0.05$) 学年は、1年生と3年生・4年生・5年生・6年生、2年生と6年生、3年生は1年生、4年生も1年生、5年生も1年生、6年生は1年生・2年生との間であった (図6)。

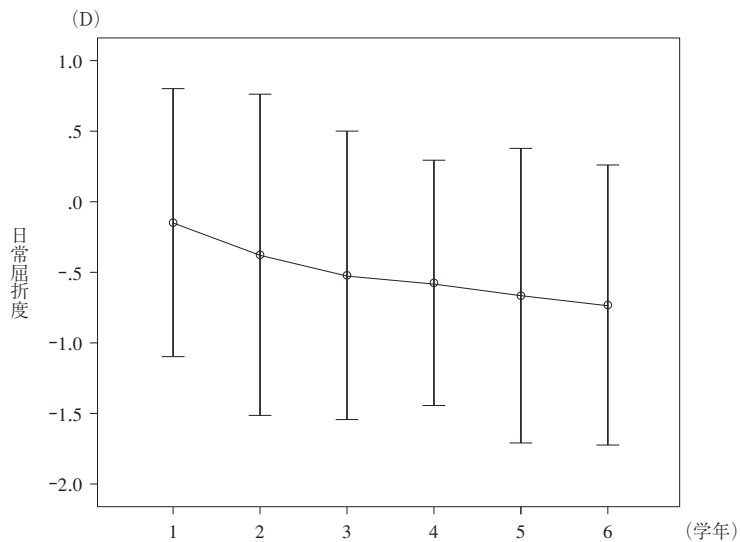


図6. 学年と平均日常屈折度 (右眼)

引き続き、学年ごとに、眼鏡装用により日常視力の管理が行われているかをみた。眼鏡装用者の割合は1年生が4.1%、2年生が5.2%、3年生が10.6%、4年生が15.4%、5年生が24.4%、6年生が26.6%であった。このうち、コンタクトレンズ装用者は4人 (3人は眼鏡と併用) であった。

学年ごとの裸眼屈折度と日常屈折度の「平均値の差の検定」の結果、1年生・2年生・3年生には有意な差異は認められなかったが、4年生では平均裸眼屈折度 -0.82 ± 1.34 Dが平均日常屈折度 -0.57 ± 0.87 Dに、5年生は平均裸眼屈折度 -1.21 ± 1.69 Dが平均日常屈折度 -0.66 ± 1.05 Dに、6年生は平均裸眼屈折度 -1.34 ± 1.79 Dが平均日常屈折度 -0.73 ± 0.996 Dへと、屈折度は有意に向上していた。すなわち、4年生・5年生・6年生では、眼鏡装用により裸眼屈折度が有意 ($p < 0.05$) に補正されていた (図7)。

しかしながら、図1が示すように、明らかに「眼鏡装用が必要」とされる遠見視力0.5未満が4年生では24.6%、5年生は25.0%、6年生は31.4%、存在していた。一方、「眼前の

10) 川端秀人, 梅沢竜彦, 高橋ひとみ, 衛藤隆, 小学生の視力・屈折・調節機能について (第2報), 日本学校保健眼科医会, 熊本大会抄録集, 2012, pp 1-5.

活字を判読するのに支障がある」とされる近視視力0.8未満は4年生では10.3%，5年生は19.5%，6年生は24.2%であった（図2参照）。

以上の結果から、「学習に支障がある見え方」の子どもが多く存在しており，さらに，視力補正を指導する必要があると考える。

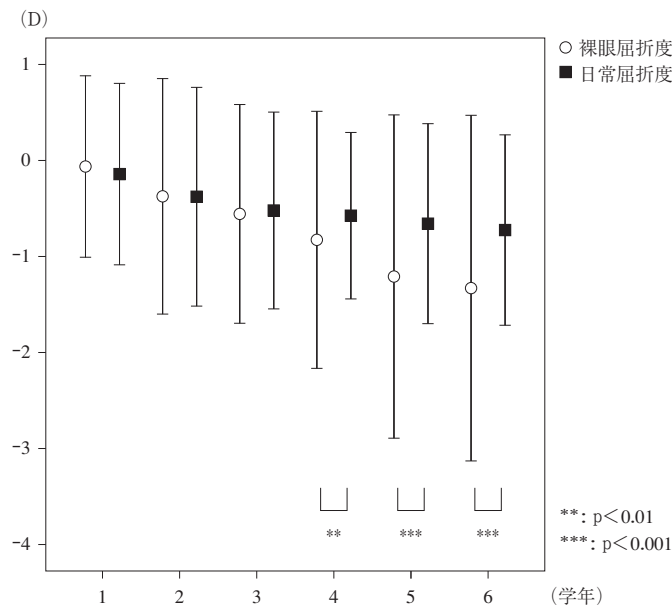


図7. 学年別と平均裸眼屈度・平均日常屈折度（右眼）

3. 調節効率

1) 学年と調節効率

調節効率検査の結果， ± 2.00 Dの球面レンズを3サイクル以上フリップできた調節効率正常者は51.2%であった。

学年によって「調節効率に違いがあるか」をみるために，学年別に調節効率回転数の「平均値の差の検定」を行なった（図8）。各学年の平均値と標準偏差は，1年生が 1.88 ± 1.06 回，2年生が 2.22 ± 1.21 回，3年生が 2.76 ± 1.25 回，4年生が 3.38 ± 1.28 回，5年生が 2.86 ± 1.44 回，6年生が 3.40 ± 1.55 回であった。有意な差異（ $p < 0.05$ ）が認められた学年は，1年生は3年生・4年生・5年生・6年生との間に，2年生も3年生・4年生・5年生・6年生，3年生は1年生・2年生・4年生・6年生，4年生は1年生・2年生・3年生，5年生は1年生・2年生，6年生は1年生・2年生・3年生との間であった。

以上の結果，小学1年生と2年生には有意な差異は認められなかったが，その後は，学年が上がるにつれて調節効率は有意に向上していることが示唆された。もっとも，5年生は，1年生・2年生よりは調節機能が向上しているが，他の学年との違いは認められなかった。

この要因については今後の課題としたい。

調節効率検査では、+2.00 D の球面レンズと -2.00 D の球面レンズをフリップし、何回明視できるかを検査する。このとき、+2.00 D 側で焦点を合わせる時間と、-2.00 D 側で焦点を合わせる時間とを計測した。計測できた687人の内訳は、+2.00 D 側で時間がかかる者が50.5%，-2.00 D 側で時間がかかる者が11.2%，両者に差がない者が38.3%であった。すなわち、調節緊張の状態を示すプラス側で時間のかかる児童が約50%もいることが判明した。調節緊張の状態が続くと調節機能が低下し、焦点を合わせることが困難になり、視力不良を招くことが懸念される。

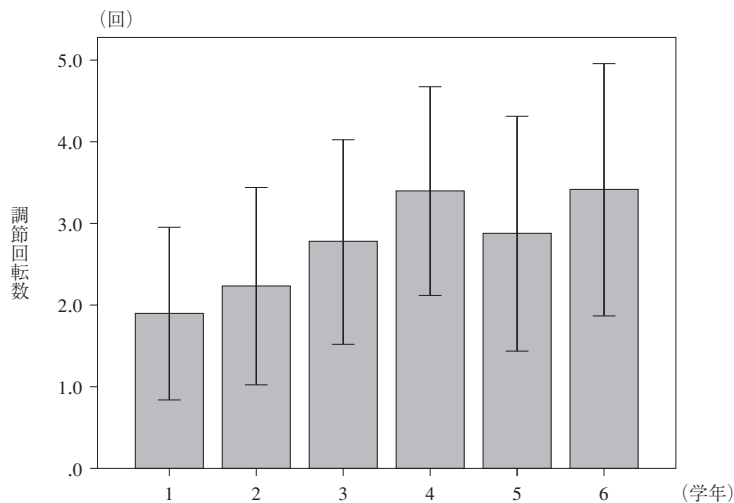


図8. 学年と調節効率回転数

2) 遠見視力と調節効率

遠見視力と調節効率に関連があるかをみた。

遠見視力のレベル別に調節効率回転数の「平均値の差の検定」を行った。A群の平均調節回転数と標準偏差は 2.88 ± 1.39 回，B群は 2.67 ± 1.43 回，C群は 2.47 ± 1.33 回，D群は 1.93 ± 1.58 回であった（図9）。検定の結果，有意な差異が認められたのは，A群とD群，B群とD群であった。すなわち，遠見視力A群は調節効率が良いが，遠見視力D群は調節効率が良くないことが示唆された。

調節効率は遠見視力に関与していることが伺われる結果であった。

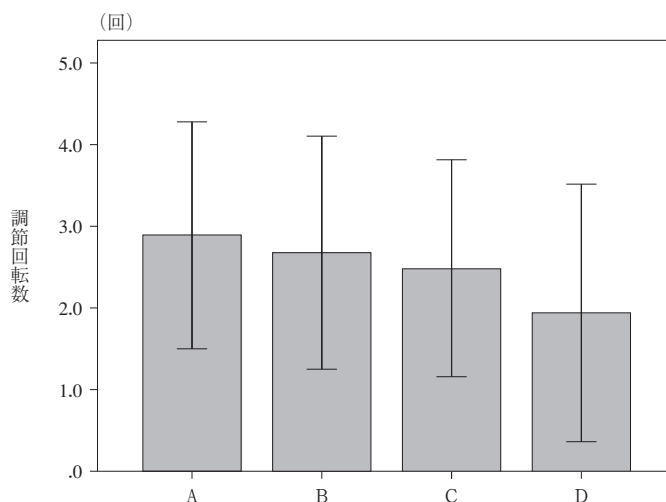


図9. 遠見視力（右眼）と調節効率回転数

3) 近見視力と調節効率

引き続き、近見視力と調節効率の関連をみた。近見視力別に調節効率回転数の「平均値の差の検定」を行った。A群の平均調節回転数と標準偏差は 2.81 ± 1.40 回、B群は 2.47 ± 1.36 回、C群は 2.26 ± 1.65 回、D群は 2.33 ± 1.78 回であった（図10）。検定の結果、A群とB群間に有意な差異が認められた。すなわち、近見視力A群はB群よりも調節効率が良いことが示唆された。調節効率は近見視力に関与していることが示された。

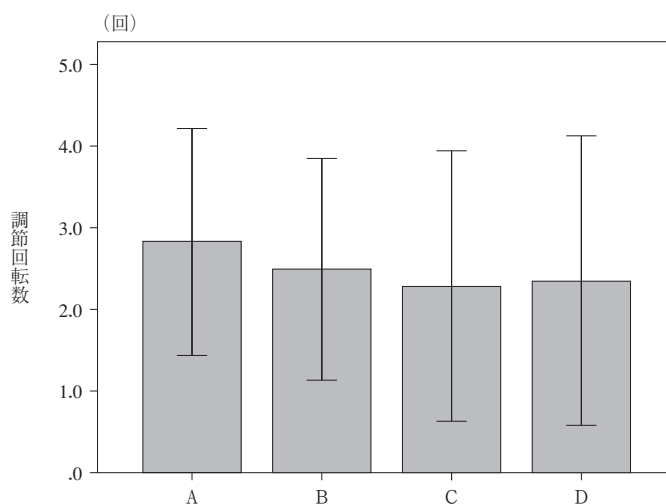


図10. 近見視力（右眼）と調節効率回転数

4) 屈折異常と調節効率

中等度遠視は0.2%（2眼）、強度近視は0.6%（5眼）と少数のため、統計から除外して、

弱度遠視（228眼）・正視（313眼）・弱度近視（206眼）・中等度近視（71眼）の4群について調節効率回転数の「平均値の差の検定」を行なった。弱度遠視の平均調節回転数と標準偏差は 2.81 ± 1.39 回，正視は 2.75 ± 1.44 回，弱度近視は 2.61 ± 1.26 回，中等度近視は 2.95 ± 1.62 回であった（図11）。

検定の結果，4群間に有意な差異は認められなかった。

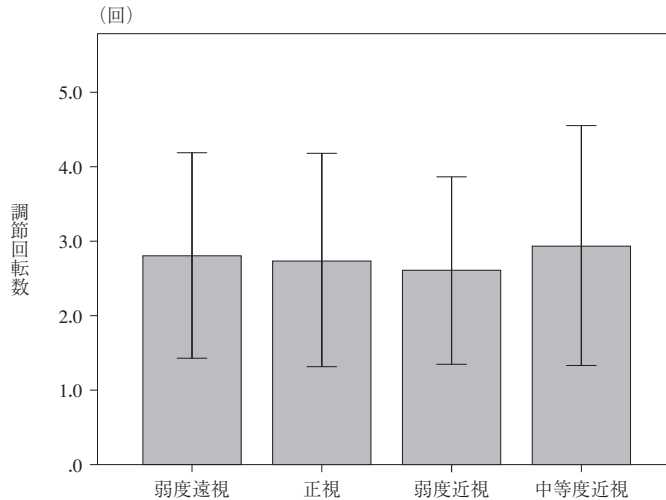


図11. 屈折異常分類（右眼）と調節効率回転数

5) 日常屈折度と調節効率

引き続き，調節効率回転数別に「日常屈折度に違いがあるか」をみたが，有意な差異は認

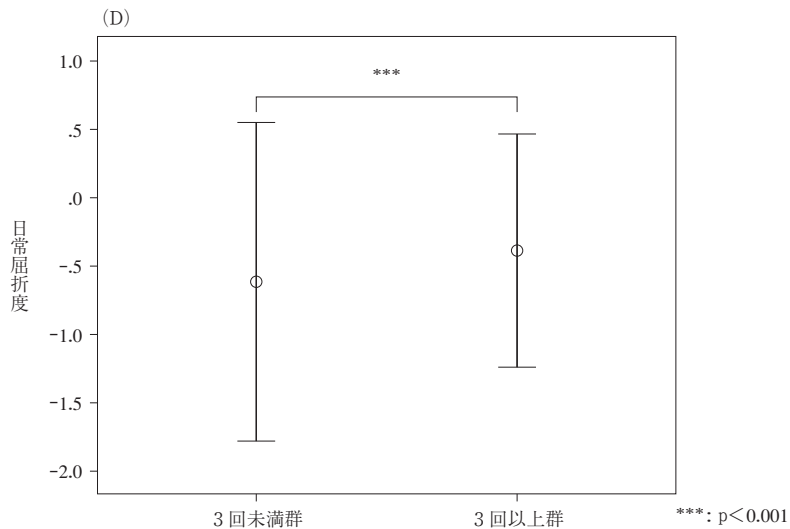


図12. 調節効率回転数と日常屈折度（右眼）の関連

められなかった。そこで、調節効率正常とされる3サイクル以上群（417人）と3サイクル未満群（397人）に分けて「日常屈折度に違いがあるか」をみた。

その結果、3サイクル未満群の平均日常屈折度と標準偏差は -0.62 ± 1.17 D、3サイクル以上群は -0.39 ± 0.86 Dで、両群には有意な差異（ $p < 0.05$ ）が認められた。調節良好群の方が平均日常屈折度も良好であった。

すなわち、調節効率と日常屈折度には関連があることが示唆された。

結 論

これまで、視力検査・質問紙調査・屈折検査の結果から現行の遠視視力検査のみでは救済されない近視視力不良の子どもの存在・その割合・学習上の負担を報告してきた。本稿においては、小学生の屈折検査と調節効率検査から「学習に支障をきたす見え方」の子どもの存在を明らかにした。

屈折検査の結果、学年が上がるにつれて、裸眼屈折度は近視化していた。そして、4年生以上の平均裸眼屈折度は近視の屈折度基準値の範囲内にあった。そこで、眼鏡装用により日常視力の管理は行われているかを分析した。その結果、4年生以上は、眼鏡装用により屈折度が補正されていたが、明らかに眼鏡装用が必要と思われる遠視視力0.5未満が、4年生以上にいることが分かった。さらに、「眼前の活字を判読するのに支障がある」とされる近視視力0.8未満が4年生以上にいた。すなわち、現行の視力検査のみでは管理されない「学習に支障がある見え方」の子どもが多く存在していることが判明した。

調節効率検査の結果、調節効率不良者は約50%であったが、学年が上がるにつれて、調節効率は向上していた。しかし、調節効率が良好でも「眼前の活字を見る時」に調節緊張状態の児童が約50%いることも明らかになった。調節緊張状態が継続すると調節機能が低下する。そして、焦点を合わせることが困難になり視力低下を招く。

本稿においても、調節効率不良と遠視視力不良・近視視力不良との関連が示唆された。

また、調節効率と屈折度の関連では、調節効率良好群は日常屈折度も良好であった。

以上の結果、「学習に支障がある見え方」の子どもが多く存在していることが確認された。しかしながら、スクリーニングとして行われている学校の視力検査に屈折検査や調節効率検査を導入することは、技術面でも費用の点からも困難を伴う。近視視力検査なら現行の遠視視力検査との違いは距離と視票のみなので、容易に実施可能である。また、前稿で触れたように、遠視視力検査では発見されないが多数存在している弱度遠視の発見に近視視力検査は有効である。

政府はICT教育を推進し、2019年度までに全ての学校において、一人一台のパソコンを使った学習を計画している。学校教育を円滑に進めるためには、これまでの「黒板の文字を判読する」遠視視力に加えて、「教科書・コンピュータ画面の文字を判読する」近視視力は欠くことができない視力となる。学校の視力検査の目的である「学習に支障ない見え方（視

力)」の検査には、近見視力の検査が必要である。

ICT教育を推進するうえで、教育現場での近見視力検査の実施は必要不可欠な条件と考える。

謝辞

遠見視力検査・近見視力検査・屈折検査・調節機能検査および質問紙調査に御協力をいただきましたA小学校教職員ならびに児童・保護者の皆様、そして、眼科視能検査師と東京医薬専門学校視機能学課教師および生徒の皆様に感謝いたします。

本研究は平成24年度科学研究費補助金および2012年度桃山学院大学特定個人研究費交付による研究課題「情報化社会に求められる小児期の視力検査のあり方に関する研究」の成果報告である。

参考文献

- 衛藤隆「近見視力検査の意義」『心とからだの健康』健学社，2013年10月号，p 9.
- 大澤清二，下田敦子「ミャンマーにおける学校環境改善事業と近見視力検査」『心とからだの健康』健学社，2013年10月号，pp 18-23.
- 川端秀人，梅沢竜彦，高橋ひとみ，衛藤隆「小学生の視力・屈折・調節機能について（第2報）」『日本学校保健眼科医会』熊本大会抄録集，2012，pp 1-5.
- 湖崎克「眼前の活字を読むのに必要な視力」『改定学校眼科新書』東山書房，1984，pp 67-72.
- 高橋ひとみ，川端秀仁，衛藤隆「近見視力検査の導入に向けて（5）」『眼科臨床紀要』第5巻第5号，日本小児眼科学会，2012，pp 459-465.
- 高橋ひとみ『子どもの近見視力不良—黒板が見えても教科書が見えない子どもたち—』，農文協，2008.
- 高橋ひとみ「近くを見る視力検査の意義と有効性について」『健』第42巻第7号，日本学校保健研修社，2013，pp 40-42.
- 高橋ひとみ「教育現場で近くを見る視力の検査を行うために」『心とからだの健康』健学社，2013年10月号，pp 14-17.
- 高橋ひとみ，川端秀仁，衛藤隆「近見視力検査を進めるために（その1）—学校の視力検査の目的から近見視力検査の必要性を考える—」『桃山学院大学人間科学』第45号，投稿中.

（2014年1月6日受理）

Significance and Effectiveness of Near Visual Acuity Test in Information-Oriented Society —A Study of Visual Acuity, Refraction and Accommodative Efficiency in Primary School Students—

TAKAHASHI Hitomi
KAWABATA Hidehito
ETO Takashi

Visual acuity, refraction and accommodation were tested in 837 primary school students in Chiba Prefecture, in June 2012.

The previous study reported correlation between ametropia and far/near visual acuity.

The purpose of this study was to show correlation between refractivity, accommodation and far/near visual acuity.

The results show that the higher the school grade, the lower the ratio of hyperopia and the higher the ratio of myopia.

According to the refraction test results, the higher the school grade, the more myopic is the uncorrected visual field. Additionally, it was found that uncorrected refractivity of 4th graders and above was within the myopic range.

The study also investigated whether or not student visual acuity was properly managed in daily life through spectacle wear. The results indicated that 4th graders and above wear corrective glasses.

According to the accommodative test results, 50.5% of the students (417 persons) showed normal accommodation.

The higher the school grade, the higher the number of adjustment revolutions required. This means that accommodation improves with age.

Regarding the relation between far visual acuity and accommodation, the poor far visual acuity group showed less numbers of revolutions for adjustment. It was concluded that accommodative efficiency was correlated with far visual acuity.

Similarly, the poor near visual acuity group showed less numbers of revolutions for adjustment. It was concluded that accommodative efficiency was correlated with near visual acuity.

It was also confirmed that in approximately half the students, accommodation was in a strained state in daily life. Continued strain can weaken accommodative function, causing difficulty in focusing and leading to poor visual acuity.

These test results revealed that many students had visual acuity that “could cause problems with learning.”

〔共同研究：産学官連携による地域活性化に関する研究〕

東アジアの食料貿易における新動向と課題

——日中間の野菜貿易を中心に——

大 島 一 二

1. は じ め に

本共同研究においては、「産学官連携による地域活性化に関する研究」というテーマのもとに、とくに大阪府・京都府、和歌山県等の地元地域の食品中小企業の香港・台湾等の食品展示会への出展を支援し、地域の特産物を海外に周知させるとともに、地域経済の活性化を図ろうと計画・推進している。このテーマのもとで、本稿の目的は、近年の東アジアの食料貿易の実態について統計数値をもとに分析し、日本および東アジア地域の食料貿易の基礎的な情報を整備することにある。とくに本稿では、現在の日本の食料輸入、とくに野菜輸入の近年の変化を中心に検討する。さらに日本向けの主要輸出国である中国・東南アジア諸国等の輸出国・地域の輸出動向との関連にも注目しつつ、以下の点を中心に明らかにすることである¹⁾。

①近年の日本の野菜輸入相手国および品目の特徴を明らかにすること。

②中国の野菜産地の動向と主要野菜輸出相手国構成の変化を明らかにすること。

③さいごに、①と②の結果に基づいて、世界有数の食料輸入国である日本の輸入動向と輸出国産地の動向がどのような関連をもっているのか、とくに2000年代に複数回発生した食品安全問題の影響と、その後の動向について検討する。

本稿において日本の食料輸入動向と中国等の輸出国の動向の関連に注目するのは、以下の要因による。

- ① 1990年代以降、日本では、野菜の輸入が拡大趨勢にあったが、2000年代に入り、とくに中国産野菜の食品安全問題の発生による一時的な輸入の急減も発生した。こうした動向によって、中国の産地では輸出増大による価格の上昇、一方で急落による輸出企業の倒産などが発生し、野菜等の産地の経済にも大きな影響を与えていること。
- ② 2000年代前半の中国における食品安全問題（とくに残留農薬問題）の発生を背景に、日本側は検査項目の増加、ポジティブリスト制の導入等の輸入検査（とくに残留農薬

1) 本稿は、桃山学院大学共同研究プロジェクト（地域連携）「産学官連携による地域活性化に関する研究」13連230による研究成果の一部である。

キーワード：食料貿易、日本・中国、野菜、食料自給

検査)の強化を実施したが、この措置がその後の貿易の拡大に一定の影響を与えていること。

この①・②の事案の影響により、中国の産地では、2000年代後半に至り、貿易額の大きな変動、貿易検査での問題発生等を嫌う中国側輸出企業のいわゆる「日本離れ」が発生し、東南アジアやEU向けの輸出が拡大するなど、日本側の輸入に影響を与えている。しかも、この「日本離れ」現象は、2011年の福島第一原子力発電所事故による日本国内の野菜供給の減少問題とも相まって、日本の長期的な食料供給への影響が懸念される。

いうまでもなく、当初から輸入国・輸出国の双方向からの要因が複雑に相手側に影響を与えるという事態は想定できるが、近年の日中間の食料貿易は、こうした状況が顕著に進展していると考えられる。また、両国の動向が異なる場合は、将来的に日本の必要食料を確保する際に問題が生じる可能性も否定できない。こうした点も論点の一つとなろう。

また、本稿において、多様性を有する食料貿易品目の中で野菜を中心に検討するのは、日本における野菜の輸入が以下のような特徴を有しており、現在の日本の輸入食料における一つの代表例と考えられるためである。

- ① 後に詳述するように、日本の野菜輸入は、1980年代まではその規模がごく限られたものであったのにたいして、1990年代以降大きく増加し、自給率の低下が比較的急速であること。また、野菜の場合、一般に農作物の中でもとくに労働集約的な作物であるという特徴を有していることから、主に農業労働力の不足等により、すでにかんりの規模の産地の縮小が発生しているが、今後予想されるいっそうの農業労働力の減少により、将来にわたって国内生産の縮小、輸入の拡大が懸念される作物であること。
- ② すでにふれてきたように、輸入野菜の場合、2000年代初頭に主に中国産の輸入冷凍野菜・生鮮野菜において残留農薬問題等の食品安全問題等が頻発し、日中両国において大きな社会問題となった。この事態から、供給国における生産・輸出体制の再編を招来するなど、輸入国と輸出国の消費・生産動向が比較的強くリンクしている状況が理解できる。つまり、日本向け輸出および日本の輸入企業による、輸出国での生産・調製管理が比較的徹底しているなど輸出国と輸入国の関係が緊密である品目であること。
- ③ 野菜では、その輸入形態において、たんに生鮮品輸入に限定されず、冷凍野菜・乾燥野菜・塩蔵野菜・ジュースなど、様々に加工された形態でも輸入されるため、生鮮品輸入と加工品輸入の両者の特徴を備えていること。

本稿では、こうした諸点にもとづいて、野菜を中心に、日本の食料輸入の現状と問題点を、輸入国の輸入動向の変化と輸出産地の生産動向が相互に与える影響を検討し、さらに、ここ数年顕著になっている東アジア、とくに日中間の食料貿易をめぐる新動向について明らかにしたい。

2. 近年の日本の農産物輸入の推移と野菜輸入

(1) 近年の日本の食料輸入の推移

戦後の日本の食料自給率は、ほぼ一貫して低下してきた。これは、いうまでもなく日本国内の農業生産の縮小と、輸入農産物の増加によるものである。

1960年代に小麦、大豆、飼料などから本格化した日本の農産物輸入は、その後徐々にその程度を深め、1980年代には牛肉、オレンジ等の果実、水産物の輸入が急増し、そして現在では野菜、花卉、さらには米におけるミニマムアクセス制の導入によって、制限付きとはいえ、ついに米の輸入にまで拡大するなど、まさに農産物総輸入依存時代の到来といっても過言ではない。

輸入拡大と国内農業の縮小の結果、カロリーベースの総合食料自給率は、1965年に70%以上の水準にあったものが、2000年代前半には実に40%代に低下しており、2011年には39%に低下している。また、生産額ベースの総合食料自給率も同様に、1965年の86%から2011年には66%へと低下している。さらに、主食用穀物自給率も1965年の80%から2011年には59%へといずれも大きく低下しているのである（第1表参照）。

第1表 主食用穀物自給率、供給熱量総合自給率、生産額ベースの総合食料自給率の推移

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
主食用穀物自給率 (%)	80	74	69	69	69	67	65
供給熱量総合食料 自給率 (%)	73	60	54	53	53	48	43
生産額ベースの総 合食料自給率(%)	86	85	83	77	82	75	74

	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
主食用穀物自給率 (%)	60	61	60	60	61	58	59	59
供給熱量総合食料 自給率 (%)	40	40	39	40	41	40	39	39
生産額ベースの総 合食料自給率(%)	71	69	68	66	65	70	70	66

資料：農林水産省編（2013）89ページ。

こうした食料自給率の低下にたいして、日本の農林水産省も食料自給率の向上などを目指して1999年に「食料・農業・農村基本法」（いわゆる新農業基本法）を策定し、近い将来に45%程度にまで高めたいとの方針が示された。しかし、その後の長期不況による安価な輸入農産物の需要増大、さらには2011年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による産地への影響、風評被害の拡大などにより、実態としては輸入農産物への依存はむしろ深まる方向で推移している。こうした状況は、2010年には食料自給率が40%を割り込み、今後さらに

低下傾向を示すと予想されていること、さらに日本の農産物輸入額が、1990年の7.28兆円から、2011年の8.07兆円へと増加傾向にあることから裏付けられよう。なお、日本の2009年の農産物輸出額は約30億ドル、これにたいして農産物輸入額は約505億ドルであることから、輸入額から輸出額を差し引いた農産物純輸入額はおよそ474億ドルとなり、日本は1984年以降、約30年にわたって世界最大の農産物純輸入国となっている²⁾。

このように、日本は世界にまれにみる食料輸入大国となっているのが実態であり、この結果、日本は食料輸出国の農業生産・輸出動向には大きな注意を払わざるを得ないと考えられる³⁾。

(2) 野菜輸入の推移

こうした、農産物全般の自給率低下の中で、野菜の自給率もその例外ではなく、近年顕著に低下している。つまり、1980年代までは、年間50万トン程度の、限られた輸入規模であったのにたいし、1990年代に入ると、年間100万トンに急増し、さらに2000年以降は年間300万トン前後の高い水準に達するなど、輸入量は急速に増大してきた。これとほぼ軌を一にして国内の野菜生産量も年間1,700万トン弱から1,200万トン弱へと大きく減少してきたことから、現在では総消費量の約2割を輸入に頼っているのが実態である（第2表参照）。この野菜自給率の水準は、日本の他の輸入農産物との比較では大幅に低いというものではないが、農業労働力不足等による国内野菜産地の縮小と国内生産量の減少、さらには野菜自給率の低下が非常に急速である点には注意を払うべきであろう。

第2表 日本の野菜の輸入量、国内生産量、自給率の推移
(千トン, %)

年	輸入量	国内生産量	国内消費仕向量	自給率
1960	16	11,723	11,739	99.9
1965	42	13,467	13,509	99.7
1970	98	15,316	15,414	99.4
1975	230	15,872	16,102	98.6
1980	495	16,633	17,128	97.1
1985	866	16,606	17,472	95.0
1990	1,551	15,843	17,394	91.1
1995	2,628	14,671	17,299	84.8
2000	3,124	13,702	16,826	81.4
2005	3,367	12,482	15,849	78.8
2010	2,782	11,728	14,510	80.8

資料：農林水産省資料、財務省貿易統計から作成。

2) 農林水産省編（2012）『平成23年度 食料・農業・農村白書』166ページ。

3) 日本の農産物輸入額を輸入相手国・地域別にみると、アメリカが26%を占め、次いでASEAN17%、EU15%、中国11%、オーストラリア7%、カナダ6%となっている。この上位6か国・地域で農産物輸入額の約8割を占めており、一部の国・地域への依存が高いことがわかる。

このように、日本の輸入が急増した時期は、後に述べるように、野菜の最大の輸入相手国である中国の野菜産地において、とくに1990年代において急速に日本向け野菜輸出システムが構築されていった時期と符合している⁴⁾。この時期以降、中国の主要な輸出向け産地である山東省、福建省などにおいては、主に日本向けの野菜生産農場等が形成され、輸出システムが構築されてきた。ここで、主要な役割を果たしたのは日本の商社と種苗会社である⁵⁾。

野菜の総輸入量は第3表に示したように、1990年の109.2万トンから、1995年212.3万トン、2000年の256.0万トンへとわずか10年間で倍以上に急増した（この数値は、注5で述べる野菜の分類①～⑧の合計）。しかし、2000年代に入ると、残留農薬問題等の食品安全問題が顕在化し、輸入量は大きく変動している（この点については後述する）。

（3）日本の野菜主要輸入相手国

では、日本の輸入野菜は主にどの地域から輸入されているのだろうか。

第3表は2006年以降の日本の野菜輸入量（総輸入量）⁶⁾の推移と、主要輸入相手である中国（輸入量第1位）とアメリカ（同、第2位）からの輸入量の推移を示したものである。

第3表 日本の野菜輸入（全体量）の推移と構成比 （トン，％）

	中 国		ア メ リ カ		中国・アメリカの計		総輸入量	
2006年	1,621,938	58.2	505,446	18.1	2,127,384	76.3	2,787,104	100.0
2007年	1,413,584	56.4	465,775	18.6	1,879,359	75.0	2,506,416	100.0
2008年	1,150,353	50.8	470,768	20.8	1,621,121	71.6	2,263,396	100.0
2009年	1,098,415	50.3	461,109	21.1	1,559,524	71.4	2,184,898	100.0
2010年	1,284,345	51.4	545,790	21.8	1,830,135	73.3	2,498,326	100.0
2011年	1,409,975	51.9	586,711	21.6	1,996,686	73.4	2,718,490	100.0

資料：財務省貿易統計から作成。

第3表からは、以下の2点の特徴が読み取れる。

- ① 日本の野菜輸入は、2008年、2009年前後に、食品安全問題（いわゆる「毒餃子事件」）の発生によって一時大きく減少したが、その後日本の国内生産の減少や安価な輸入野菜へのシフト等の要因もあり回復傾向にある。現在、ほぼ年間270万トン前後の水準で推移している。
- ② 主要輸入相手国である中国とアメリカの合計は、全体の4分の3を占めており、この比率は総輸入量の増減があってもほぼ一定である。

続いて第4表は、第3表の野菜輸入量（総輸入量）の内訳を、主要な生鮮野菜、冷凍野菜、塩蔵野菜、乾燥野菜、トマト加工品の5種に限ってみたものである（この5種合計で全体の

4) こうした中国産地における動向について詳しくは、大島一二編著（2007）参照。

5) この点について詳しくは、大島一二編著（2007）参照。

6) ここでいう「野菜」の概念としては、大別して、①生鮮野菜、②冷凍野菜、③塩蔵野菜、④乾燥野菜、⑤酢調製野菜、⑥トマト加工品、⑦その他調製野菜、⑧その他、に分けられる。第3表は①～⑧の合計である。

第4表 日本の野菜輸入（生鮮野菜・冷凍野菜・塩蔵野菜・乾燥野菜）の推移と構成比
（トン，％）

	中 国		アメリカ		中国・アメリカの合計		合 計	
生鮮野菜								
2006年	604,173	63.2	119,562	12.5	723,736	75.7	956,169	100.0
2007年	446,360	62.0	72,757	10.1	519,117	72.2	719,468	100.0
2008年	329,393	54.6	71,977	11.9	401,370	66.6	602,733	100.0
2009年	338,288	55.0	71,226	11.6	409,514	66.6	615,271	100.0
2010年	458,773	55.9	132,075	16.1	590,848	72.0	820,594	100.0
2011年	518,830	56.7	151,132	16.5	669,963	73.2	914,982	100.0
冷凍野菜								
2006年	396,372	46.2	291,250	34.0	687,622	80.2	857,098	100.0
2007年	389,155	45.8	295,157	34.7	684,312	80.5	850,177	100.0
2008年	321,860	40.4	304,582	38.2	626,442	78.6	797,208	100.0
2009年	312,796	39.9	307,770	39.2	620,566	79.1	784,172	100.0
2010年	345,490	40.5	333,147	39.1	678,637	79.6	852,547	100.0
2011年	386,302	41.9	344,608	37.4	730,911	79.2	922,518	100.0
塩蔵野菜								
2006年	140,419	88.7	26	0.0	140,445	88.7	158,389	100.0
2007年	124,057	86.4	13	0.0	124,070	86.5	143,516	100.0
2008年	105,116	79.1	15	0.0	105,131	79.1	132,843	100.0
2009年	88,441	79.5	15	0.0	88,456	79.5	111,266	100.0
2010年	88,940	80.0	29	0.0	88,969	80.0	111,222	100.0
2011年	90,743	84.6	15	0.0	90,757	84.6	107,258	100.0
乾燥野菜								
2006年	43,826	85.9	4,845	9.5	48,671	95.4	51,007	100.0
2007年	43,775	86.1	4,602	9.1	48,377	95.2	50,827	100.0
2008年	41,117	84.5	5,005	10.3	46,121	94.7	48,679	100.0
2009年	38,287	84.4	4,868	10.7	43,155	95.2	45,352	100.0
2010年	38,224	83.1	5,255	11.4	43,479	94.5	46,017	100.0
2011年	38,286	83.0	5,072	11.0	43,357	94.0	46,103	100.0
トマト加工品								
2006年	49,687	23.5	24,632	11.7	74,320	35.2	211,090	100.0
2007年	54,840	25.5	23,260	10.8	78,100	36.4	214,696	100.0
2008年	50,490	23.3	25,238	11.6	75,728	34.9	216,974	100.0
2009年	41,075	20.7	25,916	13.0	66,991	33.7	198,810	100.0
2010年	38,906	18.6	26,336	12.6	65,242	31.1	209,553	100.0
2011年	45,348	19.4	28,193	12.0	73,541	31.4	234,086	100.0

資料：財務省貿易統計から作成。

81.8％，2011年）。これによれば，5種の輸入量の推移は，トマト加工品を除いてほぼ同傾向を示しており，中国とアメリカではほぼ7割から9割を占めている。この2カ国が日本への主要野菜供給国であると考えて差し支えないであろう。

さらに，生鮮野菜に限って，輸入相手国・地域をさらに細かく見た表が第5表である。こ

の表からは中国、アメリカの他に、ニュージーランド、メキシコからの輸入も一定水準に達していることがわかる。

第5表 日本の生鮮野菜輸入相手国・地域構成（2011年）
（トン，％）

	輸入量	比 率
合 計	914,982	100.0
中 国	518,830	56.7
アメリカ	151,132	16.5
ニュージーランド	88,315	9.7
メキシコ	74,489	8.1
韓 国	24,148	2.6
台 湾	17,482	1.9
オーストラリア	12,041	1.3
タ イ	10,621	1.2

資料：財務省貿易統計から作成。

こうした中国とアメリカの高いシェアは、どのような推移を経て形成されたのか。

第6表は、生鮮野菜輸入量の中国の推移を示したものである。この表からは、中国のシェアが1995年には20.7%に過ぎなかったものが、2005年には63.1%に達し、その後も50から60%程度のシェアを維持していることが理解できる。なお、野菜全体では、中国のシェアは、1994年35.3%，2000年45.1%，2003年52.2%，2006年58.2%，2011年51.9%と全体の3分の1から増加し、現在は2分の1をこえる水準である。これらの数値から、1990年代後半から2000年代の初めに中国産のシェアが急速に高まったことが読み取れよう。

では、この時期の中国の野菜の生産状況はどのようなものであったのであろうか。次の節でみてみよう。

第6表 生鮮野菜輸入量の推移と中国のシェア
（トン，％）

年	総輸入量	中国からの輸入量	中国の比率
1995	737,841	152,644	20.7
2000	971,116	363,216	37.4
2005	1,125,200	709,928	63.1
2006	956,169	604,173	63.2
2007	719,468	446,360	62.0
2008	602,733	329,393	57.4
2009	615,271	338,288	55.0
2010	820,594	458,773	55.9
2011	914,982	518,830	56.7

資料：財務省貿易統計から作成。

3. 中国の野菜輸出の現状

さて、ここまでみてきたように、日本の野菜輸入における中国のシェアの高まりが顕著であったが、一方で、中国の野菜生産と輸出はどのような構造になっているのであろうか。

(1) 中国における野菜生産の拡大と輸出の増大

1978年の改革・開放政策実施以降、中国では比較的収益性の高い野菜生産に参入する農家が増加し、野菜生産は拡大を続けた。また、前述したように、1990年代後半以降、中国の主要な輸出向け野菜産地である山東省、福建省などにおいては、主に日本向けの野菜生産農場等が形成され、野菜生産（とくに輸出向け野菜生産）はいっそうの拡大を遂げてきた。

第7表は中国の野菜作付面積と生産量の推移を示したものである。またこの表には主要輸出地域である山東省の作付面積と生産量も付記している。この表によれば、中国の野菜生産は1990年～2010年の20年間に作付面積で3.0倍、生産量で3.7倍に急増していることがわかる。作付面積からみると、中国のすべての農産物の中で最も伸び率の高い作物である。

第7表 中国の野菜作付面積と生産量の推移

年	全国		山東省		生産量における 山東省のシェア (%)
	作付面積 (万 ha)	生産量 (万トン)	作付面積 (万 ha)	生産量 (万トン)	
1990	6338	17603	—	—	
1995	9515	26089	—	—	
1996	10368	30233	1085	4852	16.0
1997	11425	35019	1267	5433	15.5
1998	12291	38483	1324	5710	14.8
1999	13347	40526	1477	6407	15.8
2000	15237	42400	1788	7256	17.1
2001	16339	48337	1850	7556	15.6
2002	17353	52909	1970	8335	15.8
2003	17954	54032	2027	8729	16.2
2004	19708	62011	1970	8884	14.3
2005	17721	56451	1848	8607	15.2
2006	18217	58326	1738	8309	14.2
2007	17329	56452	1704	8342	14.8
2008	17876	59240	1113	8639	14.6
2009	18390	61824	1756	8937	14.5
2010	19000	65099	1770	9031	13.9

資料：中華人民共和国農業部編（2011）。

とくに山東省は2010年で、作付面積の9.3%、生産量で13.9%を占め、中国最大の野菜産地の一つである。この省から多くの生鮮野菜・冷凍野菜・調理済み食品等の加工品が日本に輸出されている。

第8表 中国の野菜輸出の推移

(万トン, 億ドル)

年	輸出		輸入		純輸出量	純輸出額
	輸出量	輸出額	輸入量	輸入額		
1995	214.2	22.0	2.4	0.3	211.8	21.7
1996	221.4	21.0	3.8	0.4	217.6	20.6
1997	221.3	19.9	5.5	0.5	215.8	19.4
1998	256.1	19.5	6.9	0.6	249.2	18.9
1999	283.6	19.7	9.2	0.8	274.4	18.9
2000	321.1	21.1	9.8	1.1	311.3	20.0
2001	395.0	23.7	10.0	1.1	385.0	22.6
2002	466.8	26.6	9.9	1.1	456.9	25.5
2003	552.2	30.9	9.6	1.1	542.6	29.8
2004	602.8	38.4	11.5	1.4	591.3	37.0
2005	681.6	45.4	10.7	1.3	670.9	44.1
2006	734.1	54.8	12.4	1.5	721.7	53.3
2007	819.1	62.8	10.7	1.7	808.4	61.1
2008	821.0	65.2	11.4	1.9	809.6	63.3
2009	803.9	68.8	9.7	1.8	794.2	67.0
2010	844.6	99.9	15.0	2.8	829.6	97.1

資料：中華人民共和国農業部編（2011）

第9表 中国の野菜輸出相手国・地域（2010年）

(億ドル, %)

	相手国	輸出額	構成比
1	日 本	19.3	19.3
2	アメリカ	7.5	7.5
3	韓 国	7.1	7.1
4	マレーシア	6.3	6.3
5	インドネシア	6.2	6.2
6	ベトナム	5.3	5.3
7	タ イ	4.2	4.2
8	ロ シ ア	4.1	4.1
9	香 港	3.0	3.0
10	ド イ ツ	2.5	2.5
	総輸出額	99.9	100.0

資料：中華人民共和国農業部編（2011）

つぎに、第8表は中国の野菜輸出の推移を示したものである。この表から中国の野菜輸出が1995年以降（とくに2000年代）急速に拡大したことが理解できよう。

また、第9表は中国の野菜の輸出相手国・地域を示したものである。この表からは日本へ

第10表 中国の野菜輸出相手国に占める日本のシェア
(億ドル, %)

年	輸出額	総輸出に占める割合
1995	10.0	46.0
2005	16.3	36.3
2006	17.3	31.9
2007	15.8	25.5
2008	14.4	22.3
2009	15.0	21.8
2010	19.3	19.3

資料：中華人民共和国農業部編（2011）他から作成。

の輸出が全体の約2割を占め、もっとも多いことが確認できるが、ただ、第10表に示したように、日本のシェアは1995年の46.0%から19.3%へ半減している。

つまり、ほぼ同時期に、前述したように、日本にとって輸出国としての中国のシェアは高まってきているのにならして（約2割から約5割へ）、中国の輸出にとって日本のシェアは5割余から2割程度に低下している点には留意しなければならない。

（2）中国における野菜生産・輸出拡大の要因

では、1990年代以降、中国の野菜の輸出が急速に拡大した要因はどのようなものであろうか。この要因として、注目しなければならないのは、2001年末に実現した、中国のWTO加盟の影響があげられよう。この加盟に伴う交渉の結果、関税割当管理制度の対象となった農産物の輸入割当数量が定められ、関税率も低下した。さらに食糧の全量国家管理から、民間企業でも輸入できる仕組みに変更され、例えば、コメでは2002年から輸入割当数量枠の50%が民間企業に割り当てられた。この結果、いくつかの農産物において中国の輸入が促進されている。とくに大豆は、1990年代中盤までその輸入量はほとんど無視できる水準にあったが、WTO加盟を契機として輸入量が急増し、現在すでに輸入量が5,000万tを超える水準に達するなど（第11表）、急増している。こうした農産物の輸入増大が、徐々に中国の農業・農村に深刻な影響を与えつつあるのである。そしてこのことは、相対的に中国の国際競争力が高い野菜・果樹・花卉等の輸出によって、穀物等の輸入増分を補填しようとする、中国政府の農産物・食品輸出振興策を結果として加速しているのである⁷⁾。

また、こうした中国の中央政府の農産物輸出戦略の一方で、野菜・果実・山菜等のいくつかの輸出農産物は、経済発展の遅れた農村地域（主に内陸地域）の経済振興策として、地方政府（省政府・地区級市政府・県政府等）が注目し、生産・輸出振興を開始している点も無

7) このような事情から、中国政府は政策的に農産物輸出を奨励している。中国政府の研究機関作成の農業白書といえる中国社会科学院農村発展研究所・国家統計局農村社会経済調査司（2008）97ページでは、農産物輸出振興のため、中核的食品企業等への政策的支援が述べられている。

第11表 中国の大豆貿易量の推移 (万トン)

年	輸出量	輸入量	年	輸出量	輸入量
1993	37.3	9.9	2002	30.5	1131.5
1994	83.3	5.2	2003	29.5	2074.1
1995	37.6	29.8	2004	34.9	2023.0
1996	19.3	111.4	2005	41.3	2659.1
1997	18.8	288.6	2006	39.5	2827.0
1998	17.2	320.1	2007	47.5	3082.1
1999	20.7	432.0	2008	48.4	3743.6
2000	21.5	1041.9	2009	35.6	4255.2
2001	26.2	1394.0	2010	17.3	5479.7

資料：中華人民共和国農業部編（2011）

視できない⁸⁾。これらの農作物は、それぞれの輸出量規模はそれほど多くないとはいえ、いずれも近年日本向け輸出量が急増している農産物である。こうした農産物の多くは中国内陸の山間部等の貧困農村で生産され、その生産・加工・販売（輸出）が地域経済の活性化や農家所得の向上に大きな貢献を果たすことが地方政府から期待されている点で共通し、地方政府レベルで様々な生産・輸出振興策が実施されているのである。

このような、中国政府、地方政府の政策的な後押しにより、中国の農産物輸出は拡大を続けてきたと考えられる。しかし、一方で無視できないのは、日本・韓国等の主要農産物輸入国の経済・社会の動向である。

周知のように、1990年代後半以降、日本はバブル経済崩壊以降の長期の不況が継続し、とくに外食産業、給食産業等では安価な海外産農産物・食品に対する需要が拡大した。また、WTOの枠組みの中で貿易の自由化（とくに農産物輸入の自由化）を迫られてきたことも輸入増大の要因の一つとしてあげられる。こうした背景のもとで、東南アジアおよび中国からの日本向け食料輸出を、日本側から推進してきたのは、日本の食品産業・外食産業・中食産業等に関連する企業であった。つまり、これらの企業自身、およびそれらと取引のある内外の商社・種苗会社が主体となって、1990年代以降、中国、東南アジア等のアジア諸国において、農産物・食品の「開発輸入」戦略を積極的に展開し、日本市場において販売可能で、かつ安価な農産物・食品を生産、輸出するシステムを構築してきたことが大きな要因の一つとなっていると考えられる⁹⁾。

1990年代以降の中国から日本・韓国への急速な農産物・食品の輸出拡大は、こうした日中両国の経済利害の一致が大きな要因であったとみることができよう¹⁰⁾。

8) この事例として、一部の野菜、コンニャク、マツタケ、ワサビ、梅および梅干し等の梅加工品、シイタケ、山菜、タケノコ、バナナ、リンゴ果汁、ライチ、マンゴー、リュウガンなどがあげられる。

9) この事情については、大島（2007）108～111ページを参照されたい。

10) 台湾、韓国の現地調査によれば、韓国、そして少し時間をおいて台湾も日本と同一ような状況にあったと考えられる。

4. 中国の野菜輸出の拡大と食品安全問題の発生

(1) 食品安全問題の発生

前述したように、急増してきた日中間の野菜貿易であるが、2002年に輸入農産物全体の安全性を揺るがす大きな問題が日本で発現した。周知の、輸入された中国産野菜における残留農薬問題の発生（冷凍・生鮮野菜あわせて当時56件の違反が発生）である。この事件は、後に次第に大きな問題となっていく食品安全問題の端緒であるが、このときにも日本社会と中国の輸出産地を大きな衝撃が走った。

この時期に、中国の野菜産地で「毒菜」（農薬に汚染された野菜）問題が発生した主要な原因としては、筆者らのチームによる山東省での調査結果からは以下のような産地事情が明らかになっている。

つまり、中国では1978年からの改革・開放政策実施以降、①農家が農業所得向上のため農産物生産量の増大を強く求めたこと、②また、経済の発展に伴って、流通システムがしだいに地域内中心の小規模流通から、地域を超えた大規模物流へと転換したことにより、これまであまり重視されてこなかった鮮度維持、見栄えの向上が必要となったこと、などの要因から、一般農家において農薬や化学肥料を急速に多用するようになったのである。

実際に、1990年以降の中国の農薬と化学肥料の投入量に注目すれば、この時期に耕地面積はほとんど増加しないか、むしろ減少しているのに対して、化学肥料と農薬の投入がいずれも急増していることがわかる（1990年から2010年までに、化学肥料と農薬の投入量は、それぞれ2.15倍と2.40倍に増大している）。このように、農家が化学肥料と農薬を短期間に大量に投入するようになったのに対して、一般の農民の農薬・化学肥料管理の熟練度は低く、公的な農業技術普及システムも改革・開放政策実施以降大きく弱体化し、問題が多かったため、使用上の過誤事件（筆者の山東省における現地調査では、農薬の希釈倍率の過誤や散布時期の誤り等の問題が多いことがわかっている）がしばしば発生する事態となったのである。

このような背景の中、1990年代以降、農薬残留基準を超過した野菜等の農産物が国内市場や輸出向けにしばしば出回るようになり、残留農薬問題が、中国国内の社会問題、場合によっては国際問題となり、中国社会および国際社会の注目を浴びる事態となったのである。この結果、中国政府・輸出企業は、この問題に対する早急かつ抜本的な対策を求められるようになった。

(2) 安全問題にたいする政府の対応

この問題の発生に対して中国政府は、基本的には輸出向けの緊急対策と、国内向けの比較的長期的な対策の2種の異なる対策を実施している。これは中国国内で出回る野菜が総量で年間6億t（前掲第7表参照）という膨大な規模であり、かつ、零細規模の個別農家が生産主体であるため管理・指導が容易でないことなどから、短期間での対応が困難であるためで

ある。これに対して前者の輸出向け野菜は年間800万 t 程度（前掲第 8 表参照）の規模であり、また大多数の事例で輸出企業が農場を直接管理するなど、企業の関与が強く、比較的迅速な対応が可能であったためと考えられる。

この前者の輸出向け農産物の生産にかんして、中国政府が実施した大きな規制強化は、関係法規を制定し、企業直営農場制の実施を義務づけるなど、生産・輸出企業に対する規制を大幅に強化したことである¹¹⁾。また、後者の国内向けに関しても、無公害食品制度の実施、国務院（内閣に相当）における食品安全委員会の設置（2008年）、さらに2009年6月からの食品安全法の公布などと、この方面でも、徐々にではあるが規制は強化されている。

とくに前者の輸出向け農産物に対する規制強化は、国家質検総局（「国家質量監督検検検疫総局」）が中心となって管理・監督が強化されている。さらに、その下部機構である、中国各省の検疫検査局は、管轄内の輸出野菜企業および輸出農産物生産基地に対して輸出野菜栽培基地にかんする基準を設定し、具体的な管理監督を強化した。

この規定において、中国に展開する各食品輸出企業が輸出許可を得るために満たさなければならない基準は、およそ以下の通りである。つまり、①登録基地における農薬の購入・管理・使用状況の厳格な把握と記録、②残留農薬検査機器の設置と残留農薬検査の定期的実施、③検査結果の記録、④最低300ムー（20ha）以上の企業専用栽培基地の確保、⑤最低1名の専属農業技術者の配置、等である。これらの規定に企業が違反した場合、原則として輸出は許可されない¹²⁾。

こうした法整備の結果、輸出向け農産物は、それまでの個別農家が生産した農産物を産地仲買人が集荷し、最終的に輸出企業がとりまとめ、調製、出荷（輸出）するという方法（「産地仲買人方式」）から、基本的に輸出企業が自ら経営する自社農場方式で生産することが基本となったのである。この生産・加工システムの転換によって、すでに述べたような、農家の農薬管理の不熟練による使用上の過誤などの問題は基本的に回避することができたと考えられる。しかし、いくら政府の指導が強化されても、現実には生産を行っている企業、産地の対応が重要であることはいうまでもない。そこで、次はこの点について説明していこう。

（3）安全問題の発生と農業・食品企業の対応

輸出企業の対応の中で、とくに注目されるのは、前述のように、輸出企業が自ら経営する自社農場で生産し、輸出する方式が普遍化したことである。

2002年の残留農薬問題の発生と、前述した中国政府の法改正（企業農場制の推進と検査の強化）を契機に、各輸出企業は自社の生産管理体制を再編したが、とくに企業自社農場制の推進により、以前は中国においてほとんどみられなかった大規模な企業農場が、浙江省・江

11) 「進出境蔬菜検検検疫管理弁法（試行）」（輸出入野菜検査検疫管理方策）および「出境蔬菜種植基地備案管理細則」（輸出野菜栽培基地登録および管理細則）などがその具体的施策である。

12) 陳小帆編（2004）23ページ参照。

蘇省・山東省・福建省等の中国の沿海地域に次々に成立した。またこうした動きに伴って、山東省など一部の地域ではあるものの、農民專業合作社による合作社農場の建設も進展している。

また、国全体の法制度の整備に伴って、農業生産体制においても多くの企業・農民專業合作社において大規模農場管理システムの導入がみられるようになった。報告者らのグループが実際に調査したA社（江蘇省常熟市に立地する台湾系日本向け冷凍野菜輸出企業）では、農家から集積した農地において¹³⁾、管理総責任者の管理下に複数の管理者を配置し、管理者が現場の栽培管理員・栽培作業員を管理する重層的な農場管理システムを構築している。これは、とくに農薬管理を徹底するためである¹⁴⁾。

現実にかような企業農場はどの程度普及しているのだろうか。報道によると、中国全体で農産物輸出企業は2003年末で1.3万社、2005年末で1.6万社、2006年末で2.1万社に達しており、うち年間輸出額500万ドル以上の企業は、2003年836社、2005年には1,400社、に達しているという¹⁵⁾。そして、その6割が農業生産、加工、輸出を複合的に行っている。つまり、企業直営農場で生産した野菜・農産物を、自社で調製・加工して輸出する一連のシステムを備えた企業が増加しているのである。

中国では、前述の農産物輸出企業に対する法整備に伴って、すでに巨大な規模のアグリビジネス企業が各地に形成され、結果として農産物・食品の安全確保についてシステムの担保が可能となったのである。

5. まとめにかえて

さて、ここまでみてきたように、食品安全問題の発生を契機として、中国の野菜産地における生産体制の再編は急速に進んだと考えてよいだろう。しかし、こうして形成された大規模な企業は、当然のことながら、しだいに自らの利潤の拡大を目的に、販売先、輸出先の選択と集中を進めている。このなかで、近年問題が顕在化しているのが、日本への輸出を回避するという、本稿の冒頭で述べた「日本離れ」（あるいは輸出先の多元化）現象の出現である（前掲第10表参照）。

確認のため、この現象の発生要因について整理してみよう。

まず、前述のように、1990年代以降、一貫して拡大傾向にあった日本の野菜の輸入は、2000年代に入り、中国産野菜の食品安全問題の発生によって輸入の急減が発生した。この動向によって、中国の産地では輸出増大による価格の上昇、一方での急落による輸出企業の倒産などが発生し、野菜等の産地の経済にも大きな影響が発生した。

さらに、2000年代前半の中国における食品安全問題（とくに残留農薬問題）の発生を背景

13) 季増民・大島一二（2005）では、A社の農場建設のための農地貸借、圃場整備について分析している。参照いただきたい。

14) 佐藤敦信・俞深湖・大島一二（2004）107～110ページ、参照。

15) 農業部（2011）、参照。

に、日本側は検査項目の増加、ポジティブリスト制の導入等の輸入検査（とくに残留農薬検査）の強化を実施したが、この措置が、日本を世界でもっとも規制の厳しい国の一つとすることになった。

この二つの状況により、中国の産地では、貿易額の大きな変動、貿易検査での問題発生等を嫌う中国側輸出企業のいわゆる「日本離れ」が発生し、東南アジアやEU向けの輸出が拡大するなど、日本側の輸入に影響を与えている。しかも、この「日本離れ」現象は、2011年の福島第一原子力発電所事故による日本国内の野菜供給の減少にたいして、中国の産地の一部において十分に野菜が確保できないという問題にもつながり始めている。

この一方、本稿2で述べたように、日本にとっては、野菜等にかんして中国への依存度は趨勢として高まっている。今後も自給率の低下と長期化する不況のもとで、自給率の大幅な向上は望めず、また中国への高い輸入依存度は今後もかなりの期間継続するものと考えられよう。

こうした情勢を考慮すれば、過度の規制緩和も望ましくはないが、過度の規制強化も、また国民の食料の確保のうえで一定の問題となる可能性があるのである。長期的には世界的な食料不足が懸念されている現在、自給、輸入先も含め、日本の食料をどのように確保していくのかという長期的かつ総合的な戦略が求められている。

<参考文献>

1. 農林水産省編（2012）『平成23年度 食料・農業・農村白書』。
2. 大島一二編著（2007）『中国野菜と日本の食卓—産地・流通・食の安全・安心—』 芦書房。
3. 国家統計局農村社会経済調査司（2011）『中国農村統計年鑑2011』中国統計出版社。
4. 中華人民共和国農業部編（2011）『中国農業統計資料2010』中国農業出版社。
5. 中国社会科学院農村発展研究所・国家統計局農村社会経済調査司（2008）『中国農村経済形勢分析と予測（2007～2008）』社会科学文献出版社，2008年
6. 陳小帆編（2004）『出口蔬菜安全質量保証実用手冊』中国農業出版社，2004年
7. 季増民・大島一二（2005）「中国の食品輸出企業における農場制の導入と農地集積—江蘇省常熟市A社の事例を中心に—」『農村研究』第101号，東京農業大学農業経済学会，2005年
8. 佐藤敦信・俞深湖・大島一二（2004）「中国の野菜輸出企業における品質管理システムの構築—江蘇省冷凍食品企業A社の事例—」『農業市場研究』第13巻第2号，107～110頁，日本農業市場学会，2004年
9. 中華人民共和国農業部（2011）『中国農産品貿易発展報告2011』中国農業出版社，2011年

（2013年9月25日受理）

Current Movement of Food Trade in East Asia: Focused on Vegetables Trade between China and Japan

OSHIMA Kazutsugu

This paper is based on the joint research on “regional activation by industry-university-government cooperation” operated by St. Andrew’s University.

In this joint research, we support small and medium-sized food companies in local area such as Osaka Prefecture, Kyoto Prefecture, Wakayama Prefecture etc. We mainly help them to exhibit their products at food exhibitions in Hongkong, so as to activate local economy.

This paper analyzed the actual situation of food trade in East Asia in recent years through statistical data and Japan and examined current changes in food imports of Japan and the changes in the exports of China.

It mainly focused on the following points;

1. the trends of Japan’s imports of vegetables in recent years
2. the trends of China’s exports of vegetable in recent years
3. the relationship between China’s exports and Japan’s imports

〔共同研究：大学における第二言語習得研究：教育達成測定〕

Topic in Talk-in-interaction: A Longitudinal Study of Japanese Learners of English

John CAMPBELL-LARSEN

Topic in language

A commonality of all language in use is that it is ‘about’ something, that is, it has a topic. However, topic in spoken and written language differs markedly. In written language there are a variety of devices that writers use to indicate topic. Titles and subtitles in articles and books, subject lines in E-mails, abstracts prefacing academic papers and so on, are all means by which a writer makes it clear to his or her readership what the piece of writing is about, what are the likely contents. Such topic highlighting is placed at the beginning of the written piece in order for the reader to have an idea of topic prior to the onset of reading. The topic in the form of a title or abstract is set apart from the body of the writing, using larger and/or different fonts. In addition to this clear, prior marking of topic, a further convention of written language is that topics are adhered to, not changed back and forth as the writing unfolds. Writers seek to give a piece of writing an overall coherence and avoid sudden topic disjunctures. (Some creative writing may have such topic disjunctures, but it would be considered and purposeful on the part of the writer rather than incidental and unplanned.) Thus, topic in writing can be characterized as prior stated, prominent, and usually tightly constrained.

Topic in spoken language is often of a different nature. Of course, the expression ‘spoken language’ is a broad term, and there are many different kinds of talk. A speech, lecture or presentation is a different kind of talk from transactional talk such as ordering in a restaurant or giving directions. However, many people never give speeches or lectures and most transactional talk is of a very brief nature. The most common kind of spoken language is the daily, conversational interactions that are largely phatic in nature and are the main locus of social action. It is this kind of talk, referred to as ‘talk-in-interaction’ in conversation analysis (CA) terms, that will be dealt

with here.

In talk-in-interaction topic is much more fluid and emergent than in writing. There are ways in which topics are proffered, maintained, developed, shifted, (and shifted back) and closed. Topics are often proffered in tacit terms rather than stated boldly and whether the recipient(s) of a proffer take up a proffered topic depends on mutual assent, often achieved through a process of negotiation.

These general observations may seem commonsensical, but the difficulties surrounding topic in talk-in-interaction are considerable. Atkinson and Heritage (1984, p. 165) write that “Topic may well prove to be among the most complex conversational phenomena to be investigated and, correspondingly, the most recalcitrant to systematic analysis.” The following study is in some senses rather coarse grained. (For more in-depth discussions of topic in talk-in-interaction see Schegloff, (2007), Button and Casey, (1984), Wong and Waring, (2010).) Rather than attempt a comprehensive description of, and accounting for, every aspect of topic in talk-in-interaction as manifested in learners’ talk, a description of a variety of practices is given in order to convey something of the nature of learners’ talk and the kinds of topic management practices that took place over the period of an academic year.

Topic initiation

The obvious place for topic nomination is at the opening of a piece of talk, but not right at the opening. Greetings, enquiries into health and wellbeing, practical matters concerning the here and now of the participants’ shared space are often attended to before any topic is proffered. An enquiry into wellbeing or talk about the here and now of the participants’ environment may be oriented to by the participants as a greeting sequence before the main business is attended to, or it may become the main business of subsequent talk. For in-depth discussions of topic initiation sequences see Schegloff (2007. pp 170–180) and Button and Casey (1985).

Topic pursuit and development

Once a topic has been taken up it will be developed by participants. Reichman (1990, p.28) describes the kind of expectations that speakers have of each other in regards to topic management.

[They] expect a lot of feedback on topics that they introduce into the conversation. They expect their coparticipants to engage in the topic with them. They expect them to develop the topic, discuss alternatives to the proposed content, and provide variations on a same theme with them.

In dealing with topic development, Schegloff (2007, p. 171) describes the processes by which topic is taken up and developed. (*Italics in the original*)

... the key issue is whether the recipient displays a stance which *encourages* or *discourages* the proffered topic, embraces it or rejects it, accepts or declines what has been proposed.
(p. 171)

He goes on to add;

[A key feature] is whether the response turn is constructed to be minimal (or minimized — i.e., analyzably kept short, even if not as short as possible) or expanded. Here turn organization plays a strategic role; response turns composed of a single TCU [Turn Construction Unit] (especially if they are redundant or repetitive) are ways of embodying minimal response.
(p. 171)

Topic shift, drift and closure

Talk is not, however, mono-topical in nature in the way that much writing is. Topics often shift and drift, in a process described as stepwise transition. In this process, elements of the current topic which are incidental, are foregrounded and become topicalized in their own right, whilst the foregoing topicality is, by default, backgrounded by not being attended to in ongoing talk. The process repeats in a cyclical manner. As Sacks noted:

It is a general feature for topical organization in conversation that the best way to move from topic to topic is not by a topic close followed by a topic beginning, but by what we call a step-wise move. Such a move involved connecting what we've just been talking about to what we are now talking about, though they are different. I link up whatever I'm now introducing as a new topic to what we've just been talking about [in such a way that] so far as anybody knows we've never had to start a new topic, though we are far from wherever we began and haven't talked on just a single topic. It flowed.

(Sacks 1995 vol. 2: 566)

Jefferson (1984.) shows the process unfolding in a stretch of dialogue. The opening lines detail a troublesome social event: (line numbers in the original)

Excerpt 1

- 1 E: If I'd just gone down there and spent my
 2 Thanksgiving like, Tillie wanted me to, why
 3 I would of had no problems, and hell with the
 4 Thanksgiving dinner. I'm through. I'm not gonna
 5 do anything anymore.

(p. 198-199)

This conversation continues without any apparent topic disjuncture until the participants have moved away from the 'troubles telling', and by the end of the fragment, some 80 lines later, the conversation is much more upbeat:

Excerpt 2

- 82 E: Oh: that's wonderf[ul,
 83 L: [Oh:: God we had. we. I never
 83 had so much fun in my li:fe.

(p, 200)

In addition to this stepwise transition, topic disjunctures may also occur. In these cases a topic that has no relation to the previous topic is proffered. This topic shift may be triggered by the previous topic having come to an end, an end which is designed by the speaker and aligned to as such by the other participants. An example of such a designed topic ending is when a speaker offers a summary assessment of the preceding talk, often by means of the production of a recognizable prefabricated language chunk, a figure of speech. This is followed by a round of agreement tokens and brief periods(s) of silence. The new topic is then proffered. The following fragment is taken from Drew and Holt (1998, p. 499) and shows this process unfolding. A mother and daughter are talking about an elderly acquaintance that has recently died. (Line numbers are from the original.)

Excerpt 3

- 20 Mum: Good gracious,
 21 (0.3)

- 22 Lesley: And he wz their buyer,
 23 (.)
 24 Mum: Hm:::
 25 Lesley: .t
 26 Mum: Hm:.
 27 Lesley So he had a good innings did[n't he.
 28 Mum [I should say so:
 29 Yes
 30 (0.2)
 31 Mum Marvelous
 32 Lesley .tk. hhhh Anyway we had a very good evening o:n
 33 Saturda:y.
 34 (.)
 35 Mum Ye:s?

In line 27 Lesley offers a summary assessment through the use of the figure of speech 'He had a good innings' meaning he had a long and happy life. Lines 27 to 21 involve both participants offering agreement to this assessment, then Lesley proffers the new topic in line 32, introducing the topic with the marker 'anyway', showing that the previous discourse is not to be considered as sequentially relevant to what follows. The use of figures of speech as summary assessments is just one way in which interactants may signal that a stretch of talk is being proposed to be coming to an end in terms of topic. Drew and Holt (1998, p. 504) note that 'repetition is commonly associated with terminating a topic.' Summary assessments, repetitions and other means serve to show that co-participants have means to hand with which to design topic endings, even if they may not be able to metacognitively account for the practices they deploy.

In addition to this process, where the talk has recognizable contours of topic ending that are attended to and co-managed by the participants, a participant may introduce a topic shift that is completely disjunctive to the ongoing talk. Such disjunctures are usually carefully managed by the speaker introducing the disjuncture, and the topic shift is usually introduced with stock phrases such as 'By the way', 'Oh, while I remember', 'So, anyways', 'On a different topic' and the like, which are clearly recognizable as initiating a topic disjuncture. The topic thus introduced may be pursued as a temporary deviation from the main topic at hand, or it may represent a new phase of talk that closes off the previous topic completely. The subsequent talk may align with the new topic proposer's intent, i.e. temporary deviation or clean break, or the unfolding talk may go in the opposite direction. That is, the topic insertion that was intended as temporary may well

continue for a lengthy period and there be no subsequent return to the original, interrupted topic. Or, conversely, a speaker may insist on a return to the original topic even though the topic disjuncture was intended to bring that topic to a close. Such expressions as 'Well, getting back to...' or 'As I was saying' are clearly recognizable as doing the job of 'return to previous topic'. To sum up, topics in talk in interaction have an emergent quality that is not easy to pin down and define empirically. Dorval (1990, p. 1) states 'Topic is not a static feature of conversation, but rather the outcome of an ongoing negotiation. As such, topic continually takes unforeseen paths in the course of a conversation in response to the participants' needs, interests and whims.'

Topic management in learner English

The preceding section gave a brief account of some of the dimensions of topicality in talk-in-interaction. Topic proffering, negotiation, maintenance, change, drift and closing are all areas important aspects of talk that adult speakers of a language attend to in a largely unconscious way. The talk of children is often different from that of adults in terms of topic management. (See for example, the essays in Dorval, 1990.) Rather than simply seeing children as deficient in their topic management skills, the contributing authors in that volume seek to look for regularity and orderliness in the talk of children, and describe the processes by which not-yet-adults go about the task of doing talk-in-interaction. The following study takes a similar view with learners of English, seeing the ways in which learners go about the business of managing topic, using whatever language resources are to hand. The ways of managing topic develop over time as language resources become more plentiful, allowing for a greater spectrum of interactional behaviors to be deployed.

The study

The study took place over the course of an academic year (April to January) at a private university in Japan. The participating students (N=13) were all second or third year non-English majors enrolled on an elective English language course. Twelve of the students were native Japanese speakers and one was a native speaker of Cantonese who was also fluent in Japanese. The class met twice a week for 90 minutes for two 15-week semesters. The students were video-taped by the teacher in mid-April, late July and late January. (This study will refer to the April and January data.) The recorded data consisted of five-minute segments of ongoing conversations. In each class during the 30 week course the students were instructed by the teacher to hold conversations, in English as much as possible. No direction was given as to topic, group membership or any goal of the speaking. (It was suggested that groups should be no more than three members.) The video data was transcribed using CA transcription conventions. (See appendix)

As no direction was given concerning group membership, some groups comprised the same participants across the three recording sessions, whilst others varied. One student was absent from the July recording session, and another student did not participate in the course for the second semester, thus the January conversations are $N=12$. The following descriptions are rather coarse grained in order to give a view of the data which is broad enough to encompass a variety of practices, but specific enough to deal with certain practices of talk-in-interaction in detail.

Conversation summaries

April

AEI/P. 1

Speakers: D, Y, Ts

Speaker D opens the conversation with a 'How are you' enquiry. Speaker Y reports the news of his having a cold. D pursues this with an enquiry as to why he (Y) came to school. This is misunderstood by Y as 'How did you come to school?' Y responds 'by bike'. A cycle of repair resolves the issue and finally Y responds that he wants to get a class credit. A topic disjuncture then occurs. D asks Y if he has brought his lunch. D pursues this line of questioning, asking about where and what Y will eat for lunch. Several cycles of repair are engaged in until the lunch enquiries are answered. After a short lull, D then moves forward with an enquiry about what Y will do after lunch. The third speaker (Ts) plays a largely passive role in the interaction, mostly offering backchannels.

AEI/P. 2

Speakers: Yu, Mi

The conversation opens with greetings of "how are you?" Speaker Yu reports being tired and hungry, which launches a round of question and answers about getting up and going to bed times. Yu then switches topic and asks Mi what she did at the weekend. A series of questions by Yu are answered by Mi in minimal fashion concerning her part-time job's location, hours and so on. Mi then asks 'how about you' which is interpreted by Yu as enquiring about her (Yu's) weekend activities. Yu details a trip back to her hometown for her mother's birthday. A similar round of questions and minimalized answers covers details of the trip and the gift of flowers given by Yu to her mother. This sequence is brought to a close when Mi asks about Yu's mother's age. Yu declines to answer and then she observes that today is very hot. A series of short observations about the weather ensues, followed by a multi-second silence. Yu then returns to the topic of

Mi's part-time job and asks when she started the job.

AEI/P. 3

Speakers: S, Ta

The conversation opens with a question by S about Ta's Saturday's activities. Ta details his part-time job in a restaurant. The speakers then engage in a round of questions about part-time job hours and so on, switching speakership by 'how about you' enquiries. This sequence ends with a long silence followed by S suggesting that they go to Ta's restaurant. S then switches topic, saying that he has heard that Ta's father will buy him a sports car. Ta confirms and then a round of enquiries by S about the car are answered by Ta. This sequence closes with S asking Ta to show him a picture of the car when he has it. S switches topic with 'by the way' to ask about today's lunch plans. A sequence of questions and answers about Ta's lunchtime plans and his friend's unavailability for lunch because he (the friend) is with his girlfriend ensues. S advises Ta to mail his friend after class. S reverts to the topic of weekend activities, this time Sunday's activities. Ta reports that he worked on Sunday as well.

AEI/P. 4

Speakers: R, C, A

R asks what time the other members got up today. The other members answer in minimal fashion. R then asks if C and A have a boyfriend. After answering, C turns the question back to R, who answers. R then asks about Golden Week plans. A short round of repair sequences follows as the participants try to understand one another's responses, working through several trouble sources. In clarifying C's answer, R reverts to Japanese and an extended sequence of clarification turns in Japanese ensue. R then asks the others if they have ever been to Suzuka circuit, and then there is a round of questions and answers about what is at Suzuka circuit. It is clarified by R and C to A that it is a theme park as well as a Formula 1 racing venue. R follows up by asking if A likes Formula 1.

AEI/P. 5

Speakers: Ya and K

"How are you" greetings are initiated. K reports that he is recovering from a bout of influenza. The positive side to this was that he was able to watch a daytime TV program every day. Ya aligns with K's positive assessment of the program in question. Ya then changes topic with 'by the way' and reports a day of listening to music. He then asks K what kind of music he likes. A long series of fragmentary turns ensues in which the participants name artists and songs. This

sequence concludes with Ya suggesting that they go to Karaoke after class. The topic of music is introduced again, moving swiftly to theme songs from a popular animated TV show, which both participants assess positively. Then another animation program is mentioned. This prompts K to mention that he likes Tokyo, which is not treated as disjunctive by Ya. K then details a trip to Tokyo during the spring vacation during which there was a large earthquake. K details his experience of the earthquake, Ya offers supportive assessments of the experience.

AEI/P. 6

Speakers: Ma Ka

The conversation opens with Ma explaining that she has a travel pass so she wants to explore Kobe and Sanomiya. Ka responds and then shows confusion as to why Ma doesn't know those areas well. Then follows a prolonged series of turns in which Ma explains that although she was born in Kobe, her family moved early and she actually grew up in Shizuoka. She moved back to Osaka alone to attend this university, then her family moved back to Kansai, and she now lives with them. This sequence ends with mutual assessments of Shizuoka as being very far, followed by a period of silence. Ma then starts a new topic by relating a trip to a well-known Osaka landmark. Ka aligns with this, but offers the news that although she was born in Osaka she went there for the first time a few months ago. Ma moves the topic forward by talking about another landmark in the same area. K assesses this place positively as well and then asks M what spots she recommends in Kobe.

January

AEI/F.1

Speakers: S and Ta

Ta opens with an extended account of his trip to his hometown during the winter break. This prefaces an enquiry as to S's winter vacation activities. S reports a return to his home in Hong Kong for the first time in two years. He ate a lot of food. A round of turns ensues comparing the prices of food in Japan and Hong Kong. This sequence closes with a reference to going to Hong Kong together. S then returns to the topic of Ta's trip to his hometown Kanagawa. This prompts a round of turns about local food in Kanagawa, including the price. Ta offers to buy S some udon from Kanagawa next time he visits. After more talk about Kanagawa food, S enquires about travel times to Kanagawa. Ta replies with a detailed itinerary of his recent trip.

AEI/F. 2

Speakers: Ma, Mi

Ma opens with greetings followed by outline of plans for spring vacation, which prefaces an enquiry about Mi's plans. After outlining an upcoming trip to the UK, the talk turns to foreign trips. A stepwise transition to Harry Potter ensues. The talk then returns to the topic of UK and its cold weather. This is compared to Hokkaido. By stepwise transition, the talk turns to winter sports and proficiency thereof. The topic is then shifted to the summer vacation. The activities of scuba diving and drumming are discussed.

AEI/F. 3

Speakers: Ka, Yu

Greetings are followed by assessment of tired appearance. This is accounted for by upcoming tests, which is followed by a stepwise transition to talking about the spring vacation. Trips to Korea and Nagano by K are elaborated upon, concluding with a negative assessment by Y of an upcoming night bus journey. K then asks Yu about her spring vacation plans, which is elaborated upon by Yu with reference to traveling within Japan, but having a shortage of money.

AEI/F.4

Speakers: Ya, A

Greetings are followed by talk about the weather, then Ya introduces a story about a delay caused by a train accident. Ya concludes and attempts a 'how about you' other nomination, but this is not attended to by A and talk continues to resolve information gaps about Ya's story. After this sequence Ya moves forward with 'by the way' and reports New Year's social activities and nominates A with 'how about you?' A reports being busy with writing reports over the holiday. A round of turns ensues about the length of term papers. Ya then outlines his spring vacation plans and asks A where she will go. A replies that she will probably be job hunting.

AEI/F. 5

Speakers: C, R

Assessment of the weather as freezing begins a round of turns about winter sports and upcoming snowboarding trip by R. The topic shifts to spring vacation plans and C reports the possibility of visiting some amusement parks. This is followed by assessments of various amusement parks in Japan, with R concluding that although USJ is not perfect it is near her house, so it is good. This is followed by discussing frequency of visits to USJ using a yearly pass, and an upcoming visit by R to USJ.

AEI/F. 6

Speakers: D, Ts

The talk opens with “how are you” enquiries. This leads to talk about being tired because of upcoming tests. Ts criticizes his Japanese teacher’s class and English pronunciation. D shifts topic by asking Ts to confirm and upcoming trip to the UK for study. This leads to talk about Ts’s proposed activities in the UK. D then refers to the urban setting of Ts’s trip and contrasts this favorably with his own study trip to rural Australia. Ts agrees that his trip will be exciting. D then enquires about what Ts intends to buy in the UK.

Overview of the conversations

Firstly, it must be observed that all of the conversations, both April and January dealt with topics that were attentive to the daily lives and concerns of the participants and at no point did any of the participants seek to develop topics into anything more abstract or analytical in nature. Conversations often started by referring to the here and now, such as prevailing weather conditions, feelings of tiredness and hunger and such like. In temporal terms, there was talk about past happenings, typically last week, last spring vacation or high school trips. There was also talk with future orientation, next weekend and plans for upcoming vacations being prominent. In many cases the talk dealt with reports of activities (past or projected) followed by evaluations which were convergent. Examples of recurrent topics were; part-time jobs, study related activities, vacation activities, especially trips abroad and discussion of places in Japan. A further observation is that although the conversations were ongoing, and the teacher moved from group to group with the video camera, in many cases, the learners treated the onset of recording as a second beginning, and started the recorded section of talk with mutual exchange of greetings, despite having been engaged in conversation for an extended period prior to the onset of the recording.

Topic proffering

In many of the conversations, especially in the April sessions, there was a noticeable imbalance in the speaker’s roles vis-à-vis topicality. In several cases one speaker in particular seemed to self-assign themselves responsibility for topic proffering and maintenance. For example in the following April conversation, speaker R continually asks questions of her interlocutors that can be seen as doing the job of topic proffering:

Excerpt 4

01. R: Did you::: get up (.) today >uh< when

02. A: [What time]

03. R: [What time] What time get got up today?

(Lines omitted)

08. R: Do you have boyfriend?

09. C: Yes I have [Hahaha]

10. R: [Hahaha]

11. R: How how long?

12. C: How long about fou::r years

(Lines omitted)

21. R: What what are you doi::ng what will you:: be doing in Golden week?

22. (2.0)

23. A I might (0.3) go to Aquarium

(Lines omitted)

47. R: =What kind of job (.) what °do you° will you:: have part time job

48. C: Uh::I want to(.) some(.) café (6.0) I (1.6)don't don't decide a (1.0) uh?

(Lines omitted)

60. R: Kimaru Ha ha ha .hh ah:: Have you ever:: been to: Suzuka circuito

61. A: °I don't have°

(Lines omitted)

79. R: do you like eff one?

80. (0.8)

81. A: I not see (0.9) itu on tee vee

By contrast, the other speakers in this conversation mostly follow the topics proffered by R and ask questions related to these topics.

Here C turns R's questions about having a boyfriend back to R.

Excerpt 5

15. R: Four years. ((Looks to A)) eh do you have?
 16. A: ((inaudible.))
 17. R: Ha hhh
 18. C: ((Looks to R)) Do you have?
 19. R: No I haven't but I want to heheheh, jya (1.0)e:::to (2.0)

In this excerpt, A develops R's topic of Suzuka circuit by asking what is there, meaning apart from an F1 racing track.

Excerpt 6

60. R: Kimaru Ha ha ha .hh ah:: Have you ever:: been to: Suzuka circuito
 61. A: °I don't have°
 62. C: Yes I have
 63. R: he he he °suzuka°?
 64. A: Whatu:: (4.2) °izu there°?

This role of one participant as primary questioner/ topic profferer is found in several of the other conversations from the April sessions. In the above conversation, speaker R introduces a succession of questions as topic proffers, without any particular sense of cohesion, apart from generalized talk about personal matters, recent or upcoming events and so on. The recipients of these questions orient to the topics thus proffered without any further ado. The roles seem to be tacitly agreed on. The nature of these topic proffers is in the form of single, direct questions; both 'wh' type and yes/no type. The questions are introduced without any discourse marking or pre-question or post-question sequences.

In the January sessions, topic proffering was done through a wider variety of strategies. In addition to single unsupported questions, question strings were employed. In the following fragment, C asks a pair of related questions to expand the topic from a certain location (Akakura Onsen) to winter sports.

Excerpt 7

01. C: =So you you know >I mean< I maybe I will go::
 02. C: >Akakura Onsen[shiki< area]
 03. R: [°yeah yeah°]
 04. C: Do you know >Akakura Onsen< oh >have you ever been to<
 05. C: snowboarding or skiing ?

Topic proffering was also done through pre-question sequences, where participants engaged in a stretch of talk about some activity or plan which is concluded with a question on the same topic. The pattern is illustrated in the following fragment:

Excerpt 8

01. Ma: Well my spring vacation plan is I > want to go to< driving
 02. license sch[ool] =
 03. M: [°uh huh°]
 04. Ma: =How about you? What will you do this spring vacation?
 05. Mi: Well, I mean, I will go abroad ((Continues))

Here we see that Ma raises the topic of spring vacation plans through a short stretch of self-disclosure. This is not elaborated upon and the speaker then nominates the other speaker with the question 'How about you' which is latched to the self-disclosure sequence, indicating that it was designed as part of the turn. The topic profferer then adds a question to this other-nomination, 'What will you do this spring vacation?' This further question reinforces the topic being addressed, and renders the 'how about you' enquiry as primarily an invitation for the other take a turn, rather than primarily a means of self de-selection that can be an interactional feature of unsupported 'how about you' type of turn ending.

In a further example, we can see that the topic proffer is done by means of constructing a turn with a question prefaced by some background statement. In this case, the topic is not prefaced with self-disclosure as in the example above, but framed within the epistemic difference between the questioner, regarding local delicacies of his hometown, and the co-participant.

Excerpt 9

01. Ta: >Kagawa <is ah:: another famous for ah:: Wasambon. Do you know
 02. Ta: Wasambon?
 03. S: No I nev. I have never heard it before
 04. Ta: Ah: Wasambon is ah::sugars
 05. S: Uh huh
 06. Ta: [Sugars snack]
 07. S: [>Uh huh<] I see, I see.
 ((Ta continues explaining Wasambon ingredients and cost to S))

As was mentioned, in the April sessions, topic proffering was often done repeatedly by a single participant, and the other participant(s) aligning unproblematically with the topics thus proffered. In the January conversations, this pattern of proffer/uptake was seen but other patterns were also observable. In the following excerpt the proffered topic “A’s recent activities” is rejected by A and she instead returns to the topic of Y’s train incident.

Excerpt 10

01. Y: So I’m tired (0.9) >You know wharimean<=
 02. A: =°I think so° (.) So::
 03. Y: Wha’bout you?=
 04. A: =Do. What e. when did you ari::ve (.) your home
 ((The talk continues on the train incident))

In line 01, Y concludes his telling of the train incident with an upshot assessment (“So I’m tired”) this is followed by a chunked figure of speech expression asking A to align with this upshot assessment. (“You know what I mean?”), spoken quickly and placed in a typical turn closing position. Both of these utterances seem to indicate that Y considers the story of the delayed train as now concluded. A responds to this in a sequence appropriate fashion, by agreeing, but her agreement is spoken in a quiet voice, followed by a slightly elongated ‘so’. Before she can continue with this turn Y asks in line 03 ‘What about you?’ In this, he further reinforces his stance that the train in incident story telling is now closed, and he wants to move on to some talk about A’s activities. What precise information he seeks to gather by this other-nomination is not realized as A re-orient back to the train incident story. Her turn in line 04 is latched to Y’s ques-

tion and the initial word is spoken more loudly than the rest of the turn. Although this turns out to be a false start, and is quickly repaired, it is hearable as the start of a question, a dispreferred second pair part to a first pair part if the first pair part is a question. By these means, A does not align with Y's attempted topic closure and proffer of new topic, but proposes instead that Y elaborates on the train incident. Over a short few turns, the participants engage in a delicate process of proposed closure by Y, alignment with the summary assessment of the story, but not the closure itself by A, a proposed new topic by Y which is counter proposed by A, whose counter is then taken up by Y. There are a wide variety of sophisticated interactional practices in evidence in this fragment.

Topic maintenance and pursuit

Once a topic has been taken up by co-participants, it is jointly developed by them and maintained over a stretch of talk. Participants usually expand on details, fill in background information, offer assessments, and so on. The following excerpt from April shows a topic being talked about over a series of turns.

Excerpt 11

01. Yu: Whato (1.1) did you: (1.0) do
02. (2.1)
03. Yu: weekend this (0.9) last weekend? weekend
04. (4.8)
05. Mi: Part time job
06. Yu: Oh? eh what whato what job?
07. Mi: Conbini (.) ence store
08. Yu: Eh:: where? where?
09. (1.9)
10. Mi: Near (.) my home.
11. Yu: My home? (1.0) °my° near
12. Mi: Near.
13. Yu: Near eh? Seven Eleven?
14. Mi: No circle K?
15. Yu: Circle K? Circle K Circle K ah ah ah::
16. Mi: Schoolu
17. Yu: Ok ok oh eh:: (3.6) oh eh what time. (.) uh::

18. (2.5)
19. Mi: Four ah four hours
20. Yu: Four hours?
21. Mi: °Kana°
22. Yu: Morning? (4.5) Night?
23. Mi: (1.8) Lunch lunch[jyanai] =
24. Yu: [he he he]
25. Mi: =Good afternoon [jya shi] =
26. Yu: [he he]
27. Mi: =[Afternoon]
28. Yu: [Afternoon] afternoon afternoon (.)ah twelve
29. (1.0)
30. Mi: Yes
31. Yu: Ah uh::
32. Mi: How about you?

In this excerpt, Yu proffers the topic of Mi's weekend activities in lines 01 through 03. Mi aligns with this topic by referring to her part time job. What follows is a series of questions by Yu (Lines 06, 08, 13, 17, 22) seeking further information from Mi regarding such details as the location of the job, and the working hours. Mi answers the questions, but the answers are minimal. Although Mi displays no discernable disinclination to talk about her part-time job, nor does Yu seem to display any sense that Mi is being evasive or uncooperative, the answers given to each question give the minimum possible amount of information in order to satisfy the questions as transactional interrogatives. Noticeable is the complete lack of any attempt at giving an expanded answer, a lack of discourse marking or even any attempt to form full sentences. In one sense, Mi can be said to be active in maintaining the topic, in that she answers each question in a more or less timely fashion with responses that are oriented to by her interlocutor as appropriate, but the sparseness of the answers gives the whole sequence of turns a rather laborious sense of forward momentum. It is interactive in only a very superficial manner. Note how the same speaker responds to a topic proffer in the January conversation. (Note that the co-participant is different.)

Excerpt 12

01. Ma: Well my spring vacation plan is I
02. Ma: want to go to driving license [school]

03. Mi: [ah ha]
04. Ma: How about you what will you do this spring vacation?
05. Mi: Well I mean hh. I will go: abroad
06. Ma: Oh, nice
07. Mi: I go to: Brita:in
08. Ma: Oh::
09. Mi: I stay for a (.) for a month
10. Ma: Wow (.) °Oh°
11. (0.4)
12. Mi: Have you ever bee:n go abroad?

In this fragment, the topic proffered by Ma is taken up by Mi and answered in a very general manner, but unlike the April conversation quoted above, she then proceeds to elaborate, moving from the general to a more specific answer. 'Go abroad' is narrowed down to which country in particular (Britain) and then the further detail of the duration of the trip is added, even though this was unasked for in the original question by Ma. The prosody of the Mi's speech clearly shows that lines 05, 07 and 09 are designed as a single turn. Not only does Mi supply three separate units of information to the initial enquiry, she also marks the onset of the turn with the discourse marking cluster 'Well, I mean', showing a certain amount of turn design planning and other-orientation, rather than answering in the bald and unadorned style of the April conversation fragment quoted above. This kind of expanded, marked answer is a much more subtle piece of turn design than was previously demonstrated by this speaker and is more normative in showing a commitment to maintaining the topic and moving it forward than the short answers offered previously.

Topic change, stepwise transition

In several of the April conversations, there was a tendency for topics to be proffered, taken up and then dropped, followed by further talk which was unrelated to the topic of the previous stretch of talk. Consider the following fragment from April.

Excerpt 13

01. A: I I always get up (1.2) at (1.5) Six O'clock.
02. R: °uh°
03. C: I got up today five fifty fifty?

04. A: Five fifty
 05. R: Do you have boyfriend?
 06. C: Yes I have hahaha

The talk has been progressing on the topic (proffered by R through a direct interrogative) of when the participants woke up that morning. After A's turn at line 04, which seems to be a confirmation of C's try-marked turn at line 03, R launches a new topic at line 05 without any preamble, marking or other signaling. The co-participants accept this abrupt topic disjuncture without any ado, despite its being apparently unrelated to any prior talk, and despite its socio-cultural delicacy. Over the course of this conversation the participants cover: getting up times, boyfriends, vacation activities, part-time job hunting, and talk surrounding a Formula 1 racing circuit. The topic disjunctures are all initiated by R, through means of a single interrogative, are unmarked and oriented to by the recipients without any perturbations in the talk.

By contrast, in January, topics proceed in a more stepwise fashion. In the following January conversation, the speakers move skillfully from an assessment of today's weather to talk of an upcoming winter sports trip.

Excerpt 14

01. C: Oh, R(..), today i:s ve- absolutely freezing
 02. R: Yeah I think so >you know< but I like ah this
 03. R: weather but because I like it
 04. R: snow I want it to snow lots of do you think so=
 05. C: =yeah yeah yeah yeah I think so oh actually I wi. I I'm going to::
 06. C: snowboarding in February

The topic of winter sports continues for nearly 50 lines of dialogue and then the topic moves on.

Excerpt 15

47. R: hh So:: I like skiing but >a little bit< different different snowboarding
 48. R: [and skiing]
 49. C: [Yeah yeah]
 50. R: but ahh:: (.) ahh maybe I think I will enjoyed
 51. C: Yeah [yeah]

52. R: [Yeah] What? What do you have plan Spring vacation
53. C: ahm may::hhh so (0.4)>you know< eh well I will go: Disneyland or:

Here the participants manage a stepwise transition. The previous talk of winter sports was referred to within the context of upcoming vacation activities. In the transition, this topic of the upcoming vacation, which was backgrounded in the previous talk, is foregrounded, and the topic of winter sports is dispensed with. The conversation then proceeds from C's mention of Disneyland at line 53 to a more broad evaluative series of turns dealing with the merits and demerits of various theme parks, which then focuses on a local theme park, and R details her frequent trips to this theme park because of its proximity to her home.

Excerpt 16

093. R: uhm (.) uhm we go to easy USJ
094. C: Yeah I see:: So do you have pass year i. for USJ
095. R: Yeah, I have it and uhm I will go to USJ uhm on this Saturday
096. C: Yes
097. R: and buy year pass
098. C: wow
099. R: again my friends is like USJ [uhm]
100. C: [yes]
101. R: di last year
102. C: yea
103. R: my friend an I went to USJ three or::: four times

The conversation has now moved far from where it started, but has proceeded in a stepwise fashion from snowboarding to assessments of theme parks, without any overt topic disjuncture being done by the participants.

In other cases topic progression in January is managed through use of markers, usually 'so', tag questions and the like, rather than bald interrogatives. In the following fragment the participants have been talking about watching the Harry Potter series of movies, based on Mi's newstelling of an upcoming trip to the UK and her hopes to visit some Harry Potter locations.

Excerpt 17

01. Ma: Oh, oh, me too, ah, but, so, I watch one four and lasto (.) yeah, I want, I
 02. Ma: want, to know finish with
 03. Mi: Yeah
 04. Ma: so I want to go to movie theatre watch last yah
 05. Mi: Yes
 06. Ma: So my image is Britain is absolutely::: freezing you know?
 07. Mi: Yeah me too I think so too. But I heard I hear I heard same
 08. Mi: Hokkaido

In this case, Ma moves to change the topic back to talk about Britain and does so through a subtle and nuanced turn at line 06. Rather than ask a direct question to launch the new topic, she prefaces with the marker 'so' and then makes an observation about the weather in Britain couched as personal non-objective report, and closes the turn with the discourse oriented question 'You Know?' The construction of this multi-component turn displays more sophisticated approach to topic management than was observable in the April conversations.

Topic closings

Participants achieved topic closure by a variety of different strategies across the conversations. One recurrent strategy was a convergent assessment series of turns often using repeats. In the following excerpt Ma is bringing to a close her talk on moving house:

Excerpt 18

01. Ma: But my family >eto< came to Shizuoka to::[Kobe]
 02. K: [Ah::::]
 03. Ma: Come de (.) I: eto stay I live in Kobe withu my family
 04. K: Ah::: eh:: abouto (.) one hitori gurashi
 05. Ma: Uhn about one one year
 06. K: One year
 07. Ma: Very (.)nice very en.[enjoy]
 08. K: [Ah::::]::~::~°so ka°
 09. (1.9)
 10. K: Shizuoka

11. Ma: Shizuoka
12. (3.1)
13. Ma: Very far
14. K: Very far
15. (4.9)
16. Ma: Tenoji (.) ah. I: eto:: went to:: ?Tenoji no? anno very big tower

By regular standards of language assessment, this excerpt has many features that mark the speakers as deficient in some sense. The fragmentary sentence structure, lexical and grammatical infelicities, silences, restarts and reversions to Japanese utterances all indicate a lack of accomplishment in the formal aspects of English. However, when looked at from an interactional stance, the participants here display very sophisticated, nuanced and finely-tuned skills. In line 06, K repeats Ma's utterance about the duration of her period of living alone. Ma offers a summary assessment at line 07, followed by K's alignment response, in partial overlap. After a short pause, in lines 10 and 11 the participants recap one of the main points of Ma's preceding talk by a pair of repetitions, followed by a slightly longer pause, followed by another pair repetition, taking the form of a joint and convergent assessment, followed by an even longer pause before Ma proffers the next topic. By an aligned process of repetitions, assessments and progressively longer pauses, the participants display a tandem and in-step move towards closing the preceding topic, and opening the way for the next topic to be introduced.

Summary of results

In the April conversations, the participants engaged in several recurrent practices in managing topic openings, shifts, maintenance and closings. In January the range of practices deployed in topic management had expanded to include a wider variety of strategies. Some of the practices were also used in the January conversations (e. g. Topic proffer through a single interrogative), whilst others (e. g. topic proffering roles being tacitly adhered to for the duration of the interaction) were absent from the January conversations. Some of the most salient points are outlined below.

- One repeated pattern in the April conversations was the seemingly tacit allocation of roles by participants. In the groups, one member would do the lion's share of the topic proffering, whilst the other member(s) would adopt a reactive role in respect to the profferer. In the January conversations, various different members took active roles vis-à-vis topic management at different points during the conversation.

- In the April conversations, topics were mostly proffered by the device of asking a single question. In The January conversations, topics were proffered by a variety of different means. Single questions were still used, but in addition, question strings were used which broadened the possible scope of the answer.
- Also in January, questions were positioned at the end of self-disclosure sequences, that is, the questioner offered some information about him or herself before asking the co-participants to comment on the topic. It was clear from the intonation contours of the sequences that the question was a designed part of the turn rather than an afterthought to make up for non-uptake by the interlocutor.
- In addition, the other-nomination question 'How about you' was followed by a question, serving as a true other-nomination rather than a self-denomination as is the case in some instances of its stand-alone use.
- In the April conversations, the topics were often dealt with in a superficial manner. Responders to questions answered those questions giving exactly the information required by a transactional understanding of the question intent, and did not proceed to give any unasked for information. In the January conversations, participants answered questions in an interactional manner. That is, they gave the information required to answer the question and then provided other unasked for information, thus helping to maintain the topic and move the interaction forward in a recognizable manner.
- The April topics were often not moved forwards as members spent time working on trouble sources and attending to basic questions of comprehension. These trouble source sidebars were often conducted in Japanese. In January, trouble sources were dealt with more quickly, and in English, as the participants oriented more to the interaction and the business at hand, i. e. the current topic's direction, rather than matters of basic comprehension.
- In the April conversations, recipients of topic proffers universally accepted the proffer without any disaffiliative comments or dispreferred turn structure. In January, topics proffers were sometimes rejected or underwent a process of negotiation.
- In April, the topics were dealt with briefly and then new topics, unconnected to previous talk were introduced, often without marking or by a simple 'by the way' utterance. In January, topic transition was often done through a stepwise transition where elements of previous talk became topicalized in their own right. The marker 'so' was deployed repeatedly at topic junctures, both in stepwise transition and in topic disjuncture locations.

Discussion

Brouwer and Wagner (2004, p. 44) observe that “Learning a second language, then, may be described in terms of increasing interactional complexity in language encounters rather than as the acquisition of formal elements”. The longitudinal, qualitative nature of the study above allows a broad overview of language seen from this stance. In terms of the formal elements of the target language (usually taken to mean the morpho-syntactic operations and use of lexis) at the end of the study the participants still had trouble producing sentence level utterances that would be acceptable in written form.

However, in the area of topic management there was a noticeable change in the variety of strategies that students used. This is in keeping with findings by Pekarek Doehler and Ponchon-Berger (2011), which found that disagreement strategies by learners of French broadened from a restricted number of strategies among lower intermediate students, that were characterized by brevity, directness and turn initial placing. Among advanced learners they found a wider variety of practices for disagreement, characterized by greater length, increasing indirectness and placed later in the turn. The same pattern was observed in the nature of topic management in this study, namely a narrow band of interactional strategies in the early conversations, with a broader spectrum of strategies, involving multi-component turns being deployed in the later conversations.

Pekarek Doehler and Ponchon-Berger caution against making sweeping claims about evidence of learning having taken place. Their study looked at two different groups. Not only were the groups different by ‘level’ (as an institutionally constructed linguistic identity) but also by age. (13–14 year olds as opposed to 17–18 year olds.) They suggest that the differences may be a ‘... reflection of different communicative cultures at the two levels of schooling.’ (p, 235.) The caution applies to this study as well.

In the April conversations and the January conversations, various factors should be taken into account when attempting any comparison. In April, the participants had only known each other for a short period of time. (The April recordings took place in lesson six of term, i. e. a little over three weeks into the course.) The lack of a long-term social intimacy in all likelihood affected the participants in several ways. As was noted by Iwata;

From the viewpoint of native English speakers, self-disclosure must be one of the useful strategies in co-constructing conversations. They can show their involvement by talking about themselves. On the other hand, talking about themselves, especially about their private lives, is not expected in Japanese society when people meet for the first time. They prefer to start talking more about impersonal matters and gradually start talking more about

personal matters as they build a good relationship.

(2010. p, 155)

The superficial, hesitant and somewhat disfluent manner of many conversations in the April sessions may well be a combination of these effects from the L1 culture and the natural non-culture specific difficulties of interacting with relative strangers. In addition to the social dynamic, which was nascent in April and much more established in January, the presence of the video camera must also be taken into account. In the April sessions, students were unused to being videotaped, whereas in January they had been videotaped on several prior occasions. The various factors that were different between the April and January sessions must sound a note of caution when making claims about learner development and evidence of learning having taken place. A further consideration is that the current study focused on an analysis of transcripts of student speaking. No analysis was undertaken of such extra-linguistic features as gaze, gesture or other aspects of embodiment.

These caveats aside, it remains true that the spectrum of strategies used by speakers was broader after two semesters of classes. Twice weekly engagement in undirected, naturalistic, spontaneous conversation had, it seems, brought about development of a more finely tuned sensitivity to the emergent exigencies of talk-in-interaction.

References

- Atkinson, J.M. & Heritage, J. (Eds.), *Structures of Social Action*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Brouwer, C. E., & Wagner, J. (2004). Developmental issues in second language conversation. *Journal of Applied Linguistics*, 1(1), 29-47.
- Button, G and Casey, N. (1984) Generating topic: The use of topic initial elicitors. In, Atkinson, J. M. & Heritage, J. (Eds.), *Structures of Social Action*. (pp. 167-190). Cambridge: Cambridge University Press.
- Button, G. & Casey, N. (1985). Topic nomination and topic pursuit. *Human Studies*, 8 (1), 3-55.
- Drew, P. & Holt, E. (1998). Figures of speech: Figurative expressions and the management of topic transition in conversation. *Language in society*, 27 (4), 495-522.
- Dorval, B. (1990). Topic Organization. In Dorval, B. (Ed.), *Conversational organization and its development*. (pp. 1-2). New Jersey: Ablex publishing Corporation.
- Iwata, Y. (2010). Pragmatic Failure in Topic Choice, Topic Development, and Self-Disclosure by Japanese EFL Speakers. *Intercultural Communication Studies* XIX, (2), 145-158.
- Jefferson, G. (1984). On stepwise transition from talk about troubles to inappropriately next-positioned matters. In, Atkinson, J. M. & Heritage, J. (Eds.) *Structures of Social Action*. (pp. 191-222). Cambridge: Cambridge University Press.
- Sacks, H. (1964-72). Unpublished transcribed lectures, University of California, Irvine. (Transcribed and indexed by Gail Jefferson.)
- Schegloff, E. A. (2007). *Sequence organization in interaction: A primer in conversation analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Reichman, R. (1990). Communication and mutual engagement. In Dorval, B. (Ed.) *Conversational organization and its development*. (pp. 23-48). New Jersey: Ablex publishing Corporation.
- Pekarek Doehler, S. & Ponchon-Berger, E. (2011). Developing 'methods' for interaction: A cross-sectional study of disagreement sequences in French L2. In Hall, J, K, Hellermann, J and Pekarek Doehler, S. (Eds.) *L2 Interactional Competence and Development*. (pp. 206-243). Bristol: Multilingual matters.
- Wong, J. & Waring H, Z. (2010). Conversation analysis and second language pedagogy. New York: Routledge.

Appendix: transcription notations

Simultaneous utterances.

I went [with my] friend	Left square brackets mark the start of overlapping talk
[yeah]	Right square brackets mark the end of overlapping talk

Contiguous utterances

=	Equals signs show:
	a) that talk is latched; that is there is no pause between the end of one turn and the start of the next turn
	b) that a turn continues at the next equals sign on a subsequent line

Pauses

(0.5)	Numerals in parentheses show pauses in tenths of a second
(.)	A period in parentheses indicates a micropause

Characteristics of speech delivery

<u>Weekend</u>	Underlining indicates marked stress
Job?	A question mark indicates rising intonation
Finish.	A period indicates falling intonation
> you know<	Inward facing indents indicate talk which is faster than the surrounding talk.
Ni:::ce	One or more colons indicates a lengthening of the preceding sound. More colons prolong the stretch.
°nice°	Degree signs indicate speech that is quieter than the surrounding talk.
NEVER	Capitals indicate speech that is louder than the surrounding talk

Topic in Talk-in-interaction: A Longitudinal Study of Japanese Learners of English

John CAMPBELL-LARSEN

This paper examines conversation topic management by Japanese learners of English at a private university over the course of an academic year. The students (N=13) were videotaped engaging in unrehearsed conversation in class time. The students were entirely free to select group membership, topic and so on, and were given no directions by the teacher other than to talk in English as much as possible. The recordings were made in April, July and the following January, transcribed and analyzed. The transcribed portions were five-minute segments of continuing talk. Initially the talk was characterized by a limited repertoire of topic management strategies with simple interrogatives deployed as topic proffers, minimal development of proffered topics, little or no negotiation of topic and frequent disjunctures. These features were supplemented by a wider variety of strategies by the end of the study. The learners engaged in more stepwise transitions, developed topics more deeply, used self-disclosure as a topic proffer and aligned with other members in co-constructing coherent, convergent stretches of interaction.

〔共同研究：「大学生」に関する総合的研究Ⅱ〕

新入生実態アンケート調査の分析（2）

「経済・生活状況」および「読書等」

木 下 栄 二

1. は じ め に

本稿は、拙稿「新入生実態アンケート調査の分析（1） 「フェイス」および「大学（本学）の選択理由・入学後の期待等」（木下，2011）の続編である。今回は，2010年度まで実施されていた新入生実態アンケート調査のうち，新入生の「経済・生活状況」と「読書等」に関する設問の分析結果について報告する。

我々の共同研究では，現代大学生の特徴を把握するために独自の調査¹⁾を実施しているほか，大学内の諸機関が実施している既存調査の再検討・再活用という課題にも取り組んできた。本学に限定しても，授業評価をはじめ，大学生の特徴や，大学教育のあり方を考えるために重要と思われる調査が各種実施されている。既存調査データを最大限活用することも，大学生の特徴，変化の動向を把握し，有効な施策を立案・実施するために欠かすことのできない作業であろう。

特に，本学が2010年度まで毎年実施してきた新入生実態アンケート調査は，全新入生を対象とし，回収率もきわめて高い²⁾。また，基本的に同一の設問であるため，経年変化の分析にも適している（設問内容は本論末尾に掲載した2010年度調査票を参照）。かつては毎年冊子で配布されていたことを覚えている方もおられよう³⁾。この調査は，2004年度データよりエクセル形式でも対応可能となり，分析の汎用性が高まった。我々はこのデータを，統計解

1) 岩田（2012）参照。

2) 各年度の回収率（データ上のケース数／入学者数（2次手続き完了者数，入試課資料））は，2004年度98.1%，2005年度98.6%，2006年度98.2%，2007年度98.8%，2008年度98.6%，2009年度92.8%，2010年度88.9%である。ちなみに，学生生活委員会が実施している「桃山学院大学生の学生生活上の諸活動に関する実態調査（以下，学生実態調査と呼ぶ）」のうち，本学ホームページに掲載されている2008年度，2009年度，2011年度，2012年度の回収率と回答者数を紹介しておくと，2008，2009年度は郵送法で実施され，それぞれ24.4%（244人），23.5%（235人）という低い回収率である。2011，2012年度は授業を使った集合法で実施され，それぞれ49.7%（511人），35.1%（382人）（回収率は当該科目の履修者数を分母として計算）であった。新入生実態アンケート調査が，いかに貴重なデータであったかを示す結果である。

3) 筆者も，たまたま1995年度新入生実態調査アンケート報告書と2000年度新入生実態調査アンケート報告書を保存している。設問項目や選択肢が変わっている部分も多く，完全な比較はできないが，いくつか比較可能な部分については注のなかで紹介したい。

キーワード：大学生の質，既存調査の活用，新入生実態アンケート調査

析パッケージ SPSS に読み込ませ、さらに各年度のデータを結合させて、一つのデータファイルを作成した。

先の拙稿では、この調査の設問 1-16（「フェイス」および「大学（本学）の選択理由・入学後の期待等」）について、主に経年変化を概観した。そこでは、2004-2010年の7年間だけでも、一般入試から推薦入試へのシフト、受験雑誌離れの傾向がみられたほか、広く情報を集めるよりも、先生の勧めに従う素直な新入生の増加、就職や卒業など、近視眼的な目標を意識するばかりで、大学で学ぶことの価値を理解していない新入生増加の可能性を指摘した。

ただし、それは多岐にわたる設問項目のごく一部を概観したにすぎない。「むしろ、ここでの分析を一例として「このような分析はできないか」というリクエストや、自らの手で直接データを分析したいという希望が各学部学科や学内各所管から寄せられることを期待」し、新入生実態アンケート調査をはじめとする様々な既存調査が、多様な形で活用される呼び水になることを願ったのだが、残念ながらそのような要望やリクエストは皆無であり、おまけに新入生実態アンケート調査そのものが廃止された。まったく不徳の致すところであり、断腸の思いである。

しかし、大学や学生を巡る環境の変化はめまぐるしく、それに伴う学生気質の変化にも無視できないものがある。本稿では、2004年から2010年の7年間において、特に変化が顕著にみられた「経済・生活状況」と「読書等」に関する設問の分析結果について報告する⁴⁾。担当事務所管や各種委員会では、すでに自明のことかも知れないが、データを数字の形で示し、その要因について分析することで、さらに認識が深まり、そして担当以外の教職員にも認識の共有がされるとしたら、それだけでも意義のあることであろう。

2. 「経済・生活状況」（設問29—34）

（1）「経済・生活状況」の変化

①奨学金

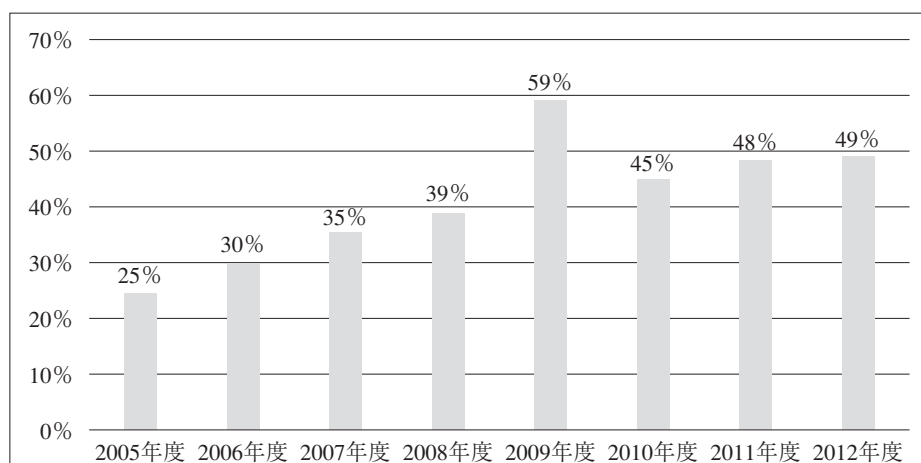
まず、大きな変化がみられる項目として、「経済・生活状況」についてみていこう。表1は、「奨学金の必要度」（設問31）を年度別に集計した結果である。2004年度には30.8%であった「必ず受けない」が、2010年度には46.0%へと、15ポイント以上増加した。特に2009年度には、前年度よりも6.7ポイント増加している。

ちなみに、本学学生のなかで、日本学生支援奨学金受給者（第一種および第二種奨学金の合計）の比率を示したのがグラフ1である。2009年度に59%と、前年度よりも20ポイントも上昇し、その後も40%台後半で推移している。意識だけではなく実態としても、奨学金の重要度は高まっている。2009年度は、その前年にいわゆるリーマン・ショックがあった翌年で

4) 調査は新入生の自己申告であるため、若干のケースでは未記入や誤記入等もある。未記入や単純な誤記入は分析から除外したが、論理的に疑問のある誤記入等は判別が難しく、そのままの状態であることをご承知願いたい。なお、今回も留学生は分析から除外した。

表1. 奨学金の必要度

		奨学金の必要度				合計
		必ず受けない	希望するが受けられなければ仕方がない	考えていない	受ける必要はない	
実施年度	2004年度	520 30.8%	375 22.2%	643 38.1%	149 8.8%	1687 100.0%
	2005年度	548 32.8%	346 20.7%	631 37.8%	145 8.7%	1670 100.0%
	2006年度	595 36.5%	334 20.5%	578 35.4%	125 7.7%	1632 100.0%
	2007年度	592 38.0%	314 20.2%	545 35.0%	106 6.8%	1557 100.0%
	2008年度	642 39.1%	321 19.5%	554 33.7%	125 7.6%	1642 100.0%
	2009年度	758 45.8%	338 20.4%	456 27.6%	103 6.2%	1655 100.0%
	2010年度	692 46.0%	284 18.9%	451 30.0%	76 5.1%	1503 100.0%
	合計	4347 38.3%	2312 20.4%	3858 34.0%	829 7.3%	11346 100.0%



グラフ1. 日本学生支援奨学金受給者の推移 (学生支援課資料より作成)

ある。リーマン・ショックによる経済状況の激変が、学生たちの就職活動に与えた打撃の大きさはよく知られたことであろうが、そのほかの学生生活にも多大な影響を与えていた可能性が示唆される結果と言えよう。

もっとも、「本学の奨学金について」(設問30)をみると、「よく知っている」は7%前後で変わらない(表2)。しかし、「関心なし」が2004年度の26.7%から2010年度は18.9%へ減少し、「関心あるが親任せ」が19.7%から32.6%に増加している。回答者の多くが18歳であることを考えると、奨学金の内容まで把握するのは難しいだろう。しかし、たとえ「親任せ」であったとしても、奨学金への関心が増加している傾向は、この表にも示されている。

表2. 本学での奨学金について

		奨学金について				合計
		よく知っている	関心あるがわからない	関心あるが任せ	関心なし	
実施年度	2004年度	129 7.6%	776 45.9%	333 19.7%	452 26.7%	1690 100.0%
	2005年度	105 6.3%	775 46.2%	385 23.0%	411 24.5%	1676 100.0%
	2006年度	123 7.5%	775 47.5%	362 22.2%	373 22.8%	1633 100.0%
	2007年度	101 6.5%	676 43.4%	438 28.1%	344 22.1%	1559 100.0%
	2008年度	114 6.9%	677 41.1%	480 29.1%	378 22.9%	1649 100.0%
	2009年度	125 7.5%	702 42.3%	524 31.6%	308 18.6%	1659 100.0%
	2010年度	108 7.2%	621 41.3%	491 32.6%	285 18.9%	1505 100.0%
合計		805 7.1%	5002 44.0%	3013 26.5%	2551 22.4%	11371 100.0%

②学費納入手段・アルバイトの目的

「主な学費納入手段」（設問29）の経年変化を表3に示す。注目すべき変化として、第一に、「家庭から」という回答の2004年度の74.0%から、2010年度には63.1%へと10ポイント以上の減少が指摘できる。第二に、それではどこから納入するかというと、「奨学金」と言う回答が18.0%から32.2%へと増加している（「アルバイト代」は、変化なし、あるいはやや減少気味とすら言える）。この結果からも、奨学金の重要度の高まりがうかがえる。

主な学費納入手段には、あまり選ばれていないアルバイトであるが、その目的と必要度

表3. 主な学費納入手段

		学費納入手段							合計
		家庭から	アルバイト代	奨学金	教育ローン	銀行借入れ	親戚等の援助	その他	
実施年度	2004年度	1251 74.0%	65 3.8%	304 18.0%	46 2.7%	10 0.6%	8 0.5%	6 0.4%	1690 100.0%
	2005年度	1203 71.9%	76 4.5%	327 19.6%	36 2.2%	9 0.5%	14 0.8%	7 0.4%	1672 100.0%
	2006年度	1131 69.1%	54 3.3%	383 23.4%	43 2.6%	11 0.7%	9 0.6%	5 0.3%	1636 100.0%
	2007年度	1112 71.6%	41 2.6%	346 22.3%	27 1.7%	12 0.8%	11 0.7%	5 0.3%	1554 100.0%
	2008年度	1110 67.4%	41 2.5%	433 26.3%	36 2.2%	10 0.6%	10 0.6%	7 0.4%	1647 100.0%
	2009年度	1053 63.5%	30 1.8%	514 31.0%	41 2.5%	8 0.5%	7 0.4%	4 0.2%	1657 100.0%
	2010年度	948 63.1%	30 2.0%	484 32.2%	24 1.6%	4 0.3%	8 0.5%	4 0.3%	1502 100.0%
合計		7808 68.7%	337 3.0%	2791 24.6%	253 2.2%	64 0.6%	67 0.6%	38 0.3%	11358 100.0%

表4．アルバイトの目的と必要度

		アルバイト目的と必要度							合計
		学費と生活費	学費	生活費	クラブ活動費	旅行・レジャー費	必要ないがよいのがあればする	考えていない	
実施年度	2004年度	349 20.7%	161 9.5%	477 28.3%	75 4.4%	378 22.4%	200 11.9%	46 2.7%	1686 100.0%
	2005年度	331 19.8%	166 9.9%	528 31.6%	65 3.9%	370 22.1%	168 10.0%	44 2.6%	1672 100.0%
	2006年度	354 21.7%	170 10.4%	497 30.4%	74 4.5%	316 19.3%	170 10.4%	54 3.3%	1635 100.0%
	2007年度	391 25.2%	153 9.9%	473 30.5%	58 3.7%	269 17.3%	132 8.5%	77 5.0%	1553 100.0%
	2008年度	405 24.5%	163 9.9%	509 30.8%	103 6.2%	250 15.1%	148 9.0%	75 4.5%	1653 100.0%
	2009年度	488 29.4%	164 9.9%	520 31.4%	60 3.6%	223 13.4%	138 8.3%	65 3.9%	1658 100.0%
	2010年度	459 30.5%	153 10.2%	447 29.7%	60 4.0%	195 12.9%	132 8.8%	61 4.0%	1507 100.0%
	合計	2777 24.4%	1130 9.9%	3451 30.4%	495 4.4%	2001 17.6%	1088 9.6%	422 3.7%	11364 100.0%

（設問34）を見ると、やはり注目すべき変化がみられる（表4）。ひとつは、「学費と生活費」と回答した割合の変化である。2004年度の20.7%が、2010年度には30.5%と10ポイント近く増加している。ふたつは「旅行・レジャー費」である。22.4%から12.9%へと、10ポイント近く減少している。

奨学金の必要性の高まりや、アルバイト目的の変化をみると、家庭に頼り切ることができず、奨学金やアルバイトによって、なんとか学業を継続しようとする学生の増加傾向をうかがうことができよう⁵⁾

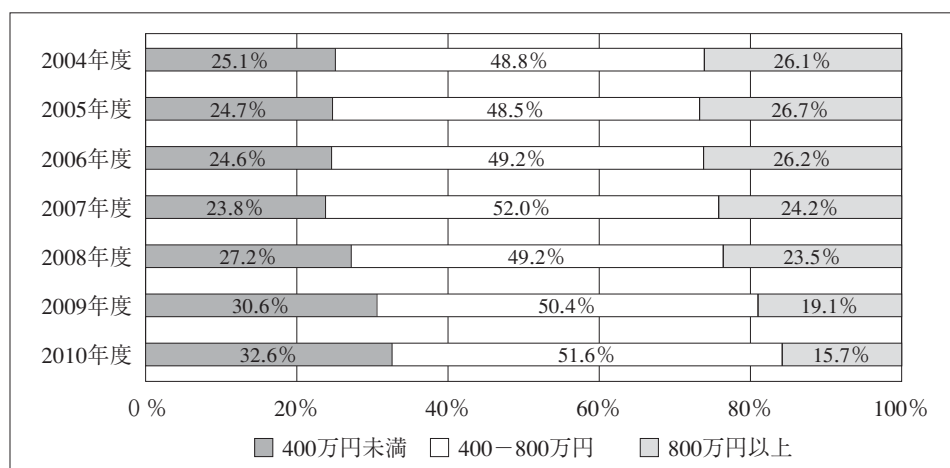
③主たる家計支持者の年収

年度別の「主たる家計支持者の年収」（設問32）を示したのが表5である。「400万円未満」が2004年度の25.1%から2010年度は32.6%へと増加している。よりわかりやすくするために、「400万円未満」「400-800万円未満」「800万円以上」に3区分し直したのがグラフ2である。「800万円以上」が26.1%から15.7%へと、10ポイント以上減少している。低年収層へのシフト傾向をはっきり見て取ることができる結果である。

5) 奨学金の必要度とアルバイトの目的については、1995年度、2000年度の結果と比較可能である。奨学金を「必ず受けたい」という回答は1995年度で19.1%、2000年度で23.1%である。アルバイト目的で「学費と生活費」との回答は、それぞれ12.1%、15.6%であり、「旅行・レジャー費」は、それぞれ27.4%、32.3%であった。現在とは全く異なる結果と言えよう。

表5. 主たる家計支持者の年収

		主たる家計支持者の年収（税込）						合計
		400万円未満	400万以上 600万円未満	600万以上 800万円未満	800万以上 1000万円未満	1000万以上 1500万円未満	1500万以上	
実施 年度	2004年度	403 25.1%	395 24.6%	389 24.2%	264 16.4%	123 7.7%	32 2.0%	1606 100.0%
	2005年度	394 24.7%	393 24.7%	380 23.9%	272 17.1%	117 7.3%	37 2.3%	1593 100.0%
	2006年度	380 24.6%	414 26.8%	345 22.3%	254 16.5%	116 7.5%	35 2.3%	1544 100.0%
	2007年度	352 23.8%	404 27.3%	365 24.7%	237 16.0%	99 6.7%	22 1.5%	1479 100.0%
	2008年度	420 27.2%	425 27.6%	334 21.7%	237 15.4%	96 6.2%	30 1.9%	1542 100.0%
	2009年度	476 30.6%	442 28.4%	342 22.0%	185 11.9%	80 5.1%	32 2.1%	1557 100.0%
	2010年度	466 32.6%	423 29.6%	315 22.0%	140 9.8%	61 4.3%	24 1.7%	1429 100.0%
	合計	2891 26.9%	2896 26.9%	2470 23.0%	1589 14.8%	692 6.4%	212 2.0%	10750 100.0%

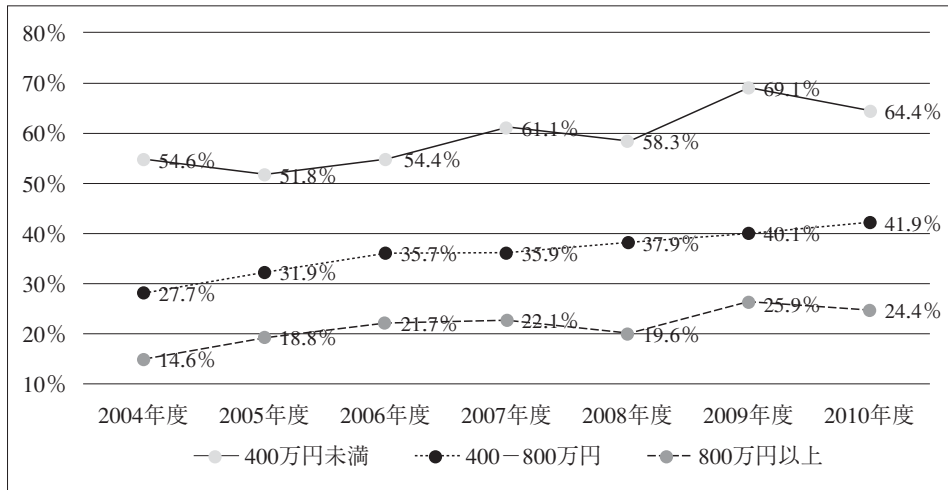


グラフ2. 主たる家計支持者の年収（3区分）

（2）年収別の変化

①奨学金の必要度

ここで、先に指摘した奨学金の必要度の高まり、アルバイト目的の変化が、年収とどのような関係にあるのか見ておこう。グラフ3は、年収3区分ごとに、奨学金を「必ず受けない」と回答した比率の経年変化を示したものである。年収によって回答比率に歴然とした差が存在するが、どの年収層でも近年上昇傾向がみられることも注目できよう。



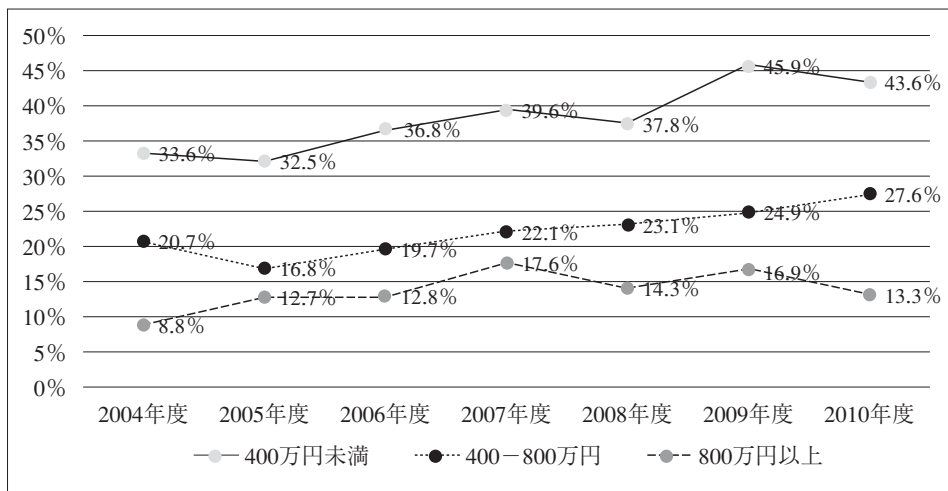
グラフ 3. 奨学金「必ず受けたい」の推移 (年収別)

② アルバイトの目的

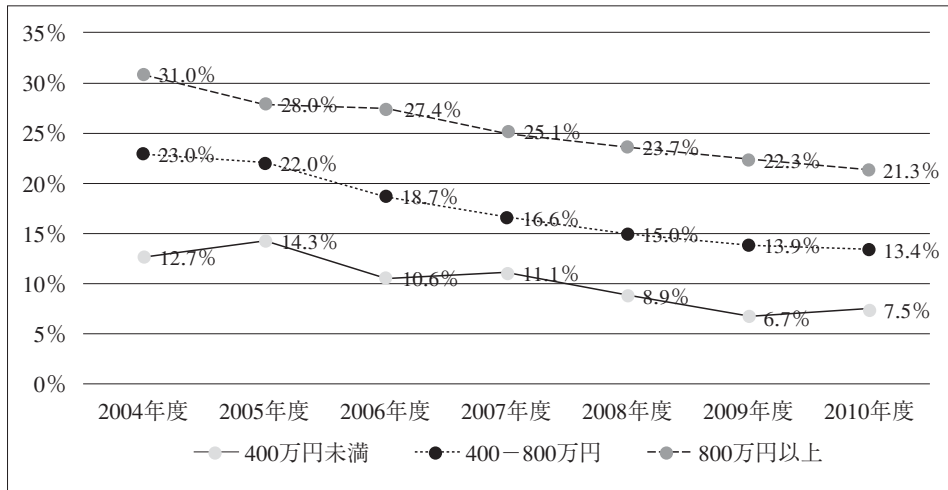
グラフ 4 に、アルバイト目的で「学費と生活費」と回答した比率の経年変化を示す。ここでも、年収による回答比率の差がはっきり存在する。しかしまた、「800万円以上」の動きはやや複雑だが、「400万円未満」「400-800万円」では、先と同様、近年になるほど、回答比率が高まる傾向がみられる。

グラフ 5 は、アルバイト目的で「旅行・レジャー費」の回答比率を年度ごと、年収層別に示したものである。ここでも、年収層ごとの差異は大きいですが、どの層でも、減少傾向にあることは注目できよう。

以上の結果から、第一に、奨学金の必要性、アルバイト目的は、家計支持者の年収によっ



グラフ 4. アルバイト目的「学費と生活費」の推移 (年収別)



グラフ5. アルバイト目的「旅行・レジャー費」の推移（年収別）

て大きく規定され、近年の変化の原因は、低年収層の増加によることが指摘できる。しかし第二に、近年の変化は、それだけでは説明しきれないことも強調しておこう⁶⁾。グラフ3～5に示した通り、同一年収層のなかでも、奨学金を「必ず受けたい」という回答比率は増加傾向にあり、アルバイト目的が「旅行・レジャー費」という回答は減少傾向にある。低年収層の増加以外の要因（例えば、家庭環境の変化、大学に対する意識の変化等）を考慮する必要を示唆する結果と言えよう⁷⁾。

3. 読書をめぐって（設問47-50）

（1）「読書をめぐる諸項目」の変化

①公共図書館の利用

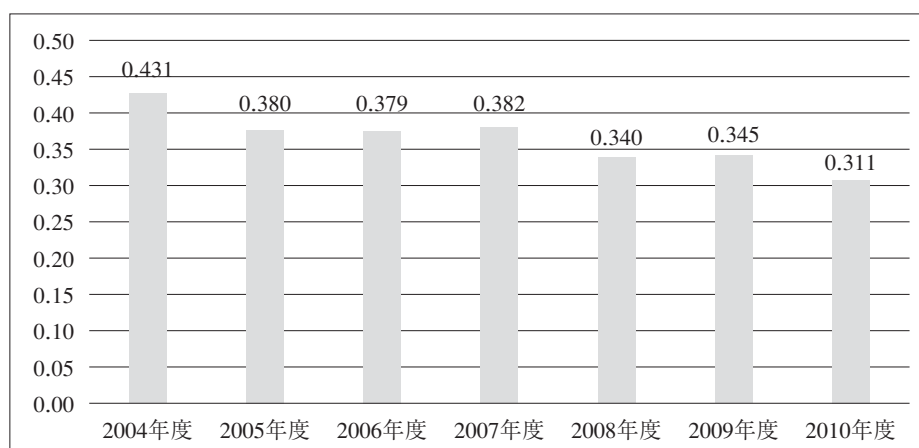
読書に関する設問群にも、興味深い（やや残念な）変化の傾向がみられる。まず表6に、公共図書館の利用頻度（設問47）を示そう。「利用したことなし」9.2%から13.0%、「ほとんど利用しない」51.2%から57.1%と、利用しない層の増加傾向がある。傾向を単純化してみるために、「月4回以上」に4、「月に2～3回」に2.5、「月に1回」に1、「たまに利用する」に0.3、「ほとんど利用しない」に0.1、「利用したことがない」に0というスコアを与

6) 試みに、年収3区分の比率が、2007年度と同一であると仮定して、2010年度の奨学金を「必ず受けたい」という回答比率を計算すると43.0%となる、2007年度の実際の回答比率は38.0%であるから、年収3区分の比率をコントロールしてもなお5ポイントの上昇である。同様に、アルバイト目的「学費と生活費」は27.9%で、2.7ポイントの上昇、アルバイト目的「旅行・レジャー費」は13.9%で、3.9ポイント下降している。

7) 残念ながら、同一年収層における変化の要因および低年収層の増加以外の要因については、ここでのデータだけではわからない。仮説的には、経済的要因以外の、たとえば大学や大学生活に対する意味づけの変化（就職予備校としか考えないなど）も想定できよう。しかし他方、同一年収層であっても、そのなかでより低年収化している可能性や、介護費用などによる支出の増大によって家計そのものがより苦しくなっている可能性も考えられる。

表 6．公共図書館の利用頻度

		公共図書館の利用頻度						合計
		月 4 回以上	月 2 ～ 3 回	月 1 回	たまに利用する	ほとんど利用しない	利用したことなし	
実施年度	2004年度	67 4.0%	72 4.3%	50 3.0%	480 28.4%	866 51.2%	155 9.2%	1690 100.0%
	2005年度	51 3.1%	62 3.7%	51 3.1%	468 28.0%	848 50.8%	190 11.4%	1670 100.0%
	2006年度	49 3.0%	65 4.0%	43 2.6%	446 27.3%	844 51.6%	189 11.6%	1636 100.0%
	2007年度	56 3.6%	55 3.5%	30 1.9%	391 25.2%	834 53.7%	186 12.0%	1552 100.0%
	2008年度	47 2.8%	53 3.2%	29 1.8%	395 23.9%	935 56.7%	191 11.6%	1650 100.0%
	2009年度	55 3.3%	45 2.7%	24 1.4%	405 24.4%	940 56.6%	191 11.5%	1660 100.0%
	2010年度	35 2.3%	40 2.7%	42 2.8%	334 22.2%	859 57.1%	195 13.0%	1505 100.0%
	合計	360 3.2%	392 3.4%	269 2.4%	2919 25.7%	6126 53.9%	1297 11.4%	11363 100.0%



グラフ 6．公共図書館の利用頻度の推移（平均値）

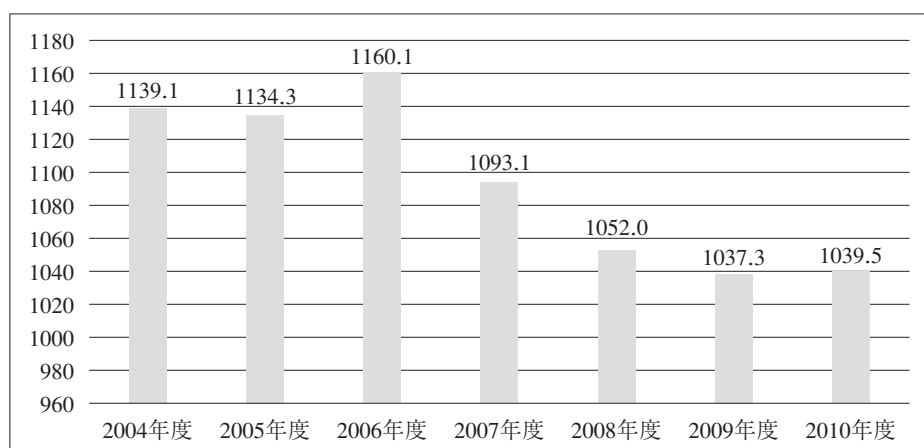
えて、年度ごとの平均値を示したのがグラフ 6 である。2004年度には、1 か月に平均で 0.431 回の利用があったが、2010年度には 0.311 回へと減少している。

②読書に要する費用

読書に要する費用（設問 48）では、「千円未満」が 62.7% から 70.8% へと増加している（表 7）。ここでも傾向を単純化してみるために、「千円未満」に 500、「千円以上 2 千円未満」に 1500、「2 千円以上 3 千円未満」に 2500、「3 千円以上 4 千円未満」に 3500、「4 千円以上 5 千円未満」に 4500、「5 千円以上 1 万円未満」に 7500、「1 万円以上」に 10000 というスコアを与えて、年度ごとの平均値を示したのがグラフ 7 である。2006年度にはいったん上昇し

表7. 読書に要する費用（1か月）

		読書に要する費用（1ヶ月）							合計
		千円未満	千円以上 2千円未満	2千円以上 3千円未満	3千円以上 4千円未満	4千円以上 5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上	
実施 年度	2004年度	1062 62.7%	420 24.8%	124 7.3%	45 2.7%	15 0.9%	15 0.9%	12 0.7%	1693 100.0%
	2005年度	1083 64.7%	387 23.1%	118 7.0%	42 2.5%	13 0.8%	17 1.0%	15 0.9%	1675 100.0%
	2006年度	1058 64.7%	372 22.7%	118 7.2%	38 2.3%	9 0.6%	27 1.7%	14 0.9%	1636 100.0%
	2007年度	1036 66.5%	354 22.7%	97 6.2%	22 1.4%	21 1.3%	16 1.0%	12 0.8%	1558 100.0%
	2008年度	1158 70.1%	316 19.1%	92 5.6%	37 2.2%	22 1.3%	21 1.3%	7 0.4%	1653 100.0%
	2009年度	1172 70.5%	324 19.5%	87 5.2%	36 2.2%	13 0.8%	20 1.2%	10 0.6%	1662 100.0%
	2010年度	1067 70.8%	280 18.6%	91 6.0%	21 1.4%	21 1.4%	21 1.4%	6 0.4%	1507 100.0%
	合計	7636 67.1%	2453 21.5%	727 6.4%	241 2.1%	114 1.0%	137 1.2%	76 0.7%	11384 100.0%



グラフ7. 読書に要する費用の推移（平均値）

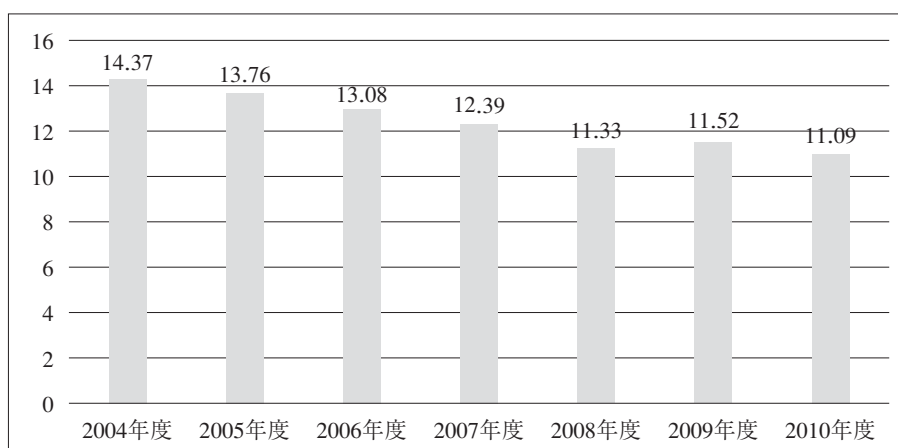
たものの、2007年度に急減し以降も回復傾向がみられない。2004年度と2010年度を比較すると、約100円分の減少である。

③読書量

それでは、各年度の新入生は、どのくらい本を読んでいるのであろうか。1月に何冊くらい読むかという形で、「読書量について」（設問49）を問うた結果を、年度ごとに示したのが表8である。「読まない」という回答が、最も少ない2005年度には16.9%だったものが、2010年度には26.8%にまで増加している。嘆かわしいことである。ここでも同様に、「月に5冊以上」に60、「月に3～4冊」に42、「月に1～2冊」に18、「2か月に1冊」に6、「3～

表8．読書量について

		読書量							合計
		月5冊以上	月3～4冊	月1～2冊	2ヶ月に1冊	3～4ヶ月に1冊	半年に1冊	読まない	
実施年度	2004年度	128 7.6%	181 10.7%	369 21.8%	191 11.3%	197 11.7%	309 18.3%	315 18.6%	1690 100.0%
	2005年度	123 7.3%	154 9.2%	378 22.6%	177 10.6%	222 13.2%	338 20.2%	284 16.9%	1676 100.0%
	2006年度	96 5.9%	170 10.4%	332 20.3%	199 12.2%	215 13.2%	326 20.0%	296 18.1%	1634 100.0%
	2007年度	97 6.2%	128 8.2%	317 20.4%	186 12.0%	210 13.5%	312 20.1%	305 19.6%	1555 100.0%
	2008年度	82 5.0%	120 7.3%	362 21.9%	135 8.2%	223 13.5%	379 23.0%	350 21.2%	1651 100.0%
	2009年度	94 5.7%	133 8.0%	317 19.1%	162 9.7%	191 11.5%	336 20.2%	429 25.8%	1662 100.0%
	2010年度	83 5.5%	112 7.4%	282 18.7%	127 8.4%	200 13.3%	300 19.9%	404 26.8%	1508 100.0%
	合計	703 6.2%	998 8.8%	2357 20.7%	1177 10.3%	1458 12.8%	2300 20.2%	2383 20.9%	11376 100.0%



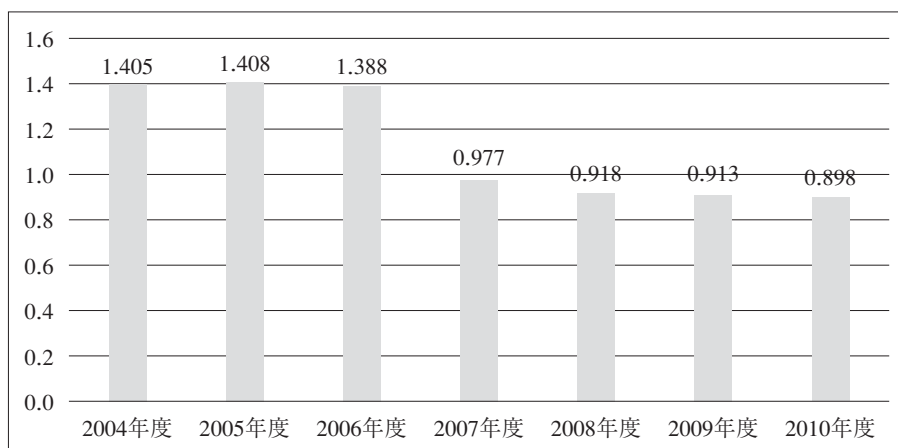
グラフ8．「読書量」の推移（平均値）

4 か月に1冊」に3,「半年に1冊」に2,「読まない」に0というスコア（年間の冊数に置き換え）を与えて、各年度の平均値を示したのがグラフ8である。2004年度の14.37から、2010年度は11.09に減少している。大雑把に考えて、年間約3冊分の減少である⁸⁾。

8) 読書量は、1995年度、2000年度の結果と比較可能である。同様のスコアを与えて平均値を求めると、1995年度17.4、2000年度13.9となった。この違いが偶然のものか、なんらかの要因によるのかここではわからないが、興味深い違いである。なお、読書時間についてカテゴリーが異なる（「ほとんど読まない」という選択肢がない）ため、1995、2000年度の結果、および学生実態調査との比較が難しいのが残念である。

表9. 1日あたりの読書時間

		読書時間（1日）							合計
		7時間以上	5～6時間	3～4時間	1～2時間	1時間まで	ほとんど読まない	まったく読まない	
実施 年度	2004年度	25 1.5%	65 3.8%	205 12.1%	453 26.8%	313 18.5%	441 26.1%	188 11.1%	1690 100.0%
	2005年度	43 2.6%	54 3.2%	190 11.3%	442 26.4%	299 17.8%	455 27.1%	194 11.6%	1677 100.0%
	2006年度	39 2.4%	62 3.8%	176 10.8%	394 24.1%	304 18.6%	486 29.7%	175 10.7%	1636 100.0%
	2007年度	24 1.5%	21 1.3%	88 5.7%	303 19.5%	298 19.1%	589 37.8%	234 15.0%	1557 100.0%
	2008年度	12 0.7%	33 2.0%	104 6.3%	272 16.4%	280 16.9%	669 40.4%	284 17.2%	1654 100.0%
	2009年度	23 1.4%	31 1.9%	91 5.5%	263 15.8%	286 17.2%	620 37.3%	347 20.9%	1661 100.0%
	2010年度	22 1.5%	24 1.6%	89 5.9%	222 14.7%	250 16.6%	573 38.0%	326 21.6%	1506 100.0%
	合計	188 1.7%	290 2.5%	943 8.3%	2349 20.6%	2030 17.8%	3833 33.7%	1748 15.4%	11381 100.0%



グラフ9. 読書時間の推移（平均値）

④ 1日あたりの読書時間

読書時間の変化をみてみよう。表9に、「1日あたりの読書時間」（設問50）の年度ごとの結果を示す。2004年度は「まったく読まない」11.1%、「ほとんど読まない」26.1%だったものが、2010年度にはそれぞれ21.6%、38.0%に増加している。2010年度の新入生の約6割が、読書習慣を持っていないということになる。まったくもって嘆かわしいことである。ここでも、「7時間以上」に7、「5～6時間」に5.5、「3～4時間」に3.5、「1～2時間」に1.5、「1時間まで」に1、「ほとんど読まない」に0.3、「まったく読まない」に0というスコアを与えて、各年度の平均値をグラフ9に示す⁹⁾。2004年度に約1.4時間だったものが、2010年度には約0.9時間に減少している。約30分の減少である。また、注目すべきことは、

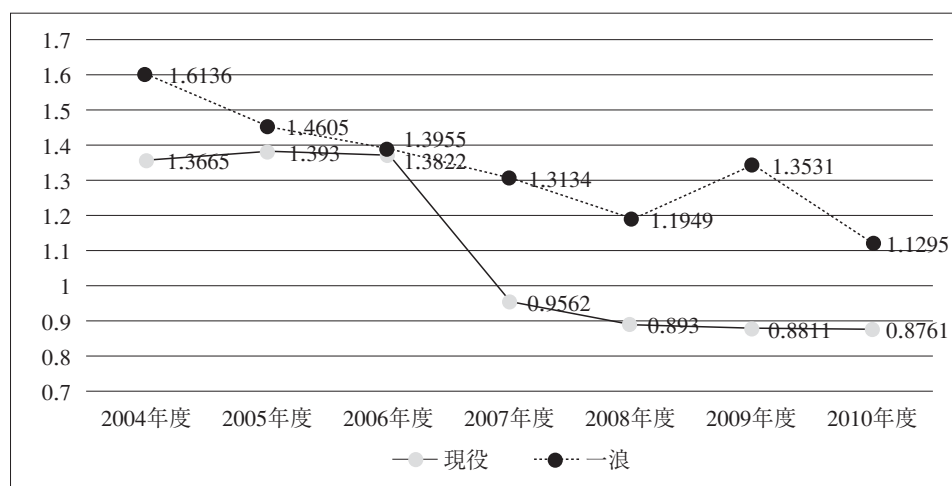
大きな変化が2007年度にみられることである。前年度の1.388から、0.977へと、時間に戻すと約20分急減している。

(2)「読書時間」の規定要因

①2007年度に何が起こったか？

読書に関する4つの設問のなかで、最も変化量の大きい「読書時間」を取り上げて、さらに若干の分析を加えてみよう¹⁰⁾。「読書時間」の経年変化のなかで最も顕著なのは2007年度における激減である。何が起こったのであろうか。2007年とは、実は大学にとって、「ゆとり」の成果受け入れ元年であったのである¹¹⁾。そこで、ゆとり教育の影響を確認するために、現役入学者と一浪しての入学者に分けて、読書時間の推移を示したのがグラフ10である。現役入学者では2006年度の1.3822から2007年度0.9562へと0.4以上の減少を示すが、一浪しての入学者が2007年度も1.3134と前年度（1.3955）とそれほどの違いはない。いわゆる「ゆとり教育」の成果が、読書時間を激減させた大きな要因（少なくとも一つ）であるようだ。

それでは読書時間の平均値の差はどのようにして生み出されるのだろうか。誰もの読書時間が1時間弱に収斂したというのなら良いのだが、どうやらそうではなさそうである。グラ



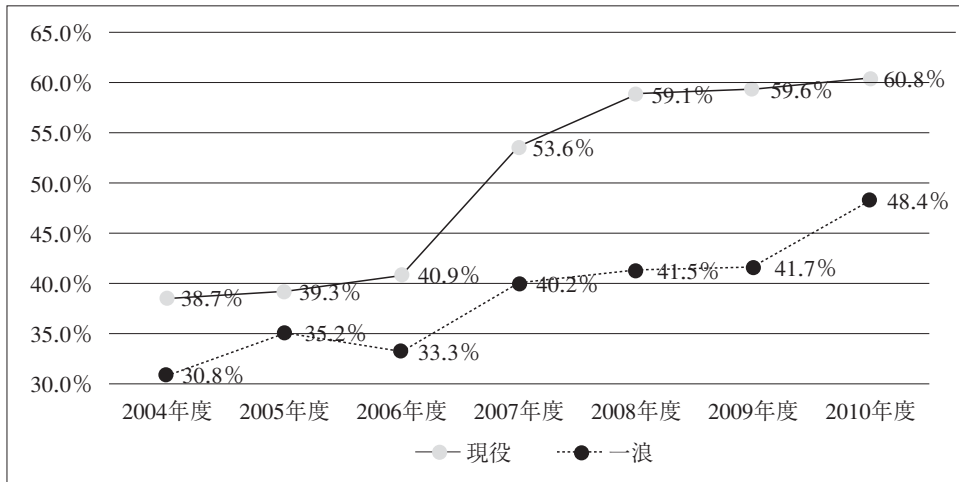
グラフ10. 読書時間の推移（現役・一浪別）

(2006年度 現役1.3822, 一浪1.3955)

9) 6.5時間とか、4.5時間とか読書する人は、どこに回答するのだろうか。連続量の区切り方として、社会調査関連の授業では、毎年のように学生に注意する「つつこみどころ」である。

10) クロス表やグラフだけでは、変化量を正確に読み取ることは難しい。そこで、年度ごとに差異がないと仮定しての χ^2 値（尤度比）とF値を示しておく。公共図書館利用頻度（ $\chi^2=83.553$, $F=3.370$ ）、読書に要する費用（ $\chi^2=88.119$, $F=2.619$ ）、読書量（ $\chi^2=152.455$, $F=9.093$ ）、読書時間（ $\chi^2=543.832$, $F=55.101$ ）となり、読書時間の年度別の変化が他に比べて大きいことがわかる。

11) いわゆる「ゆとり世代」の厳密な定義には諸説があるが、ここでは後藤祥子も2007年を「大学の、「ゆとり」の成果受け入れ元年」（後藤、2008）と述べていることを参考にした。



グラフ11.「読書習慣無し層」の推移（現役・一浪別）

フ11は、「ほとんど読まない」あるいは「まったく読まない」の回答者を「読書習慣無し層」と考えて、二つの回答比率を合算したうえで、現役・一浪別に経年変化を示したものである。現役入学者では2007年度に53.6%と前年度よりも12ポイント以上増加し、2012年度にはなんと6割が「読書習慣無し層」になっている。つまり、この(大学としてはあまり歓迎できない)「読書習慣無し層」の増加こそが、読書時間の平均値を減少させている大きな要因なのである。

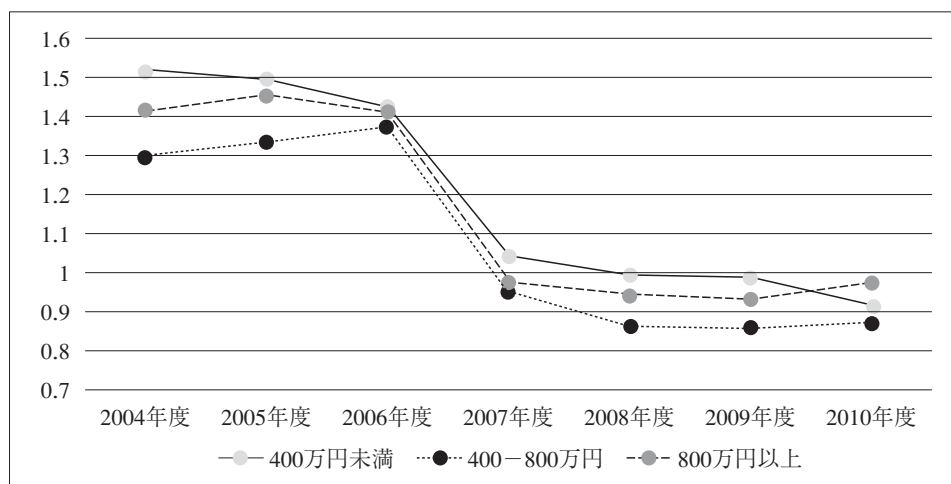
しかし、それでは2007年度以降の現役入学者と一浪しての入学者の差異は、何によって生じているのだろうか。「ゆとり教育」の成果では、2008年度以降の両者の差異を説明できない。浪人したら本を読むのか、本を読む高校生は浪人するのか、高校教育のあり方、大学入試における選別のあり方など、今後検討すべき課題の一つであろう（もっとも、現役入学者が圧倒的多数（85.2～92.9%）を占め、一浪での入学者は年々減少しているのだが）。

②年収層別の比較

読書時間を規定する可能性のある他の要因についてもみておこう。先述したように、近年「主な家計支持者の年収」は低年収層へシフトする傾向がある。年収層と読書時間は関連するだろうか。この点を確認するために、年収層3区分別に、読書時間の経年変化を示したのがグラフ12（データの値は略した）である。どの年度でも年収層による差異はない。

③インターネット利用と読書時間

情報化社会の進展は、紙媒体以外の情報ツールを飛躍的に発展させてきている。このことと読書時間はどのような関連があるのだろうか。まず、インターネット利用頻度（設問54）の経年変化をみよう（表10）。「ほぼ毎日」が2004年度の26.4%から2010年度には36.8%へと



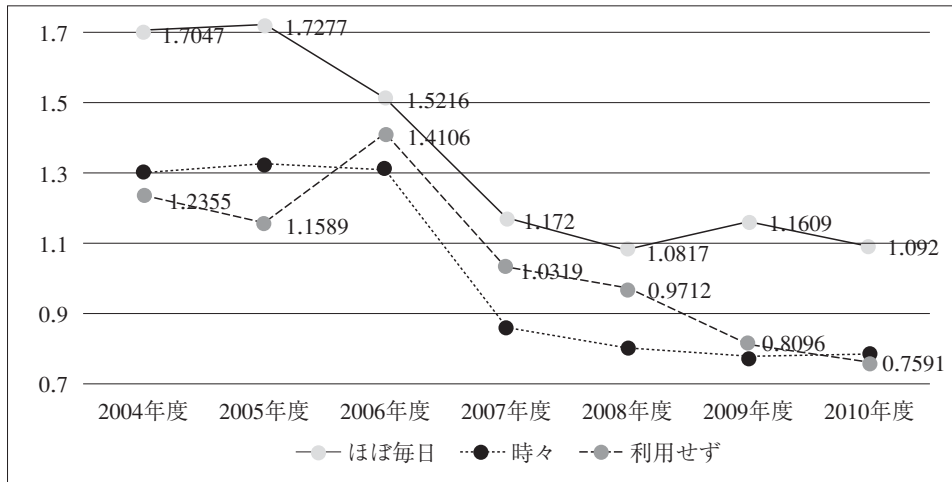
グラフ12. 年収層別の読書時間の推移

表10. インターネット利用頻度

		インターネット利用頻度			合計
		ほぼ毎日	時々	利用していない	
実施年度	2004年度	445 26.4%	913 54.2%	326 19.4%	1684 100.0%
	2005年度	422 25.3%	965 57.9%	280 16.8%	1667 100.0%
	2006年度	491 30.0%	965 59.0%	180 11.0%	1636 100.0%
	2007年度	492 31.6%	896 57.6%	167 10.7%	1555 100.0%
	2008年度	526 32.0%	967 58.7%	153 9.3%	1646 100.0%
	2009年度	564 34.0%	939 56.6%	156 9.4%	1659 100.0%
	2010年度	554 36.8%	825 54.8%	127 8.4%	1506 100.0%
合計		3494 30.8%	6470 57.0%	1389 12.2%	11353 100.0%

10ポイント以上増加し、「利用していない」は逆に19.4%から8.4%へ10ポイント以上減少している。

それでは、インターネット利用頻度と読書時間の関連をグラフ13に示す。「ほぼ毎日」「時々」「利用していない」それぞれの読書時間の平均値は、年度によって差異に大小はあるものの一貫して「ほぼ毎日」が最も高い。この結果は、少なくともインターネット利用と読書が、対立する関係ではないことを示していると考えられよう。



グラフ13. インターネット利用頻度別の読書時間の推移

4. お わ り に

以上、2004－2010年度の新入生実態アンケート調査のなかで大きな変化が見られた「経済・生活状況」と「読書等」について概観してきた。

第一に、「経済・生活状況」では、奨学金の必要度が高まり、アルバイト目的も「学費と生活費」が増え、「旅行・レジャー費」が減少する傾向があった。この背景には、低年収層へのシフトがあるが、それだけでは説明しきれない何らかの要因への考慮の必要性も指摘した。

第二に、「読書等」では、公共図書館の利用、読書に要する費用、読書量、読書時間すべてにおいて低下傾向があった。とくに、読書時間の変化は大きく、読書習慣をもたない新生の割合が6割近くになっていることは衝撃的ですらある¹²⁾。そしてこの変化には、「ゆとり教育」の影響が大きいことを指摘した。なお、俗説的に考えられる年収層やインターネット利用との関係では、年収層と読書時間は全く関連せず、インターネット利用では、むしろ頻繁に利用する方が読書時間の多い傾向すらみられた。

無論、以上の分析は限定的なものであり、視点を変えればさらに違う結果や解釈がありうるであろう。しかし、リーマン・ショックや「ゆとり教育」など、大学や学生を取りまく環境の変化はめまぐるしく、学生の質も変化していることには大きな違いはないと思われる。この変化を把握しようとせず、もしも90年代の学生像を念頭に施策を立案・実施したとしても、その有効性ははなはだ疑わしいものであろう。

12) いかにして学生たちに読書習慣を身につけさせるかが、我々の課題であるとも言える。本も読まないなど、就活以前の問題である。本学図書館のさまざまな取り組みに加えて、社会学部学生リーダー育成プロジェクトが実施している「ビブリオバトル」なども貴重な取り組みであろう。なお、ビブリオバトルについては谷口忠夫（谷口，2013）を参照されたい。

ところが我々は、学生の質の把握にどれだけ真摯に取り組んでいるのだろうか。新入生実態アンケート調査も無くなってしまった。この調査が最善であるとは思わないが、それではそれに代わるほどの、貴重なデータはどこにあるのだろうか。形式的な報告書を作成するためだけの PDCA ではなく、真の意味で PDCA サイクルを回していくためにも、いかにして学生の質を把握するか、全学的な議論が必要な時ではないだろうか。この小論が、今度こそ既存調査の活用や改善、新たなデータ収集・分析への模索の「呼び水」となれば幸いである。

参 考 文 献

- 岩田考，2012，「私立大学における専門教育とキャリア形成支援（1）：4大学の学生調査の比較分析（共同研究：「大学生」に関する総合的研究）」『桃山学院大学総合研究所紀要』第37巻第3号，123-150ページ。
- 木下栄二，2011，「新入生実態アンケート調査の分析（1）「フェイス」および「大学（本学）の選択理由・入学後の期待等」」『桃山学院大学総合研究所紀要』第36巻第2号，89-107ページ。
- 谷口忠夫，2013，『ビブリオバトル 本を知り人を知る書評ゲーム』文藝春秋。
- 後藤祥子，2008，「「ゆとり」の功罪」『IDE 現代の高等教育』No. 498，2-3 ページ。
- 本学学務課，1995年度新入生実態調査アンケート報告書
- 本学学務課，2000年度新入生実態調査アンケート報告書
- 本学ホームページ，<http://www.andrew.ac.jp/campuslife/support/chousa.html>（2013/12/03）

2010年度 新入生実態アンケート

新入生の皆さんの実態を把握し、今後の大学運営に役立てるため、アンケートを実施いたします。
 選びにくい場合でも、必ず1つの設問に1つずつ回答を選び、別紙マークシートにご記入いただきますようお願いいたします。

設問	1	2	3	4
----	---	---	---	---

フェイス

1 所属する学部・学科	1 経済学部 経済学科	2 社会学部 社会学科	3 社会学部 社会福祉学科	4 経営学部 経営学科
2 性別	1 男性	2 女性		
3 出身高校	1 国立	2 都道府県立	3 市立	4 私立
4 入試制度	推薦入学 1 (指定校制・評定特 別)	推薦入学 (公募制・ 2 専門学科・総合学科 選抜)	3 推薦入学 (スポーツ)	4 AO入試
5 現役・既卒・留学生	1 現役	2 既卒 (1年)	3 既卒 (2年以上)	4 留学生
6 高校での課程 (近いものを選択)	1 普通科	2 英語科	3 理数科	4 商業科
7 出身高校所在地	1 東日本 (含北海道)	2 中部 (含新潟)	3 北陸	4 大阪
8 あなたにとって高校教育と は?	1 基礎的・一般的学問、 教育を修得できた	2 自己形成に役立った	3 社会的視野を開くこ とができた	4 対人関係をつくるこ とができた

大学 (本学) の選択理由・入学後の期待等

9 本学志望を決めた時期	1 高校1年生	2 高校2年生 前半	3 高校2年生 後半	4 高校3年生 1学期 (夏休み含む)
10 本学志望に最も参考にした もの	1 先生 (高校・予備校) の勧め	2 家族や知人の勧め	3 高校、予備校での 進学説明会	4 大学展などの 進学説明会
11 最も参考にした受験雑誌等	1 リクルートブック	2 進研ブック	3 日本ドリコムブック	4 筑雪時代
12 大学を選ぶ際の基準 (本学に限らない)	1 学習 (カリキュラム) 内容	2 クラブ活動	3 地理的条件 (通学時 間、下宿環境)	4 学費・奨学金
13 本学を志望した理由	1 キリスト教系の大学	2 校風が気に入った	3 外国語が十分学べる	4 学部の内容が希望に 合う
14 大学入学の目的	1 学問研究を通じ真理 を探究する	2 専門的知識・高度な 技術を修得する	3 豊かな教養を身につ け、人格を陶冶する	4 資格取得や、将来の 有利な就職を目指す
15 大学生活のイメージ	1 専門的な勉強ができ そう	2 友人をたくさん作れ そう	3 課外活動 (クラブ等) に打ちこめそう	4 アルバイトがたくさ んできそう
16 本学に対する希望 (期待)	1 学力 (専門知識や語 学力等) の向上	2 就職に役立つ教育 (資格の取得等)	3 個人の自主性の尊重	4 留年せず4年で卒業

学業等

17 本学で取得したい資格課程	1 教育職員養成課程	2 司書課程	3 司書教諭課程	4 博物館学芸員課程
18 卒業後の希望進路	1 民間企業	2 国家公務員	3 地方公務員	4 教員
19 進路のために身につけたい もの	1 専門知識	2 語学力	3 情報処理技術	4 資格取得
20 英会話力について	1 討論等で自分の意見 が述べられる	2 日常会話程度	3 自己紹介や挨拶程度	4 ほとんどできないが、 今後身につけたい
21 英語の経験	1 英語圏へ留学または 住んでいたことがある (3ヶ月以上)	2 英語圏へ留学または 住んでいたことがある (3ヶ月未満)	3 英語圏へ海外旅行を したことがある	4 英会話スクールに通 ったことがある
22 大学でどんな英語の授業を 受けたいですか。	1 積極的なコミュニケ ーション力が身につく 授業	2 英文作成・読解力が 身に付く授業	3 言語や文化に関する 理解が深まる授業	4 外国の事情を紹介す る授業
23 卒業までにどのくらいの英 語力を身につけたいと思 いますか。	1 英語で仕事ができる 程度	2 英字新聞を読める程 度	3 外国人と日常会話が できる程度	4 外国人に挨拶や道案 内ができる程度
24 英語以外に学びたい外国語	1 フランス語	2 ドイツ語	3 スペイン語	4 イタリア語

課外活動 (クラブ・ボランティア)

25 高校時の所属クラブ	1 体育系クラブ	2 文化系クラブ	3 生徒会等	4 その他
26 高校時のクラブ活動は?	1 人格形成に役立った	2 技術・教養を高める ことができた	3 よい友達をつくるこ とができた	4 勉強の合間の息抜き だった
27 本学で加入予定のクラブ・ サークル活動	1 体育系クラブ	2 文化系クラブ	3 サークル	4 まだ考えていない
28 どのようなボランティア活 動に参加したことがあります か	1 障害児・者関係	2 高齢者関係	3 医療・保健関係	4 災害援助関係

5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	----

5 国際教養学部 国際教養学科	6 法学部 法律学科				
5 大検	6 その他				
5 一般入試前期A日程	6 一般入試前期B日程 B日程+1	7 一般入試前期 センター利用方式	8 一般入試 後期日程	9 一般入試後期 センター利用方式	10 その他
5 工業科	6 総合学科	7 国際科	8 体育科	9 その他	
5 近畿(含三重)	6 中国	7 四国	8 九州(含沖縄)	9 その他	
5 受験勉強だけだった	6 自主的・創造的な 活動ができた	7 自由な行動ができ なかった	8 その他		

5 高校3年生 2学期	6 高校3年生 3学期	7 高校卒業後			
5 受験雑誌	6 本学作成の大学 案内	7 本学ホームページ	8 キャンパス見学会 (オープンキャン パス)	9 高校・予備校 作成の資料	10 その他
5 日経進学ブック	6 学研マッチング ブック	7 君はどの大学を 選ぶべきか	8 予備校発行雑誌	9 その他	10 特にない
5 就職への有利さ	6 留学制度	7 資格取得	8 施設・設備	9 偏差値	10 その他
5 施設・設備の充実	6 先輩が在学してい る	7 就職に有利	8 地理的条件が合う	9 クラブ活動に 興味がある	10 他大学を不合格に なった
5 「大卒」の学歴が ほしい	6 課外活動を自由に する	7 学生生活を楽しむ	8 友達をつくる	9 その他	10 特にない
5 やりたいことが何 でもできそう	6 その他	7 特にない			
5 その他	6 特にない				

5 社会福祉士 受験資格課程	6 精神保健福祉士 受験資格課程	7 社会調査士資格	8 日本語教員資格	9 特にない	
5 社会福祉関係	6 各種団体	7 家業を継ぐ	8 自由業	9 進学	10 まだ考えていない
5 コミュニケーシ ョン能力	6 問題発見解決能力 (論理的思考力)	7 その他	8 特にない		
5 ほとんどできない が、それでよい					
5 学校の授業のみ					
5 物語をたくさん読 み、感想を述べ合 う授業					
5 英語力を身につけ たいと思わない					
5 ロシア語	6 インドネシア語	7 中国語	8 朝鮮語	9 その他	10 特にない

5 不参加		
5 無意味だった	6 その他	7 不参加だったの で、わからない
5 加入しない		
5 地域活性化関係	6 その他	7 参加したことがな い

設問	1	2	3	4
経済・生活状況				
29 主な学費納入手段	1 家庭から	2 アルバイト代	3 奨学金	4 教育ローン
30 本学での奨学金について	1 よく知っている	2 関心はあるが、よくわからない	3 関心はあるが、親に任せている	4 関心はなく、ほとんど知らない
31 奨学金の必要度	1 必ず受けたい	2 希望するが、受けられない場合は仕方ない	3 別に考えていない	4 受ける必要がない
32 主たる家計支持者の年収(税込)	1 400万円未満	2 400万円以上600万円未満	3 600万円以上800万円未満	4 800万円以上1000万円未満
33 入学後の住居	1 自宅	2 下宿(本学紹介物件)	3 下宿(一般のマンション・アパート・文化住宅)	4 親戚・知人宅
34 アルバイトの目的と必要度	1 学費と生活費のため	2 学費のため	3 生活費のため	4 クラブ活動等のため
悩み・健康				
35 現在の関心事	1 学問研究	2 クラブ・サークル活動(体育系)	3 クラブ・サークル活動(文化系)	4 社会的諸問題
36 現在の悩み事	1 勉学のこと	2 健康や性格・能力	3 人生観	4 就職・将来の進路
37 困ったとき、悩んだ時の相談相手	1 友人	2 親	3 兄弟姉妹	4 先生
38 日頃の健康について	1 健康	2 おおむね健康	3 消化器系統(胃・腸・肝臓など)が弱い	4 呼吸器系統(喉・気管・肺など)が弱い
39 健康についての気遣い	1 非常に気を付けている	2 少し気を付けている	3 普通	4 あまり気にしない
40 飲酒について	1 飲めない・飲まない	2 たまに飲む	3 毎日のように飲む	
41 喫煙について(1日の量)	1 吸わない	2 5本未満	3 5本以上10本未満	4 10本以上20本未満
42 嫌煙について	1 隣で喫煙されても不快ではない	2 隣で喫煙されると不快だ		
43 睡眠時間について	1 3時間未満	2 3時間以上4時間未満	3 4時間以上5時間未満	4 5時間以上6時間未満
44 食生活について	1 3食決まった時間にきちんと食べる	2 3食食べるが、時間は不規則	3 朝食を食べないことがある	4 朝食はほとんど食べない
45 朝食を食べないことがある場合の理由	1 時間がない	2 食欲がない	3 経済的理由	4 ダイエットのため
46 ダイエット経験	1 ダイエット中	2 過去に経験がある	3 経験がない	
読書等				
47 公共図書館の利用頻度	1 月4回以上	2 月に2～3回	3 月に1回	4 たまに利用する
48 読書に要する費用(1ヶ月)	1 千円未満	2 千円以上2千円未満	3 2千円以上3千円未満	4 3千円以上4千円未満
49 読書量について	1 月に5冊以上	2 月に3～4冊	3 月に1～2冊	4 2ヶ月に1冊
50 1日あたりの読書時間	1 7時間以上	2 5～6時間	3 3～4時間	4 1～2時間
情報関連				
51 パソコン保有状況	1 自分用がある	2 家族と共用で、自分用がほしい	3 家族と共用で、自分用はいらない	4 所有する予定
52 ワープロ習得状況	1 早く打てる	2 普通に打てる	3 ゆっくり打てる	4 打てない
53 パソコンの主な利用目的	1 ワープロ	2 E-メール	3 インターネット(ホームページ)	4 ゲーム
54 インターネット利用頻度	1 ほぼ毎日	2 時々	3 利用していない	
55 所有している携帯電話キャリア	1 NTTドコモ	2 ソフトバンクモバイル	3 au	4 2つ以上持っている
56 本学ホームページについて	1 見たことがある	2 見たことがない		

5	6	7	8	9	10
5 銀行借入れ	6 親戚等の援助	7 その他			
5 1000万円以上 1500万円未満	6 1500万円以上				
5 その他					
5 旅行・レジャー費	6 特に必要ではない が、よいのがあればやる	7 考えていない			
5 芸術・演芸	6 卒業後の進路	7 お金儲け	8 交友関係	9 その他	10 特にな
5 友達のこ	6 異性のこ	7 家族・家庭内のこ	8 学費・家計などの 経済的な問題	9 その他	10 特にな
5 カウンセラー等の 専門家	6 その他	7 相談する人がいな	8 誰にも相談したく ない		
5 循環器系統（腎臓 など）が弱い	6 肩こり・腰痛	7 不安感・イライラ 感・孤独感がある	8 その他 調子が良 くない		
5 全く気にしない					
5 20本以上					
5 6時間以上7時間 未満	6 7時間以上				
5 当てはまるものが ない					
5 食べたり作ったり が面倒	6 その他	7 きちんと食べるの で当てはまらない			
5 ほとんど利用しな い	6 利用したことがな い				
5 4千円以上5千円 未満	6 5千円以上1万円 未満	7 1万円以上			
5 3～4ヶ月に1冊	6 半年に1冊	7 読まない			
5 1時間まで	6 ほとんど読まない	7 まったく読まない			
5 所有する予定はな い					
5 その他					
5 その他	6 携帯電話を持っ ていない				

ご協力ありがとうございました。

Analysis of Survey Data on First-Year Students at Our University (2)

KINOSHITA Eiji

Through an annual survey of all freshmen at this university, we gather excellent data on our students. One purpose of this project is to analyze and utilize this data, which is useful for investigating changes among our students. Here, we have analyzed survey data gathered from 2004 to 2010.

In this paper, we report on analysis results regarding changes in student economic situation and reading activity. We hope that this information will be helpful to our faculties and sections, and of use in developing educational skills and services for our students.

〔共同研究：和泉市におけるがん対策の研究〕

和泉市におけるがんケア

伊 藤 高 章

は じ め に

大学は、単なる教育機関（即ち学校）ではあり得ない。大学は、まずは文化・社会・歴史そしてまた自然や宇宙の諸問題に取り組む研究者の集団であり、その研究者たちが次世代を担う人々を養成する場である。地域から見れば、大学はリソースであり、諸課題に取り組む際のアドバイザーであり、ローカルなテーマにアカデミズムというグローバルな視点から関わる建設的な批判を展開する議論のパートナーでもある。学生は、何よりもそのような舞台設定の上で行われる教育活動によって養われる。課題を深く知りながら現場とは距離を置く研究者が、その地域にいることのダイナミズムが、大学の地域貢献の本質だろう。

筆者は、「和泉市におけるがんケアの研究」というプロジェクトを立ち上げた一人であるが、医療者ではない。また以下の論述の中で福祉や介護の重要性に言及するが、それらの分野の専門家でもない。病院付きチャプレンという視点から、医療現場の状況をそれなりに理解しているつもりではあるが、ケアに関わる際の立ち位置は医療者とも福祉・介護職とも大きく異なる。その意味で医療の現場にしばしば身を置きつつも、その現場を構成している論理とは距離を置いている。建設的な批判を提供できればと願いつつ、このプロジェクトに参加していた。桃山学院大学が和泉市に位置するという恵みが与えられたからには、その恵みに応えて十分な実りを上げたい。じつは、このような視点の多元化こそが、後に論ずるように、本プロジェクトのねらいである。

さて、がん医療は日本の医療福祉の最優先課題の一つである。国のレベルでは「がん対策基本法」（平成十八年六月二十三日法律第九十八号、平成十九年四月一日施行）が定められ、それに基づき「がん対策推進基本計画」（平成十九年、平成二十四年）が立てられている。大阪府では「大阪府がん対策推進条例」（平成二十三年三月二十二日大阪府条例第六十八号）が定められている。このように、法律に基づいて動いているがん対策を和泉市のレベルで語る意義はどこにあるのだろうか。この点が、今回のプロジェクトの出発点であった。そして、まとめに記したようにこの意義の発見こそがこのプロジェクトの成果でもあった。

課 題

2007年のがん対策基本法のもと、同年に策定された『がん対策推進基本計画』（『前基本計画』）においては、がん診療連携拠点病院等の整備、緩和ケア体制の強化、がん登録の充実などが焦点化され、それなりの成果を上げて来た¹⁾。いわば制度を整える段階であり、平成24年に再策定された新たな『がん対策推進基本計画』は、『前基本計画』をより推し進めるために、全体目標として

1. がんによる死亡者の減少
2. 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

を掲げている。1.2.は『前基本計画』の目標を引きついでいるが、3.が新たに加えられた。そして重点的に取り組むべき課題として

1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
2. がんと診断されたときからの緩和ケアの推進
3. がん登録の推進
4. 働く世代や小児へのがん対策の充実

が明記されている。『前基本計画』の表現を若干修正し、第4項目が加えられている。新たな『基本計画』は今後5年の課題を次のように表現する。

人口の高齢化とともに、日本のがんの罹患者の数、死亡者の数は今後とも増加していくことが見込まれる中、がん医療や支援について地域格差や施設間格差がみられ、それぞれの状況に応じた適切ながん医療や支援を受けられないことが懸念されている。また、これまで重点課題として取り組まれてきた緩和ケアについては、精神心理的な痛みに対するケアが十分でないこと、放射線療法や化学療法についても更なる充実が必要であること等に加え、新たに小児がん対策、チーム医療、がん患者等の就労を含めた社会的な問題、がんの教育などの課題も明らかとなり、がん患者を含めた国民はこうした課題を改善していくことを強く求めている。

1) 『がん対策推進基本計画 平成24年6月』, 1頁。

実はがん対策は、放射線療法・化学療法・手術療法の充実といった、いわゆる医学に収まらない広い領域に関わっている。医療や支援の地域格差、精神心理的な痛みに対するケア、チーム医療、就労支援等こそが課題なのである。そこには、ただ課題を羅列するに留まらない、認識枠組みの組み替えが必要になる。それを行わない限り、成果は限定的になってしまう。とくに「精神心理的な痛みに対するケア」「小児がん対策」「がん患者の就労」などは、医師主導の医療モデルでは対応が出来ない。がん対策には地域の様々なリソースを取り込んだ総合的ケア力が問われている。

包括的チーム医療のパラダイム

筆者は、2010年にテキサス大学 MD アンダーソンがんセンターの上野直人教授との共著で「効果的な多職種がんケアのための ABC モデル ABC conceptual model of effective multidisciplinary cancer care」を英国の学術雑誌『ネイチャー：臨床腫瘍学』に発表した²⁾。「ABC モデル」は、ケアのスタイルと関係の重層性を前提とする（図1，表1）。日本の医療現場でチーム医療というとき、多くの場合は医師・薬剤師・看護師を中心とし、そのまわりに医療系のトレーニングを受けた所謂コメディカル集う様子をイメージすることが多い。しかしそれは『基本計画』が求めている結果を達成するために必要とされる、患者家族に対する重層的なケアを実現することは出来ない。

「診断型ケア」と「対話型ケア」の複眼的視線が不可欠である。両者の対比は、重層的なケアの基礎となる。両者は次のように特徴付けられる。

- 診断型ケア

ケア提供者の方が、ケア対象者以上に、問題について知識・技術・情報を持っている
現実的問題解決が目的

- 対話型ケア

ケア提供者は、ケア対象者の自己内的対話の結果を垣間見る
ケア対象者の自己理解の深化と問題解決力の成長を見守る

この二つのケアは補完的であり、患者・家族の異なる性格のニーズに対応することが出来る。ケア提供者は、その場面ごとに必要とされるケアの型を判断し的確に用いる必要がある。なぜならば、ケアの型はそれぞれ前提とする思考形式があるからである（表2）。

たとえば、がんになり、健康なときに思い描いていた活動が不可能になり悲嘆状態にある患者に、客観的な視点からの代替案の提示や、他者との比較をするような関わりは全く不意

2) Ueno, N. T., Ito, T. D. et al., ABC conceptual model of effective multidisciplinary cancer care, *Nature Reviews Clinical Oncology*. 7, 544-547 (2010). Doi:10.1038/nrclinonc.2010.115.

適切であり、「精神心理的な痛みに対するケア」とはほど遠い。対話型ケアには、言葉の類型（表3）についての感性が不可欠である。

チームAは、がんケアにおける中核である。これを担う医療職の責任は、いうまでもなく、正確な診断と、標準とされる放射線療法・化学療法・手術療法を適切に施すことである。それに加えて、治療の選択肢の一つとして患者に臨床試験を提示できるレベルの研究力を備えているのが望ましい。和泉市には大阪府指定のがん診療連携拠点病院が二つある（和泉市立病院，社会医療法人生長会 府中病院）。ここに働く医療者たちの質の確保が，診断型ケアの観点から見たがん医療の均てん化の基礎となる。

ところで，和泉市にはチームBの専門職がいる。府中病院は，全国の病院に先駆けて，専任のスピリチュアルケア・カウンセラーを雇用している。対話型ケアの専門性をご理解頂いていることに，感謝している。この病院に配置されている二人は，日本スピリチュアルケア学会の指導資格³⁾をもっており，府中病院そのものが，学会の認定研修施設である。実際に，府中病院での臨床スピリチュアルケア研修をうけ，対話型ケアの普及に努めている方が全国におられる。

チームCは多様である。社会福祉士や介護福祉士等に中心的に担われるケア領域，医療についての社会意識に関わるマスコミ等に担われる領域，製薬会社・医療機器メーカーまた保険会社等といった医療産業に担われる領域，そして医療政策に関わる領域など。評価基準のない要素が多く，また企業や事業体としての利益を上げる側面とケアの側面とが混在するため，チームCの活動評価は難しい。しかし，がん対策におけるビジョンとミッションを押し進めてくれるのがこのチームであることは論を待たない。後半に詳しく論ずるように，実はチームCは、『基本計画』が想定する以上にがん対策に大きな役割を担っている。

がんの状況：高齢化社会とがん化社会

和泉市立病院総長福岡正博氏は，本学が提供している「和泉市シティプラザ市民カレッジ『がん患者学・家族学』」⁴⁾において，「がんは遺伝子の病気」とし

- 「がん遺伝子」「がん抑制遺伝子」と呼ばれる特殊な遺伝子に傷がつくと，がん化が始まる。
- 正常細胞が何年もかかって，複数の「がん遺伝子」「がん抑止遺伝子」に異常が起り，その異常が細胞の中に蓄積して最終的にがん細胞になる。
- 「多段階発ガン」

3) 現在，日本スピリチュアルケア学会には，6カ所の認定教育プログラム，39名の指導資格，24名の専門資格，69名の認定資格を持ったスピリチュアルケア師がいる。

4) 2013年度前期。福岡氏の講義は4月17日。科目コーディネーターは伊藤高章。

と説明された。そして、がん細胞の特徴を

- からだ全体の調和を無視して無秩序に増えつづける。「増殖」
- 正常な組織に侵入する。「浸潤」
- 血管やリンパ管を通ってからだのいたるところに定着し、そこで増殖する。「転移」

とされた。

このような病であるがんは、1980年（昭和55年）に日本人の死因の第一位となった。その上昇の割合は衰えを見せていない（図2）。1970年頃より、それまで死亡原因第一位であった脳血管疾患による死亡率は減少傾向を示しているが、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎の死亡率は増加にある。2011年には、脳血管疾患と肺炎の死亡率は並ぶこととなった。最新の日本人の死因別死亡数（図3）を見ると、この傾向は明らかである。図4は、男女別部位別の罹患率の推移を示している。これを見ると明らかに罹患者の総数は増加している。

しかし、このことは、単純に「がんが増えている」ことを意味しない。

日本社会のがんの現実を理解するためには、もう一つの視点が不可欠である。図5は2008年度年齢階級別がん罹患率である。ここに現れているのは、高齢者ほどがん罹患率が高いという事実である。そして、これを「人口ピラミッドの変化」図6と重ね合わせて解釈を試みる。1990年に日本人の人口に65歳以上の人口が占める割合は12%だった。それが2012年には24%になっている。2025年には30%になると予想されている。図5にあるように、がんは高齢になるほど罹患率が急速に上がる。したがって、がんの罹患率増加は、高齢化によってもたらされた可能性が高い。「年齢調整死亡率」の算出が必要となる。独立行政法人 国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービス（ganjoho.com）の「用語集」は、次の様に解説する。

年齢調整死亡率（ねんれいちょうせいしぼうりつ）

もし人口構成が基準人口と同じだったら実現されたであろう死亡率のこと。がんは高齢になるほど死亡率が高くなるため、高齢者が多い集団は高齢者が少ない集団よりがんの粗死亡率が高くなります。そのため仮に2つの集団の粗死亡率に差があっても、その差が真の死亡率の差なのか、単に年齢構成の違いによる差なのか区別が付きません。そこで、年齢構成が異なる集団の間で死亡率を比較する場合や、同じ集団で死亡率の年次推移を見る場合にこの年齢調整死亡率が用いられます。年齢調整死亡率は、集団全体の死亡率を、基準となる集団の年齢構成（基準人口）に合わせた形で求められます。基準人口として、国内では通例昭和60年（1985年）モデル人口（昭和60年人口をベースに作られた仮想人口モデル）が用いられ、国際比較な

どでは世界人口が用いられます。年齢調整死亡率は、基準人口として何を用いるかによって値が変わります。年齢調整死亡率は、比較的人口規模が大きく、かつ年齢階級別死亡率のデータが得られる場合に用いられます（標準化死亡比参照）。年齢調整死亡率＝ $\{[\text{基準人口（昭和60年モデル人口）観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口}] \text{の各年齢（年齢階級）}\}$ の総和／基準人口集団の総人口（通例人口10万人当たりで表示）

年齢調整によって得られた図7を見ると、図2に見られた近年のがんによる死亡率の増加は、人口の高齢化によることが明らかになる。図8、図9は、年齢調整を加えた上で75歳以上を含んだ場合と含まない場合の比較である。両者にそれほど大きな差がみられないということから、がんそのものの増加よりも高齢化ががん死亡率上昇の主要原因であることが確認できる。また、年齢調整を加えた部位別のがん罹患率の変化（図10）からは、胃がんは顕著に減少していることが分かる。また、男性においては前立腺がん、女性においては乳がんが増加していることが分かる。

これらのことから、二つの大きな課題が見えてくる。第一は、高齢化社会はがん化社会であるということである。図6に見られる日本社会の高齢化に伴って、がんに関わる諸問題もますます重要性を増してくる、ということである。第二は、これと同じことを反対から表現したことになる。つまり、高齢者ケアの問題はがんケアの問題だ、ということである。しかし、『基本計画』は、両者の絡み合いを十分に受け止めてはいないように見える。がんを抱えながら生きる人間ではなく、病気としてのがんに視線が固着しているといわざるを得ない。

がん地域医療体制の状況

がんケアに関して、大阪には幾つかの弱点がある。日本医療政策機構市民医療協議会がん政策情報センターは『都道府県がん対策カルテ 2013』を公表している。この中で大阪府は「胃がん検診受診率」「肺がん検診受診率」が全国最低（ワースト1）である（図11、図12）。その意味で、大阪府のがん関係医療者の危機意識は高い。がん関係の市民運動も盛んである。例えば「大阪がんええナビ⁵⁾」は、がん情報サイトとしては最高水準のものといえる。

さて、『前基本計画』の最重要課題の一つが、全国どこにおいても質の高いがん医療が受けられること、所謂「均てん化」であった。「がん診療拠点病院の整備について」（平成18年2月1日付け健発第0201004号厚生労働省健康局長通知）が出され、その改訂版が「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（健発第0301001号平成20年3月1日厚生労働省健康局長通知）である。

5) <http://www.osaka-anavi.jp>

都道府県は、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院にあっては、都道府県に1カ所、地域がん診療連携拠点病院にあっては、2次医療圏（都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。）に1カ所整備するものとする

これに基づき、大阪府においては大阪府立成人病センターが都道府県がん診療連携拠点病院となり、和泉市の位置する泉州二次医療圏においては市立岸和田市民病院が地域がん診療連携拠点病院に指定された。

加えて、大阪府は独自の府指定がん診療連携拠点病院を指定し、

府民の皆様ががんに罹患したときに質の高いがん医療を受けることのできる医療機関を選択できるよう、わが国に多い5つのがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）の診療等に関して指定要件を充足した病院を、がん診療拠点病院として公表しております。指定を受けた病院においては、がん診療状況等を公開し、がん医療水準の向上に努めることとなっております。

現在、大阪府には60のがん診療拠点病院があり、府が推薦した上で、国が指定するがん診療連携拠点病院（以下、「国指定拠点病院」という。）と、府が指定する大阪府がん診療拠点病院（以下、「府指定拠点病院」という。）があります。

これらの拠点病院は、相互に連携して、がん治療水準の向上に努めるとともに、緩和ケアの充実、在宅医療の支援、がん患者・家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の機能を備え、地域におけるがん医療の充実に努めております

として、がん医療体制を整備している⁶⁾（図13）。

具体的ながん診療に関しては、府内11か所のがん診療連携拠点病院及び5か所の大学附属病院等により構成された大阪府がん診療連携協議会地域連携クリティカルパス部会にて作成された、府下統一の「がん診療地域連携クリティカルパス⁷⁾」の運用が目指されている。泉

6) <http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/kyoten/>

7) 泉州二次医療圏における国指定がん診療連携拠点病院である市立岸和田市民病院のホームページには以下のように説明されている。「がん地域連携クリティカルパスとは、地域において切れ目の無いがん医療を皆様に提供するため、疾患の状況に沿った標準化された治療内容と、病院・かかりつけ医の連携体制を示し、治療全体像を分かりやすくしたスケジュールのことです。」

州二次医療圏においては、各医師会、各保健所の協力の下、国指定の地域がん診療連携拠点病院である市立岸和田市民病院（岸和田市）、府指定のがん診療拠点病院である府中病院（和泉市）、市立泉佐野病院（泉佐野市）が事務局となって、府下統一の「がん診療地域連携クリティカルパス」の運用を開始しており（図14）、基幹病院として14病院、連携医として121病院・診療所の医療機関が参加している⁸⁾。

泉州二次医療圏は、大阪府内でも課題が多く、「大阪府地域医療再生計画『泉州医療圏』」の対象となっている。その中で「医療機能が府内で相対的に脆弱であり、深刻な医師不足等により地域の医療提供体制が逼迫している「泉州医療圏」において、将来にわたり住民に安心の医療を提供していくことをめざし、公立病院の機能再編や、救急医療体制の充実に取り組みます。あわせて、府全域において医師の確保に取り組みます。」とされている。近年、たとえば泉州南部の「阪南市立病院」が指定管理者制度を取り入れ、経営母体をかえて「社会医療法人生長会 阪南市民病院」となるなど、改善の努力が続いている。

このような、がん診療連携拠点病院の制度や、これら病院を核に地域の診療所等を取り入れた「がん診療地域連携クリティカルパス」の整備は、国の視点からのがん対策としては評価できる。しかし、極めてチームAの発想に基づいた「診断型ケア」としての展開と指摘しておかなければならない。もちろん、「診断型ケア」が中心であり、これが充実しなければ意味がない。だが、われわれが明らかにしたように、がん対策の多くの部分は高齢者医療としての側面を持つ。

ここに、市区町村の役割が注目される必要がある。なぜならば大多数を占める高齢者ががんケアの現場は、地域包括ケアシステムとの有機的な連携がなければ機能しないからである。

がん対策としての地域包括ケアシステム

厚生労働省は、地域包括ケアシステムを以下のように説明する。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じて

8) この理念の具体化として、平成24年5月23日に特定非営利活動法人「泉州がん医療ネットワーク」<<http://www.senshu-gannet.or.jp/index.html>>が設立された。筆者も理事として参加し、患者家族支援委員会の委員長を務めている。がんをテーマに、地域の医療機関が連携する、全国でも先駆的な活動である。

います。

- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

われわれの課題は、このシステムの中にがんケアをどのように有機的に組み込んでいくことが出来るか、である。じつはこの課題は、以前から議論されていた「医療と介護の連携」そのものなのである。厚生労働省社会保険審議会『医療と介護の連携』⁹⁾においても、「医療と介護の連携は、住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けられる『地域包括ケアシステム』の構築のために必要不可欠。」とのべている。この制度の構築こそが、近年がんケアにおいて最も注目されている「在宅ホスピス」の基盤となるべきものである。残念ながら「地域包括ケアシステム」と「在宅ホスピス」とは、それぞれ独自のコンテキストで議論を展開しているため、相互の連携は出来ていない。今後、「在宅ホスピス」の掲げる患者中心のケアの高い理想と「地域包括ケアシステム」の持つ地域ケア資源調整機能が融合して行くことを期待している。

和泉市のがんケア

和泉市には、国指定の「地域がん診療連携拠点病院」はない。「大阪府がん診療連携拠点病院」として和泉市立病院と社会医療法人生長会府中病院がある¹⁰⁾。また、和泉市立病院は平成22年より緩和ケア病棟を設置した。両病院ともセカンドオピニオン外来を含むがん医療全般に、すぐれた成果を上げている。また、泉州がん医療ネットワークの中核病院として、泉州二次医療圏全体のがん医療レベルの向上に貢献している。

和泉市は平成19年度、大阪府モデル事業「地域包括ケア体制整備推進事業」を受託し、地域に根差した医療と介護の連携を模索して来た¹¹⁾。また、平成21年度からは「医療と介護の連携推進検討会」が結成され、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護支援専門員協会等の代表が議論を重ねて来た。その成果は「医療と介護連携ツール」として公開されている¹²⁾。これらは、主にリハビリテーションを念頭に作成されたものである。他方、上記の「がん地域連携クリティカルパス」は、がんの標準治療実現とそれをサポートするためのツールとして重要である。高齢化とがん化が表裏一体であるいま、それらが総合的に活用されることが強

9) 介護給付費分科会第75回（平成23年5月30日）資料

10) 加えて、大阪府立母子保健総合医療センターが、小児がんに特化した大阪府がん診療連携拠点病院に指定されている。

11) その成果は、大阪府高齢者介護予防・地域リハビリテーション推進委員会維持期検討専門部会大阪府福祉部高齢介護室『大阪府高齢者介護予防・地域リハビリテーション推進事業 医療と介護の連携に関する手引き ～リハビリテーションを中心とした地域包括ケア体制の構築にむけた連携のために～』の中に「和泉市モデル」（14頁以下）として記載されている。

12) <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/ikigaibu/koureiikaigo/gyoumu/kaigohoken/kaigohokennjigyou-sya/iryokaigorennkeito.html>

く望まれる。

もっとも、ツールや制度のちぐはぐさはありながらも、実際のがん患者へのケアは日々行われている。今後のがんケアの一つのモデルとして、具体的な活動を日々行っている「特定非営利活動法人 くろとり山荘」を紹介する。

このNPOが運営する「デイサービス くろとり山荘」は、看護師資格を持つケア提供者を手厚く配置し、医療必要度の高い在宅療養中の方のためのデイサービスである。「高齢者に加え、人工肛門、経管栄養等を利用されている方や緩和ケアが必要な方の通所ケア」としての役割も意識している。スピリチュアルケア専門職との連携も計られている。「介護・看護・心の相談」に対応している。ここでは、がんを抱えていることは、高齢者の生活において普通のことであり、それに対応できる施設や人員の配置をしてケアを行っている。チームCに属する活動でありながら、チームAの課題を良く理解し¹³⁾、さらにチームBの要素を取り込んでいる。

ま と め

がん対策は、一方で国の事業であり、高度先進医療を含む大型が必要である。また、全国の医療施設における質の確保と、標準治療の徹底という制度的な整備も極めて重要である。また、限られた医療資源の適切な配分を考えると、二次医療圏における様々な連携も（解決困難な課題を多く含みつつも）喫緊の課題といえる。

しかし、病を抱える一人一人の患者を考える際には、その患者の生活への配慮が極めて重要となってくる。しかも、がんケアは、多くの場合長期的であり、放射線療法・化学療法・手術療法それぞれの適切な組み合わせが極めて重要なことから、治療のプロセスが複雑である。その長期で複雑なケアを精神的に支えるメカニズムの必要は、やっと認識されて来たところである。集中的な入院治療、通院での抗がん剤治療、定期的なチェックアップ、再発時の新たな集中的治療、がんを抱えての日常性の回復、終末期医療と、それぞれ治療の場所とスタイルがある。現在これら全体を視野に入れたがん患者学は、その研究の緒についたばかりである。

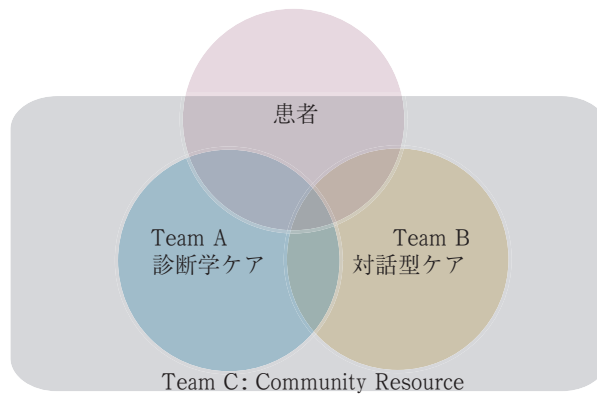
今回の桃山学院大学総合研究所地域連携研究プロジェクト「和泉市におけるがん対策の研究」は、これらのがんケアの複雑さを再確認する研究活動、市民教育活動、地域の様々なケア資源の有効活用に寄与する活動等を行って来た。そして、その過程で、本論文に纏めたような、がんケアと高齢者ケアの重なり合い、具体的には「医療と介護の連携」をがんケアとして見直す、という新たな研究課題を明確に認識することが出来ることとなった。繰り返しになるが、介護の問題は市町村レベルでの地域に根差した取り組みが重視されている。ということは、市町村レベルでのがんケアの取り組みが大切だということとなる。本プロジェク

13) デイサービスくろとり山荘の施設長は、がん診療連携拠点病院の元看護部長である。

トのテーマ「和泉市におけるがん対策の研究」は、当初研究の出発点として足下を見るつもりであったが、結果として研究の本来の焦点となるべき物であることが、改めて確認できたことになる。

今後、国民の二人に一人が生涯のうちにがんを経験し、三人に一人ががんで死亡すると考えたとき、がんケアは日本のインフラストラクチャの要となるべきものである。本共同研究が、この要の充実にすこしでも寄与することが出来たのであれば、幸いである。

図1 ABC Model



出典：N.T. Ueno, T.D. Ito *et al.*, *Nature Reviews Clinical Oncology* 2010: 115 より

表1 ABC model

	チームA Active Care	チームB Base Support	チームC Community Resource
関係	診断型ケア Dia-gnostic Care	対話型ケア Dia-logic Care	理想と責任 Vision & Mission
職種例	医師 薬剤師 臨床検査技師 PT OT 看護職	臨床スピリチュアルケア 音楽療法 アロマセラピー 心理職／福祉職	地域 家族 親族 友人 宗教 思想 文化 制度 企業 基礎研究 マスコミ NPO 政財界 etc
目的	EBM の実現	治療基盤（患者の主観）を整える	医療の公共性およびケアの社会性を保証
方法	集学的直接医療	自己決定支援 Informed Consent Compliance/Concordance	地域資源の活用
技術	チームA内の協力 ケアチームのリーダー	主観への共感 「現象学的アプローチ」	「責任ある市民」の視点

出典：N.T. Ueno, T.D. Ito *et al.*, *Nature Reviews Clinical Oncology* 2010: 115 より

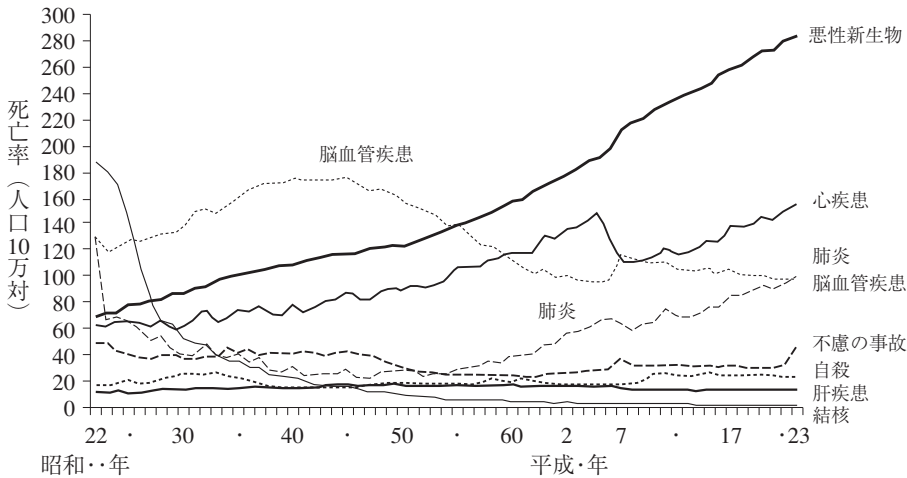
表2 ケアのタイプと思考形式

	方法	思考	根拠
純粋科学	論理	抽象的理念的	合理性
診断型ケア	統計	具体的一般的	データ
対話型ケア	共感	具体的個別的	個人の準拠枠 「個人神話」

表3 言葉の種類

言語			ケア
観察のことば	事実・客観性を語る	一義性・明確性	身体的
対話のことば	他者との関係性を語る	共感性・操作性	社会的
内政のことば	自己の同一性を語る	情緒性・自省性	心理的
変革のことば	存在の背理を語る	多義性・喚起性	スピリチュアル

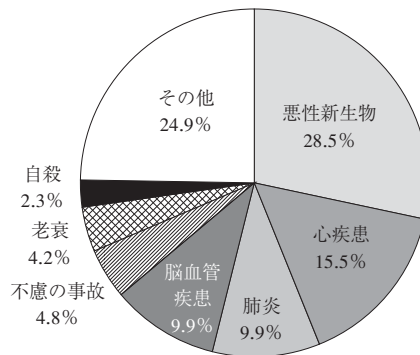
図2 主な死因別にみた死亡率の年次推移



●注：1）平成6・7年の心疾患の低下は、死亡診断書（死体検案書）（平成7年1月施行）において「死亡の原因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かいでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。^{〔1〕}2）平成7年の脳血管疾患の上昇の主な要因は、ICD-10（平成7年1月適用）による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

出典：平成23年人口動態統計月報年計（概数）の概況

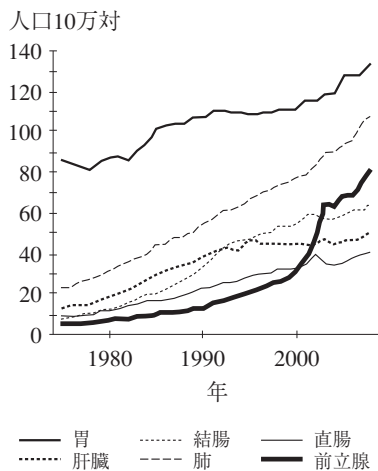
図3 主な死因別死亡数の割合（平成23年）



出典：平成23年人口動態統計月報年計（概数）の概況

図4

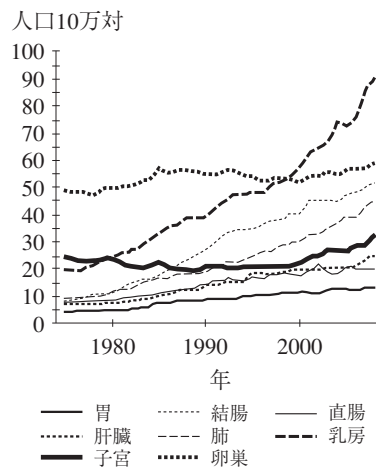
部位別がん粗罹患率の推移
（主要部位）
〔男1975年～2008年〕



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

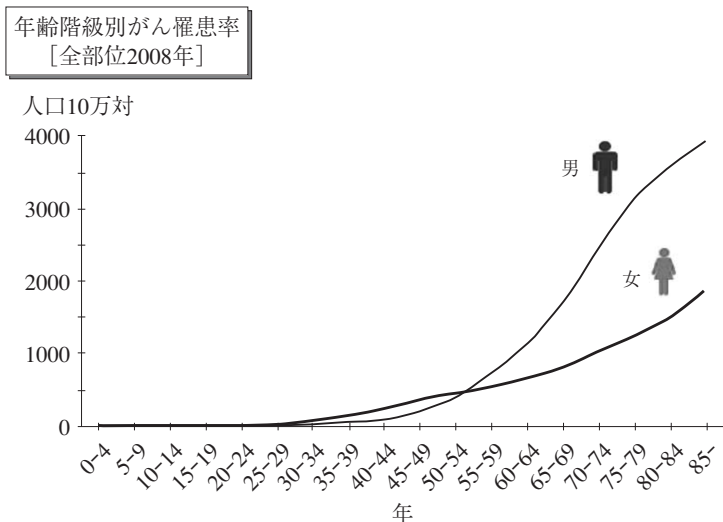
部位別がん粗罹患率の推移
（主要部位）
〔女1975年～2008年〕



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

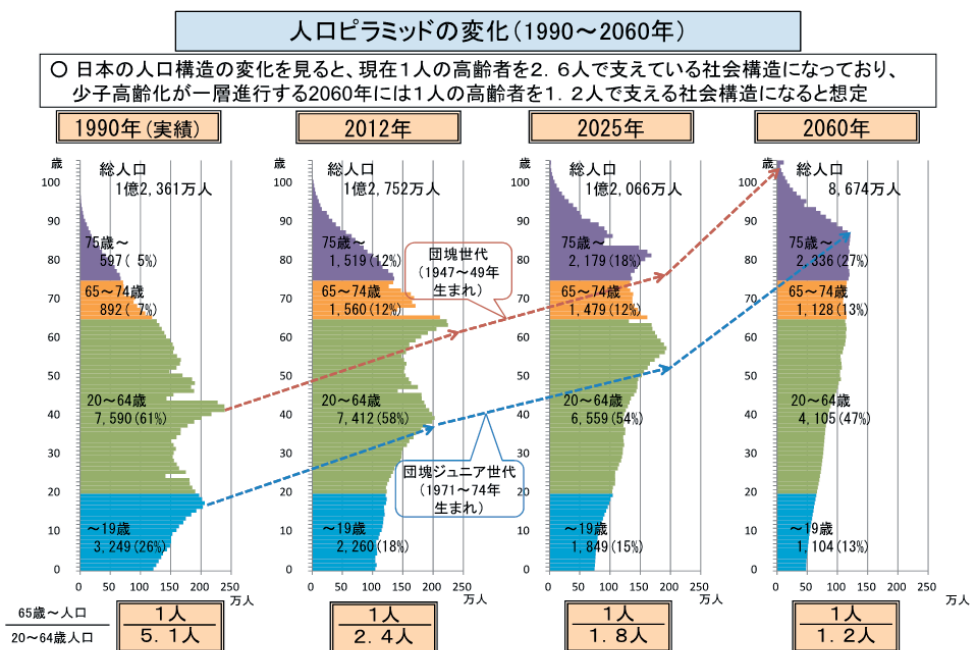
図 5



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

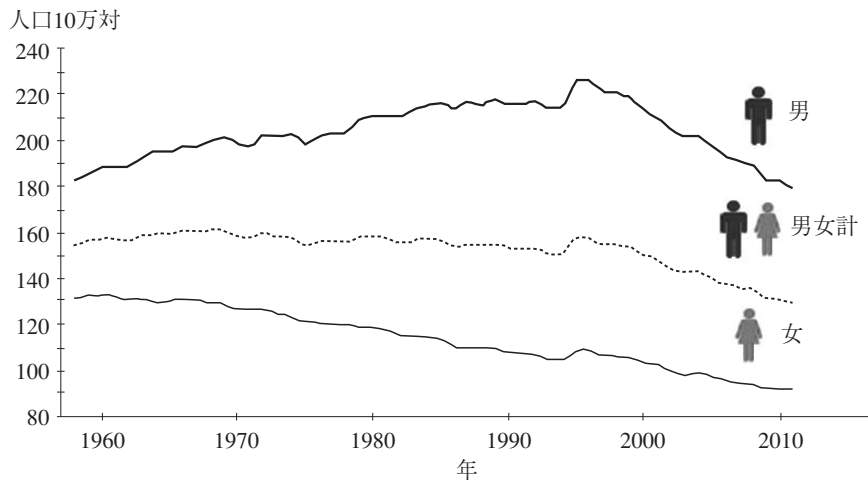
図 6



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

図 7

部位別がん年齢調整死亡率の推移
(全部位・性別)
[1958年～2011年]



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

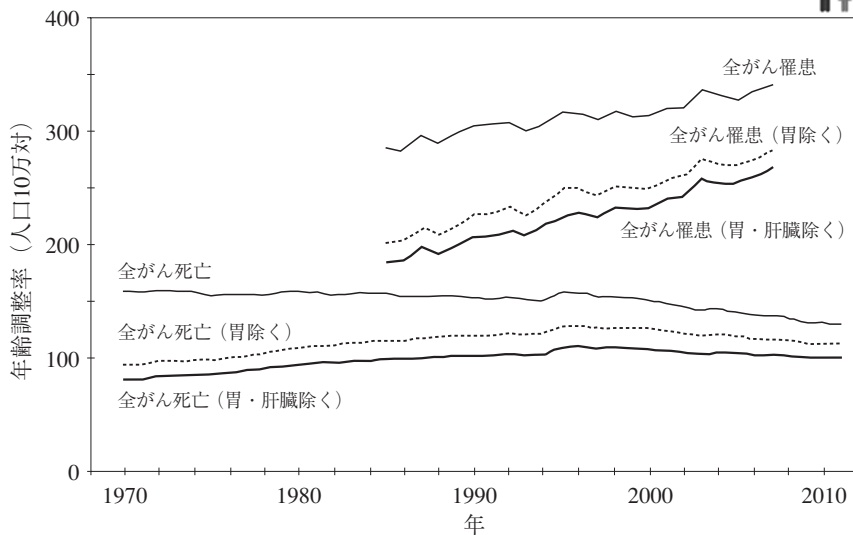
Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

図 8

部位別がん年齢調整死亡率・
罹患率の推移
(全部位・男女計・全年齢)
[1970年～2011年]

【死亡：全国】

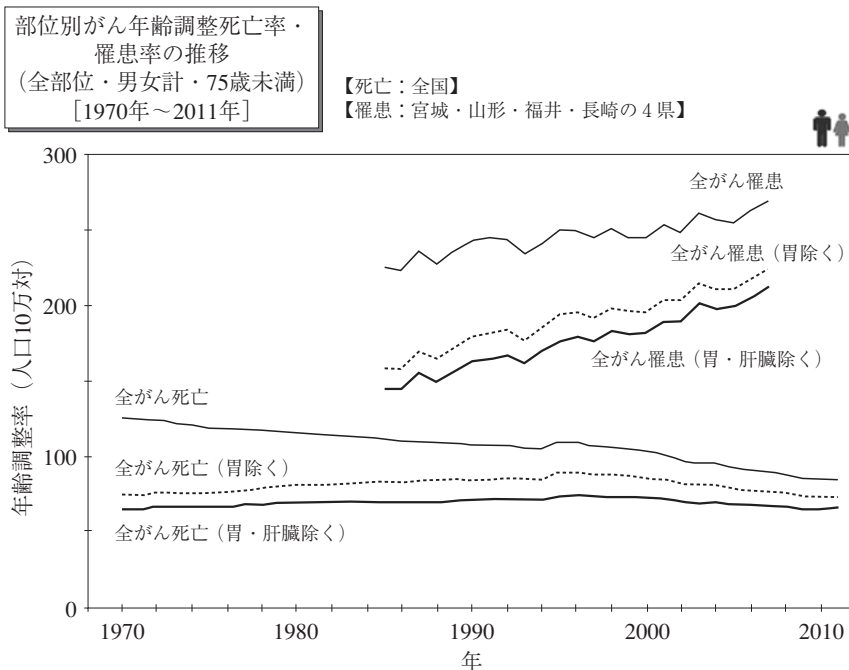
【罹患：宮城・山形・福井・長崎の4県】



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

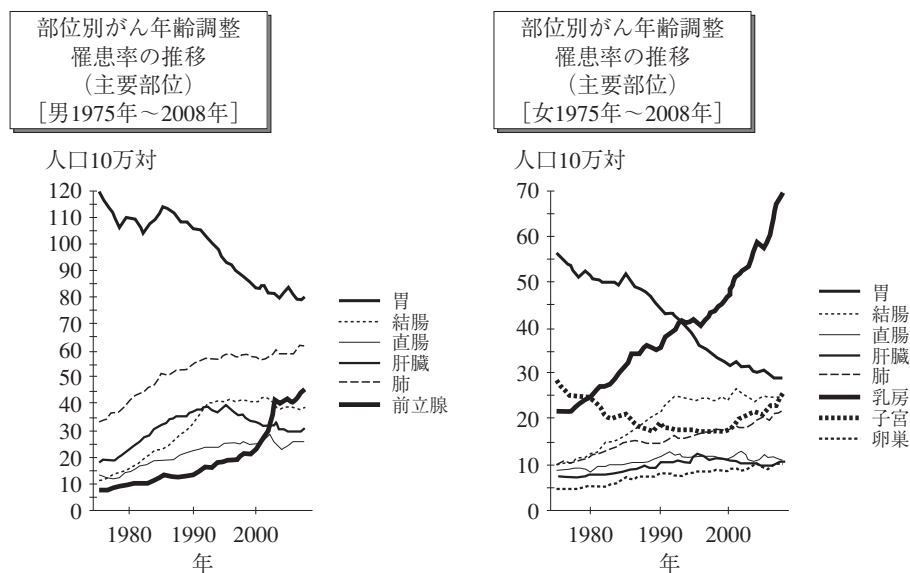
図9



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

図10



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

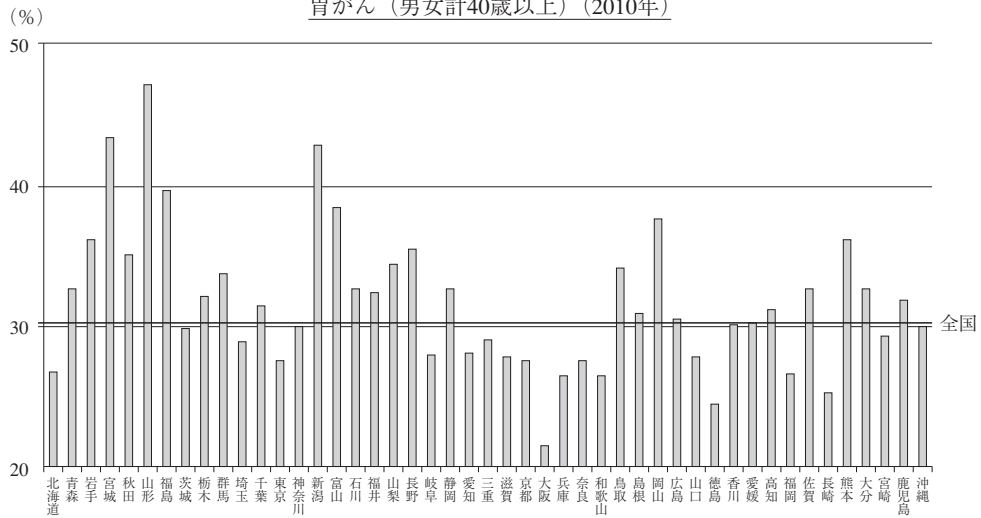
資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

図11

都道府県別 検診率

胃がん（男女計40歳以上）（2010年）



データソース：国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

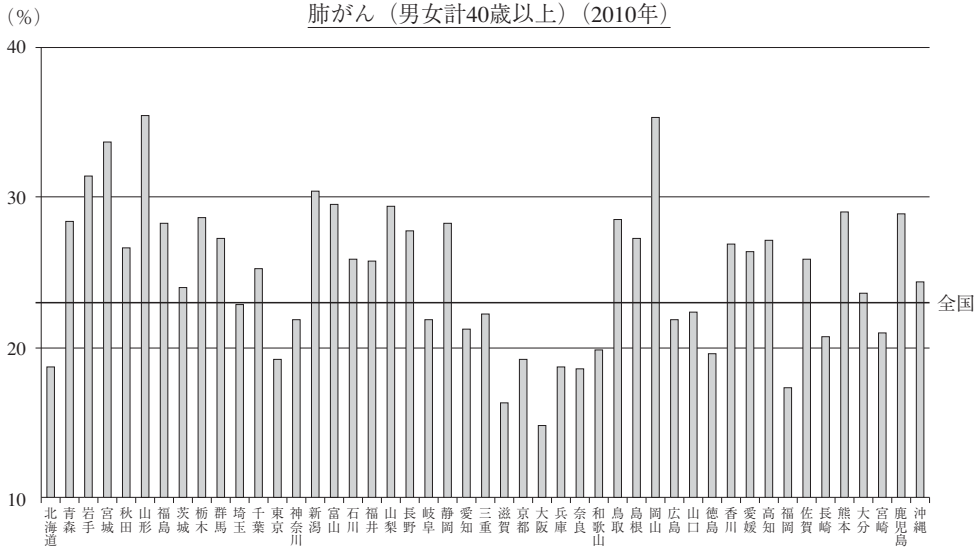
出典：国立がんセンター がん対策情報センター

加工：日本医療政策機構 がん政策情報センター

図12

都道府県別 検診率

肺がん（男女計40歳以上）（2010年）



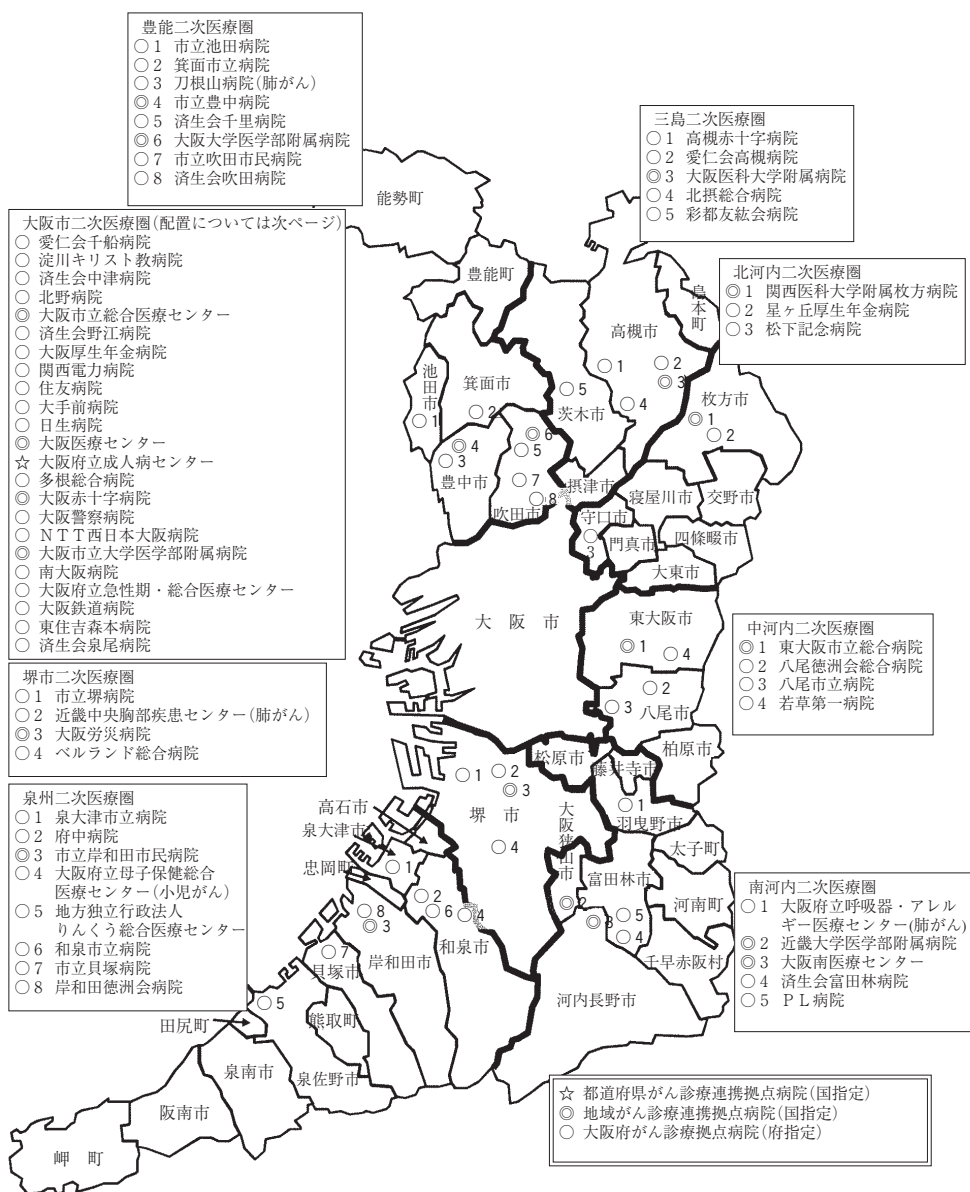
データソース：国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

出典：国立がんセンター がん対策情報センター

加工：日本医療政策機構 がん政策情報センター

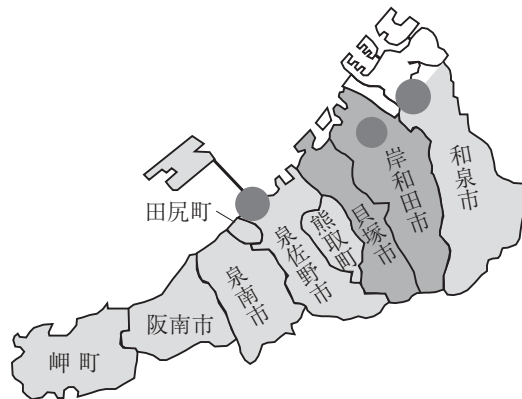
図13

平成24年度 大阪府のがん診療拠点病院配置図



出典： <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kyoten/>

図14



出典： <http://www.kishiwada-hospital.com/medical/activity01.html>

Study of Cancer Control Program in Izumi City

—A Joint Research Project with Regional Partners—

ITO Takaaki David

Cancer is the prominent cause of death in recent Japan. Statistically, one in two Japanese experiences cancer in their life time and one in three males dies of cancer. The national government passed The Cancer Control Act in 2007, in order to develop a national strategy against this disease. Cancer Control Basic Measures (2007) and its revision (2012) require prefectural governments to have their area plan to develop coherent strategies. The focus is to eliminate disparities in cancer care.

The aging of society is another crucial health and welfare issue in Japan. Since the cause of cancer is damaged DNA, it is natural that the probability of having cancer is significantly higher in the aged population. Studies show that the aging of society is the main cause of the increase in cancer patients. The development of cancer treatment cannot change this reality.

This leads us to the need of integration of care for cancer patients and care for the elderly. Both forms of care have been discussed and numerous policies have been developed. But the integrated perspective including both forms of care is still to be developed. Home care for the elderly and home hospice for cancer patients are, in fact, often one and the same thing. Since the local government takes responsibility for the care of the elderly, we have to consider and prepare for government of cities such as Izumi to take an active role in cancer care.

〔共同研究：天変地異の社会学Ⅲ〕

朝鮮時代における疫病流行と 黄海道九月山三聖祠における檀君祭祀

佐々充昭

<目 次>

はじめに

- 一．朝鮮王朝の成立と檀君・箕子祭祀の確立
- 二．黄海道九月山三聖祠における檀君三神信仰
- 三．黄海道地域における疫病流行と檀君の祟り説
おわりに

は じ め に

神仏や靈魂などの超自然的存在が人間に様々な災いを与えるとする祟り信仰は、東アジア全般によく見られるものである。古代の東アジアでは、強い怨みをもって死んだ魂は死後に怨霊と化して、様々な災厄をもたらすと考えられた。天変地異などの異常気象やそれに伴って起こる自然災害などに対しても、怨霊の祟りと見なされることがしばしばあった¹⁾。

古代からシャーマニズムが盛んであった朝鮮半島でも、このような祟りや怨霊信仰が顕著に見られた。朝鮮半島ではシャーマン（女巫）のことを巫堂（무당）と称し、シャーマニズムの伝統を一般的に「巫俗（무속）」と称する。朝鮮の巫俗においては、怨恨をもって非業の死を遂げた武将の霊を、人間生活に大きな影響を及ぼす將軍神として特に恐れた²⁾。例えば、高麗末の悲運の將軍として知られる崔瑩將軍は、巫堂たちの守護神として朝鮮巫俗の中で大きな役割を果たしている³⁾。朝鮮の巫堂たちは、怨みをもって死んだ崔瑩將軍を祀ることによって、その靈力でさまざまな災厄から人間を守ることができると考えたのである。このような將軍神に対する守護神信仰は、怨霊信仰の典型的な事例とみなすことができよう。

1) 日本の御霊信仰はその典型的な事例と言えるだろう。日本の怨霊観念と御霊信仰との関係については、柴田實『御霊信仰』（雄山閣、一九八八年）や、南かおり「御霊信仰の成立と展開」（『皇學館史学』第二六号、二〇一一年三月）などを参照。

2) 崔吉城『韓国のシャーマニズム』（弘文堂、一九八四年、三六七頁）。

3) 崔瑩將軍（一三一六～八八）は高麗王朝末期の名将である。朝鮮王朝を興した李成桂の上官だったが、李成桂が権力を得た後に処刑された。開城徳物山に崔瑩將軍をまつる祠堂が設けられた後、京畿道巫堂たちの信仰を集めた（村山智順『朝鮮の鬼神』朝鮮総督府、一九二九年、一六〇・二一三～四頁）。現在の韓国でも、崔瑩將軍を守護神として祀る巫堂は数多く、彼を祀っていない神堂はないと言われるほどである（趙興胤著、李恵玉訳『韓国の巫』彩流社、九七・一〇四頁）。

キーワード：檀君、九月山、三聖祠、三神信仰、疫病

その他にも、朝鮮の歴史を見てみると、天災や飢饉、流行病などの大きな災厄が発生した場合、歴史上怨みをもって死んだ人物たちの怨念が原因であると解釈されることがしばしばあった。そのような事例の一つとして、本稿では特に、朝鮮時代初期の一五世紀前半に黄海道地方で発生した疫病流行の事例について考察する。朝鮮半島では古代から伝染病が頻発し、特に朝鮮時代は「疫病の時代」と言われるほど疫病が頻繁に流行した。その被害も、多い時には数十万人、少ない場合でも数千人の死者が出るほどであった⁴⁾。朝鮮の為政者たちは、疫病の流行を最も恐ろしい災禍の一つとして非常に恐れ、その悲惨な状況をさまざまな歴史書に書き記している。朝鮮王朝歴代国王の実史を記録した『朝鮮王朝実録』にも、疫病関連の記録が多数掲載されている。それらを見ると、特に一五世紀の世宗代から成宗代にかけて、黄海道地方において疫病が大流行し、多数の死者を出したことが記録されている。それらの記録にはまた、疫病発生の原因が檀君の祟りであるとする言説が、地元の黄海道地方を中心に広まっていたことが記されている。

檀君とは、朝鮮半島最古の国である古朝鮮を建国したとされる神話的存在である。高麗時代末期の一二八〇年頃に僧侶の一然が撰述した『三国遺事』の中で、その名前が初めて登場した⁵⁾。それとほぼ同時期に、李承休が著述した『帝王韻記』の中でも、朝鮮に建てられた最初の国として檀君朝鮮のことが記された⁶⁾。これ以降、高麗朝の歴史家たちは檀君の存在を事実と認め、檀君朝鮮を朝鮮最古の国家と考えるようになっていった⁷⁾。李成桂が高麗朝の王権を奪取して、一三九二年に新王朝を建てたが、その際、この朝鮮半島最古の国家名にちなんで国号を「朝鮮」と定めた。そのために、李王朝では、建国後すぐに平壤府に檀君廟を建てて、檀君に対する国家的祭祀を行った⁸⁾。一方、平壤府の檀君廟とは別に、黄海道文化県の九月山にも三聖祠と呼ばれる檀君祠廟が存在していた。九月山の三聖祠では、すでに高麗時代から官民の間で檀君祭祀が行われていた⁹⁾。本稿では、朝鮮王朝成立当初における

4) 申東源「李朝時期の疫病対策」(『統一評論』第五六七号、二〇一三年一月、六六頁)。

5) 『三国遺事』巻一「紀異篇」冒頭の「古朝鮮(王儉朝鮮)」条に檀君神話が掲載されている(三品彰英遺撰『三国遺事考証(上)』塙書房、一九七五年、二九九頁)。『三国遺事』が撰述された高麗時代には、まだ李氏朝鮮王朝は存在していなかった。ここで「古朝鮮」と称しているのは、檀君王儉によって建てられた朝鮮が、それまでに知られていた箕子朝鮮や衛氏朝鮮よりも古い朝鮮であるという意味である。その後、李成桂が朝鮮王朝を建ててからは、李氏朝鮮と区別するために、古代に建国された朝鮮国を「古朝鮮」と総称するようになった。本稿でもこの通例にならうことにする。

6) 『帝王韻記』下巻「東國君王開國年代」の「前朝鮮」条(『帝王韻記・勳安居士文集』亜細亜文化社、一九七七年、三六頁)。『帝王韻記』は植民地期の一九三〇年代に発見され、一九三九年に朝鮮古典刊行会から影印本が発表された。その当時の様子が、孫晉泰「檀君か? 壇君か?」一九三九年四月(『孫晉泰先生全集』第六巻、太学社、一九八一年、二五～七頁)に述べられている。現在、韓国文化財管理局の資料として、『帝王韻記調査報告書』(朴相国、一九八五年)がある。

7) 例えば、高麗恭愍王一〇(一三六一)年に、白文寶が国王に改革の必要性を力説した際、「吾東方自檀君至今、已三千六百年…」と述べている(『高麗史』巻一一「列伝」巻二五、諸臣、白文寶)。『高麗史』に関しては、韓国の国史編纂委員会ホームページで公開されているデータベース(<http://db.history.go.kr/KOREA/>)を参照した(以下同じ)。

8) 平壤府の檀君廟における檀君祭祀に関しては、桑野英治「李朝初期の祀典を通してみた檀君祭祀」(『朝鮮学報』第一三五号、一九九〇年四月)を参照。

9) 九月山三聖祠に関しては、金成煥「高麗時代 三聖祠의 檀君崇拜」(『白山学報』第四六号、白山学会、一九九六年七月)、同『高麗時代의 檀君伝承과 認識』(景仁文化社、二〇〇二年)に詳しい考察

平壤檀君廟と九月山三聖祠における檀君祭祀の在り方について比較しながら、一五世紀に黄海道地方で発生した疫病に関して、檀君の祟り説がどのようにして発生したのか明らかにする。この事例研究を通じて、東アジア地域に広く見られる天災・疫病による怨霊祟り説が、朝鮮半島ではどのように展開していたのか具体的に考察してみたい。

一．朝鮮王朝の成立と檀君・箕子祭祀の確立

高麗時代末期において、倭寇や紅巾軍の撃退などで功績をあげた武人の李成桂は、威化島回軍（一三八八年に遼東への派遣軍を撤回させた事件）で朝廷の実権を掌握し、一三九二年に王位に就いた。ちょうどその頃、中国では元の支配力が衰え、一三六八年に明が建国されていた。国王となった李太祖（在位：一三九二～九八）は、高麗朝の中で力を持っていた親元派勢力を排斥するために、明支持の立場をとる新興の儒官たちを登用し、彼らの進言に従って、儒教（朱子学）を統治理念とする新たな中央集権国家の構築を目指した。李太祖は即位後、対外関係を安定化させるために明に使者を派遣した。その際、自ら樹立した政権を認めってもらうために、新王朝の国号を明側に決定してもらうように要請した。李氏政権側は新王朝の国号として「朝鮮」と「和寧」（李成桂の出生地であった咸鏡南道永興の旧名にちなんだもの）の二つを候補として打診した。結局、明側は「朝鮮」の方を推薦し、これが新王朝の国号となった。その後、第三代太宗が即位すると、一四〇一年に明の冊封を正式に受けた。

こうして朝鮮王朝が新たに成立すると、新王朝の歴史的正当性を付与するものとして古朝鮮の建国者である檀君の存在が重視されるようになった。しかし、新王朝が重視したのは、ただ檀君だけではなかった。檀君の後に登場した、古朝鮮の建国聖人として箕子も尊崇の対象とされた。箕子に関しては、中国と朝鮮の歴史書に様々な伝承が伝えられている。まず朝鮮側の歴史書をみると、檀君の記事を最初に掲載した『三国遺事』では、檀君が山神となって隠棲した後、中国殷人である箕子が東来して古朝鮮を継承したと記している¹⁰⁾。また、『帝王韻記』でも、檀君朝鮮に次ぐものとして箕子朝鮮の歴史を記している¹¹⁾。一方、中国側の歴史書にも、『史記』をはじめとする正史の中に、箕子朝鮮の存在が記録されている¹²⁾。箕子朝鮮に関する記事は伝説の類のもので、内容が一貫しているわけではないが、概ね中国殷の太子である箕子が朝鮮に東来し、「八条之法」を制定するなどの善政・徳治を行ったとするものであり、中には周武王によって朝鮮侯に封じられたと記す記事もあった¹³⁾。しかし、

が行われている。本稿もこれらの論著を参照した。

10) 前掲『三国遺事考証（上）』三〇一頁。

11) 前掲『帝王韻紀・勳安居士文集』三六頁。

12) 中国側の歴史書には、『史記』卷一一五「朝鮮伝」に見られるように、中国の戦国七雄の燕が亡命して建てた衛満朝鮮に関して比較的详细な記録が残されている。しかし、朝鮮側の歴史家たちは、暴力によって朝鮮半島に攻め込み王権を侵奪したものとして、衛満朝鮮の存在を重視しなかった。しかし、同じく中国から東来した箕子に関しては、道德文化を朝鮮に根付かせた古朝鮮の建国聖人として高く評価している。

13) 例えば『尚書大伝』に「武王釈箕子之囚，箕子不忍為周之積，走之朝鮮，武王聞之，因以朝鮮封之」とある。また、『史記』宋微子世家に「武王既克殷，訪問箕子……於是武王乃封箕子於朝鮮，而不臣

中国側の歴史書には、檀君に関する記事はいっさいみられなかった。このように檀君朝鮮は高麗時代末期に編纂された朝鮮側の歴史書に初めて登場したものであったのに対して、箕子朝鮮は『史記』をはじめとする中国正史の中に記載され、非常に古くから知られたものであった¹⁴⁾。

そのために、儒教（朱子学）を統治理念とした李氏朝鮮王朝では、檀君よりもむしろ、箕子の方を古朝鮮の建国聖人として重視した。それはまた、明の冊封を受けて、新王朝に対する中国側の承認を得るという当時の時代要請を反映したものであった。実際、李氏政権側が新しい国号の候補として「朝鮮」を選定し、明側がこの国号を勧めたのも、周の武王が箕子を朝鮮に封じて儒教的な善政を行ったという事蹟に因んだものであった。しかし、その一方で、李氏政権側では、中国とは異なる自国独自の歴史的主体性も確立する必要があった。こうして李氏政権側の為政者たちは、檀君に歴史の悠久性と天孫の後裔としての誇りを求め、箕子に儒教的道德文化の基礎を求めるという形で、新王朝の歴史的正当性を説明しようとした。李氏政権側が「朝鮮」という国号を採択した背景には、このように「檀君＝天命」「箕子＝教化」として、檀君朝鮮と箕子朝鮮の二つを継承するという歴史意識が存在していたのである。そのために、朝鮮王朝の樹立直後から、檀君と箕子に対する国家的な祭祀を行うべきことが建議された。その際、朝鮮王朝成立当初に提起された檀君と箕子に対する祭祀は、高麗時代に行われていた祭祀制度を儒教（朱子学）的な祭祀制度としてどのように改編するかという問題として議論された。

ここで時代は遡るが、行論上、朝鮮時代における祭祀の制度改革がどのようなものであったか理解するために、まず高麗時代の祭祀制度についてみておきたい。新羅時代から高麗時代にかけて、朝鮮半島では「護国仏教」の考えが重視され、仏教が全盛を極めた時代であった。特に新羅末期に風水地理思想に通じた道詵という高僧が登場し、高麗を建国した王建がこれに深く帰依した。高麗の太祖王建は、後代の国王たちがとるべき政策指針を示した十条の遺訓として『訓要十条』を残した。その中では、道詵の風水地理説にならって寺院を建立するなど、仏教や風水地理思想が非常に重視されている¹⁵⁾。そのこともあり、高麗朝では仏

也、其後箕子朝周、過故殷虛」と記している。『漢書』地理志、燕地条には「殷道衰、箕子去之朝鮮、教其民以礼義田蠶織作、樂浪・朝鮮民犯禁八條……可貴哉、仁賢之化也」とある。『後漢書』東夷列伝の「論」では、「昔箕子違衰殷之運、避地朝鮮。始其國俗未有聞也、及施八條之約、使人知禁、遂乃邑無淫盜、門不夜扃、回頑薄之俗、就寬略之法、行數百千年、故東夷通以柔謹為風、異乎三方者也。苟政之所暢、則道義存焉。仲尼懷憤、以為九夷可居」と記されている。以上、箕子関連記事に関しては、『(国訳)中国正朝鮮伝』(大韓民国文教部国史編纂委員会編纂兼発行、一九八六年)を参照した。

14) 高麗末に突然「檀君」の名前が登場したことに関しては、高麗朝が元(モンゴル)による支配を受けた時期に民族意識が高揚したことと関連して説明されている。実際、檀君の名前を初めて記した『三国遺事』と『帝王韻記』は、元の干渉を受けていた忠烈王代に書かれたものであった。これに関しては、今西龍「檀君考」(『朝鮮古史の研究』国書刊行会、一九八八年、六四～八〇頁)を参照。

15) 九四三年高麗太祖が亡くなる一ヶ月前に遺訓として伝えたもの。第一条には仏教を尚崇すること、第二条には道詵の風水術によって寺院を建てることが記されている。「其一日、我國家大業、必資諸佛護衛之力。故創禪教寺院、差遣住持焚修、使各治其業。後世、姦臣執政、徇僧請謁、各業寺社、爭相換奪、切宜禁之。其二日、諸寺院、皆道詵推占山水順逆而開創。道詵云、吾所占定外、妄加創造、則損薄地德、祚業不永。朕念後世國王公侯后妃朝臣、各稱願堂、或增創造、則大可憂也。新羅之末、

教を保護・重視する政策がとられた。また、高麗朝では、様々な仏教行事が国家的な事業として行われた。重要なものに正月一五日（後に二月一五日）に開かれた燃灯会と、十一月一五日に開かれた八閼会があげられる¹⁶⁾。燃灯会では、国王と臣下がともに参列して踊りや歌を楽しみ、仏教聖人、国のために命を捧げた英雄などの祭祀を行い、国家と王室の泰平を祈願するものであった¹⁷⁾。また、八閼会は天・五岳・名山・大川に祭祀を行う行事であるが、土俗信仰・道教の醮祭（星宿に対する祭儀）・仏教儀礼の三者が混じり合った、朝鮮土着の祭りとして発展していった。八閼会には、周辺の多くの国の使節と女真酋長などが参加し、朝貢を行って答礼品を受け取るという形で貿易が行われ、高麗を代表する祭典として国外にも広く知られたものであった¹⁸⁾。

一方、高麗時代においては、道教が仏教と習合しながら国家行事として奨励された。道教は巫俗・山岳信仰などの民間信仰と習合し、重要な山川に対する祭祀儀礼として受け入れられていった。大山や大河が擬人化され、さまざまな神の名前や官職が与えられた。高麗時代には自然災害を克服するために、これら自然山川に付けられた神々に対して、道教的な祭祀が国家的規模で執り行われたのである。一例をあげると、睿宗代には福源宮という道教寺院が建立され、醮祭が頻繁に行われた。このほか、大清観・神格殿・浄事色・九曜堂などの場所でも醮祭が行われた¹⁹⁾。このように高麗時代には、仏教や道教、その他の民間信仰が渾然一体となって混合しあい、土着の宗教伝統を作りあげ、高麗王室もそれらを国家的な王室行事として取り入れていたのである。

これに対して、儒教を統治理念とする朝鮮王朝が新たに樹立されると、それまでの祭祀の在り方を儒教的な様式に改める必要が生じた。檀君と箕子に対する祭祀問題は、このような朝鮮王朝創建時における儒教的祭祀の確立という時代的要請の中で浮上したのである。その際、すでに箕子を祀る祠堂が平安道平壤府に存在し、箕子に対する祭祀が行われていた²⁰⁾。

競造浮屠，衰損地德，以底於亡，可不戒哉」（『高麗史』卷二「太祖世家」卷二，太祖二六年四月条）。

16) 『訓要十条』の第六条では、燃灯会は仏を奉るものであり、八閼会は天と五岳・名山・大川・龍神を奉るものとして次のように述べている。「朕所至願，在於燃燈八閼，燃燈所以事佛，八閼所以事天靈及五嶽名山大川龍神也。後世姦臣建白加減者，切宜禁止。吾亦當初誓心，會日不犯國忌，君臣同樂，宜當敬依行之」（『高麗史』卷二「太祖世家」卷二，太祖二六年四月条）。

17) もともとは中国の唐代に行われていた仏教行事であったが、三国時代に朝鮮半島に伝播した後、高麗朝において独自の国家行事として発展していった（鎌田茂雄『朝鮮仏教史』東京大学出版会，一九八七年，一六一～三頁）。現在，韓国では毎年陰暦四月八日を釈迦誕生日（부처님오신날）として祝い，公休日としている。この日に合わせて，ソウル市内では「燃灯祝祭」が開催される。この祭りは，燃灯会の再現を目指したものであり，「伝統の創造」の典型的な事例である。毎年この日になると，ソウル市庁前や清溪川などソウル市内の至る所に燃灯（提灯）が飾られ，盛大な提灯行列イベントが行われる。この燃灯祝祭は，今や仏教信者だけではなく，誰でもが楽しめる韓国最大の仏教イベントとなっている。

18) 鎌田茂雄，前掲『朝鮮仏教史』一六二～三頁。

19) 車柱環著，三浦国雄・野崎充彦訳『朝鮮の道教』（人文書院，一九九〇年）の第六章「高麗の道教思想」（一九二～六頁）を参照。

20) 箕子は，すでに高句麗の時代から平壤で祀られていた。これに関しては，『三国史記』に『新唐書』高句麗伝を引用しながら，「高句麗俗多淫祠，祀靈星及日箕子可汗等神，國左有大穴曰神隧，每十月王皆自祭」と記されている（『三国史記』卷三二，雜志第一，祭祀）。その後，高麗時代に新興の士大夫階級が台頭すると，箕子尊崇の風潮が起こった。忠肅王一二（一三二五）年一〇月には平壤府に箕

これに対して、檀君の祠廟は存在していなかった。そのために、平壤の箕子廟に檀君を合祀することが提案された。これに関しては、一三九二年に李成桂が国王に即位した翌月に、朝廷の儀礼・祭事を扱う部署である礼曹の最高職・典書についていた趙璞が、檀君を「東方始受命之主」とし、箕子を「始興教化之君」として、両者を平壤に祀るべきであるという上疏文をあげている。その時の主張を見てみると、「天命を受けて王朝が新しくなった故に、前朝の弊害を踏襲すべきではない」として、仏典の法話を行う百高座法席や仏法を説く道場、さらには道教的な祠殿や神祠、醺祭などの改廃が同時に要請されている。また、円丘の祭祀は中朝の天子だけが行う祭天礼であるためにこれを取り止め、「全国の様々な神廟と各州郡の城隍堂はただ某州・某郡・城隍の神とだけ称し、神位板を置いて毎年春秋に致祭を行い、奠物・祭器・酌献もすべて朝廷の礼制にもとづく」ように指示している²¹⁾。このことからわかるように、朝鮮王朝創建時に提起された檀君・箕子に対する祭祀は全国各地に存在する祠廟での祭祀を儒教的な形式に統一するという課題の中で提案されたものであった。さらに、太宗一二（一四一二）年になると、建国功臣の一人であった河崙らによって、檀君と箕子を同じ廟に祀り、祀典に則って春秋の致祭を行うことが提案され、この案が受け入れられた²²⁾。こうして、平壤府にある箕子廟において、箕子と合祀するという形で毎年春秋の両次にわたって檀君に対する祭祀が行われるようになったのである²³⁾。

その後、世宗の代になると、檀君に対する祭祀がより本格的な形で整備されていった。まず、世宗七（一四二五）年九月に司醺署注簿の鄭陟が、箕子廟において箕子と檀君が合祀されていることを問題視し、檀君祠堂を別に建てるべきであるとする上疏文を上げた。ただし、その理由をみると、「朝鮮の政教を盛行させ文化を美化し朝鮮の名を轟かせた」のは箕子であり、「明の太祖皇帝が朝鮮の名を賜ったのも箕子に由来する」ために、「箕子廟において檀君を主とするのは都合が悪い」とするものであった²⁴⁾。結局、この建議が聞き入れられ、世宗一一（一四二九）年に、平壤の箕子廟の南側に、高句麗の始祖朱蒙と檀君を同時に合祀する形で檀君を祀る祠廟が建てられた。檀君を高句麗始祖朱蒙と合祀したのは、歴史上、この二人が深い関係を有していると考えられたからである²⁵⁾。また、檀君・箕子・東明王に対する祭祀の形式は、社稷と宗廟で行う「大祀」に次ぐ「中祀」と定められた²⁶⁾。さらに、この

子祠が建てられ祭祀が行われた（『高麗史』巻六三、「志」巻一七、礼五）。また、高麗時代には、箕子が設けた井田制の跡地や箕子墓も存在した（『高麗史』巻五八、「志」巻一二、地理三）。

21) 『太祖実録』巻一、太祖一（一三九二）年八月庚申〔一日〕条。朝鮮王朝実録に関しては、韓国の国史編纂委員会ホームページで公開されているデータベース（<http://sillok.history.go.kr/main/main.jsp>）を参照した（以下同じ）。

22) 『太宗実録』巻二三、太宗一二（一四一二）年六月己未〔六日〕条。

23) 桑野栄治，前掲論文，六三頁。

24) 『世宗実録』巻二九，世宗七（一四二五）年九月辛酉〔二五日〕条。

25) 例えば、『三国遺事』巻一「王暦」の「東明王」の項目では、「第一東明王，甲申立，理十八，姓高名朱蒙，一作鄒蒙，檀君之子」と説明している（前掲『三国遺事考証（上）』四〇・四三頁）。ただし、『三国遺事』に記載された高句麗東明王朱蒙の建国説話を見てみると、「檀君記云，君與西河河伯之女要親，有産子名，曰夫婁，今擬此記，則解慕漱私河伯之女而後産朱蒙，檀君記云，産子名曰夫婁，夫婁與朱蒙異母兄弟也」と記している（前掲『三国遺事考証（上）』三八一頁）。

ような措置は、高句麗を含む百済・新羅の三国始祖－東明王・温祚王・赫居世－それぞれの廟宇の設置問題と同時に発議されている²⁷⁾。すなわち、世宗代に行われたこのような祭祀の整備は、歴代国家の始祖王に対する祭祀を儒教形式にのっとって体系化することにより、儒教的統治をより強化しようとするものであったのである。とりわけ古朝鮮建国の二大聖人である檀君と箕子に対する祭祀を整備することにより、朝鮮王朝の歴史的正当性を確固たるものにしようとする狙いがあったと考えられる。

さらに世宗一二（一四三〇）年には、礼曹からの進言で、全国各地に設けられた祠堂や廟宇に関する調査が行われ、由来が怪しげなものを撤廃すべきであるとする上疏がなされた²⁸⁾。これに従って、世宗一九（一四三七）年に、全国各地に設けられた祭壇と祠廟に関する祭祀制度が新たに制定された。それは、高麗時代までの祭祀方法を儒教式に一変させる大規模な改革であった。この改革令では、地祇神や城隍神として祀られていた神像を撤去して、儒教式の神位版で神名だけを記すようにし、祭物や祭祀の方法も儒教式に行うように定め、祭服に関しても儒冠をかぶるというように、詳細な指示が出された。特に注目したいのは、全国の祠廟に「護国神」と祀られていた地祇神の神位に関して、すべて「護国」の文字を削除する措置がとられたことである²⁹⁾。このような地祇神に対する護国性の剥奪という措置は、前王朝である高麗朝の掲げた護国仏教の理念を完全に否定すると同時に、全国で行われていたあらゆる地方祭祀を朝鮮王朝の独占的な支配下におさめようとするものであった。それはまた、地方祭祀を格下げする同時に、新しく樹立された朝鮮王朝の王権強化を目指したものであったと言えよう。実際、この時の改革令では、平安道における祭祀として、檀君と箕子に対する神位と祭祀方法も改定された。その際、それまで「朝鮮侯檀君之位」「朝鮮侯箕子之位」と書かれていた神位板を、それぞれ「朝鮮檀君」「後朝鮮始祖箕子」と記すように指示が出された³⁰⁾。このような「侯」の字の削除は、朝鮮王朝の淵源となった檀君朝鮮と箕子朝鮮の歴史的独自性を強調するためであったと考えられる。このように、世宗代に行われた檀君廟の建立と檀君に対する国家的次元での祭祀は、箕子廟における箕子祭祀と並立しながら、全国の祠廟を儒教式に改編する過程で行われたものであった。

こうして世宗代に確立された檀君祭祀は、箕子に対する祭祀と共に、朝鮮王朝の歴史的正当性と悠久性を象徴する国家的祭祀として、後の国王代にも継承されていった。例えば、世

26) 『世宗実録』五禮，吉禮序例，辨祀。

27) 桑野栄治，前掲論文，六七頁。

28) 『世宗実録』卷四九，世宗一二（一四三〇）年八月甲戌〔六日〕条。

29) 『世宗実録』卷七六，世宗一九（一四三七）年三月癸卯〔一三日〕条。それに該当する本文を抜粋すると以下の通りである。「禮曹據諸道巡審別監啓本，詳定嶽，海，瀆，山川壇廟，及神牌制度……海豊郡白馬山壇位版，書白馬護國之神，請削護國二字……伊川縣德津溟所壇位版，書德津溟所護國之神，請削護國二字。洪川縣八峯山祠廟位版，書八峯山大王之神，請削大王二字……咸興府咸興城隍祠廟位版，書咸興城隍護國伯神，請削護國伯三字……大興縣大岑島廟位版，書大岑島護國之神，請削護國二字……」。

30) 同上。「平安道，國行……箕子，中祀，殿位版，書朝鮮始祖箕子。檀君，中祀，高句麗始祖，中祀，殿檀君位版，書朝鮮檀君，高句麗位版，書高句麗始祖」。

祖は即位の翌年（一四五六年）四月に、平壤府にある檀君・箕子・高句麗始祖の祠廟を大々的に修繕し³¹⁾、同年七月には、檀君の神位版を「朝鮮始祖檀君之位」、箕子の神位版を「後朝鮮始祖箕子之位」と改めさせた³²⁾。世祖六（一四六〇）年にも、国王自ら平壤巡幸を行った際に檀君廟で親祭を行っている³³⁾。また、成宗一九（一四八八）年には、中国からの使臣が平壤に到着した際に、箕子廟とともに檀君廟を訪問している。当時の中国人は一般的に、古朝鮮の始祖が箕子であると認識していた。これに対して、檀君廟の存在は、箕子に先立つ国として檀君朝鮮が存在したことを中国側に知らしめる役割を果たしたことが、この時の記録からうかがえる³⁴⁾。その後、平壤府の檀君廟は壬辰倭乱の時に焼失したが、一六一七年（光海君九年）に再建された。特に英祖は檀君廟に大きな関心をみせ、英祖元年（一七二五年）には「崇靈殿」という扁額を下賜した³⁵⁾。これ以降、平壤府の檀君廟は崇靈殿と呼ばれるようになった。また、英祖五（一七二九）年には殿参奉二人が置かれ³⁶⁾、英祖八（一七三二）年には崇靈殿の大々的な修理が行われた³⁷⁾。その後、正祖の代になると、檀君は崇靈殿、箕子は崇仁殿、新羅始祖は崇徳殿、高麗始祖は崇義殿、百濟始祖は崇烈殿と称され³⁸⁾、歴代始祖廟に対する整備はここに完成した。

二. 黄海道九月山三聖祠における檀君三神信仰

上に述べたように、平壤府の檀君廟（崇靈殿）は、朝廷側が儒教儀礼に則った国家的な祭祀を行うために建てられたものであった。これに対して、黄海道文化県の九月山には檀君を祀った三聖祠という祠堂が存在し、地元の人々の篤い信仰を集めていた³⁹⁾。黄海道九月山と檀君とは深い関係を有しており、これについては『三国遺事』の中で次のように記されている。すなわち、「檀君は平壤に都を定めて朝鮮を建て、さらに唐莊京に遷都した後、阿斯達山に入り山神となった。」さらに、「阿斯達」に関する註として、「無葉山または白岳ともい

31) 『世祖実録』巻三、世祖二（一四五六）年四月丁卯〔二八日〕条。

32) 『世祖実録』巻四、世祖二（一四五六）年七月戊辰〔一日〕条。

33) 『世祖実録』巻二二、世祖六（一四六〇）年一〇月己未〔一七日〕条。

34) 『成宗実録』巻二一四、成宗一九（一四八八）年三月丁卯〔三日〕条。中国の使臣が檀君祠廟を訪問した際、朝鮮側の接待使たちは、檀君の歴史記録を紹介した後、檀君・箕子・衛満の三朝鮮説を述べた。これに対して、中国側使臣は、「衛満の後は漢の武帝が将帥を送って朝鮮国を滅ぼしたことが漢史にある」と述べている。この時、中国側の使者は、箕子廟において四拝礼したのに対して、檀君廟では再拝礼しかしていない（『成宗実録』巻二一四、成宗一九（一四八八）年三月癸酉〔九日〕条）。このことから、檀君と箕子をめぐる古朝鮮認識が、中国との事大関係の中で非常に敏感な問題であったことがうかがえる。

35) 『春官通考（中）』巻四四、吉礼、崇靈殿の項（編集兼発行人崔珍源『春官通考（中）』成均館大学校大東文化研究院、一九七六年、二六五頁）。なお、本書には崇靈殿の沿革のほか、祭祀方法についても詳述されている。

36) 『承政院日記』英祖五（一七二九）年八月乙丑〔二三日〕条。『承政院日記』については、韓国の国史編纂委員会ホームページで公開されているデータベース（<http://sjw.history.go.kr/main/main.jsp>）を参照した（以下同じ）。

37) 『承政院日記』英祖八（一七三二）年一月戊寅〔二〇日〕条。

38) 『正祖実録』巻四三、正祖一九（一七九五）年九月丙寅〔一八日〕条。

39) 三聖祠に関する記録は、『春官通考（中）』巻四四、吉礼「三聖祠」の項（前掲書、二六三～四頁）に概略的な沿革が記されている。本稿はこれを参考にした。

い、白州の地方にあった。開城の東方に位置しているとも言われるが、今の白岳宮がそれである。……阿斯達の名は弓（弓は方とも書いた）忽山、または今旆達ともいった」と説明されている⁴⁰⁾。また、『帝王韻記』でも、檀君朝鮮の歴史を記しながら、阿斯達について「今の九月山のことであり、一名を弓忽山または三危ともいう。現在でも祠堂がまだ残っている」⁴¹⁾と註記している。これらの記事にある通り、黄海道の九月山は、歴史記録に出てくる阿斯達山のことであり⁴²⁾、檀君が都として定めた後、山神となった場所であると考えられていた。実際に九月山には、桓因〔檀因〕・桓雄〔檀雄〕・檀君の三人を祀った三聖祠という祠堂が存在した⁴³⁾。九月山の三聖祠がいつ建てられたかは明らかではない。しかし、歴史記録を見ると、平壤府に檀君廟が建てられた世宗一一（一四二九）年よりも以前に、九月山の三聖祠で檀君が祀られていたことがわかる（これについては、後に詳述する）。そして、朝鮮王朝が建てられる頃になると、九月山の三聖祠は、地元である黄海道地域の人々の篤い信仰対象となっていた。

そのために、朝鮮王朝の樹立後、朝廷側が檀君の祠廟を平壤府に建てようとした際に、黄海道の人々はこの措置に強く反発した。これに関して、世宗七（一四二五）年に平壤府の箕子廟に檀君を合祀することが建議された際、右議政に出仕していた黄海道文化県出身の柳寛は、それに強く反対する上疏文をあげている。その上疏文の中で、柳寛はまず、故郷で古老たちから聞いた話として三聖祠の由来について述べている。その内容を要約すると以下の通りである⁴⁴⁾。九月山は文化県の主山である。檀君朝鮮の時に名前を阿斯達山と言い、新羅時

40) 『三国遺事』第一「古朝鮮（王儉朝鮮）」条（前掲『三国遺事考証（上）』二九九頁）。

41) 『帝王韻記』下巻「東國君王開國年代」の「前朝鮮」条（前掲『帝王韻記・動安居士文集』三六頁）。

42) 一五三〇年の中宗代に編纂された官撰地理志『新增東國輿地勝覽』でも、九月山を阿斯達山であると説明している（『新增東國輿地勝覽』巻四二、黄海道文化縣「山川」条）。阿斯達（아사달：Asadal）山を九月山に比定する根拠としては、朝鮮語で「九」を「아홉（ahop）」、「月」を「달（dal）」と発音することから、阿斯達山は朝鮮語の発音であり、九月山はそれを漢字表記したものであるという説明がよくなされた。例えば、李瀾（一六八一～一七六三）は、「『阿斯』を諺語で『九』と言い、『達』を語で記すと『月』となるが、これは即ち今の九月山である」と述べている（李瀾『星湖僊説類選』巻九上、經史篇七、經史門四、東事紀事上、明文堂、一九八二年、二四四頁）。また、安鼎福が編纂した『東史綱目』附録下巻の「白岳考、附、阿斯達」では、『東國輿地勝覽』の記事を引用しながら、「方言で『阿斯』は『九』に近く、『達』は『月』に近い。むかし我が国の地名はすべて方言で呼んだために、これもまたそうである。ある者は、その山に宮闕の跡があるために世俗で『闕山』と称するのが伝わって『九月山』といった」と述べている。

43) 檀君神話を最初に掲載した『三国遺事』では、帝釈（天帝）である桓因の庶子・桓雄が熊女と結婚して誕生したのが檀君であると記している。三聖祠では、「桓因」を「檀因」、「桓雄」を「檀雄」と称し、「桓因〔檀因〕—桓雄〔檀雄〕—檀君」を三聖として祀っていた（これに関しては本文で後述する）。これに関して、『高麗史』巻五八、志、卷一二、地理三、西海道、豊州、儒州、儒州の項目では、「本高句麗闕口、高麗初、改今名……有九月山、世傳阿斯達山、莊莊坪〔莊莊坪〕、世傳檀君所都、即唐莊京之訛、三聖祠、有檀因、檀雄、檀君祠」と記している。『世宗実録』にもこれと同じ記事が掲載されている（『世宗実録』地理志、黄海道、豊川郡、文化縣）。『高麗史』は朝鮮時代に公刊されたものであり、朝鮮時代の記録が多数混入している。後に詳述するが、ちょうど世宗代に三聖祠に関する調査が行われた。世宗代の記事を『高麗史』に転載したものであったと考えられる。

44) 『世宗実録』巻四〇、世宗一〇（一四二八）年六月乙未〔一四日〕条。「右議政仍令致仕柳寛上書曰、黄海道文化縣、是臣本郷、自爲幼學、下去多年、聞諸父老之言、乃知事迹久矣。九月山是縣之主山、在檀君朝鮮時、名阿斯達山、至新羅改稱闕山……山名闕字、緩聲呼爲九月山。山之東嶺……嶺之腰有神堂焉、不知創於何代、北壁檀雄天王、東壁檀因天王、西壁檀君天王、文化之人常稱三聖堂、其山下

代に至って闕山と改称した。山名である「闕」の字をゆっくり発音して九月山となったと言う⁴⁵⁾。山の東嶺の中腹に神堂があり、北壁には檀雄天王、東壁には檀因天王、西壁には檀君天王を祀った。文化県の人々はこれを三聖祠と呼んでいる。神堂の近くには烏や鹿が寄りつこうとしない。早魃の時に祈雨祭を行うと多少の効験を得たと言われている。文化県の東に「蔵壯」という名の土地があるが、父老たちは檀君の都であったと伝えている。このように説明した後、柳寛は、文化県にあると推定される檀君の定都地を詳しく調査するように訴え、さらに、箕子廟に檀君を合祀しようとすることに反対の意見を述べている。

しかし、柳寛のこのような訴えは聞き入れられなかった。先の述べたように、世宗一一（一四二九）年に、高句麗始祖と檀君を同時に合祀する形で、平壤に檀君廟が建てられたのである。朝廷側のこの措置に対して、柳寛の甥である柳思訥は強く反発し、世宗一八（一四三六）年に上疏文をあげた。柳思訥は叔父の意志を継ぎ、「高麗時代に九月山下に檀君廟が建てられ、その堂宇や神位板がまだ存在しているのに、これを打ち捨てて別の地に廟を建てるべきではない」と訴えた⁴⁶⁾。黄海道出身官僚のこのような強い反発を見ると、九月山三聖祠に対する檀君信仰が、当時の黄海道地方の人々の間に相当深く根を下ろしていたことがうかがえる。また、朝廷側が九月山三聖堂における檀君祭祀を認めず、平壤府に一方的に檀君廟を建てたことに対して、黄海道人の不満は相当に大きかったと考えられる。そして、ちょうどその頃、黄海道地方から悪質な疫病（伝染病）が発生し、多数の死者を出すという災禍が起こった。その際、疫病発生の原因が、九月山三聖祠に祀られていた檀君の祟りであるとする噂が出回るようになっていったのである。以下ではその経緯について詳しく見てみたい。

三. 黄海道地域における疫病流行と檀君の祟り説

医学がまだ発達していなかった前近代の朝鮮において、原因不明の疫病（伝染病）の流行は、最も恐るべき災禍の一つであった。そのために、朝鮮の歴史書には、疫病流行に関する記事が詳細に記録されている⁴⁷⁾。本稿で考察対象としている朝鮮王朝初期の頃を見てみると、特に黄海道地方で疫病が頻発していることがわかる。これに関して、朝鮮王朝実録の記事を見てみると、世宗代の一四三二年頃から黄海道地方で疫病が発生し、その後も同地方で疫病が頻発した事実が記録されている⁴⁸⁾。特に一四五二年に黄海道地方から伝染病が発生した際

居人、亦稱曰聖堂里。堂之内外、鳥雀不棲、麋鹿不入。當早暵之時祈雨、稍有得焉。或云檀君入、阿斯達山、化爲神、則檀君之都、意在此山之下。三聖堂至今猶存、其迹可見。以今地望考之、文化之東、有地名蔵壯者、父老傳以爲檀君之都、今只有東、西卯山、爲可驗耳。或者以爲檀君、都于王儉城、今合在箕子廟。臣按檀君與堯竝立、至于箕子千有餘年、豈宜下合於箕子之廟。

45) 漢字の「闕」は朝鮮語で「꺆 (Gwol)」と発音する。これをゆっくり発音すると「九月 (구월: Gu-Wol)」に通じる。

46) 『世宗実録』巻七五、世宗一八（一四三六）年二月丁亥〔二六日〕条。

47) 三木栄『朝鮮医学史及疾病史』（思文閣出版、一九九一年、一六頁）の『朝鮮疾病史』第三章「李朝疾病史」には、朝鮮時代における疫病流行の年表が掲載されている。

48) これに関しては、世宗一九（一四三七）年二月、世宗二〇（一四三八）年三月、世宗二一（一四三九）年閏二月、世宗二四（一四四二）年八月、世宗二六（一四四四）年一月に、詳しい記録が掲載されている（前掲『朝鮮医学史及疾病史』、一六頁）。

には、伝染病が四方に拡散し、北は平安道から南は畿県にまで至り、全国に多数の死者を出した。そのために、慶昌府尹李先齊が現地に使者を派遣して詳細な調査を行い、その結果を上疏文として朝廷に上げている。この上疏文には、当時の疫病流行の様子が克明に記されているので、少々長くなるが、以下ではその内容について詳しく考察してみたい⁴⁹⁾。まず、この上疏文では、黄海道の人々から直接聞いた話として次のように記している。

以前に文化県の檀君祠を平壤に移した後、怪気が結集して、まるで鬼神の形をしたようなものが夜に現れ、黒気が陣を成して動き回り、声をあげた。ある一人がこれを見てその奇怪さに驚き、これを避けて隠れようとした。この時から病気が拡がっていった。閭里（九月山一帯の村：引用者）の人々は、互いに語り合って言った。この病気の発生は、実に檀君を移したのが原因である。厲氣がまず九月山の民家から起こり、徐々に文化県に浸透し、長淵・載寧・信川などの所に伝染していったのである⁵⁰⁾。

このように、黄海道の人々の間では、伝染病の発生に対して、檀君を九月山三聖祠から平壤府の祠廟へ移したことが原因であると考えられていた。

その後、この伝染病はいったん収まったかにみえた。しかし数年を経て、伝染病はまた激しくなり、他の地方にも波及し、死者が多数に上った。被害が蔓延するに及び、将来を心配した李先齊は、独自に文献調査を行った。そして、一四二八年に右議政の柳観が上程した上疏文を見つけてそれを読んだ。その結果、柳観の訴えに矛盾はなく、檀君が昇天し隠棲した阿斯達山とは、まさに九月山のことであったと結論づけた。そして、「どうして平壤だけを慕ってそこばかり顧みようとするのか。檀君は九月山で山神となり、地元の人々も尊祀しているのに、いとも簡単に平壤の東明王と同じ廟に移すことなどできようか」と述べ、次のように主張した。

『三国遺事』の註に言う、桓因天帝とは、柳観の上書にいう檀因のことであり、天帝の庶子である桓雄とは檀雄のことである。太初の時代の人々が、その根本を忘れずに寺宇を創立し、「桓」を「檀」に改めて「三聖」と称したのである。いつの時代に創られたのかはわからない。以前から檀君を平壤に移しているが、他の二人の聖人はどの地に置くのか。（今回の伝染病は：引用者）檀君が一人で地元の人々への怨みを起こしているだけではない。必ず二人の聖人（桓因〔檀因〕と桓雄〔檀雄〕を指す：引用者）たちが共に怪異をもたらし、癘病を発生させて、民に被害を与えているのである⁵¹⁾。

49) 以下は、金成煥、前掲『高麗時代の檀君伝承と認識』（一六〇～一七一頁）を参照。

50) 『端宗実録』卷一、端宗即位（一四五二）年六月己丑〔二八日〕条。「慶昌府尹李先齊上書曰……臣問黄海道人民發病之由。答曰、嚮文化縣檀君之祠、移於平壤之後、怪氣結聚、若有神狀夜行、黒氣成陣、有行動聲。有一人望而驚怪、隱避之、以是播告。閭里人相語曰、此病之發、實移檀君之故也。厲氣先起於九月山間、民黃漸漬於文化、長淵、載寧、信川等處」。

このように述べた後、李先齊は、九月山の三聖祠を修繕し、新たに神像を作って祀り、朝廷から官吏を派遣して告祭を行うべきであると訴えた。また、黄海道の人々による怪奇現象の話と伝染病の原因とを結びつけることには根拠がないとする批判意見を想定して、彼は中国の『宋鑑』に掲載された記事を紹介している。その記事は、中国の元豊末年に宮中に正体不明の物体が現れた後に神宗が崩御し、また、元符の末年にもこれが見られた後に哲宗が崩御したという怪事件に関するものであった。この記事では、正体不明の物体の様子について次のように描写している。

（その物体は：引用者）家屋がなぎ倒されるような声を出し、その形は僅か一丈余りで雷のように彷彿として、金色の眼で行動し、石を擦ったような声を発し、黒気がこれを覆った。大きくはないが形は明瞭であり、この気が及ぶ所は生臭い血が四方に撒き散らされ、兵や刃を使用することは出来ない。また、ある時は人の形に変化し、ある時は驢馬となり、昼夜を問わず出てくる。多くは宮中の宮人たちが居住する所に現れ、また内殿にも及び、そのことが常となった。また、洛陽府の畿内には、ある物体が、時に人のようであり、ある時には犬が据わっているようであり、その色は真っ黒で眉目を分別することができず、初めは夜に小児を掠め取って食べ、後になると白昼と雖も人家に入って災難をなした。至る所で騒然として、人々は不安となり、これを「黒漢」と言った。力のある者は夜になると槍を持って自衛した⁵¹⁾。

このように中国で起こった怪事件を根拠に、李先齊は「怪気が像を成して人に害を及ぼすことは昔にもあった」と主張した。こうして、黄海道における伝染病の蔓延に関しても、檀君の神位を平壤に遷したことが原因であるとする説は、根拠のない説ではないとして、三聖堂の神位を再び祀り、伝染病の根を断つべきであると訴えた⁵²⁾。以上が、李先齊による上疏文の全内容である。この上疏文では特に、疫病の原因について、平壤に一人移されてしまった檀君の怨みだけでなく、九月山の三聖祠に取り残された二人の聖人（桓因〔檀因〕と桓雄

51) 同上。「夫檀君、離平壤四百餘歲、而還隱於阿斯達爲神、則爲君於斯、爲神於斯、不厭於此地、明矣。……則檀君之去平壤、遐哉邈矣。其肯顧戀於平壤乎。且爲山神、致土人之尊祀、豈有樂遷於平壤、與東明王同廟哉。遺事註云、桓因天帝、即柳觀書所謂檀因也。桓雄天帝之庶子、即所謂檀雄也。遂初之人、不忘其本、創立寺宇、改桓爲檀。號稱三聖、果不知創於何時也。向者移檀君於平壤、而置二聖於何地。是檀君不獨起怨於土人、二聖必有騁怪作癘、爲害於民矣」。

52) 同上。「或者又以爲、怪氣、何有作厲爲害。文化閭巷之語、亦不足信。臣觀宋鑑、徽宗三年七月、黑眚見于禁中。記者曰、元豊末嘗有物、大如席、夜見寢殿上、而神宗崩。元符末又見、哲宗崩。政和以來大作、每得人語聲則出先。若列屋摧倒之聲、其形僅丈餘、彷彿如電、金眼行動、硜硜有聲、黑氣蒙之、不大了了。氣之所及、腥血四灑、兵刃皆不能施。又或變人形、亦或爲驢、晝夜出無時、多在掖庭、宮人所居、亦及內殿、習以爲常。又洛陽府畿内、或有物如人、或遵居如犬、其色正黑、不辨眉目。始夜則掠小兒、食後雖白晝、入人家爲患、所至喧然不安、謂之黑漢。有力者、夜持槍自衛」。

53) 同上。「夫怪氣成像爲害、古亦如此。今之傳染病證、作怪多般、豈以爲誕、而不究其本乎。伏惟、殿下聿遵世宗之念、延訪大臣、究論天帝降于檀樹之源、與夫遷主作怪之由、廣問文化、長淵、信川、載寧耆老之人、及原平、交河傳染病證、從權定議、復建聖堂之主、以斷傳尸之根、滿國幸甚」。

〔檀雄〕の怨みにもよると述べている点が興味深い。しかし、まだこの段階において、朝廷側はこのような訴えに耳を傾けようとはしなかった。

しかし、その後も伝染病は止むことなく頻発した。そのために、朝廷側はようやく本腰を入れて三聖祠の調査を行おうとした。成宗二（一四七一）年に、黄海道で発生した伝染病の原因を究明するために、黄海道觀察使の李芮に対して、三聖祠の存在や祭祀方法について詳しく調査するように命令が下された⁵⁴⁾。この命令に従い、李芮は、文化県の古老人である前司直の崔池と前殿直の崔得江のもとを訪問し、三聖祠の事跡について聞き取り調査を行った。その内容を箇条書きに記録して、翌年の成宗三（一四七二）年に詳細な報告を行った。この報告書には、三聖祠に関する沿革とともに、当時の土着的民間信仰と結合した檀君信仰の在り方が具体的に記録されている。貴重な記録であると思われるので、以下にその抄訳を記してみたい⁵⁵⁾。

- 一、俗諺では、檀君が初めて神となり九月山に入ったと伝えている。その祠堂は貝葉寺西の大甌山にある寺院に臨んでいた。その後、祠堂は寺院の下小さな峰に移され、さらに小甌山へと移された。それが今の三聖堂である。大甌山や貝葉寺の下小峰にあった祠堂は、今ではもうその址さえ残っていない。
- 一、檀君と父檀雄と祖父桓因を三聖と称し、祠堂を建てて祭祀を行ってきた。しかし、祭祀を廃止した後、堂宇は傾き崩れた。景泰の庚午年（一四五〇年を指す：引用者）に県令の申孝源がこれを再建し、戊寅年（一四五八年を指す：引用者）に県令の梅佐がこれに丹青装飾を施した。
- 一、三聖堂では、桓因天王が南向し、檀雄天王が西向し、檀君天王が東向し、それぞれ板で

54)『成宗実録』卷一三，成宗二（一四七一）年十一月庚戌〔一二日〕条，および同十一月丙寅〔二八日〕条。

55)『成宗実録』卷一五，成宗三（一四七二）年二月癸酉〔六日〕条。「黄海道觀察使李芮馳啓曰、臣因前下諭、訪問文化縣古老人、前司直崔池、前殿直崔得江、得三聖堂事跡、條錄以聞。一、諺傳檀君初爲神、入九月山、祠宇在貝葉寺西大甌山、臨佛刹。後自移于寺下小峯、又移于小甌山、即今之三聖堂也。大甌山及貝葉寺下小峯、今無堂基。其時致祭與否及并祭三聖、未可知。一、檀君及父檀雄、祖桓因、稱爲三聖、建祠宇祭之、自祀廢後、堂宇傾頽。逮景泰庚午、縣令申孝源重創、戊寅縣令梅佐施丹青。一、三聖堂桓因天王南向、檀雄天王西向、檀君天王東向、并板位。俗傳古皆木像、我太宗朝河崙建議、革諸祠木像、三聖木像亦例罷、儀物設置與否未可知。一、三聖堂西夾室、九月山大王居中、左土地精神、右四直使者、竝位板南向。一、古無典祀廳、梅佐乃於三聖堂下作草屋數間、令緇徒居之、祭祀時則齋宿于此、祭物亦於此辦設。……一、廟宇移平壤後、罷此堂之祭、今已六十餘年。或云我太宗朝庚辰、辛巳、壬午年間也、未知是否、其降香致祭儀軌亦不可考。一、九月山上峯非天堂、乃名爲四王峯、亦古降香致祭處、我太宗乙未年間始革之、其堂基曾無見者、今亦冰凍危險、人不得上。一、關西勝覽載文化縣古跡云、九月山下聖堂里、有小甌山、有桓因、檀雄、檀君三聖祠、九月山頂有四王寺、古之星宿醮禮處。一、自三聖堂移平壤後、雖國家不致祭、若祈雨、祈晴。縣官具朝服親祭、祭用白餅、白飯、幣帛、實果、此外不得行他祭。邑俗稱爲靈驗、人不敢來祭。一、祈雨龍壇在三聖堂下百餘步、未知設置日月。縣所藏宋景德三年丙午五月儀注載、用餅、飯、酒及白鵝、行祭。今代用白雞、不用豚。一、三聖堂下近處人家稠密、自罷祭後、惡病始發、人家一空。其雞、豚宰殺、爲神所厭之語則未聞。禮曹據此啓、百姓皆謂、三聖堂移設于平壤府、不致祭、其後惡病乃興。是雖怪誕、無稽之說。然古記、檀君入阿斯達山、化爲神。即今本道文化縣九月山、其廟存焉。且前此降香致祭。請從民願、依平壤檀君廟例、每年春秋降香祝行祭。從之」。

できた神位が並べられていた。昔はみな木像であったが、朝鮮朝に入り太宗代の時に河嶺が建議して、各地の各祠堂にある木像を祀る様式を改廃した。その際に、三聖の木像も廃止された。

一．三聖堂の西の夾室には、九月山大王を中央にして、左には土地精神、右には四直使者が配置され、神位はすべて南向して置かれた。

一．昔は典祀庁が無く、梅佐が三聖堂の下に数間の草屋を造り、僧侶をそこに住まわせた。祭祀の時はここで斎宿し、祭物もまたここで準備した。

……（中略）……

一．廟宇を平壤に移して後、この祠堂での祭祀は廃止された。今ではすでに六十余年になるという。ある者は、我が太宗の時代の庚辰（太宗即位年、一四〇〇年：引用者）、辛巳（太宗元年、一四〇一年：引用者）、壬午（太宗二年、一四〇二年：引用者）の年間であったというが、よく分らない。

一．九月山の上峰に天王堂はない。この峰は四王峯という名前である。ここもまた、昔、香を焚き祭祀を行った所であるが、我が太宗の乙未年間（太宗一五年、一四一五年：引用者）にこれを改廃した。今では、もはやその祠堂の址を見た者がいない。

一．『関西勝覧』に文化県の古蹟を記載して次のように記している。「九月山の下にの聖堂理に小甌山があり、桓因・檀雄・檀君の三聖祠がある。九月山の山頂に四王寺があるが、これは昔の星宿醮礼の場所であった」と。

一．三聖堂を平壤へ移した後からは、国家をあげての致祭は行われなくなった。しかし、祈雨祈晴をする時には、県官が朝服を着て丁重な祭祀をとり行った。祭祀には白餅・白飯・幣帛・果実を用いた。その他に別の祭祀が行われることはなかった。村では靈験あらたかな場所であると考えて、敢えてここに来て祭祀を行うようなことはなかった。

一．祈雨のための龍壇が三聖堂の下に百余歩の所にある。設置した日時についてはよく知られていない。県に所蔵された「宋景德三年（高麗穆宗九年、一〇〇六年を指す：引用者）丙午五月」の儀註には、「餅、飯、酒、及び白鵝を用いて祭る」と記載してある。今は、代わりに白鶏を用いて、豚は使用しない。

一．三聖堂の下に付近では人家が稠密であったが、祭祀を廃止した後からは、悪病が発生し始めたために、人家はすべて空となった。鶏や豚を屠殺したことを神が嫌ったという話は、まったく聞いたことがない。

以上が、黄海道觀察使の李芮によって行われた調査の結果である。この調査報告書ではいくつもの注目すべき事実が記されている。まず注目したいのは、九月山の山頂にあった四王寺では道教の星宿祭祀である醮祭が行われていたという点である。その他、三聖祠の下には祈雨祭を行うための龍壇が存在した点という点にも注目したい。これらの記事から、九月山一帯が一種の山岳信仰の中心地であり、特に祈雨祭が盛んに行われた場所であったことがわ

かる。朝鮮半島の気候は大陸的な気候の影響を受けて、一般的に雨量が少なく、長期にわたって旱魃が続くことも珍しくなかった。そのために、上は国王より下は郡県の守令や村人に至るまで、祈雨祭は重大な関心事であった。祈雨祭の場所としては、主に山上・川辺・深淵の地が選ばれ、祭場は神域として山神や堂神を祀ることが多かった⁵⁶⁾。九月山も朝鮮を代表する祈雨所として、古くからよく知られた場所であった⁵⁷⁾。上の報告調査によると、遅くとも高麗時代前期の一〇〇六年頃には規模の大きな祈雨祭がこの地で行われていたことがわかる。また、三聖堂の夾室に「九月山大王、土地精神、四直使者」が祀られていたとあるので、おそらくこの夾室が本来の祠堂に相当し、特に九月山大王がこの山における本来の信仰対象ではなかったと思われる。その後、高麗末の元（モンゴル）干渉期において檀君神話が浮上することにより、この地が檀君の定都地にして隠棲地であるという神話が事実化していき、ついには「桓因〔檀因〕－桓雄〔檀雄〕－檀君」を祀る祠堂が、本来の祠堂を脇に押しのける形で設けられるに至ったのではないかと考えられる。

さらに注目したいのは、時期は明確に示されていないが、三聖祠には高麗朝廷からの正式な使者が派遣され、国家的な祭祀が行われていた事実である。しかし、朝鮮王朝創建時に行われた祭祀制度の改革によって、九月山三聖祠における祭祀方法は大きく改変されたようである。それまでの三聖祠における祭祀は、信仰対象である三聖が「桓因天王、檀雄天王、檀君天王」と称され、またみな木像で造られていた。このことからわかるように、それまでの三聖祠における祭祀は、仏教・道教・土着の民間信仰が混淆したものであった。しかし、朝鮮王朝が推進した儒教的儀礼への改変によって、三聖の木像は廃棄され、神位板だけが残されることとなった。さらに、一四一二年に平壤府の箕子廟に檀君が合祀されてから以降は、三聖祠での公式的な祭祀が取り止めになってしまった。

この報告書では、以上の調査結果をもとに、三聖祠の祟り説は根拠の無い話であると結論づけている。しかし、檀君が神化した阿斯達山とは九月山のことであり、平壤府にある檀君廟の典礼に準拠して、九月山の三聖祠でも毎年春秋に正式な祭祀をとり行うように進言している。結局、国王の成宗はこの進言に従うことにした。こうして、九月山三聖祠においても公式的な祭祀が再び行われるようになった⁵⁸⁾。これ以降、檀君の祟り説は聞かれなくなっていった。また、旱魃のために大きな被害が発生した場合には、朝廷から祭官が派遣され祈雨祭がとり行われた⁵⁹⁾。

56) 村山智順『釈奠・祈雨・安宅』（朝鮮総督府、一九三八年、一二一頁）。

57) 九月山も祈雨の効験があるとされ、祈雨祭がたびたび行われた。九月山の祈雨祭については、金成煥、前掲『高麗時代の檀君伝承と認識』（一七三～一七七頁）を参照。

58) 肅宗二一（一六九五）年には、三聖祠にある檀君の祝文を平壤の檀君廟の例にもとづいて「前朝鮮檀君」と書くことを命じた（『肅宗実録』巻二八、肅宗二一年六月丙申〔六日〕条）。英祖四一（一七六五）年には、木の箱を作って三聖祠の土版を覆い（『英祖実録』巻一〇六、英祖四一年一二月己酉〔八日〕条）、三聖祠の重修と奉審を命じた。正祖一三（一七八九）年には、三聖祠を改修した上で祭式の改正も行った（『正祖実録』巻二七、正祖一三年六月庚申〔六日〕条）。

59) 例えば、中宗二二（一五二七）年（『中宗実録』巻五九、中宗二二年五月乙巳〔二九日〕条）や、中宗二六（一五三一）年（『中宗実録』巻七〇、中宗二六年五月庚子〔一七日〕条）に祈雨祭が行わ

お わ り に

一五世紀の朝鮮において黄海道地方を中心に疫病が大流行した際に、疫病の原因が檀君の祟りによるものであるという噂が広まっていった。本稿では、この檀君祟り説がどのような理由で発生したのか考察した。本稿の考察結果をまとめると次の通りである。

黄海道文化県にある九月山には檀君を祀った三聖祠という祠堂があり、高麗時代から朝廷による公式的な祭祀が行われていた。三聖祠では、仏教や道教と習合した土着の民間信仰にもとづく祭祀が行われていた。その後、儒教（朱子学）を統治理念とする朝鮮王朝が建てられると、九月山三聖祠における祭祀の在り方が一変した。新しく建てられた朝鮮王朝は、全国の祠廟で行われている祭祀形式を儒教の祭典儀礼にのっとったものに改変しようとした。この改革によって、三聖祠に祀られていた木像は撤去され、祭祀方法も儒教式に改められた。そればかりではなく、朝鮮王朝は自らの歴史的正当性を権威付けるために、平壤府に檀君と箕子を合祀した祠廟を新たに設けた。これにより、高麗時代から行われてきた九月山三聖祠における公式的な祭祀は廃止されてしまった。その後さらに、檀君と東明王を合祀する新たな祠廟が平壤府に建立された。新王朝によるこのような措置に対して、当然のことながら、黄海道の人々は大きな不満を抱いた。そのために、黄海道地方を中心に疫病が流行した際に、黄海道の人々は疫病の流行が檀君の祟りによるものであると考えるようになった。疫病被害の拡大と同時に、これが噂となって全国に蔓延していったのである。このような噂が流布される背景には、三聖祠における檀君祭祀を朝廷による公式的な祭祀として復活させたいという、黄海道地方の人々の願いがあったものと考えられる。

そしてまた、檀君の祟り説の背景には、仏教・道教・土着的な民間信仰などが混在した高麗時代の民衆的な祭祀が、朝鮮王朝の樹立によってすべて儒教的なものに強制的に改変させられたことに対する民衆の不満が存在したと思われる。朝鮮王朝による儒教的祭祀への改変は、それまで地方で行われていた民衆的な祭祀を国家に従属する祭祀として格下げするものであった。それはまた、民衆主体の地方祭祀が国家によって独占的に侵奪されていく過程でもあった。特に九月山の三聖祠では、「桓因天王－檀雄天王－檀君天王」という「三聖」を祭祀対象としていたが、これは儒教思想とはまったく関係のない、朝鮮土着の「三神」信仰に関連するものであったと考えられる⁶⁰⁾。さらに「天王」という称号が付されているように、

れた記録がある。

60) 朝鮮の巫俗伝統では、子供の出産を司る神として「삼신 (Samsin)」が信仰されてきた。現在の韓国でも、俗に「삼신할머니 (サンシン婆さん)」として親しまれている。この言葉の語源に関しては諸説あり、漢字語の「産神」「三神」「山神」に由来するという説などがある。しかし、一般的には、朝鮮語で「삼 (Sam)」とは「生・生命・胞胎」を意味することから、「삼신 (Samsin)」とは人間の命を扱い、出産や授子を観掌する神であると考えられている。一方、植民地期朝鮮においては、いわゆる檀君ナショナリズムが勃興し、朝鮮巫俗で祀られている「삼신 (Samsin)」を「桓因－桓雄－檀君」の「三神」のことでありとみなし、檀君が朝鮮人の生命を司る神であると考えられてきたと主張する者が現れた。彼らは九月山三聖祠を檀君三神信仰の拠点であったと主張した。例えば、当時を代表する朝鮮人宗教学者であった李能和は、『朝鮮巫俗考』（『啓明』第一九号、一九二七年五月、啓明俱

三聖祠における檀君信仰は、朝鮮土着の天神信仰と道教的な祭天儀礼が習合したものでもあった。それに対して、朝鮮王朝が建国当初に推進しようとした檀君祭祀は、古朝鮮の建国聖人である檀君と箕子の二人の崇奉を目的として、新王朝の歴史的権威と正統性を確立するために行われたものであった。それはまた、明朝の冊封を受けた朝鮮王朝が、儒教的な統治体制を構築しようとする一連のプロセスの中で行われたものであった。平壤府に檀君廟が建立された際、黄海道地方の人々が不満を抱いたのは、檀君祠廟が他の場所に移されてしまったことと同時に、移転先の祠廟が本来の檀君祠廟とはまったく異なる性質のものに変容してしまった点にあったといえよう。疫病が流行した際、三聖祠の調査を行った李先齊が、「三聖のうちで檀君だけが移された後、取り残された二人の聖人の祟りによるものである」と主張したのは、黄海道地方の人々が抱いていた平壤檀君廟に対する違和感にもとづいたものであったと考えられる。このような黄海道住民の強い要望もあって、結局、一四七二年に国王の成宗は三聖祠における祭祀を公式的に行うように命じた。

しかしながら、朝鮮王朝が定立させようとした儒教的な祭祀は、主に政治秩序に関する儀礼体系であり、天変地異や自然災害などに対する精神的な救済効果は望めなかった。特に大陸性の気候を有する朝鮮半島では旱魃による飢饉が多発した。このような天災に対して、朝鮮の民衆は常に不安を感じ、時には死と直面せざるをえなかった。これに対して、仏教・道教や土着的な民間信仰にもとづく祭儀は、自然神に対する呪術的効能や人間の魂の救済に直結する効果がもたらされた。特に三聖祠についてみると、九月山は古くから祈雨に効験のある場所としてよく知られていた。これに関して、三聖祠における公式的な祭祀が再開されてから、特に中宗代に朝廷主宰の祈雨祭が舉行されている点が注目される。このことは、朝鮮時代に入って全国の祠廟での祭祀が儒教式に改変されてからも、地元黄海道の人々は依然として三聖祠に自然災害（旱魃）に対する呪術的な効験（祈雨による降雨）を期待していたことを示している。一五世紀に発生した檀君の祟り説は、檀君信仰の拠点であった黄海道住民たちの恨みや不満を反映したものであると同時に、朝鮮朝に入って切り捨てられていった、このような仏教・道教や土着的な祭祀儀礼に対する民衆たちの憧憬を反映したものでなかったかと考えられる。

（追記）本研究は、共同研究プロジェクト「天変地異の社会学Ⅲ」による研究成果の一部である。

（2013年12月17日受理）

楽部発行、四一頁）の第一五章「巫祝之辞及儀式」の「三神」の項目でそのように説明している。以上、崔南善『朝鮮常識』（高麗大学校亜細亜問題研究所編『六堂崔南善全集（六）』玄岩社、一九七三年、二四一頁）の「三神」の項目を参照。

Connections between the Plague and Religious Services for Dangun at Samsung-Sa, Mt. Guwol, during the Choson Period

SASSA Mitsuaki

In the 15th century, the plague was widespread in the Hwanghae-Do Region, killing many Korean people. At the time, there was a popular rumor that the plague was caused by the curse of Dangun, the mythological being who founded the Choson State (the oldest country in the Korean Peninsula). By analyzing the related articles from Choson Wangjo Sillok (Annals of the Choson Dynasty), this paper considers the reason for the emergence of this rumor, thus clarifying the following facts.

At Mt. Guwol in Hwanghae-Do, there existed a shrine known as Samsung-Sa, which was strongly regarded as holy by the local people. It is assumed that because Mt. Guwol had altars at which one could pray for rain, people considered the shrine especially effective for bringing rain. Moreover, the three saints that contained Dangun were enshrined at Samsung-Sa, where religious services based on the rituals of Buddhism, Taoism, and native folk beliefs were performed. During the Goryeo period, a messenger was sent from the Goryeo Imperial Court, and official religious services were carried out at Samsung-Sa. Thereafter, Lee Seonggye founded a new dynasty in 1392 and named it Choson to connect it with the oldest country in the Korean Peninsula. In addition, to enable the Choson Imperial Court to worship the national building Saint of Old Choson State. Dangun was enshrined at a new shrine in Pyongyang, where the Imperial Court performed the official religious services for Dangun. In addition, the Choson Dynasty adopted neo-Confucianism as the national governing principle and tried to accordingly change religious services in shrines throughout the country. In alignment with this reformation, not only were the religious services performed at Samsung-Sa modified to conform to Confucianism but also the official religious services at the shrine were abolished.

The people of Hwanghae-Do were extremely dissatisfied with the Choson Dynasty's measures. Therefore, when the plague centered on Hwanghae-Do in the 15th century, it was popularly believed that the epidemic had resulted from Dangun's curse. This rumor spread throughout the country, and the Choson Imperial Court sent an inspector to Hwanghae-Do to thoroughly investigate the shrine's origin and connection to the plague. Consequently, it was reported that Dangun's curse was an unfounded inference, and the rumor was contradicted. However, the Choson Imperial Court accepted the demand of the Hwanghae-Do inhabitants and resumed the official religious services at Samsung-Sa. Furthermore, the Choson Imperial Court

began performing religious services at Samsung-Sa, specifically prayers for rain.

In conclusion, the rumors of Dangun's curse emerged because of the Hwanghae-Do inhabitants' dissatisfaction regarding the building of the Dangun Shrine in Pyongyang. In addition, the situation reflected the public's yearning for the religious services based on Buddhism, Taoism, and native folk rituals that were abandoned by the Choson Dynasty.

〔共同研究：日本人大学生用の学際的英語教科書〕

桃山学院大学新英語カリキュラムの提案

中 井 紀 明

は じ め に

英語教育が重視すべきなのは「実用」だ（平泉）、いや「実用」ではなく「教養」だ（渡部）という『英語教育大論争』以来日本の英語教育に対する批判は数多い。文学畑出身の英語教師である私にトラウマのように取りついてきたのが、日本の英語教育がダメなのは英文科出の教師が文学中心の「教養」教育をしているからだという批判である。この針のむしろの上で日本英文学会も全国大会で、私の参加したものだけで今まで4回ものシンポジウムを開いて「実用」英語教育を批判してきた。しかしながら大変残念なことに、「実用」英語教育に対抗する大学英語カリキュラムを英文学会関係者が開発したという話はいまだに聞かない。本学英米文学関係者も例外ではなく、ほとんどが大学英語教育カリキュラム作成に興味を示そうとはしてこなかった。この間隙をついた動きが本学にはあった。文学部を廃止したうえで作り出した国際教養学部で、英語学、言語学関係教員担当の科目だけのカリキュラムで「英語コミュニケーション」専修として英語のできるエリート層を育てるという試みである。英米文学関連科目ではなく、英語学、言語学関連科目を学習すれば「英語コミュニケーション」能力がつくという主張は今まで誰も主張したことがない。当然予想されたことであるが、このカリキュラムが劇的な成果を上げたとはとても言えない。

英語を習得しようと希望する学生を日本の大学は今まで文学部「英文学科」、「外国語大学」、「英文学部」という名前で引きつけようとしてきた。本学の文学部、国際教養学部の学生のみが英語の単位数が多いのも同じ狙いだ。しかしながら世界の市民の養成を目指す桃山学院大学では社会学部の学生も経営学部の学生も経済学部の学生も世界に飛び出していくための英語力をつけるべきではないだろうか。世界の市民として国連などの国際機関の職員など世界に雄飛する人材を全学から送り出したいという思いで私はこの提案を書いている。

本カリキュラムの目標

世界市民としての必要十分な英語の四技能（スピーキング、リーディング、リスニング、ライティング）を習得する。

キーワード：マクロ・リーディング、MITOCW、ミクロ・リーディング、オンライン・ラーニング、Content-based learning

本カリキュラムの特色

1 ライティング・スピーキング

言葉は使用して(言って、書いて)初めて覚えられるのだから、「表現」能力の養成(ライティング・スピーキング)を最重視する。リーディングの場もいつも表現の場(スピーキング・ライティング)につながるようにする。クリティカル・ライティングを本格的に導入して、クリティカル・リーディングと連動させる。

2 リーディングにパラグラフ・リーディング、マクロとミクロのリーディングそして、クリティカル・リーディングを本格的に導入する。

3 共通教育科目と専門教育科目に MITOCW, MOOCS 科目を本格的に利用する。

1 ライティング・スピーキング

全国の大学で長年行われてきた「英会話」クラスの多くでは、英語で話したことなどまったくない学生がしばしば沈黙、時に眠りに落ち込んだり、時にそこに座っているのが苦行になったりする。話せない、議論できない学生も、「話し」「議論する」ことを教える術を知らない教師もお手上げ状態で、「こんなことも知らないのか」と学生を一方的に叱責する教師までいる。教師の一方的な「講義」で、会話が成立していないことも多い。

本年度春学期に英会話クラスをサポートするクラスを担当する機会を得たので、英語母語教員の英会話クラスにも毎回参加して英会話クラスの問題点を探った。(クラスの名は英語 IVA と言い週二回90分クラス30名、一回は英語母語教員、一回は日本人教員が担当する。英語母語教員、日本人教員は互いに連絡を取り合うことになっていた。)このクラスは全学でもっともレベルが高いということで楽しみに参加した。さすがに学生の側の「沈黙」「眠り」はなく、教師の側からの「軽蔑」「叱責」も全くなかった。ペアに分かれての会話練習もある程度「会話」をしていると思えた。しかしもっともできる TOEIC 受験を目指す学生に話を聞いたところ驚くほど低い目標であった。大部分の学生には英語表現力があまりなく、そもそも英語の表現を意識的に覚えていくという習慣がついているようには思えなかった。

それで教材として使用中のフランク・キャプラ監督の『素晴らしきかな人生!』を見、詳細な注釈付スクリプトで確認して、厳選した120の“useful expressions”を覚えてもらうようにした。意識的に“useful expressions”を覚えるという習慣をつけるために、すでに当共同研究で収集してきた資料の中から文法的(特に5文型)、単語、イディオムの三点で「基本的な」表現を夏休み中に選び出して秋学期に「練習問題」として学習してもらっている。学生は当然のことながら双方向の「対話」「会話」を望んでいるのだが、英語教師としての私の診断は、学生は「濃縮英語基本表現集」による「千本ノック」「素振り千回」を必要としているというものである。学生は「紅白試合」「練習試合」としての「英会話」クラスを望むが、その前に地味な練習である「千本ノック」「素振り千回」が絶対に必要だ。これを日本人教師の私がクラスで行い、英語母語者のクラスで「紅白試合」「練習試合」をやっても

らうという希望だ。

スポーツや軍隊の単調で苦しい訓練・練習の苦しみと、ゲームの刻々と変わる状況への臨機応変対応という楽しみの要素を語学は持っている。紅白戦，練習試合，公式大会すべて見て楽しめるゲームである。しかし楽しいゲームの背後には軍隊の訓練に似た激しい練習がある。リスニングやリーディングは野球の守備に似ているし，スピーキングやライティングは打撃だろうか。打撃は時に単打，時に長打や本塁打，時に左に引っ張り時に右に流し，ときには確実にバント，時に意表を突くドラッグバント。そして苦行に似た打撃練習の背後には苦行に似て単調な素振りがあり，筋トレやランニングがある。自主トレもある。

外国語学習をゲームとか遊びというよりは，スポーツとか軍隊の訓練としてとらえる必要があるが，そのためには必須の条件がある。スポーツや軍隊の訓練の後には訓練の成果が実感される。筋トレを相当期間行った後ではバットが軽く感じられ，スイング速度が格段に速くなり，飛距離が伸びる。チューブを引いて相当時間砂浜を走り回った後では投球の際の軸足のぶれがなくなり球筋が安定するのを投手は実感する。選手が感じる練習の「成果」に相当するものを英語の各クラスで受講生は感じているだろうか。「初級英会話」のクラスを受けた後で，臆せずになんとか言いたいことを言う自信がついただろうか。次の「中級英会話」では更なる成果を楽しみにできるようになっているだろうか。「読み」のクラスでは著者の思考に刺激を受けて，著者と対話しながら考えることが身についただろうか。この実感があって初めて学生の大学での英語学習は軌道に乗ることになる。力がついたら実感できない英語クラスが多すぎる。

ライティング・スピーキングについては今年度の会話科目担当の体験を踏まえて二つの提案がある。(1) 文法・イディオム・単語の観点から集めた『英語基本表現集』はすでにほぼできあがっているが，これを参考にしてそれらを生きた文脈の中で学生に提供したい。(たとえば本学に日本研究で留学中の学生と日本人学生がルームメイトとして大学の寮で一年を過ごすという設定で「英語基本表現集」すべての基本表現を織り込んだ膨大なシナリオを執筆し，CD化する。(DVD化ではない。映像は音声に学習者の十分な注意がいかないようにするから避けたい。))これには関連するリーディング教材，練習問題なども加えて，スピーキングだけでなく，ライティングの能力の養成も考慮する。(2) (1) の教材をパソコンで学習する。一課をパソコン相手に「練習」し一課終わるたびに，学習成果を英語担当者，英語母語留学生，日本人適格学生らが一人30分以上の「英会話」で確認する。(この英会話クラスは30人クラスで90分かけるのではなく，30人×30分である。学生は30人クラスの中に無言の匿名学生として沈潜することができなくなる。学生は毎課ごとに英語で対話することを強制されることになる。この「会話」クラスは30人クラスでも20人クラスでも10人クラスでもない。究極の一人個別クラスである。

「和文英訳」の練習しか経験がない日本人学生にとって英語でのライティングは未体験の領域である。そもそも中・高生は日本語での作文もしっかりした訓練を受けていない。また

そのような学生を受け入れる英語教員の間にも英作文指導の長い経験とノウハウの豊かな蓄積がなされていない。本学の「論述作文」は大学に入って初めて学ぶ「日本語作文クラス」であったが、ここに英語教材を入れて日本語作文教育と英語作文教育を「クリティカル・リーディング&ライティング」として復活する。Critical Reading & Writing というのはイギリスやアメリカの大学一年次に行われている科目で、論理学、誤謬論、言語哲学などを読み書き能力養成に使っている。日本語と英語の豊富な例題、練習問題で基本的な読みの切り口を学び、クリティカルに読む訓練をする。論じられる主張の要素、特に理由と結論、原因と結果を見分ける方法、前提を確認し評価する方法、表現と考えをはっきりさせ解釈する方法、主張を評価する方法、異なる種類の議論を評価する方法、分析、評価して、説明を作り出す方法、分析、評価して決定を下す方法、推論を導き出す方法、議論を導き出す方法、などを修得する。イギリス・アメリカで培われたこの分野でのさまざまな洞察を我々英語教師も学びとって、日本語教材と英語教材を共に使ってクリティカル・リーディング&ライティングを教えたい。その「クリティカルに読む」ためのさまざまな洞察が「書く」際のさまざまな指針になる。日本語テキストの分析、英語テキストの分析それぞれが双方の分析の手助けになることが予想される。

2 リーディング

「訳読」に堕した「読み」から限りなく離脱して著者という他者と読者との出会いの場、他者の思考の軌跡への共鳴・参入の場へと「読み」の場を活性化していく必要がある。文献は惰性で読むのではなく、「異化」して「ミクロ」と「マクロ」で「読む」ことを本カリキュラムでは実践していく。

大学に入ってくる学生は単語・文・そしてせいぜいパラグラフ、短いエッセイを読む学習しかしていない。文を連ねて著者はパラグラフを作り、章を作り、本にまで伸ばしていく。一方読み手の日本の学生は文を越して文の連なりを辿ってパラグラフに、そしてそのつらなりの中から最重要な文（トピック・センテンス）を見つけ出すという訓練を受けていない。この現実に合わせて読みをミクロの読みとして提案したい。英語科目ではMOOCS, MITOCWなどの海外の無料オンライン大学講座群を利用するが、学生が聴講する科目群の教科書、論文を全てパソコンに入力し、頻度分析で羅列された文脈から離れた「文」を、学生が文レベルの得意の読みで教科書の中での意義を「推測」するのである。これが私の言うミクロの読みである。またこのミクロの読みの場は文を作ることを学ぶための場でもある。頻度別に集められている頻度別例文集でまた文献の文を表現別に頻度の高いものから分類整理しリストを作り、文脈から外れた一文一文を英語表現として「ミクロ」に学習していくこともする。

この「ミクロの読み」に対して、「マクロの読み」も一、二年次に訓練する必要がある。パラグラフ、章を超えて、論文全体、本全体を把握するのが「マクロの読み」である。各パラグラフのトピック・センテンスを辿って行って作成する精密な「梗概」をもとに論文全体、

本全体を掴み作者という他者との対話を試みる。梗概で読むことには抵抗を感じる英語教員が予想されるが、日本の高校を出たばかりの学生に大量のアメリカの大学教科書を読ませることはできない。梗概化することはアメリカの学生が読む量を十分の一以上短縮するが、思想は学生がマクロにしっかりと把握できるようにする。ミクロの読みで「表現」を追い、マクロの読みで著者の「思想」を追うのである。文単位でしか学生は読めないから、エッセイ、本全体を各パラグラフのトピック・センテンスを辿って素早く読んでいく「マクロ・リーディング」の訓練を最初のうちは学生にもやらせる。しかし学部生にはすべての教材を自前の「梗概」へと短縮する能力も時間もない。大部分の梗概はカリキュラム開発する教師が作って準備することが、無料オンライン大学講座の利用が日本でも可能になる一つの鍵なのだ。

英語表現の「ミクロ」な学習の中から「マクロ」な読みの中では捉えきれなかった洞察があちこちで浮かび上がってくることも期待される。英語表現の習得と著者の考えの把握とを共に狙うこの「マクロ」と「ミクロ」な「読み方」をクリティカル・リーディングなどとともに読みに導入する。「読み」が訳読だけではないことを一年次から知ってもらうのである。

3 MITOCW, MOOC の本格的利用について

共通教育科目も、学科教育科目も相当数を、MITOCW や MOOC の学部科目群から選べることにしたい。このことは日本人大学生には不可能なことに見える。中国人大学生が利用する MITOCW 科目の多くには中国の大学関係者が作成したであろう中国語訳が準備されている。「講義内容」を母語でまず手っ取り早くつかんでしまおうというこのやり方を我々は取らない。我々の目指しているのは講義「内容」と共に講義を英語教育に利用することである。英語力のない学生も利用できるように講義の正確な講義録、教科書・参考文献抄録、講義録・教科書・参考文献の頻度別文例集、議論を深めて理解をより確実なものにする質問集、論文テーマを選ぶためのヒント集などを準備してオンラインに載せてもらう。我々の準備したものが日本人聴講生だけではなく全世界の聴講生に重宝されることが予想される。初年度用として当面、共通教育科目として人文、社会、自然科学からそれぞれ三科目、学科教育科目として各学部四科目程度の上記教材を準備する必要がある。

私はすでに本年度春学期に学科教育科目の一つで MIT 人類学科の「変貌する家族」という科目を私なりに修正を加えて利用した体験を持っている。その体験を基にした MITOCW や MOOC の利用について稿を新ためて論じたい。

お わ り に

「実用」対「教養」論争は無意味だったと私は考える。この新カリキュラムではコミュニケーション能力を身につけるという「実用」性も「教養」という「内容」も互いに排他的ではなく相互補完的に存在している。文学も文法も特別視することなく、利用することが学習効率を高めるときにのみ使われる。我々は高校では学習してこなかった「英語」教育をする

のだから、高校での学習の復習とか大学への導入教育もない。あるのは、四技能とも世界の市民にふさわしい英語力を付けるべく絶えず学生の学習効果を検証し、検証に基づいて改善されていくカリキュラムである。

参 考 文 献

- 平泉渉・渡辺昇一（1975）『英語教育大論争』文藝春秋
- Lightbrown, Patsy M. and Mina Spada. 2006. *How Languages are Learned*. Oxford: Oxford University Press
- 大津由紀雄編（2005）『小学校での英語教育は必要ない！』慶応義塾大学出版会
- 大津由紀雄編（2005）『日本の英語教育に必要なこと』慶応義塾大学出版会
- 大津由紀雄・江利川春雄・齋藤兆史・鳥飼玖美子（2013）『英語教育，迫り来る破綻』ひつじ書房
- Stryker, Stephen B. and, Betty Lou Leaver. ed. 1997. *Content-based Instruction in Foreign Language Education: Models and Method*. Washington, D. C: Georgetown University Press.
- 鳥飼玖美子（2006）『危うし！小学校英語』文春新書
- 鳥飼玖美子（2010）『「英語公用語」は何が問題か』角川書店

（2013年12月2日受理）

A New College English Curriculum: A Proposal

NAKAI Noriaki

I suggest in this article that the university should adopt a systematic English curriculum of content-based instruction. Students actually audit MITOCW and MOOCS undergraduate courses and English teachers at the university help them audit the courses with our originally prepared materials.

For reading I suggest two ways of reading, macro and micro reading. Macro reading follows authors' ideas by reading abstracted articles and books. Micro reading is the reading of sentences from textbooks sorted according to the frequency of the vocabulary in each sentence. Although it is called Micro reading, it is intended to help both reading for students not accustomed to go beyond words and sentences, and for their writing and speaking model expressions. Students coming into the university are not daring enough in reading in English to go into chapters and books; series of sentences and paragraphs are intimidating to them. Sentences should be an appropriate length for them, and they will read sentences individually and guess the situational meaning in the chapter or the textbook: for example, is the sentence used as one of the reasons or causes or examples in the paragraph it belongs to? Students are expected to get models of expression, and from the numerous sentences bound together before them they can perceive and learn a usable expressive pattern.

For writing and speaking we provide students with *Essential Expressions in English for College Life*. Expressions are sorted according to situations and tailored for the university and are expected to help students in all situations at the university.

In all the courses they take or audit here or on the Internet, they will write papers and practice speaking in various forms, from individual interviews, class discussions, short presentations and others.

English teachers offer critical reading and writing courses both in English and Japanese and will cover all of the courses in liberal arts education for the first year.

〔共同研究：日本人大学生用の学際的英語教科書〕

無料オンライン講座の大学英語教育での活用について

中 井 紀 明

現在新聞雑誌で話題になっている無料オンライン講座で注目すべきなのは二つ（コースラとエディックス）であるが、無料オンライン講座はMITOCWに始まった。MITは出遅れていたe-learning分野で一気に挽回するために、ある大手企業から五十億円の寄付を得て1800科目全科目の教材、シラバス、日程表、試験問題などを2001年から六年計画ですべて公開すると発表したのだ。現在では学部、大学院の全科目、そして過去の科目のものを含めて2150科目が公開されており、1億2千5百万人が訪れてきたという。本学の同僚と共同研究をしていたMITの教授から聞いた話によると、このMITOCWでMITはe-learning分野で先行する諸大学を一気に抜き去ったという。このことで最も衝撃を受けて巻き返しを図ったのが先行していたスタンフォードであった。今回大量の科目を登録したコースラというオンライン講座はスタンフォード主導で97大学・機関が参加している。この二つを大学英語教育で大々的に活用しようと提案するのが本稿の目的である。

コースラ (<https://www.coursera.org/>) はスタンフォード大学のカラー教授らによって創立された営利団体で、世界中の100近い大学、学術機関と協力し、無料オンライン講座を無償で提供している。中国語(27)、フランス語(18)など11言語で89科目（日本語1科目を含む）が開かれているが、やはり英語が多くて25分野482科目がある。“**Arts**”, “**Food Nutrition**”, “**Health & Society**”, “**Humanities**”, “**Social Sciences**” などを見ていたら次々に興味のある科目が出てきて40以上の科目を登録した。最初は大学名で、次が講座名である。

- 1 [Stanford University, Organizational Analysis](#)
- 2 [The University of British Columbia, Climate Literacy: Navigating Climate Change Conversations](#)
- 3 [Stanford University, Democratic Development](#)
- 4 [University of Virginia, The Kennedy Half Century](#)
- 5 [Case Western Reserve University, Inspiring Leadership through Emotional Intelligence](#)

キーワード：Coursera, Edx, 無料オンライン大学講座, 大学英語カリキュラム, 縮少版要約

- 6 Yale University, Roman Architecture
- 7 Universiteit Leiden, Terrorism and Counterterrorism: Comparing Theory and Practice
- 8 University of California, San Diego, Climate Change in Four Dimensions
- 9 Duke University, Think Again: How to Reason and Argue
- 10 University of Virginia, The Modern World: Global History since 1760
- 11 Yale University, Moralities of Everyday Life
- 12 Wesleyan University, How to Change the World
- 13 University of Pennsylvania, History of the Slave South
- 14 University of Wisconsin-Madison, Human Evolution: Past and Future
- 15 Columbia University, The Age of Sustainable Development
- 16 University of Maryland, College Park, Understanding Terrorism and the Terrorist Threat
- 17 Duke University, History and Future of (Mostly) Higher Education
- 18 University of Michigan, Model Thinking
- 19 Rutgers University, Soul Beliefs: Causes and Consequences
- 20 National University of Singapore, Reason and Persuasion: Thinking Through Three Dialogues
By Plato
- 21 University of Virginia, Age of Jefferson
- 22 HEC Paris, Understanding Europe: Why It Matters and What It Can Offer You
- 23 Brown University, Archaeology's Dirty Little Secrets
- 24 University of Maryland, College Park, Practicing Tolerance in a Religious Society: The
Church and the Jews in Italy
- 25 Princeton University, Practical Ethics
- 26 University of Melbourne, Logic: Language and Information 1
- 27 University of Virginia, Buddhist Meditation and the Modern World
- 28 Princeton University, Buddhism and Modern Psychology
- 29 University of Wisconsin-Madison University of Bristol, Globalizing Higher Education and Re-
search for the 'Knowledge Economy'
- 30 University of Washington, Introduction to Public Speaking
- 31 University of Washington, Globalization and You
- 32 Duke University, English Composition I: Achieving Expertise
- 33 The University of Edinburgh, Warhol
- 34 The Ohio State University, Technology and Ethics
- 35 University of Melbourne, Logic: Language and Information 2
- 36 Princeton University, Paradoxes of War
- 37 University of Copenhagen, An Introduction to Global Health

38 [Wesleyan University, Social Psychology](#)

39 [The University of Edinburgh, Philosophy and the Sciences](#)

40 [Stanford University, Child Nutrition and Cooking 2.0](#)

*41 [The Pennsylvania State University, Creativity, Innovation, and Change](#)

Ended a month ago, [class archive](#)

*42 [University of Michigan, Securing Digital Democracy](#)

Ended 13 days ago, [class archive](#) (41と42は終了してアーカイブに入ったようであるが、もう受講することはできないのかわからない。偶然であるが、母校のバージニア大学提供科目が最も多い。)

MITも負けてはいず、Harvard, UC Berkeley, Toronto, 京都大学 など30大学と組んでエディックス (<https://www.edx.org/>) を立ち上げて103の科目を提供している。わたしもすでに中国語やフランス語関係のもの、大学レベルの数学を要求するものなどを避けて、20科目ほど登録している。

今校内研究室からアクセスしているのだが、何らかの理由で動画が大変見にくい。無料オンライン講座の利用が本格的に始まり学内から千人、二千人規模で一斉にアクセスすることは現状ではできない。NTTと東大が共同研究していると聞いたが、この点の解消、解決を目指しているのであろう。

本学は人文科学系1学部、社会科学系4学部の小規模大学である。当然のことながら提供できない科目が人文科学系、社会科学系、自然科学系にたくさんある。それらが無料オンライン講座にはあるのである。

受講する講座は「聴講」もできるが、修了認定を求めるコースを取ることもできる。これはMITOCWにはなかった新機軸である。修了認定で良い成績をもらえたら、アメリカの志望大学への三年次編入、必要単位数を揃えて本学と米大学、二校同時卒業、といったことも近い将来可能になるだろう。また修了認定の質量によって判断されて、アメリカの大学院進学も可能になるかもしれない。

すべての科目で十分とか短時間の動画に講義が細分化されていて、英語力に問題のある世界の学生に配慮している。英語字幕も入っていると聞いている。しかしながら英語力があるに超したことはない。英語のできる学生を育ててこれらの科目を活用することができれば、小規模校でも大規模校に対抗する道が開けてくる。

日本オープンオンライン教育推進協議会のホームページによると、男女十代から六十代まで各百名あまりに聞いたところ、「過去一年以内に大学オンライン無料講座を利用したことがある」がわずか0.9%であった。「利用したことはなく、今後も利用したいと思わない」がもっとも多く、53.4%であった。「利用したいと思わない理由」を聞いたところ、語学力がないから（英語の授業にはついていけない）（34.9%）、「難しそうだから」（29.2%）「時間がないから」（28.4%）となっている。六割を超える人が英語力に自信がないということだ

ろう。理化学研究所理事長野依良治先生によると「米国で一年間に博士号を取る人は、中国3600人、インド2000人、韓国1000人、日本は200人弱」と指摘しておられる。(朝日新聞2013年10月9日) これらの背景に厳然たる事実として日本の英語教育が十分に機能していないということがある。私が別稿の大学英語教育新カリキュラムと大学英語教育でのオンライン無料講座大規模活用を提案しているのは「語学力がないから(英語の授業にはついていけない)」、「難しそうだから」と自信喪失の日本人を大学の国際化の中に自信を持って送り出したいからである。

無料オンライン大学講座の受講拡大の最大の障害は言語の問題である。わたしは講義の(1) 正確な講義録、(2) 教科書・参考文献抄録、(3) 講義録・教科書・参考文献の頻度別文例集、(4) 議論を深めて理解をより確実なものにする質問集、(5) 論文テーマを選ぶためのヒント集などを準備してオンラインに載せてもらうことを考えている。これらの準備が同時進行で迅速にできるのかは本年度実行してみなければわからない。またオーナー制度に抵触する点はないのかも照会しなければならない。また準備したコースが一年限りで終わるのか、翌年も同じ科目が提供されて、準備した資料がしばらく継続的に使用されるのかも知りたい。

私の最初の無料オンライン講座利用はMITOCWであった。「アメリカ文化研究」という科目で映画作品を使いながら「アメリカの家」を論ずることができるのではないかと考えたのだ。家という制度自体が文化的なのだからこれは当たり前のことであるが、フェミニストたちが「ナチュラル」という語を毛嫌いして「カルチュラル」という語を盛んに使うことに私は気付いていたからだ。英語を早く正確に読むことができない学生たちのための科目でわたしが日本語でやるのだが、初めて担当する科目ということもあり、他の人はどうやって家を論ずるのだろうかと考えた。このようなときにはMITOCWを調べるのが私には一番であった。大学英語教育にMITOCWを使えないかとしばしばそこを訪れていたからである。人類学科の科目の中にアメリカの家関係科目は二つあったが、2004年春学期に開かれた学部科目“The Contemporary American Family”を参考にさせていただくことにした。教科書は次の五冊で総ページ数は1600を超えていた。

1. Coontz, Stephanie. *The Way We Really Are: Coming to Terms with America's Changing Families*. Basic Books, 1997. 2. Hutter, Mark, ed. *The Family Experience: A Reader in Cultural Diversity*. 4th ed., Allyn & Bacon, 2003. 3. Skolnick, Arlene S. and Jerome H. Skolnick eds. *Family in Transition*. 12th ed., New York: Longman, 1996. 4. Stack, Carol. *Call to Home: African Americans Reclaim the Rural South*. New York: Basic Books, 1997. 5. Wolf, Marjorie. *The House of Lim: A Study of a Chinese Farm Family*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, 1960. この本の中からとくに関係する章を各講義に割り振っているのである。第11講義の講義メモは特にこれを見てこの科目を参考にしようと決断したものであるので長いが引用する。

March 11, 2004

Sexuality: The Social Context I

I. Review:

- A. Biological sex
- B. Sexual orientation
- C. Gender identity
- D. Gender role
- E. Structural gender
- F. Gender symbolism

II. The social context of sexuality

- A. Sex: is what we understand to be biological, genetic sex—X chromosome, Y chromosome
 - 1. There is a lot more to say about this, but this is an anthropology course
 - 2. “Biological sex” most often refers to what we see—we can’t see chromosomes
 - 3. We see primary and secondary sex features, and we see the different roles in the reproductive process
 - 4. What we can conclude about such things as particular personality and behavior differences determined by sex is currently *very* contested
 - a. There’s a lot more agreement about anatomy and physiology than in brain science
- B. Gender: is what societies do with these biological givens
 - 1. And societies do quite a variety of things with biological sex
 - 2. Some societies don’t even categorize sex as consisting of 2 sexes (hand around Nanda book 1)
 - a. In India, a third sex is called the Hijiras and they are considered to be neither men nor women
 - b. We find this very difficult to conceive of; one of the most natural, unquestionable assumptions we all have is that you are either a boy or a girl
 - c. But “third sex” categories are found elsewhere, too, another well-known set of examples is found in Native American tribes
 - d. Also in Saudi Arabia, Tahiti, New Guinea, and the Dominican Republic

1) Serena Nanda, 1999. *Neither Man nor Woman: The Hijras of India*. Belmont, CA: Wadsworth.

3. The rigid formula of “sex”=“gender”=“2 sexes, male and female” is loosening up in the West
 - a. I mentioned the workshop I attended in Baker House 4 years ago, one of the participants said that currently he/she felt 70% male and 30% female
 - 1) Our system cannot accommodate this
 - 2) He/she followed by saying his/her sexual orientation is unclear, of course, because it depends on a clear-cut gender identity for the person and that of his/her partner
 - 3) He/she was right
4. Because we see our system as so natural, finding out where sex leaves off and gender begins is difficult to study
 - a. Precisely why it's useful to have the cross-cultural record
 - 1) *If* we can get beyond our feeling that our way of thinking and doing is natural
 - 2) And any other way is just weird, unnatural, immoral, irrational, sinful, etc.

III. What is social and cultural about sex and sexuality?

- A. First is that like all other kinds of feelings, these feelings and abilities develop only within a sociocultural system
 1. It is “normal” for humans to grow up within a cultural milieu; we are social, cultural animals
 - a. Feral children—children reared by mammals isolated from other human beings
 - 1) Wolves, even tigers nurturing human infants—several well-documented cases
 - b. They have nothing one could remotely call human sexual behavior (no language, of course, either)
 - c. They are not examples of “natural” humans; they are pathological
 2. We can speak of sexual energy, or drive, of a capacity to respond
 - a. But the **forms** these take are learned; in fact, for the most part they are taught, formally and informally
 - b. Sexual behavior and sexual feelings are learned
 - 1) What you *should* do

- a) We think kissing is great – to express several kinds of feelings, to acknowledge several kinds of relationships
 - b) Other cultures see kissing as disgusting; who's to say they're wrong and we're right because what we do is "natural"?
 - c) In cultures where men and women don't eat together, the idea of lovers going on a picnic is disgusting
- 2) Also learned is what you would *like* to do but must not
- a) Example: the post partum sex taboo of a year, 2 years; among the Dani of highland New Guinea for 5 years
 - b) We have one as well, but it's a matter of weeks
 - c) Ours post-partum sex taboo is medicalized, secularized: when the new mother's genitalia have assumed their pre-birth condition
- 3) Also learned is *who* you should be attracted to
- a) Obligatory heterosexuality: how you should feel, how you should behave
 - (1) Desire for same sex was seen as a pathology, needed treatment
 - b) How the West's attitude has changed toward homosexuality is also an indication of who is attracted to whom being a matter of cultural prescriptions and proscriptions
 - c) Samoans, prior to European contact, saw homosexual practices as simply not occurring (why would anyone do this when there were women around?)
 - (1) But it was not condemned, not a sin
 - (2) These views changed following contact
 - d) Another example: institutionalized lesbian relationships in Muslim Mombasa
- 4) Also learned is *who* you do it *with* (not the same thing as #2)

- a) In the South Sea island of Mangaia, adolescent boys spend a two-week period of formal instruction about the techniques of intercourse, which is followed by a culturally approved experience with a mature woman in the village
- b) They're not considered a man until this happens
- c) Compare the practice in some middle and upper class Latin American families of taking boys to houses of prostitution or expecting a domestic maid to provide the boy's first experiences

5) And you learn *when*—this is highly variable

- a) Childhood sexual behavior: whether accepted, encouraged, discouraged is highly variable
 - (1) Example: Huxley's *Brave New World*, the encouraging attitude toward children's games like "Find the Zipper"

- b) Among the Tikopia in Oceania, sexual activity before marriage is expected; having several lovers is considered normal for the young
- c) The notion that older people do and should be active sexually has evolved a great deal in this country
- d) Earlier in this century attitudes toward this idea were limited to "dirty old man"
- e) Now we think it should happen and, if necessary, can help it along with Viagra

6) *What* you *do* to make yourself attractive is highly variable

- 7) And, in general, the importance a society gives to sex and expectations about frequency of sexual activity, vary tremendously

- 3. Hence, "doin' what comes naturally" (from the musical "Annie Get Your Gun") means doing what your culture has programmed you to think is natural
- 4. Understandings of such things as female orgasm, or homosexuality, for instance, vary enormously

5. We connect “natural” to “normal” to “moral, correct”
 - a. Why we initially react with disgust at obligatory homosexuality in New Guinea cultures
 - b. We are not reacting neutrally
 - c. One lesson about culture:
 - 1) Its prescriptions and proscriptions are not given in the form of “it would be nice if you did/felt/believed this, but if you don’t, OK”
 - 2) Rather, they are given in the context of “this is how humans be have”; “this is what the gods command you to do”; “do it this way or you will be considered very deviant, abnormal, sick”
 - d. So we can better understand just how disturbing it is when what you think is natural, a trait of the species, is not, and you can’t find much evidence that that person is sick, a sinner in other ways, etc.
 - 1) In the Anthropology Program we have a video titled “You Don’t Know Dick,” about female-to-male transsexuals
 - 2) One of these men is interviewed along with his friends
 - 3) One of the friends says a small part of her wanted his decision to result in a huge failure, demonstrating that he had been “out of his flippin’ mind” because then she wouldn’t have to re-think so much of what she’d come to believe
- B. Second, sexuality is always integrated into the entire sociocultural system; behaviors, feelings, etc. we consider sexual in some fashion will serve other purposes, do other kinds of “work” in the culture
 1. Examples?
 2. Marriage and the family
 - a. These institutions do a great deal. We see sexual attraction, which is a major part of falling in love, as very instrumental in making people want to marry
 3. Sexuality and power: We talked last time about a woman using her sexuality for non-sexual ends
 4. Advertising using sexuality to get people to buy stuff
 5. The New Guinea case of the Sambia: sexual activities seen as necessary to turn boys into men

6. Anthropologists have analyzed some kinds of expectations and prescriptions about sexuality as adaptive in contributing to population control
7. Sexuality, especially female, and social stratification
 - a. Degree of seclusion of women correlates with rank in the societies that emphasize the importance of virginity, modesty, chastity, etc.
 - b. In part because the lower classes can't afford to have half their adult labor power so confined
 - c. In part because women's bodies are seen as the repository of family honor and the upper classes have more honor to maintain
 - d. In a book we read about Morocco in another class I teach
 - 1) There is a graphic description of a wedding involving a staged struggle between the groom and the bride's kinswomen after which he forcibly penetrates her (but doesn't continue—it's very bad form to ejaculate)
 - 2) And the bloodstained sheet is immediately displayed in front of the wedding guests, cause of great celebration and ululation
 - 3) Students very frequently find this hard to take and hard to understand
 - 4) The values are stated, the logic is clear
 - a) It is a very different logic
 - e. In the Middle East countries sometimes women are put in jail for their own protection because their father and brothers are trying to kill them
 - 1) Something they did besmirched the family honor
 - 2) Their mother and sisters agree this must be done
 - 3) Ostensibly such "honor killings" are against the law, but law is not enforced
 - 4) There are Pakistani men in British and Scandinavian jail who have killed their daughters or sisters and are not repentant at all
 - 5) Women's groups in these countries work to help such women in danger of being killed find a safe place to live

elsewhere in the country

- C. Third, because of culture, humans are freed from some of the biological controls over behavior characteristic of all other animals

1. Advances in technology have produced reliable birth control

2. Played an important role in the sexual revolution of the 1960s and 1970s

講師はこの講義メモをもとに、受講生に教科書からの次の論文を読ませた上で講義とディスカッションを行っていく。

Clark. "Dating on the Net: Teens and the Rise of "Pure" Relationships." in Hutter, pp.115-131.

Schalet. "Raging Hormones, Regulated Love: Adolescent Sexuality in the United States and the Netherlands." in Skolnick and Skolnick, pp. 129-133.

Berkowitz, and Padavic. "Getting a Man or Getting Ahead." in Hutter, pp. 132-146.

D'Emilio, and Freedman. "The Sexualized Society." in Hutter, pp. 351-365.

英語を早く正確に読めない日本人大学生のための日本語で行われる講義であるから、毎回講義ノートと論文を読んで私の講義の参考にするのである。この講義11の9ページにわたる講義メモは Sex (生物学的性), Gender (社会が押し付ける性役割), Sexuality (性嗜好) の区別を確認して性は social で cultural であることを多文化圏から広く例を取って論じている。さらにこれに読みの助けにと次の問いが準備されている。」

1. How, according to Clark, do teens use the term "dating" today? What are the differences between dating patterns today and during the 1950s?
2. What was the "sexual revolution" that occurred during the 1960s and 1970s?
3. Describe Giddens' idea of a "risk society" (derived from Ulrich Beck). (p. 126)
4. What is a "pure" relationship, according to Giddens?
5. What conclusions does Clark draw?
6. In what ways did the US and Dutch interviewees sharply differ in their responses to Schalet?
7. What opinions of the US parents do you like? What opinions of the Dutch parents do you approve of?
8. D'Emilio and Freedman suggest that "the liberal consensus about sex had dissolved." What do they mean?
9. How did family life change between the 1960s and 1980s in ways that affected sexuality in America (as discussed in D'Emilio and Freedman)?
10. What happens to women who enter the marketplace with respect to their marriage roles, as discussed in D'Emilio and Freedman?
11. D'Emilio and Freedman mention a report about Detroit. What did it say?

12. How did the erotic dimension of marriage change during the period 1960-1980? How did it stay the same?
13. In Kinsey's time the frequency of marital coitus was declining. What was the explanation of this? What period of time was this?
14. The piece by D'Emilio and Freedman mentions "the controversy over Baby M." If you know about this controversy, describe it.
15. How did the social life of gays and lesbians change between 1960 and 1980, according to D'Emilio and Freedman?
16. What are some of the differences between gay male couples and lesbian couples?
17. What were the downside aspects of the sexual revolution?

以上のような教材類は私がこの11の講義をする際に参考にしたものである。論じられた論文などは学生は読むことができないので、私は私の専門分野であるアメリカ文学の次の映画作品を学生に見せてアメリカの家についての論文を書かせた。(*The Kids are All Right*, *American Beauty*, *Eyes Wide Shut*, *Jungle Fever*, *Boyz N The Hood*, *Do the Right Thing* 人種問題と結婚, 同性婚の問題, 黒人の置かれた状況などが描かれている秀作ばかりである。)

わたしが大学英語教育でやりたいのは MITOCW の教材類を英語のまま学生たちにぶつけられないかということである。教科書は五冊であり、ページ数は合計1600ページを超える。英語力が十分ではない日本の学生にこれらを精読させたり速読させたりすることはできない。それで人類学科の Anthropological Theory という科目の担当者が「読み」に関して書いていることにヒントを得た。学部1, 2年生は一語一語、一行一行を正確に読んでいくことなどできない。論文の各パラグラフのトピック・センテンス（パラグラフの先頭に来ることが圧倒的に多い）を選び出して、それを束ねた言わば「縮小版」要約を教師が用意してそれを精読させたらどうか。以下は先ほどの私の講義11で参考論文として挙がっていた D'Emilio, and Freedman. "The Sexualized Society." in Hutter, pp. 351-365. をトピックセンテンスを中心に、関連する具体的な情報も入れて、日本語に翻訳したものである。私の「変貌する家」全体にかかわりのある重要な論文であると思えたので翻訳して学生に渡した。

「性に取りつかれたアメリカ社会」縮小要約版

消費文化の諸価値と公共の場でのセクシャリティ情報の充満があいまって、1960年代後半までに「セクシャリティ」は個々人にとって意味のあるものの源という確信がアメリカ社会に浸透。

結婚がその期待に応えるという考えは通じなくなった。性の快楽が彼らの生活の中で正当で必要な部分であり、この部分は結婚相手への忠誠とか永続性に縛られないと多くのアメリカ

人が考え始めた。

1960年代半ばから1980年代までにセクシャリティでのアメリカ史最大の変化（性の商品化、態度の重大な変化、アメリカ人のライフサイクルの変化）が起こった。

性産業（Sex Industry）

セクシャル・リベラリズム内の争い（エロティックなことは結婚の至高の経験という考えと、エロティックなことは「結婚」以外のところに置こうと努力するやり方）この争いに付け込んでセクシャリティの商業利用が発展

最高裁は性的イメージを抑えてきたが1950年代、60年代に方針を変え始めた。

資本家は性欲をまだ満たされていない領域としてとらえた。どこを見ても商品の形でエロティックなものが手招きしていた。

ポルノ 1970年代に何千という映画館が Triple X 映画を上映 NC, SC はポルノ映画館がもっとも集中

雑誌、ペーパーバック 新聞販売スタンドの売り上げのかなりの部分は十年前なら警察が摘発した類のもの

VHS（1970年代後半ポルノが家庭に）奥さん、ガールフレンドを連れてレンタル・ショップで品定め。レンタル・ショップの売り上げのかなりの部分がポルノ

1980年代までに“Sex Industry”成立 売上と利益で性産業は食品産業と同じ可能性を持っていると考えられた。

文化に性が蔓延してアメリカの日常生活に性のイメージ群が組み込まれていく。

広告業界 は消費者を性的に刺激する戦略を新聞広告で採用。1980年代には男性の肉体も広告に使われる。アパレル業界、百貨店思春期前の少女のお色気を利用。レコードのジャケットも性的刺激の強いもので消費者を引き付ける。テレビドラマも性的に際どいものを売りにした。人生相談でも性の相談は当たり前、独身の男女への助言「さまざまなパートナーの方がセックスはよく分かる」ラジオのパーソナリティは終始性の喜びを語り、雑誌には「午後の恋愛」を求める「離婚した白人男性」の「彼女求む」欄1970年代までには結婚入門書が性の指南書に取って代わられる。*The Joy of Cooking* から *The Joy of Sex* ができ、このゲイ・レズビアン版ができた。

1960年代から1980年代、多くのアメリカ人のライフスタイルがより複雑に予測しがたいものになった。結婚と子供を産むタイミング、産児制限、伝統的核家族の不安定、住み方の工夫のすべてが性的基準の再編を促した。

1960から1980の間に結婚率は25%落ちた。1985年には結婚平均年齢が上がった。（男25.5女は23.2）これと共に1970年代半ばには人口維持にしろいう必要の出生率を保ったが、1950年代後半のピーク時に遠く及ばなかった。簡単にできる合法的堕胎、不妊手術への加速する流れ、信頼性の高い避妊法などで、結婚している夫婦は子作りを完全に制御した。中産階級では子作りをしないことが真剣に考えるべき選択肢に浮上した。1970年代の終わりには結婚

している20代後半の女性の四分の一以上は子供がいない。

アメリカ人の結婚年齢が遅くなり子の数が少なくなっただけではなかった。「家族」は影響をより受けやすかったのだ。州法の自由化に助けられて、1960年代半ばには離婚率が急激に上がった。1960から1980の間に離婚した男女数がほぼ200%上がった。離婚率自体も90%跳ね上がった。黒人の場合は離婚の影響はより深刻だった。1980年に25歳から54歳のまでの黒人男女の25%が離婚した。白人の場合は10%以下であった。離婚した者の多くは再婚したが、再婚は初婚より一層長続きしなかった。1980までには離婚ラッシュは多少治まったが、1970年代後半の結婚で続くのは半分。

以上の変化がアメリカの家の規模と構造に影響を与えた。家は小さくなり、多様な構成になった。1970年代半分以上の家が家内部の血縁関係がなかった。父・母・子供の伝統的な家族は1980には5分の3までになった。この数字だけでは「伝統的な家族」がまだ優勢のようだが、実情はその「伝統的な家族」の多くも持解体を経験していて、たいがいのアメリカ人は子供時代あるいは成人してからの時代の一部分を伝統的ではない状況（父・母・子供）の中で過ごす覚悟が必要であった。

1970年代にはおおいにはやされたのは「同棲」という男と女の「工夫」であった。1960代には全く注目されなかったけれども1970年代には1960代の三倍にもなってがぜん注目された。同棲組はアメリカの家の三パーセントにすぎなかったが、この「工夫」に自分も参画する確率ははるかに高かった。実際の妻とは違う女性と少なくとも6カ月間住んだことがあるアメリカ人男性は五人に一人だという研究がある。この現象は白人より黒人の間でより普通であった。この同棲する男性の大部分は離婚歴があった。

家と家の構造の再編の中で注目すべき変化は「働く女性」の台頭であった。第二次世界大戦後白人既婚女性は着実に労働市場に進出してきたが、黒人の妻も家外で働くのは普通のことであった。これはフェミニズムの影響もあったが経済上の事情もあった。1970インフレが急騰したり、生活レベルを上げる消費が増えたりして二万五千ドルから五万ドルの年収の主婦はぎりぎりの生活を避けるために働かざるをえなかった。また離婚率が高くなって家を仕切る離婚主婦は働かざるをえなかった。

働き始めた女性は自信を持ち夫以外のつながりで独自の友を持ち、独立を享受していた。このような妻を満足させるのは容易ではなく、離婚ということになっていくケースが多くなった。

黒人の間では離婚や女が家長の家（1980までに黒人の家の約半分は女性が家長）が増え、結婚以外の場で生まれた子が依然として高止まりしていた（黒人の子供の過半数は未婚女性からの生まれ、二親がそろった家で育てられたのは半数以下。）およそ成人の黒人の半数は結婚していない。黒人の男女の間はうまくいっていない。家の問題は黒人社会の長期的大問題。日常世界へのセクシャリティの侵入などがアメリカ人の性の行いや態度の大変化の前触れであった。婚期が遅れるというのは豊かな性体験を持って結婚するということであった。離婚

の増加はより多くのアメリカ人が成熟した新しい相手を探しているということであった。子供も大人も自分の親が結婚という制度の枠外で性交渉を持っているということを知ることになった。異性との同棲，レスビアニズム，ゲイなどが結婚以外の選択肢となった。子作りの先送りと出生率の低下が子作りのための性と快楽のための性の区別を浮き彫りにした。性欲を満たす場として特権的な地位を占めてきた結婚という制度が弱くなり，独身のままでいることも一つの選択肢となった。

婚姻外の性が認められるようになった。1950婚前交渉を認めるのは25%以下，1970はこの数字は逆転。同性愛を認めるのは若ものでは年寄りの三倍。妻以外のすべての人が愛のない性を容認。

子作りからの性の分離，性行為は子作りとは別

性以外の子作りの法（子宮外での卵子受胎，代理母，将来のために胎芽の保存，精子提供，養子）

結婚入門書より性技指南書

1950と1970と比較すると正常位以外を試みる人倍増

白人夫婦の間で（黒人夫婦間は違う）オーラルセックス（フェラチオ，クニニリングス）が性技に取り入れられたことが歴史的な変化と考えられている。

性関係については90%の妻が満足，そのうちの75%が性交の頻度について満足，25%はもっと多くの頻度を望んでいる。

性技指南書での学習，実験で女性独自の快楽の開発，そしてこれが性行為における男の独占を弱める。

性行為の頻度が多ければ満足感大きい。レズビアンは頻度少なめで二年一緒に暮らすと頻度がガクンと落ちる。若いレズビアンは年配のレズビアンよりオーラルセックスが多い。あらゆるカップルの中でゲイが性技を駆使する。一夫一婦制の結婚を超えようとするのはレズビアンで28%，夫で25%，妻で21%だが，ゲイは多数の相手と性交渉を持つのが行き方。同棲している間パートナー以外の20人以上と性関係を持つのは，レズビアンで1%，夫で7%に対して実にゲイの40%。

1976年の調査では婚前の性的活動が活発な者で18歳までに妊娠するのは白人で27%，黒人で45%

セクシャリティを幅広く認める1960，1970年代のアメリカで，信頼における避妊法があるのに妊娠という形で悲惨な苦しみを女性に一手に引き受けさせるのはジェンダーに絡むアメリカの文化内の矛盾。

性が幸福であることの重要な側面であるならなぜそれを結婚の中にだけ位置付けるのかと，セクシャル・リベラリズムは過激な主張を展開してきた。

婚期や子作りの先送り，離婚の増加，フェミニストやゲイ・リベレイショニストが異性愛正当性を問題に取り上げるといった状況の中で，婚姻外のセクシャリティが当たり前になって

いる。

1970年代後半に保守派がセクシャリティの過激な流れをストップして以前のセクシャルな秩序（結婚という制度内の生殖のためのセクシャリティ）に戻そうとしている。セクシャル・リベラリズムの崩壊は新しい安定した共通理解をまだ生み出していない。

以上のような文献の縮小要約版、さらに頻度分析にかけられた重要な構文、表現を学生自身が作文や対話で活用できるように提供したらどうか。MITOCWの多くの科目には講師の実際の映像・音声情報はないが、エディックスやコーセラでは音声情報もあるから、それらのトランスクリプトを作り、活字としても読むことができるようにしたらどうか。講義の正確な講義録、教科書・「縮小版」要約、講義録・教科書・参考文献の頻度別文例集、議論を深めて理解をより確実なものにする質問集、論文テーマを選ぶためのヒント集などを準備してエディックスやコーセラに載せてもらったらどうだろうか。エディックスやコーセラでこれらの助けを借りながら興味深いコンテンツをしっかりと学びとり、この経験が徐々に英語の読解力や表現力をもつけている。このような朗報を日本人大学生にもたらすためにエディックスやコーセラ受講を我々の準備するもので活性化していかなければならない。

（2013年12月10日受理）

Free Online University Courses for Japanese University English Education

NAKAI Noriaki

People all over the world are enrolling in free online university courses, but so few Japanese people are taking advantage of this chance. We are planning to offer tools for Japanese people to successfully enjoy the courses: transcripts of the lectures, English expressions sorted by their frequency, discussion questions.

ST. ANDREW'S UNIVERSITY

BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE

VOL. 39. NO. 3 2014. 3

[The 34th International Academic Seminar]

ForewordIYODA Mitsuhiro (1)

Articles

Internationalization of Accounting Standards and Tax AccountingKONKO Akio (3)
Impact of Social Capital on Sustainable SCM and CSR Performance:
A Theoretical ReviewLEE Don Hee (27)
A Study on the Chinese Rules of OriginPARK Sung Ho (51)
“Jeongeub-sa (井邑詞)” and the Tale of Ise’s “Izutsu (井筒)”UMEYAMA Hideyuki (73)

[Designated Research Projects]

Articles

Urban Migration of Young People in a Period of Economic Growth:
Anthropological “Self” PerspectiveMINAMIDE Kazuyo (91)
The Development of Tax Accounting Research in JapanKONKO Akio (109)
Research on the State of Desirable Extracurricular Activities in Class
——Learning from Class Meetings used in the State of Hessen, Germany——
.....MATSUOKA Yoshiaki (127)
Significance and Effectiveness of Near Visual Acuity Test
in Information-Oriented Society
——A Study of Visual Acuity, Refraction andTAKAHASHI Hitomi
Accommodative Efficiency in Primary School Students——KAWABATA Hidehito (141)
ETO Takashi

[Collaborative Research Projects]

Articles

Current Movement of Food Trade in East Asia:
Focused on Vegetables Trade between China and JapanOSHIMA Kazutsugu (155)
Topic in Talk-in-interaction:
A Longitudinal Study of Japanese Learners of EnglishJohn CAMPBELL-LARSEN (171)
Analysis of Survey Data on First-Year Students at Our University (2)KINOSHITA Eiji (199)
Study of Cancer Control Program in Izumi City
——A Joint Research Project with Regional Partners——ITO Takaaki David (221)
Connections between the Plague and Religious Services for Dangun
at Samsung-Sa, Mt. Guwol, during the Choson PeriodSASSA Mitsuaki (241)
A New College English Curriculum:
A ProposalNAKAI Noriaki (261)
Free Online University Courses for Japanese University English Education
.....NAKAI Noriaki (269)

The Research Institute
of
St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
